

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月29日

【事業年度】 第23期（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

【会社名】 ドイツポスト・アーゲー
(Deutsche Post AG)

【代表者の役職氏名】 マルティン・ツィーゲンバルク エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント
(IR担当)
(Martin Ziegenbalg EVP Investor Relations)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国、53113 ボン、
シャルル・ド・ゴール・シュトラッセ20
(Charles-de-Gaulle-Straße 20, 53113 Bonn, Deutschland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 後 藤 一 光

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03 - 6438 - 5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 稲 田 祥 子

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03 - 6438 - 5511

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部【企業情報】

(注)

- 1 本書において、文脈上別異に解される場合又は別段の記載がある場合を除き、以下の語は、以下の意味を有するものとする。本書において別段の記載がある場合を除き、会社名が使用されるときは、その連結子会社及び関連会社を含むものとする。

ドイツポスト

「当社」、「ドイツポスト」又は「ドイツポスト・アーゲー」 : 子会社及び関連会社を含まない株式会社としてのドイツポスト・アーゲー。ドイツ・ブンデスポスト・ポストディーンスト (Deutsche Bundespost Postdienst)を指すこともある。

「当グループ」、「グループ」又は「ドイツポストDHLグループ」 : ドイツポスト・アーゲー並びにその連結子会社及び関連会社。

「ダイアログ・マーケティング」 : 個別具体的な形態により、ターゲットとする顧客グループに選択的にアプローチし、対話する直接的な通信方法を利用した市場指向型の事業活動。

「イー・ポスト」 : 電子的に及び通常の郵便にて配達可能な保護された信頼できるオンラインのコミュニケーション方法。

「事前郵便商品」 : 50通を最小郵便数量とし、郵便料金は全て郵便法第19節に基づく承認が条件とされる。

「ドイツ連邦ネットワーク庁」
(Bundesnetzagentur) : 電気、ガス、通信、郵便及び鉄道に関するドイツの国家規制当局。

「郵便法」
(Postgesetz) : 1998年1月1日に発効したドイツ郵便法の目的は、規制を通して郵便業界における競争を促進し、ドイツ全体における適切かつ十分な郵便サービスの提供を確保することである。これには、ライセンス、価格統制及びユニバーサル・サービスに関する規制が含まれている。

「パックステーション」 : 小包及び小型郵便物を1日中投函及び受取り可能な小包用機器。

「パケットボックス」 : 料金別納小包及び小型郵便物(最大容積: 50x40x30cm)用の郵便ポスト。

「料金の上限定定手続」 : ドイツ連邦ネットワーク庁が一定の郵便商品の価格を承認する手続。同庁は、これが決定する一定種類のサービスにおける平均料金変更幅を規定する事前に定められた標準料金に基づき、郵便商品の料金を承認する。

「標準書簡」 : 235 x 125 x 5mmを最大サイズとし、20gを最大重量とする書簡。

ドイツポストDHL

「B2C」	: 製品、サービス及び情報の企業及び消費者間のやり取り。
「ブロック・スペース契約」	: フレート・フォワードアー又は荷送人は、航空会社とブロック・スペース契約を締結する。当該契約により、手数料を支払うことで、定期的な航空便による確定した輸送容量を確保することができる。
「契約ロジスティックス」	: 契約ロジスティックス・サービス・プロバイダーによるバリュー・チェーンに沿った複雑なロジスティックス及びロジスティックス関連サービス。そのサービスは特定の産業及び顧客ごとにカスタマイズされ、一般的に複数年契約に基づき提供される。
「DHLカスタマー・ソリューション & イノベーション (CSI)」	: ドイツポストDHLの事業部門を超えた商業及びイノベーションを担う業務部。
「直接輸送ソリューション (D2M)」	: ドイツポストDHLの倉庫管理サービスとオーダー・トゥ・キャッシュ・サービスを融合するエンド・トゥ・エンドの物流ソリューション。これにより、メーカーは、伝統的な卸売業者及び/又は販売業者を介することなく、末端顧客との間で直接輸送関係を構築することが可能となり、ここでいう末端顧客とは、例えば薬局のような調剤拠点である場合と、e-コマース・チャネルにおいて患者に直接輸送する場合との両方がある。
「フルフィルメント・センター」	: 注文プロセス、倉庫保管、注文商品のピッキング、梱包及び返品管理等のカスタマーサービスを提供する拠点をいう。
「ゲートウェイ」	: 輸入向けの製品及び輸出後販売される製品の集荷拠点、通関拠点。
「ハブ」	: 積み替え及び貨物の流通をまとめるための集荷センター。個別具体的な形態により、ターゲットとする顧客グループに選択的にアプローチし、対話する直接的な通信方法を利用した市場指向型の事業活動。
「インバウンド・トゥ・マニュファクチャリング (I2M)」	: ドイツポストDHLが、正しい内容物を正しい時間に正しい製造拠点に輸送されることを確保するもの。当グループのソリューションが、原材料のインバウンドに伴って生じる在庫、設備及び労働者について、完全なエンド・トゥ・エンドの物流管理を提供する。
「主幹ロジスティック・パートナー」	: 顧客のため、全て又は重要な流通プロセスを組織する義務を負うロジスティック・サービス・プロバイダー。
「メディカル・エクスプレス」	: 医療機関、病院、研究所又は研究機関等への血液や組織サンプル等緊急又は温度に敏感な医療貨物の輸送。通常は、新薬の臨床試験に関連している。
「マルチモーダル輸送」	: 例えば、航空、海上、車両及び電車等、2つ以上の輸送方法の使用。
「サプライ・チェーン」	: 原材料の調達から製品の消費者への提供まで、一連の繋がったリソース及びプロセス。
「時間指定」	: 配達日又は配達時間が指定又は保証された緊急の宅配サービス。
「輸送資産保全協会 (TAPA)」	: 国際的なサプライ・チェーンにおける紛失を低減することを共通の目標とした製造業者、流通業者、貨物運搬業者、法執行機関及びその他利害関係者をまとめるフォーラム。

「20フィートコンテナ単：長さ20フィート、幅8フィート(6×2.4m)の標準コンテナ単位。位」(TEU)

- 2 「€」はユーロを指し、「¥」は日本円を指す。
- 3 本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ = 126.73円(2018年5月31日現在の東京における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場仲値)の換算率により換算されている。
- 4 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
- 5 発行者の事業年度は暦年である。
- 6 本書は当グループの事業・業績・経営成績に関する将来的な記述を含んでいる。将来的な記述は、歴史的事実とは異なり、「信じる」、「見込む」、「予測する」、「予定する」、「企画する」、「計画する」、「見積もる」、「意図する」、「見通す」、「予期する」、「狙う」などの用語及び類似した表現により示される。かかる将来的な記述は、将来の出来事に対する本書提出日現在における計画、見積もり及び見解に基づいており、したがって必然的に一定のリスク及び不確実性が含まれているため、実際の業績は、将来的な記述の中で明白にまたは暗に仮定された将来の発展、成果又は業績とは実質的に大きく異なる場合がある。
本書における将来的な記述は、あくまで本書提出日現在において示されるに過ぎないため、過度な信頼を置かないよう留意されたい。なお、当社は、本書提出日以降に生じた出来事や事象が反映されるようにかかる将来的な記述を更新することは意図しておらず、当該更新の義務を負うものではない。

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

(イ) 一般

ドイツ法は、各種の企業形態について規定しており、中でも以下の企業形態が頻繁に採用される。

- ・合名会社(Offene Handelsgesellschaft - 「OHG」)
商法第105条乃至第160条の適用を受け、組合員全員が組合の負債につき無限責任を負う。
- ・合資会社(Kommanditgesellschaft - 「KG」)
商法第161乃至第177条aの適用を受け、最低1人の社員(無限責任社員)が無限責任を負うのに対し、他の社員(有限責任社員)は一般的にその出資額を限度とする責任を負う。
- ・GmbH&Co.KG(合資会社の特殊形態)
有限会社が唯一の無限責任社員となる。
この種の会社は、一般的に合資会社に適用される規定の適用を受ける。
- ・有限会社(Gesellschaft mit beschränkter Haftung - 「GmbH」)
有限会社法の適用を受け、法人格を有する。
有限会社は、原則として、最低25,000ユーロの確定資本金を有する。但し、2008年の有限会社法改正後、有限会社はより低額の資本金で設立することができる。当該有限会社は、「Unternehmergesellschaft haftungsbeschränkt」又は「UG haftungsbeschränkt」を社名に追加することにより、資本金が減額されたことを表示しなければならない。各有限会社の資本金は持分に分割される。但し、持分は、公正証書によってのみ譲渡が可能である。
- ・株式会社(Aktiengesellschaft - 「AG」)
株式会社の適用を受け、有限会社と同様に法人格を有する。株主は、会社の債務について責任を負わない。株式会社は、最低50,000ユーロの確定資本金を有する。かかる資本金は、額面株式又は無額面株式に分割され、記名式で発行される。又は、一定の限定的な場面においては、無記名式で発行される。株式は、公証人の認証がなくても譲渡が可能である。一般に、株式公司法上認められた会社の構造は、有限会社法上のそれと比べ、柔軟性に乏しい。
- ・欧州会社(Europäische Gesellschaft - Societas Europaea - 「SE」)
欧州共同体の欧州会社規則、及びドイツに登録住所を有する欧州会社についてはドイツ欧州会社設置法の適用を受ける。欧州会社は、株式会社であり、欧州連合のいずれの加盟国においても登記が可能である。欧州会社は、最低120,000ユーロの発行済資本金を有さなければならない。欧州連合規則の適用に加え、欧州会社には、登記事業所が設置されている加盟国における株式会社に適用される法令も適用される。

株式会社の特徴を以下に敷衍する。

(ロ) 設立

株式会社は、1人以上の発起人によって設立される。発起人は、現金による出資又は現物出資と引換えに全株式を引き受ける義務を有する。設立時における株式会社の最低資本金額は、50,000ユーロである。定款は、公正証書によって作成され、会社の法律上の所在地を管轄する地方裁判所が保管する商業登記簿に登録されなければならない。定款の記載事項は以下のとおりである。

- ・会社の名称及び本店所在地

- ・会社の目的
 - ・資本金の額
 - ・株式の額面株式・無額面の別、額面株式の額面金額及び額面金額ごとの株式数又は無額面株式の株式数
 - ・株式の記名式・無記名式の別、株式は、一定の限られた場合（例えば、証券取引所に上場されている場合を含む。）には、無記名式でのみ発行することができる。
 - ・取締役数又は取締役数決定の根拠となる規則
 - ・会社の公告の方法に関する事項
- 株式会社は、商業登記簿に登記されたときに法人格を付与される。

（八）会社と株主との関係

株主は、等しい状況下では平等の取扱いを受けることができる。株主は、配当可能利益を受領することができるが、資本準備金に組み入れることなどを理由として、法律、定款若しくは株主の決議又は（所定の金額を限度として）取締役会及び監査役会の共同決議により配当から除外されるものについてはこの限りでない。

株式会社は、株式会社法第71条に定める非常に限られた場合で、かつ、欧州市場における不正行為規制（Regulation (EU) No. 596/2014）第5条、第14条及び第15条に定める限られた場合にのみ自己株式を取得することができる。

無記名式株式は、売主と買主の合意及び株券の交付により譲渡される。記名式株式は、売主と買主の合意及び裏書された株券の引渡しにより譲渡される。記名式株式については、会社の株主名簿に登録されている株主のみが会社に対する関係で株主とみなされる。上場会社の場合、株式は一般に1枚又は数枚の包括株券により表章され、クリアストリーム・バンキング・アーゲー等の証券保険機関に預託される。株主は個別の株券を受領せず、株式の譲渡は、売主が買主に株券を交付する代わりに、保管機関の口座振替により行われる。

ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz（「WpHG」））第33条第1項によれば、議決権が直接的であるか間接的であるか（つまり、第三者が保有する議決権が株主に帰属する場合を指す。）を問わず、上場会社の議決権の合計が3パーセント、5パーセント、10パーセント、15パーセント、20パーセント、25パーセント、30パーセント、50パーセント又は75パーセントに達する場合、それを超える場合、若しくはそれを下回る場合においては、株主は、その事実を知った後又はその状況において知り得た後遅延なく、いかなる場合であっても4営業日（土曜日、日曜日又はドイツの最低1つの連邦州（Bundesland）における州の祝日を除く各暦日）以内に、当該上場会社及び連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht（「FFSA」））に通知しなければならない。なお、株主は、株式保有基準値に到達した2営業日後にはその事実を知っているとみなされる（unwiderleglich vermutet）。株主が第三者と協力している場合は、当該第三者の議決権も株主に帰属するものとされる場合がある。ドイツ証券取引法第34条に基づく株主に直接的に保有されている又は帰属している株式に関する開示要件が満たされていない限り、当該不開示により、議決権及び配請求権は失われる。貸借対照表上の利益の分配請求権（但し、分配される範囲に限る。）及び清算による収益の分配請求権についてはその限りではないが、発行体に対する通知が、意図的に又は重過失により未実施という状況になっていないことを条件とする。意図的に又は重過失により通知がなされておらず、前述の株式保有基準値の到達、超過又は割込みが通知されていない上、通知されている議決権数と実際の議決権数の間の誤差が少なくとも10パーセントとなる場合、当該株式に係る遅延通知がなされた日から6ヶ月間行使することができない。実質株主の指図を受けない代理人による株式保有の効果は、かかる代理人に帰属する。当該月に現存する議決権数に変更があった場合、会社は、株主による株式保有基準値の計算を可能にするため、またFFSAに対する通知を円滑に行うため、一般に現存議決権総数に関する要旨を2営業日以内に公告しなければならない。但し、現存する議決権数の変更が、会社に新株を発行させる転換権又は新株引受権が行使された範囲内でのみ実行される増資（条件付資本の増加）から生じた場合には、当該情報を各暦月末日に公告すればよい。また、ドイツ証券取引法第38条第1項に基づき、株式の交付

を要求する権利が付随した又は券面の交付を伴うか否かにかかわらず同様の経済的効果を持つ金融商品の保有者（直接間接を問わない。）も、会社に対し上記と同様の通知を行わなければならないが、この場合は3パーセントの株式保有基準値については適用されない。かかる金融商品に関する開示を行わなければ、上述の議決権の不開示に関する制裁が課され、それゆえ、議決権及び分配請求権が失われる。しかし、このような権利の喪失は、開示要件に違反した関係者に（直接）保有されている株式のみに関係があり、第三者が保有する株式には関係がない。かかる金融商品に関連する議決権と株式保有による議決権は、通知義務が発生するか否かを決定する際に合算される。投資家の直接的又は間接的な（つまり議決権が当該投資家に帰属する場合。）株式保有基準値が10パーセント以上となる場合、当該投資家は議決権の取得の目的及び議決権取得のため利用された資金源を、当該株式保有基準値が達成されてから20営業日以内に株式の発行体に通知する義務を負う（WpHG第43条第1項）。発行体は、受取った情報と通知義務が遵守された旨を公開する（WpHG第43条第1項及び第2項）。

（二）会社の組織

（a）取締役会

取締役会の数は1人でも数人でもよく、自己の責任において会社の業務を執行するものとする。取締役の数は、登録上の資本金が3,000,000ユーロを超える場合は、定款に1人とする旨が明記されていない限り、2人以上でなければならない（株式会社法第76条第2項）。取締役は、自然人であり、かつ、完全な行為能力を有する者に限られる。

取締役会は業務規程を制定することができる。但し、定款により監査役会が業務規程の制定権を与えられている場合又は既に監査役会が取締役会のために業務規程を作成している場合はこの限りでない（株式会社法第77条第2項）。

取締役会は、裁判上及び裁判外において会社を代表する。取締役会が数人から成る場合、全取締役が共同してのみ会社を代表する。但し、定款に別段の規定がある場合はこの限りでない（かかる規定を設けるのが普通である。）。定款において、取締役が単独で又は委任状を有する者と共同で代表権限を有する旨定めることができる（かかる委任は商法の適用を受ける法定の標準的な委任状によりなされ、商業登記簿に登記される。）。共同代表権を有する取締役は、各自の間における職務分担を定めることができる。取締役の代理人を定めることができ、これら代理人の代表権限は第三者に対する関係においては、正規の取締役のそれと同じである。

取締役会又は代表権限の変更は、その都度、商業登記簿に登記しなければならない（株式会社法第81条第1項）。

取締役は、任期を最長5年として監査役会により任命される。再任又は任期の延長は、それぞれ最高5年を限度とする（株式会社法第84条）。

上場会社であり、又は、共同決定法が適用され、労働者代表者が会社の意思決定に参加する会社（co-determined company）は、常務取締役会における女性の代表に係る目標割合を決定しなければならない（株式会社法第111条第5項第1文）。女性の代表者が、常務取締役会で30パーセント未満である場合、目標割合は現在の割合に満たないものであってはならない（株式会社法第111条第5項第2文）。その他の点では、会社は、目標割合を自由に決定する。監査役会も、目標割合を実現するための期限を決定しなければならないが、当該期限は5年を超えてはならない。さらに、常務取締役会は、常務取締役会より下位の二つの管理者レベルで女性の代表に関する目標割合を決定しなければならない（株式会社法第76条第4項）。したがって、上記原則（期限等）が適用される。会社が当該目標を実現できなくても、制裁がないことは、言及に値する。しかしながら、会社は、（イ）コーポレート・ガバナンスに関する宣言の一部として（ドイツ商法第289条f第2項第4号。）（ロ）（コーポレート・ガバナンスに関する宣言を発していない場合）年次財務書類の一部を構成するマネジメント・レポート（Lagebericht）に、又は、（ハ）（コーポレート・ガバナンスに関する宣言を発しておらず、かつ、マネジメン

ト・レポートも作成していない場合)ウェブサイト上に、女性の管理者の代表に関する目標割合を公表する義務がある。

取締役会は、重要な事由のほか、営業方針、会社の収益性及び事業の現況について、定期的に監査役会に対して報告しなければならない。

(b) 監査役会

株式会社法第95条に従い、監査役会は資本金の額により3人以上21人以下の監査役から構成される。

1976年5月4日付産業共同決定法(Mitbestimmungsgesetz - 以下「共同決定法」という。)は、異なる構成について規定しており、株式会社法第95条に規定の構成に優先し、同法は、一般に雇用者数が2,000人を超える全ての会社に適用される(以下の記載は共同決定法に従う会社についてのものである。)。

共同決定法に従い、監査役会は、以下に従って構成されなければならない。

- ・一般に従業員数が10,000人以下の会社の場合は、12人の監査役で構成される。その内訳は、株主の代表6人及び従業員の代表6人(そのうち4人は会社の従業員とし、2人は労働組合の代表)とする。但し、定款で員数を16人又は20人(株主の代表と従業員の代表を同数とする。)と定めることができる(共同決定法第7条)。
- ・一般に従業員数が10,000人超20,000人以下の会社の場合は、16人の監査役で構成される。その内訳は、株主の代表8人及び従業員の代表8人(そのうち6人は会社の従業員とし、2人は労働組合の代表)とする。但し、定款で員数を20人と規定することができる(共同決定法第7条第2項第2号)。
- ・一般に従業員数が20,000人を超える会社の場合は、20人の監査役で構成される。その内訳は、株主の代表10人及び従業員の代表10人(そのうち7人は会社の従業員とし、3人は労働組合の代表)とする(共同決定法第7条第2項第2号)。

監査役会の構成で株主代表に関するものは共同決定法の適用を受けないが、従業員代表に関するものについては、共同決定法に更に詳しく規定されている。

2016年6月17日より、資本市場において活動する会社(組織的な市場において自らの株式を取引する会社又は当該取引許可の申請を行った会社と定義される。)については、監査役会の管理取締役のうち最低1名は会計の専門知識又は財務諸表の監査の専門知識を有する者が任命されなければならない。また、2016年6月17日以降に任命された監査役らは全体として会社が経営されている分野について精通していなければならない(株式会社法第100条第5項)。

株主代表は株主総会で選任される。取締役は、同時に同じ会社の監査役となってはならない(株式会社法第105条)。また、上場会社において、取締役の任命期間終了後2年間は、25パーセント超の議決権を保有する株主による提案に基づき選任された場合を除き(株式会社法第100条第2項第1文第4号)、同じ会社の監査役となってはならない。従業員代表の選任については共同決定法第9条乃至第24条が適用され、共同決定法の授權に基づき、2002年5月27日に公布され、2015年8月26日に直近で改訂された3つの規則に更に詳しい規定がある。選任手続は複雑で、異なる組織を有する大グループの場合は最低25週間の日数を要する。

上場会社で、LoC(原則として2000人以上の従業員で、監査役会の共同決定が50/50であることを条件とする)に該当する会社に対し、監査役会に関し30パーセントの性別割合を義務付けられる(株式会社法第96条第2項)。かかる定数は、両性に適用される。原則として、かかる定数は、監査役会全般適用される。しかしながら、従業員代表者及び株主選任の監査役の両者は、関係の側の多数決により監査役会の各半数は、両性から少なくとも30パーセントを構成するように求める権利がある(株式会社法第96条第2項第3文)。かかる定数は、2016年1月1日以後新たに監査役を選任する際には、遵守する義務がある。新たに監査役を選任する際に、欠員の欠如のため定数を完全に満たすことができない場合は、当該欠員について、30パーセントの法定閾値に達するまで、必要な数に満たない方の性の人員を配置しなければならない(株式会社法施行法第25条第2項)。性別定数要件

が監査役会の選任過程で遵守されない場合、当該選任は、原則として無効である。すなわち、30パーセントの定数を実現する必要があった、監査役会における役職が、欠員のままとなる（いわゆる「空席」）（株式会社法第96条第2項第6文）。しかし、監査役会の選任が新法違反以外の理由で裁判所により無効とされた場合は、無効とされた選任により達していた性別定数に依拠したその後の選任の有効性に影響を与えない。2016年1月1日以前に選任された監査役は、定期満了までその任務を果たすことができる。

監査役の任期は、当該監査役の就任後4会計年度中（なお、当該監査役が監査役に就任した当該会計年度は含まれない。）の同監査役の免責につき決議する株主総会をもって終了する期間、すなわち約5年を超えることはできない。

株主代表であるか従業員代表であるかを問わず、個々の監査役については、かかる正規の監査役とともに補欠を選任することができる。かかる補欠は、正規の監査役が任期満了前に退任した場合に監査役になる。

（ ）監査役会の権限及び義務

監査役会は、取締役の任命、取締役会の監督、及び取締役会に対する助言を行う。監査役会は、会社の財産のほか会社の帳簿及び記録を閲覧・監査することができる。また、会社の利益のために必要な場合は、株主総会を招集しなければならない。

業務執行の機能を監査役会に委譲することはできないが、定款又は監査役会において、一定の取引をするには監査役会の同意を要する旨定めなければならない。

監査役の報酬は、定款又は株主総会決議により決定されなければならない。

取締役の報酬総額及び取締役会の報酬体制は、監査役会の満場一致により決定される必要があり、委員会に対し委任することはできない（株式会社法第107条第3項第4文）。報酬総額は、各取締役の職務及び能力並びに会社の財務状況の観点から適切なものでなければならず、正当な理由なく通例の報酬レベルを超えてはならない（株式会社法第87条第1項第1文）。上場会社においては、報酬体制が企業の持続可能な発展に重点を置くもの（株式会社法第87条第1項第2文）でなければならない。会社の状況が悪化した場合で、現行の報酬の支払いの継続が会社にとって不適切となる場合（株式会社法第87条第2項第1文）、監査役会は速やかに取締役の報酬を適当な金額に減額する。会社が取締役及び役員の損害賠償保険を取得する場合、最低でも損害の10パーセントから取締役の固定年収の1.5倍の金額を控除免責金額として合意しなければならない（株式会社法第93条第2項第3文）。

（ ）会長、決議、委員会

監査役会は、監査役の中から監査役会会長1人及び1人以上の副会長を選任しなければならない（株式会社法第107条）。

法律に別段の定めがない限り、決議の定足数は、全監査役の半数以上である（共同決定法第28条）。他の監査役が代理して投票することも当該決議への参加とみなされる。別段の定めがない限り、決議には投票数の過半数が必要である。可否同数の場合は再度の投票を行うことができるが、この場合も可否同数であれば、監査役会会長が決定権を有する。監査役会副会長には、かかる決定権はない（共同決定法第29条）。

監査役会は、委員会を設置することができ、かかる委員会に対し、株式会社法第107条第3項が規定する一定の事項以外の事項につき、監査役会に代わって決定することを委任することができる。ドイツ企業統治法は、監査役会が監査委員会を組織することを推奨している。

監査委員会は、通常、会計過程並びに内部統制システム、リスクマネジメントシステム、内部修正及び内部監査システムの効率性、特に会計監査人の選任及びその独立性並びに会計監査人が提供するその他のサービスにつき監督する。特に資本市場において活動する会社については、株式会社法第107条第4項、第100条第5項に従い、監査委員会のうち最低1名は会計又は財務諸表の監査の専門知識を有する監査役でなければならない。さらに、

ドイツ企業統治法に従い、監査役会の監査委員会の会長は会計原則及び内部統制の適用に関する専門知識及び経験を有する、過去2年間に会社の取締役ではなかった外部監査役でなければならない。特に資本市場において活動する会社の監査委員会は、監査役会に対し年次連結財務諸表の会計監査人を選出する提案を行うものとし、監査役会は当該提案に基づき株主総会において自らの提案を行う。監査役会は、例外的に監査委員会の推薦に反対することができるが、理由を株主総会において説明しなければならない。社会的影響度の高い事業体の法定監査に対する要求事項についての規則（EU）537/2014により、監査事務所（同規則第17条）の強制ローテーション制度が導入された。当該規則によれば、ローテーションは、最長10年ごとに行われるが、入札手続が行われれば、当該期間は20年まで延長され得る。また、初回のローテーション実施に関しては、経過規定がある。

（ ）取締役の任命

共同決定法第31条に従い、取締役選任のための監査役会決議には3分の2の多数を必要とする。かかる多数が得られない場合、監査役4人から成る専門委員会は、1ヶ月以内にかかる選任の提案をしなければならない。その後は、かかる提案が受諾されるか否かにかかわらず、監査役会決議を過半数で採択することができる。過半数が得られない場合、3回目の採決（当該採決においても単純多数が必要となる。）を行うことができ、その場合、会長が2議決権を有する。

（ ）企業統治

上場会社は、毎年1回、株式会社法第161条第1項第1文に基づき、ドイツ企業統治法上の勧告事項が遵守されており、今後も遵守されること、又は勧告事項が遵守されていない場合には遵守されていない勧告事項及び不遵守の理由が記載された、取締役会及び監査役会作成に係る宣言書を自社のウェブサイト公表しなければならない（「遵守又は説明」）。宣言内容がコンプライアンス実務の変更によって不正確となる場合、変更後の宣言を速やかに会社のウェブサイトにおいて公表しなければならない。年次コンプライアンス報告書は、商法第289条fに従い、会社の企業統治に関する宣言も構成するものでなければならない。

ドイツ企業統治法については、以下第一部第5の5「コーポレート・ガバナンスの状況」も参照のこと。

(c) 株主総会

株主は、株主総会でその権利を行使し、株式会社法又は定款に定められた事項について当該総会で決議する。その主な決議事項は以下のとおりである。

- ・ 監査役会における株主代表の選任
- ・ 利益処分案
- ・ 取締役及び監査役の免責
- ・ 会計監査人の選任
- ・ 定款変更
- ・ 増資及び減資
- ・ 特別監査人の選任
- ・ 会社の解散
- ・ 組織変更、合併及び会社分割

株主総会は、取締役会からその旨請求された場合に限り、営業上の問題につき決議することができる。

定時株主総会は、営業年度終了後8ヶ月以内に開催されなければならない。当該総会は、利益処分案並びに取締役及び監査役の免責について決議する。また当該総会は会計監査人を選任する。株主総会は、会社の利益のために要求される場合、特に会社の記名式株式資本の半分が失われる事態に至った場合にも招集されなければならない（株式会社法第92条第1項）。取締役会（並びに、会社の利益のために必要である場合においては、監査役

会)は株主総会を招集することができる。資本金の5パーセント以上を有する株主については、株主総会招集の目的及び理由を記載した書面を取締役に提出し、株主総会の招集を要求することができる。

株主総会の招集通知は、株主総会開催日の30日以上前に連邦官報(Bundesanzeiger)に公告されなければならない(株式会社法第123条)。定款において出席の前提条件が定められている場合には、この締切日は、登録締切日と同じ日数分、延長される。招集公告には、例えば、株主総会の開催日、場所、株式総数及び現存議決権総数並びに議案等を記載しなければならない。上場会社は、とりわけ出席のための前提条件、議決権行使、又は代理人、郵送若しくは電子通信による投票手続、又はその他株主総会に関連する株主の権利に関する追加情報を提供しなければならない。記名式株式だけではない株式を発行し、又は、株式会社法第121条第4項第2文に従い招集通知を直接株主に郵送しない上場会社は、招集通知を、公告のために、メディアに郵送しなければならない(株式会社法第121条第4項a)。この公告により、会社は欧州連合全体において情報を公告したとみなされる。連邦官報における公告の直後に、上場会社は、株主総会の招集通知、決議が予定されていない議案事項の説明、総会において提供される予定の書類並びに招集通知日における株式総数及び議決権総数を会社のウェブサイトにおいて公表することが要請される。また、ウェブサイトにおいて、異なる種類株式の総数を、それぞれ公表されるものとし、最後に、株主に対し直接代理投票書式又は欠席投票書式が郵送されていない場合は、当該書式を公表する(株式会社法第124条)。定款の変更により、株式会社は株式会社法第125条第1項の書類(株主総会の招集、議題変更、及び代理人又は株主組合がどのように議決権を行使することができるかについての情報に関する通知)の送付を電子通信による送付に限定することができる(株式会社法第125条第2項第2文)。

株主の株主総会への参加を円滑にするため、株主又はその代理人が出席しない場合でも株主が株主総会に参加し、電子通信を介し、株主がその権利の全部又は一部を完全に又は部分的に行使することが可能であることを会社の定款において規定することができ、また、定款をもって、取締役会にかかる措置を規定する権限を付与することが可能となった。さらに、定款をもって、取締役会に対し、株主又はその代理人が出席しない場合でも、株主が書面又は電子通信により議決権を行使すること(不在投票)を認める旨規定する権限を付与することが可能となった。

取締役会及び(又は)監査役会は、決議を要する各議案を提出しなければならない(監査役及び会計監査人の選任決議案は、監査役会のみが提出する)。特に商法第264条dの範囲内である資本市場において活動する会社においては、会計監査人の選任決議案は監査委員会の推薦に基づくものでなければならない(株式会社法第124条第2項第2文)。

株主は、株主総会において議事の各議案につき反対議案を提出することができる。株主が、総会前14日以内に、株主総会招集通知に記載された住所に、取締役会及び(又は)監査役会の提案に対する反対提案をその理由とともに通知した場合には、会社は、全株主がかかる反対議案及びそれに対する会社の意見(もしあれば)についてアクセス可能なようにしなければならない。上場会社の場合には、会社のインターネットページを通じてアクセスが提供されなければならない。各株主は、請求に係る情報が関連する議案の正当な評価に必要な場合に限り、株主総会において、取締役会から会社の業務に関する情報の提供を求めることができる。株式会社法第131条第3項に定める一定の事由(例えば、回答することが会社に不相当ではない不利益を与える事由。)がある場合、取締役会は、情報の提供を拒否することができる。株式会社法第131条第2項に従い、株式会社の定款において、総会の会長が株主による質疑応答のための時間を、適切な範囲に制限する権限を有する旨を規定することができる。当社の定款には当該権限の付与が含まれている。

株式に伴う議決権は、株主が自ら行使することも又は代理人(委任状の様式は会社により提供される)を通じて行使することも可能である。株主が1名以上の代理人に対して授權した場合、会社は、1名又は複数の代理人を拒否することができる。委任状は、書面において発行される必要はなく、電子署名を含まない電子メールなどテキスト形式によることが可能である。また、上場会社の場合には、定款の規定により、委任状の形式を簡素化する旨を定めることができる。授權及び照合の取消についても同様である。上場会社は、株主が授權を希望してい

る場合には、第三者が株主を代理し株主の議決権を株主総会において行使する権利が与えられていることに関する証明を株主が提供するための電子通信方法を提供しなければならない(株式会社法第134条第3項第4文)。

一方、会社は、株主からの指示によって議決権を行使する会社指定の代理人を設置することができる。会社がかかる委員会を設置した場合、株主は、会社指定の代理人に対して指示することにより又はインターネットを通じて議決権を行使することができる。

貸付機関、議決権行使専門業者及び株主組合に関する詳細な手続要件及び制限が規定された。貸付機関、議決権行使専門業者及び株主組合は、議案に対する議決権の行使に関する株主の明示的な指示が必要ではなくなった。代わりに、代理人は、授権により、(i)代理人自らの議決権の行使に関する提案又は(ii)取締役会若しくは監査役会の提案、又は異議がある場合においては監査役会の提案に従い、広い範囲で議決権を行使することができることとなった(株式会社法第135条第1項第4文)。

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、行使された議決権の過半数で行うことができる。定款は、額面金額いくらに対し1個の議決権を付与するかを規定する。総会決議は、一定の場合(例えば定款変更、増資、減資、解散等の場合)、決議における株式資本の4分の3の多数でなされることが法律上要求される。但し、いくつかの例外(例えば、会社の目的の変更、増資の際の新株引受権の排除、合併の承認等)を除き、定款をもってかかる4分の3の多数要件を過半数に軽減することができる。

上場会社における株主総会については、公証人により議事録が作成されなければならない、かかる議事録には投票の結果が記載されなければならない。議事録は、商業登記所に提出される。

上場会社は、株主総会の後7日以内に、有効投票議決権数、これらの議決権と株式資本との対応関係、賛成議決権数、反対議決権数、及び棄権議決権数(もしあれば)を含む、決議の結果を自社のウェブサイトで公表する(株式会社法第130条第6項)。但し、定時株主総会において会長が結果を公表することにより、株主の反対がなければ、簡易方法により公表がなされたときとみなすことができる(株式会社法第130条第2項第3文)。

原則として、各株主、取締役会、及び一定の事由がある場合には各取締役及び各監査役は、裁判所において株主総会決議を争う権利を有する(株式会社法第245条)。不適切な訴訟を防ぐため、法は、裁判所において一定の株主決議を争う場合について、いくつかの手続的要件を規定している。とりわけ、会社が株式会社法第246条aに従い手続を開始する場合、会社の免除申立てが原告に送達された後一週間以内に、原告が、招集通知の公告から最低でも1,000ユーロ相当の価値の株式を所有していることの証明が原告に義務付けられている。

() 計算、利益処分

取締役会は、会計年度終了後3ヶ月以内に、年次貸借対照表及び損益計算書(年次財務書類)並びに前会計年度についての取締役会報告書を作成し、これを監査役会に提出しなければならない。年次財務書類は、適正会計原則に従わなければならない、簡潔かつ記載漏れがなく、また会社の財務状態及び営業成績を偽りなく公正に表示するものでなければならない(商法第264条)。株式会社は、商法第272条第2項に基づき、法定準備金及び資本準備金を積み立てなくてはならず、その積立は下記のものなどから成る。

- ・前期繰越損失額を減じた当期純利益の5パーセント(当該準備金の総額が定款記載の資本の10パーセント以上に達するまで。)(株式会社法第150条第2項)。
- ・新株発行の際の額面超過額(いわゆる「打歩」)(株式会社法第272条第2項)。
- ・転換社債又は新株引受権付社債の発行価額が当該社債の償還額を上回る部分に相当する金額(株式会社法第272条第2項)。
- ・新株引受権付与の対価として株主が支払ったプレミアム額(株式会社法第272条第2項)。
- ・その他、株主により支払われ、資本の基礎となる金額(株式会社法第272条第2項)。

法定準備金の使用は制限されており、基本的には欠損填補の場合に限られる。

前述の法定準備金及び資本準備金のほか、他の既開示準備金を設定することができ、株式会社法及び定款の規定の範囲内で、会社の純利益の一部又は全部をかかるとともに、既開示準備金に組入れることができる。

営業報告書には、営業状況及び会社の状態を記載するとともに、会計年度終了後に生じた事象で特に重要なものを報告することを要し、さらに年次財務書類について説明しなければならない。

営業報告書における報告義務は、特に、会計過程の統制及びリスクマネジメントシステムの説明に関連し認められる。商法第264条dの範囲内である資本市場において活動する会社は、営業報告書において、会計過程の内部統制及びリスクマネジメントシステムの重要な機能につき説明しなければならない(法第289条第4項)。会社に会計過程の統制及びリスクマネジメントシステムがない場合、その旨が記載されなければならない。

上場会社は、営業報告書の独立した章において、会社の経営に関する宣言(企業統治に関する宣言)を含めなければならない。又は、この代替として、ウェブサイトで当該宣言を公表し、営業報告書にその言及を含めなければならない(商法第289条f)。会社の経営に関する情報には、適用されている経営慣習、会社全体に有効で会社全体に関係する倫理、作業及び社会性基準等の法的要請、ドイツ企業統治法の遵守に関する宣言、取締役会及び監査役会の業務手法の説明並びに取締役会及び監査役会に帰属する委員会の構成及び業務手法、株式会社法第76条第4項及び第111条第5項により導入された規定に従って監査役会及び取締役会の各々により決定された女性割合の目標及び期間並びにこれらの目標がこれらの期間内に達成されているかどうか、また、目標が達成されていない場合にはその理由も含まれる。上場会社であり、かつ、共同決定法が適用され、労働者代表者が会社の意思決定に参加する会社(co-determined company)の監査役会については、会社の経営に関する宣言において、監査役会が報告期間を通じて男性と女性各々30パーセント以上ずつで構成されているかどうかも述べなければならない。また、法定の最低割合を満たさない場合には、その理由も宣言で述べなければならない。商法第267条第3項第1文及び第4項乃至第5項の範囲内である大資本会社(große Kapitalgesellschaften)である上場会社は、会社の取締役会又は監査役会の構成に関して、例えば年齢、性別、学歴又は職歴等の面で追求される多様性コンセプト、並びに、かかる多様性コンセプトの目的、実施方法、及び会計年度内に達成された成果(商法第289条f第2項第6号)(前出(b)監査役会(iv)企業統治を参照のこと。)に関する記述も追加で盛り込む必要がある。

特に商法第264条dの範囲内である資本市場において活動する会社、すなわち、大会社であり、かつ、500名以上の従業員を雇用している会社(商法第289条b第1項)は、営業報告書において独立した章として財務以外の報告を記載することも求められる(商法第289条b - 第289条e)。しかし、財務以外の報告は、営業報告書とは分離して、当社のウェブサイト又は営業報告書とともに行われる連邦官報のいずれかで実施することができる。財務以外の報告において提供されるべき情報には、会社のビジネスモデルの概要、並びに、(i)環境問題、(ii)労働者問題、(iii)社会問題、(iv)人権の尊重、及び(v)腐敗や贈収賄との闘い、又は、事業開発、会社の成果及び置かれた状況、並びに関係する点における会社活動の効用を理解することに関連する限りにおいて、これらと類似する事項といった点が含まれる(商法第289条b、第289条c)。当該報告においては、当該会社が営む事業に関する財務以外の主要な評価指標が提供されなければならない。分析の提供に当たり、財務以外の報告書においては、必要に応じて、年次財務諸表において報告された数値が参照され、又はさらなる補充がされなければならない。

財務書類又は半期財務書類に関し、取締役会のメンバーは、これらが知りうる限りにおいて、商法第264条第2項第3文の意義の範囲内で、かかる財務書類が真実かつ公正であると考えられる旨を書面にて承認しなくてはならない(Bilanzzeit)。

貸借対照表及び損益計算書を含む年次財務書類並びに営業報告書は、監査役会の提案に基づき株主総会で選任された会計監査人の監査を受けなければならない。当該会計監査人は、監査の結果を、監査役会に対して、直接、書面で報告しなければならない。会計監査人は、特に会計過程の内部統制及びリスクマネジメントシステムにおける重要な脆弱性につき、監査役会に報告を行わなければならない。また、会計監査人は、不公平な状態に

なり得る状況及び監査人が監査役務に加え提供した役務につき報告しなければならない(株式会社法第171条第1項第2文及び第3文)。かかる監査の最終結果に対して異議のない場合、当該会計監査人は、当該年次財務書類に承認の付記をすることにより、その旨確認する。承認の付記については、その文言が法律に規定されている。

監査役会は、年次財務書類、営業報告書、取締役会の利益処分案及び会計監査人の監査報告書を監査する。監査役会は、財務以外の報告(商法第289条b)とグループの財務以外の報告(商法第315条b)とが分離して作成されている場合には、分離された当該各報告も監査する。監査役会は、これらの報告に係る外部監査の実施を決定することもできる(株式会社法第111条第2項第3文)。監査役会は、監査の結果を書面で株主総会に報告しなければならない。さらに、監査役会は、会計監査人による年次財務書類の監査結果について意見を述べなければならない。監査役会は、上記報告書の末尾に、その監査の最終結果に対して異議を申し立てるべきか否か、取締役会の作成した年次財務書類を承認するか否かを記載することを要する。監査役会が年次財務書類を承認すれば、当該年次財務書類は確定する。但し、取締役会及び監査役会が、かかる確定を株主総会に委ねる旨決定した場合はこの限りでない。通常は、取締役会及び監査役会は、かかる確定を株主総会に対し委ねない。

会社が他の会社に対し支配的な影響を及ぼす場合に作成を義務付けられる可能性がある連結財務諸表についても、類似の規定が適用される。

() 利益処分案

株主総会は、利益処分案について決議しなければならないが、この場合、確定された年次(非連結)財務書類に拘束される。

() 公告

年次財務書類、連結財務書類、会社及びグループに関する営業報告書、監査役会の報告書並びに取締役会の利益処分案は、株主総会招集日以降、会社の本店内で株主の閲覧に供せられる。株主の要求に応じて、かかる書類の写しが株主に送付される。上記規定の義務は、当該書類が会社のウェブサイトを通じて提供される場合には適用されないものとする。同様に、上場会社の場合は、商法第289条a第1項及び第315条a第1項に基づく情報説明報告書が会社のウェブサイトから提供されなければならない。通常は、全てのこれらの書類は会社の年次報告書に含まれ、かかる報告書は株主その他の利害関係者に会社のウェブサイトから提供される。

取締役会は、会計監査人の監査証明書が付された年次財務書類を、営業報告書及び監査役会の報告書とともに、ドイツ連邦官報において公表し、かつこれらを、そのインターネットサイト(www.bundesanzeiger.de)において関連書類の閲覧を可能にするドイツ連邦官報出版局(Bundesanzeiger Verlagsgesellschaft mbH)に届出なければならない。資本市場において活動する会社の場合は、公告は、報告期間後4ヶ月以内に行わなければならない。ドイツ連邦官報出版局は、当該年次財務書類が明らかに無効でないか否かを審査する。この点を除けば、一定の形式上の要件を除き、当該年次財務書類及び営業報告書が、適用のある強行規定に従っているか否かを審査する義務はない。

ドイツ証券取引法(Wertpapierhandelsgesetz)第114条以下に基づき、ドイツ証券取引法第2条第14項に含まれる内国発行者である会社及びその親会社は、証券、債券又は株式を発行する場合、「年次財務報告書(Jahresfinanzbericht)」及び「半期財務報告書(Halbjahresfinanzbericht)」の連結基準での公表を義務付けられた。

フランクフルト証券取引所の証券取引所規則第50条によれば、主要銘柄部門の全ての発行者は、各報告期限(=各報告期間の末日)現在の各会計年度の第1及び第3四半期の四半期財務書類を作成し、また、その四半期財務書類を証券取引所の取締役会まで郵送しなければならない。フランクフルト証券取引所の証券取引所規則第53条第6項に基づき、四半期財務書類に代えて、主要銘柄部門の発行者は、半期財務報告書(Halbjahresfinanzbericht)に関するドイツ証券取引法第115条第2項第1号及び第2号、第3項並びに第4項、又

は、連結基準での報告の要件に関するドイツ証券取引法第117条第2号に定める要件を各々満たしている四半期財務報告書を、任意に作成し郵送することを選択することができる。四半期財務書類には、その対象期間において発行者の事業活動がどのように発展してきたかにつき評価できるような当該期間の情報が記載されなければならない。さらに、当年度において発行者に期待される発展について作成された予測その他の声明に生じた全ての重要な変更は、報告されなければならない。

取引所にその有価証券が上場されている株式会社は議決権の数に変更が生じた場合、一般に、現存する議決権総数を2営業日以内に同様に公告しなければならない。但し、現存する議決権数の変更が、会社に新株を発行させる転換権又は新株引受権が行使された範囲内でのみ実行される増資（条件付資本の増加）から生じた場合には、各暦月末日に当該情報を公告すればよい。

欧州市場における不正行為防止制度の下では、上場会社は、内部情報をできるだけ早く公告しなければならない。次いで、内部情報をFFSA、ドイツの電子会社登記所（Unternehmensregister）及び証券取引所に提出しなければならない。さらに、規制対象となる取締役の取引は、発行者の株式及び債券に関する取引の双方に及ぶ。取締役は、かかる取引をFFSAと発行者に通知しなければならず、取引の後、速やかにかつ3営業日以内に当該通知を公告することを要求されるとともに、この情報をFFSAとドイツ及び電子会社登記所に提出することも要求されている。加えて、インサイダーのリストを作成し維持すること並びにインサイダー取引及び市場操作を防ぐための防止措置を整備することも必要とされる。

ドイツ連邦法務省は、明確な不正があった場合に連邦金融監督庁の要請に基づき、抜打ち検査により、ドイツ国内の証券取引所上場企業の年次決算を調査する権利を民間組織である財務報告執行委員会（Deutsche Prüfstelle für Rechnungslegung DRP e.V.）（以下「財務報告執行委員会」という。）に授権した。一切の調査結果は財務報告執行委員会により連邦金融監督庁に開示され、同庁によりさらなる処置がとられることがある。

ドイツの電子会社登記簿は、インターネット（www.undernehmensregister.de）により閲覧が可能であり、とりわけ、(イ)登記書類を含む商業登記簿登記事項、(ロ)開示済み会計書類及び報告書、(ハ)連邦官報に掲載された公告、(ニ)連邦金融監督庁に対する通知、並びに(ヘ)株主への情報提供事項として入力された事項に関する情報を提供する。

（２）【提出会社の定款等に規定する制度】

以下は、2018年5月7日付の当社の定款に記載された制度に関する一部の規定の要約である。

（イ）株主

（a）株主総会

株主総会招集日の株主名簿に記載されており、期限内に株主総会への参加の登録を行った株主は、株主総会に出席することができ、株主総会は、取締役会又は監査役会が招集する。招集公告は、議事日程を付して、株主総会の開催日の30日以上前に行われなければならない。この締切日は、登録締切日と同じ日数分、延長される。

株主総会は、当社の本店若しくはドイツの証券取引所の所在地又は人口20万人超のドイツ国内の都市で開催される。

総会の議長は、監査役会会長、又は株主代表の監査役でかつ監査役会会長により指名された他の監査役が務める。いずれの者も議長を務めない場合は、議長は株主総会において選任される。

（b）議決権

株主総会において、議決権は、株式1株につき1個の割合で行使される。

株主は当社株主名簿に登録されていなくてはならず、かつ総会の6日前までに、当社に対し総会への出席に関する登録をなさなければならない。取締役は、定款が定める6日間より短期間の登録期間を定めることができる。

定款により、取締役会は、株主が株主総会に出席しない場合でも、書面による投票又は電子的な投票（郵送による投票）を株主に許可する権限を付与されている。

議決権は代理人により行使することができる。定款の定めにより、委任は、テキスト形式で、授権、取消し、及び会社に対する証明がなされなければならない。すなわち、書面による署名は不要であり、電子メール等の形式によればよいこととなる。株主総会の招集通知は、委任の授権、取消し及び証明の簡易な手続を規定することができる。金融機関、株主組合又は株式会社法第135条に定めるこれらに類する者若しくは機関を代理人として任命するには、強行規定、特に株式会社法第135条の適用を受ける。

(c) 決議

法令の強行規定に別段の定めのない限り、総会の決議は、議決権の過半数、及び法令において株式資本の過半数によることが必要とされる場合には、議決権の対象となる株式資本の過半数で採択される。

(ロ) 機関

(a) 取締役会

取締役会は、2人以上の取締役から成り、その数は監査役会が定める。

取締役会は、法律及び定款に従って当社の業務を執行する。

当社は、定款に従い、取締役2人又は署名権者（商法に基づき、当社のために署名する権限が当社の法律上の所在地にある地方裁判所が保持する商業登記簿に登録された従業員である授権代理人。）と共同して行為する取締役1人により適法に代表されることができる。ドイツポスト・アーゲーは、署名権者2人により共同して適法に代表されることもできる。署名権者全員の名簿は、変更が生じる度にいつも更新されるものであるが、ドイツポスト・アーゲーの商業登記事項において閲覧可能である。

(b) 監査役会

監査役会は、20人の監査役から成り、その義務及び機能については株式会社法及び共同決定法に定められている。

2【外国為替管理制度】

ドイツの外国為替管理制度は、随時改正される1961年外国貿易法（Aussenwirtschaftsgesetz）（以下「貿易法」という。）、及び貿易法の下で公布された現行の外国貿易省令（Aussenwirtschaftsverordnung）（以下「貿易省令」という。）に基づいている。

貿易省令は、ドイツ連邦共和国に所在する会社に対し、特定の事例において、ドイツ非居住者による対内投資について報告を要求している。これに関し、特定の基準値を条件とし、貿易省令第65条は、長期にわたる経営参加、支店の設立又は企業の持分の取得を意図してなされた投資及びかかる投資の処分について、報告義務を定めている。これに対し、ドイツ企業の株式の単なる購入又は売却について、外国人株主の持分が資本金又は議決権の10パーセントにとどまる限り、かかる報告義務は課されない。

ドイツ非居住者である株主への配当の支払いについても、何ら制限は実施されていない。

3【課税上の取扱い】

以下の説明は、(イ)日本国とドイツとの間の租税条約(以下「租税条約」という。)に定義する税法上の日本国居住者である場合、(ロ)租税条約の利益を享受する権利を有し、とりわけドイツの条約の適用を回避することを防止するための規定により租税条約上の税額控除請求権を排除されていない者であって、個人に当たらない場合、及び(ハ)株式がドイツ国内の恒久的施設(ドイツの常任代理人を含む。)又は確立された事業基盤の営業財産の一部を構成しない場合における、株式の実質的所有者のためのドイツの一定の重要な税額控除の要約である。本項においてかかる実質的所有者を「日本の株主」という。

かかる要約は、本書の日付現在において効力を有し、ドイツ税務当局及び租税裁判所により適用されているドイツ租税法及び租税条約に基づくものであり、遡及的效果を有すると考えられるドイツ租税法又は租税条約の改正に従う。

以下の説明は、日本の株主に関連するあらゆるドイツの租税に関する要点及び検討事項の包括的な説明を企図するものではない。株式の購入、所有及び処分並びにドイツにおける配当金の源泉徴収税の還付手続に係るドイツの連邦税、州税及び地方税に関しては、自身の税務顧問に相談されたい。

(1)【ドイツの課税上の取扱い】

ドイツの法人は、原則として、15パーセントの法人所得税を負担する。さらに、査定された法人所得税額に対して、5.5パーセントの統一割増税が課される。法人所得税及び統一割増税は、合計で15.825パーセントになる。

個々の事案によっては実効税率の引上げにつながる一定の所得引上げ要因が含まれている。特に、利払いに係る税額控除の対象が通常限定される利息除外規則(Zinsschranke)は、会社の税負担全体に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、ドイツの法人は、法人所得税及び統一割増税のみならず営業税も負担する。営業税の税率は、法人が営業施設を維持している自治体によって異なる。営業税率の計算基準は、特定の加算及び控除を除き法人所得税の計算と同じである。

(イ) 日本の株主に課される所得税

現行のドイツ国税法では、2008年12月31日後に受領するドイツの法人による配当金の分配に対しては、一般的に25パーセントの源泉徴収税及びこれに対する5.5パーセントの統一割増税が課される。そのため、配当金に対する源泉徴収税の合計は、現在は26.375パーセントとなっている。

日本の株主の場合租税条約に基づき、源泉徴収税率は以下のとおり引き下げられる。

- ・配当金の実質的所有者が、配当金の支払いが決定された日に終了する18ヶ月間において当該会社の議決権株式の25パーセント以上を直接所有する他の締約国の居住者及び会社(組合を除く。)である場合には、配当金への課税は行われず。
- ・配当金の実質的所有者が、配当金の支払いが決定された日に終了する6ヶ月間において当該会社の議決権株式の10パーセント以上を直接所有する会社(組合を除く。)である場合には、配当金の総額の5パーセントに引き下げられる。
- ・その他の場合には全て、配当金の総額の15パーセントに引き下げられる。

日本の株主は、ドイツ中央税務局(ドイツ、53225 ボン、アン・ダー・クッペ1 ブンデスアムト・フューア・フィナンツェン)に対して、上述の租税条約適用税率を超過して課せられた部分の源泉徴収税を還付するよう申請することができる。代わりに、他の要件を充足している限り、配当支払いの時点における一定の法人株主に支払われた配当金について、請求に応じて、減額された源泉課税率が適用され得る。申請用紙は、ドイツ中央税務局、東京のドイツ大使館、日本国内のドイツ領事館又はウェブサイト(www.bzst.de)から入手することができる。

る。日本の株主は本国の税法に従いドイツの源泉徴収税に対する税金還付金（又はその一部）を受領することができる（後記(2)も参照のこと。）。しかし、上述の源泉徴収税の減額（又は免除）は、(i)租税条約により結果として適用税率15パーセント以下となる減税が行われる場合、及び、(ii)日本の株主が、(a)ドイツポスト・アーゲーの株式資本の10パーセント以上を直接所有する会社であり、かつ(b)日本において所得及び利益に対する課税の免除を受けられない会社ではない場合には、制限される。この場合、源泉徴収税の減額（又は免除）には3つの追加的要件がある。それは、(i)日本の株主が、配当期日の45日前から45日後までの間における連続した45日間の最低保有期間にわたりドイツポスト・アーゲー株式の経済的所有者の適格を有すること、(ii)日本の株主が、最低保有期間において、直接又は間接にヘッジされることなく、ドイツポスト・アーゲー株式に係る価値変動リスクの70パーセント以上を負担しなければならないこと、及び(iii)日本の株主が、配当金の全部又は大部分について第三者に対し直接又は間接に補填することを要請されないことである。しかし、これらの追加的要件は、日本の株主が、配当金の受領時において、連続して、過去1年以上にわたりドイツポスト・アーゲー株式の経済的所有者であった場合には、適用されない。

租税条約第13条の関連規定は日本の株主が保有するドイツポスト・アーゲーの株式について日本に排他的な課税権を付与しているため、租税条約の保護を受ける日本の株主は、当社株式の処分によるキャピタル・ゲインにつきドイツの税金が課されることはない。

(ロ) 2018年において支払われたドイツポスト・アーゲーによる2017年度配当の取扱い

ドイツ法人所得税法（Körperschaftsteuergesetz）第27条において定義された租税特定資本拠出口座（steuerliches Einlagekonto）から配当が満額支払われているため（名目費本へと支払われていない拠出）、当該支払は、源泉徴収税及び連帯責任に関する課徴金（solidarity surcharge）が控除されることなく行われている。その結果、控除されるドイツの税金がないため、配当の受領者は、ドイツ税務当局から税金還付を受ける権利を有しない。

(ハ) 相続税及び贈与税

現行のドイツ税法上、ドイツの贈与税又は相続税は、一般的に、以下いずれかの場合において、日本の株主が死亡又は贈与により株式を譲渡した場合に課される。

- ・被相続人若しくは贈与者又は相続人、受贈者若しくはその他の譲受人が、譲渡時において、ドイツ国内に住所若しくは生活拠点又は実質的な経営拠点を有する場合又はドイツ国内に住所を有さずにドイツ国外にて連続5年以上居住したことの無いドイツ市民である場合。
- ・当該株式が、恒久的施設を伴うか、又はドイツにおいて常任代理人が置かれた事業資産として、被相続人又は贈与者により保有されていた場合。又は、
- ・相続開始時における被相続人又は贈与時における贈与人が、単独で又は関係当事者と共同で、直接的又は間接的に、会社の記名式株式資本の最低10パーセントを保有していた場合。

(二) その他の租税

ドイツの有価証券取引税、印紙税又は類似の租税は、日本の株主による株式の購入、売却又はその他の処分には適用されない。現在、ドイツでは純資産税及び金融取引税は課されない。

(2)【日本の課税上の取扱い】

所得税法、法人税法、相続税法及びその他の関連法令に従い、かつ、その制限の下、日本国の居住者又は法人は、適用租税条約に従い、上記で述べたところに従って、個人又は法人の各所得について（また、個人については相続についても）支払ったドイツ税額につき、日本の税務当局に対して税額控除を請求することができる。

4【法律意見】

ドイツにおける当社の法律顧問であるヘンゲラー・ミュラー・パルトナーシャフト・フォン・レクツァンフォルテンmbB法律事務所は、本書の「第一部 第1 本国における法制等の概要」のうち、「1 - (3) 課税上の取扱い」を除く部分の英語訳（以下「精査済有価証券報告書」という。）を精査し、次の趣旨の法律意見書を提出している。

(イ) ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ法に基づく法人として、適法に設立され、有効に存続しており、本書に記載されている事業を営み、財産を所有し管理する完全な権能及び権限を有する。

(ロ) 当職らの知る限り、精査済有価証券報告書に記載されているドイツ連邦共和国の法律に関する記述及び情報は、全ての重要な点において、真実かつ正確である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

以下の表は、2017年12月31日までの5会計年度分の各会計年度末日における当グループ（非継続事業を除く。）の主要な実績連結財務データを表示している。

	2013年 (修正再表示)	2014年 (修正再表示)	2015年	2016年	2017年
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ
売上高	54,912	56,630	59,230	57,334	60,444
	69,590(億円)	71,767(億円)	75,062(億円)	72,659(億円)	76,601(億円)
営業損益(EBIT)	2,865	2,965	2,411	3,491	3,741
	3,631(億円)	3,758(億円)	3,055(億円)	4,424(億円)	4,741(億円)
売上高当期純利益率 ⁽¹⁾	5.2%	5.2%	4.1%	6.1%	6.2%
資産に関する費用を計上後の EBIT(EAC)	1,501	1,551	877	1,963	2,175
	1,902(億円)	1,966(億円)	1,111(億円)	2,488(億円)	2,756(億円)
連結当期純損益 ⁽²⁾	2,211	2,177	1,719	2,639	2,713
	2,802(億円)	2,759(億円)	2,178(億円)	3,344(億円)	3,438(億円)
フリー・キャッシュ・フロー	1,669	1,345	1,724	444	1,432
	2,115(億円)	1,705(億円)	2,185(億円)	563(億円)	1,815(億円)
純負債(+)/純流動性(-) ⁽³⁾	1,499	1,499	1,093	2,261	1,938
	1,900(億円)	1,900(億円)	1,385(億円)	2,865(億円)	2,456(億円)
税引前自己資本利益率 ⁽⁴⁾	26.7%	26.3%	19.7%	27.7%	27.5%
1株当たり利益 ⁽⁵⁾	1.73ユーロ	1.71ユーロ	1.27ユーロ	2.19ユーロ	2.24ユーロ
	219.24(円)	216.71(円)	160.95(円)	277.54(円)	283.88(円)
1株当たり配当	0.80ユーロ	0.85ユーロ	0.85ユーロ	1.05ユーロ	1.15 ⁽⁶⁾ ユーロ
	101.38(円)	107.72(円)	107.72(円)	133.07(円)	145.74(円)
従業員数 ⁽⁷⁾	479,690人	488,824人	497,745人	508,036人	519,544人

⁽¹⁾EBIT/売上高。

⁽²⁾非支配持分の控除後。

⁽³⁾計算->第3【事業の状況】-(1)【業績等の概要】における「純資産」

⁽⁴⁾税引前利益/平均自己資本（非支配株主持分を含む。）。

⁽⁵⁾基本的1株当たり利益。算出には加重平均発行済株式数が計算に使用されている。

⁽⁶⁾提案。

⁽⁷⁾年度末の従業員数で研修生を含む。

以下の表は、2017年12月31日までの5会計年度分の各会計年度末日におけるドイツポスト・アーゲーの主要な実績個別財務データを表示している。

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ
売上高	13,006	13,308	13,190	14,080	14,333
	16,483(億円)	16,865(億円)	16,716(億円)	17,844(億円)	18,164(億円)
当期純利益	1,258	887	4,407	1,492	1,866
	1,594(億円)	1,124(億円)	5,585(億円)	1,891(億円)	2,365(億円)
資本	11,618	11,558	14,979	15,239	16,143
	14,723(億円)	14,647(億円)	18,983(億円)	19,312(億円)	20,458(億円)
資産合計	29,527	29,104	34,053	34,081	35,662
	37,420(億円)	36,883(億円)	43,155(億円)	43,191(億円)	45,194(億円)
現金及び現金等価物	2,305	1,795	2,419	1,786	1,756
	2,921(億円)	2,275(億円)	3,066(億円)	2,263(億円)	2,225(億円)

2【沿革】

(1)【当社の沿革】

当グループは、当初、連邦特別資産であるブンデスポスト（ドイツ連邦郵便局）の一部であった。ブンデスポストは、1989年、ブンデスポスト・ポストディーンスト（Deutsche Bundespost POSTDIENST）、ブンデスポスト・ポストバンク（Deutsche Bundespost POSTBANK）及びブンデスポスト・テレコム（Deutsche Bundespost TELEKOM）の3社に分割された。1994年9月14日のブンデスポストの株式会社への転換に関する法律（Gesetz zur Umwandlung der Unternehmen der Deutsche Bundespost in die Rechtsform der Aktiengesellschaft）に基づき、ブンデスポスト・ポストディーンストは、株式会社へ再編成され、1994年12月20日にドイツポスト・アーゲーと改名し、1995年1月2日に登録番号HRB6792に基づき、ボン地方裁判所にて商業登記を行った。当グループの国際化は、ダンツァス・ホールディングAG（スイス）の買収（1999年）及びDHL（バミューダ）の段階的株式取得（1998年開始）とともに明らかに進展した。

当グループの経営成績及び財政状態は、1999年及び2000年に行われた買収による強い影響を受けている。これらの買収により、当グループの売上高が著しく増加し、かつ、銀行業務による収益がもたらされた。そのうち最も重要な買収は、それぞれポストバンク及びダンツァスの買収（1999年1月1日）、DSLバンクの買収（2000年1月1日）並びにAEIの買収（2000年3月1日）である。これらの買収は、当グループの貸借対照表に報告される有利子資産及び有利子負債の水準を顕著に増大させることになった。ポストバンク及びDSLバンクは、現在、当グループには属しない。

(2)【当グループの沿革】

年月	出来事
1989年	ブンデスポスト・ポストディーンスト、ブンデスポスト・ポストバンク及びブンデスポスト・テレコム の3社に分割された。
1994年	12月20日 ブンデスポスト・ポストディーンストは、株式会社へ再編成され、1994年12月20日にドイツポスト・ アーゲーと社名変更した。
1998年	1月 マク・ペーパー AG(McPaper AG)を買収した。
	7月 DHL株式の25.002パーセント(対価総額425百万ユーロ)を段階的に取得した。 かかる投資額は持分法に基づき計算されている。
	10月 グローバル・メール Ltd(Global Mail Ltd. 米国)を買収した。
1999年	1月 デュクロ(Ducros)(フランス)を買収した。 MITサン・ジュリアーノ・ミラネーゼ(MIT, San Giuliano Milanese)(イタリア)を買収した。
	ダンツァスを買収した。 ITG GmbHインターナショナル・スペディション(ITG GmbH International Spedition)(ドイツ)の80.2 パーセント及びITG GmbHロジスティック・ウント・ディストリブション(ITG GmbH Logistik und Distribution)(ドイツ)の82.0パーセントを取得した。
	当社が保有していないドイツ・ポストバンクAGの株式82.5パーセントを対価総額2,211百万ユーロで取得 した。
	4月 セキュリコール・オメガ・ホールディングスLtd.(Securicol Omega Holdings, Ltd.)(英国)の株式25 パーセントを対価総額303百万ユーロで取得した。かかる投資額は当グループの利益参加49.99パーセン トを基準に比例分配による連結法に基づき計算されている。当グループは同社の議決権付株式の50パー セントを保有している。
	7月 ファンゲント&ロース(Van Gent & Loos)(オランダ)を買収した。 セレクトブラハト(Selektivvacht)(オランダ)を買収した。
	ネドロイド(Nedlloyd)を買収(この中には、エクスプレス事業部に移されたファンゲント&ロースとセ レクトブラハトの事業持分の割合が含まれている。)(オランダ及び世界規模)した。
	9月 ASGを買収(スウェーデン及び世界規模)した。
	10月 ギプズコアナ(Guipuzcoana)を買収した(ナールンド・デサローロSL(Narrondo Desarrollo S.L.)(ス ペイン及びポルトガル)の株式49パーセントを取得した。かかる投資額は比例分配による連結法に基づき計 算されている。)
	12月 DSLホールディングAGの株式81.2パーセントを対価総額272百万ユーロで取得した。そのうち30百万ユー ロを、ポストバンクが1998年に支払済である。DSLホールディングAGは以前には旧DSLバンクの匿名組合 出資持分48パーセントを保有していた。旧DSLバンクは現在ポストバンクと合併済である。旧DSLバンク の既存の持分がポストバンクの匿名組合出資持分に転換される額は未定である。DSLホールディングAGの 経営取締役会及び監査役会は、株主総会において、2000年12月31日にDSLホールディングAGを解散し、匿 名組合出資持分の基礎となる契約上の合意を解消した。
2000年	1月 トランス・オ・フレックス(trans-o-flex)の子会社数社(オーストリア、ベルギー、デンマーク、ハンガ リー及びオランダの事業を含む。)を買収した。
	DSLバンクを買収した。DSLホールディングは、以前からDSLバンクの匿名組合出資持分を旧DSLバンクと ポストバンクの合併後も継続して保有している。匿名組合出資持分をポストバンクに転換する額は未定 である。経営取締役会及び監査役会は、匿名組合出資持分の基礎となる契約上の合意を解消した。
	3月 エア・エクスプレス・インターナショナルLtd.(Air Express International Ltd.)を買収(米国及び世界 規模)した。
	7月 インターナショナル・ポスタル・コンサルタンツ(米国)を買収した。
	11月 当社株式319.9百万株の世界規模での募集を行った。
2001年	1月 イタリアにおけるユーロエクスプレスのネットワークを完成させるため、SAV S.p.A.(イタリア)を100 パーセント買収した。
	DHL(パミュダ)株式の21.383パーセントを追加取得(総保有割合46.386パーセント)した。

3月	ルフトハンザAGとのジョイント・ベンチャーによるエアロロジックGmbH(Aerologic GmbH)(ドイツ)を設立(当グループ50.1パーセント、ルフトハンザ49.9パーセント)した。
6月	株式会社日本航空からDHLインターナショナル株式の4.256パーセントを追加取得するオプションを取得した。
	BHF(米国)ホールディングInc.(米国の信用機関)を買収(100パーセント)した。
11月	キャンドウノカーゴライン・グループ(Candoo/Cargoline Group)(オーストリア及び東欧諸国)のオプションを100パーセント取得した。
2002年	
3月	DHLインターナショナル株式の4.256パーセントを追加取得した。取得の効力は2002年1月1日に遡及する(取得後保有割合50.642パーセント)。
	ダンツァスが、オーストリアの主要なロジスティクスサービス提供者となり、また、東欧・中欧における存在を強化するために、ウィーンに本部を置くカーゴプランノカーゴライン・グループ(Cargoplan/Cargoline group)を買収した。
4月	セルヴィスコSP zoo(Servisico Sp zoo)(ポーランド)の株式の40パーセントを追加取得(取得後保有割合100パーセント)した。
12月	ポストバンクがクレディスイスAGの子会社2社を買収した。ポストバンク・フェルメゲンズベラツンAG(Postbank Vermögensberatung AG)を新たに設立し、ポストバンクは、サービスのモバイル端末での販売により、店舗及びオンラインでの販売活動を補完する。
	ドイツポスト・ワールドネットが残り24.4パーセントのDHLインターナショナルLtd.(パミュダ)に対する持分を取得した。これにより、当グループは、当該会社を完全に所有することになった。
2003年	
1月	ドイツポスト・ワールドネットは、イタリアの小包会社カサ・ディ・スペディツィオーニ・アスコリS.p.A(Casa di Spedizioni Ascoli S.p.A.)を買収し、DHLブランド傘下のヨーロッパ小包ネットワークに統合した。
2月	カナダの反トラスト当局がDHLによるルーミス(Loomis)の買収を承認した。これにより、カナダ市場における陸上輸送ベースのエクスプレス輸送に関するDHLの地位が強化された。
	ドイツポスト・ワールドネットは、中国の輸送・ロジスティクス最大手シノトランス(Sinotrans Ltd.)の国際株式公開に際し、その持分の4.75パーセントを取得することにより、主要な中国成長市場における地位を強化した。シノトランスは、中国におけるDHLの折半出資のジョイント・ベンチャーの相手方である。
6月	欧州委員会は、ドイツポスト・ワールドネットに対し、1999年に英国に設立したジョイント・ベンチャーであるセキュリコール・オメガ・ホールディングスLtd.の100パーセント持分取得を承認した。これにより、同社をDHLのヨーロッパにおけるネットワークに完全に統合することができるようになった。
7月	DHLエアウェイズは、運送会社の社長兼最高経営責任者である、ジョン・ダズバーグ(John Dasburg)氏率いる米国投資家グループに売却され、その後、当該運送会社はアスター・エア・カーゴ(ASTAR Air Cargo)に社名変更した。
7月	DHLダンツァス・エアー・アンド・オーシャン(DHL Danzas Air & Ocean)は、地域を越えた事業展開を行いDHLグループのシナジー効果を達成するため、コーポレーション・コーマーS.A.(Corporation Cormar Sociedad Anonima)(中米)に対する100パーセントの持分を取得した。
8月	DHLによる、アメリカのエクスプレス・サービス業者エアボーンInc.(Airborne, Inc.)(米国)の買収が完了した。米国反トラスト当局及びエアボーンInc.の株主はともに買収を承認しており、これによりドイツポスト・ワールドネットは米国第3位の規模のエクスプレス・サービス業者となり、米国内のネットワークの最後の間隙を埋めることとなった。
10月	ポストバンクは、ドイツ・バンクAG(ドイツ)及びドレスナーバンクAG(Dresdner Bank AG)(ドイツ)に対し、支払決済業務を代行することを企図し、当時銀行らは、提携に関する適法な趣意書に署名した。
12月	復興金融公庫(KfW Bankengruppe(旧Kreditanstalt für Wiederaufbau))は、ドイツポストに対する持分の一部を売却し、同時にドイツポスト株式への転換社債を発行した。浮動株は、5.7パーセント増加し37.4パーセントとなった。
2004年	
1月	ドイツポスト・グローバル・メールは、英国企業スピードメール・インターナショナル(Speedmail International)を買収した。同社は、英国国内郵便市場で活躍し、英国向け及び同国発の国際事業用郵便の輸送を行う、数少ない認可を受けた郵便事業会社である。
4月	オランダにおいて、ドイツポスト・グローバル・メールは、ジョイント・ベンチャーであり、以前ウェゲナー(Wegener)・グループが保有していたインターランデンB.V.(Interlanden B.V.)の30パーセントの持分を取得し、現在オランダにおける主要な宛先無指定広告郵便サービス業者として、その100パーセントを保有している。

5月	ドイツポスト・グローバル・メールは、米国の郵便サービス業者2社、スマートメール(SmartMail)及びクイックパック(QuickPak)の買収を発表した。米国の顧客は、これ以後、ワンストップの国内及びクロスボーダー郵便サービスの提供を受ける予定である。
6月	ポストバンクの新規株式公開が成功裡に完了した。1株当たり発行価格は28.50ユーロであった。ドイツポストは、困難な市況下において、その子会社の新規株式公開に対処するため、株式公募とポストバンク株対象交換社債を組み合わせた革新的な取引手段を採用し、合計約26億ユーロの収益を上げた。新規株式公開後、ドイツポストによるドイツ・ポストバンクAG株式保有比率は66.67パーセントであった。
10月	ドイツポスト・ワールドネットグループは、グループの国際郵便サービスを新しいブランドの下に統合し、ドイツポスト・グローバル・メールは、DHLグローバル・メールになった。
11月	ドイツポスト・グローバル・メールは、スペイン企業ユニポスト(Unipost)の約38パーセントの株式を取得することにより、海外の国内郵便市場に参入する戦略を続けている。同社は、スペインにおいて最大の民間郵便サービス業者であり、自社拠点及び提携者の拠点を通じ、同国の人口の少なくとも70パーセントに対し営業活動を行っている。 DHLは、インドのエクスプレス会社ブルー・ダート(Blue Dart)の68パーセントの株式を初めて取得した。DHLは、中国及びインドにおいて顧客に自社の国内及び国際サービスを提供する初めての国際エクスプレス・ロジスティックス業者となった。 2004年11月29日、復興金融公庫(KfW Bankengruppe)は、約12億ユーロ相当のドイツポスト株を売却した。その結果、超過引受オプション行使後のドイツポストの浮動株は37.4パーセントから44パーセントに増加した。
12月	DHLグローバル・メールは、フランスの郵便サービス業者KOBAの過半数の株式を取得した。同社は、フランスにおけるダイレクト・マーケティング及び郵便通信の専門業者の一つであり、国内配達に関してフランス郵政公社と業務協力している。ドイツポスト・ワールドネットグループは、現在フランスにおいて高水準の郵便サービスを顧客に提供することができる。
2005年	
3月	インドのエクスプレス会社ブルー・ダートの合計81パーセントの株式取得が法的に有効となった。当グループは、中国及びインドといったアジアの主要市場において顧客に自社の国内及び国際エクスプレス・サービスを提供する最初の国際事業者となった。
7月	DHLは、カールシュタットクヴェレAG(KarstadtQuelle AG)の大型商品及び混載貨物の配送ロジスティックス事業を承継した。その主たる事業内容は、クヴェレ・アンド・ネッケルマン(Qelle and Neckermann)のメール・オーダー事業における大型商品及び混載貨物の倉庫保管並びに配送の運営・実施である。DHLは4月にロジスティックス事業部全体を承継していた。
10月	ドイツポストはオランダの郵便会社メールマージ(MailMerge)の過半数持分を取得する。これにより、既に当グループに属するセレクト・メール・ネーデルランド(Selekt Mail Nederland)、インターランデン、セレクトブラハト及びDHLグローバル・メールと合わせ、当グループはオランダにおける最大の民間郵便事業会社となった。 ドイツ・ポストバンクAGは、財務・退職制度企画の専門会社であるBHWホールディングAGの76.4パーセントの株式を取得し、これによりBHW株式に対する支配が90パーセントを超えたことを発表した。両社とも、住宅貸付、貯蓄、住宅貯蓄及び普通預金の分野におけるマーケット・リーダーとなる予定である。
12月	ドイツポストは英国企業エクセル(Exel)を買収した。契約ロジスティックスの世界的マーケット・リーダーは、ヨーロッパにおけるDHLの勢力を理想的に補完し、当該買収により当グループは世界的ロジスティックス企業となった。
2006年	
1月	ポストバンクは、住宅ローン専門会社のBHWを買収し、ドイツにおいて主力的な個人顧客向け金融サービス事業者となった。
3月	ドイツポスト・ワールドネットは、クーリエ会社のマルケン(Marken)を金融投資家3iに売却した。ドイツポストは、企業情報ソリューション事業世界最大手の英国企業ウィリアムズ・リー(Williams Lea)の過半数持分を取得した。
8月	DHLは、インドのエクスプレス・サービス事業者ブルー・ダート・エクスプレスの株式を完全取得するため、残り19パーセントの株式に係る公開買付を実施した。
10月	DHLは、ポーラー・エア・カーゴ・ワールドワイド(Polar Air Cargo Worldwide)の49パーセントの株式を取得した。締結された契約の期間は20年であり、これによりDHLは長期的な太平洋ルートの航空貨物輸送力を確保した。
11月	ウィリアムズ・リーは、英国の公共部門関連の印刷サービス及び文書管理事業の大手であるザ・ステーションナリー・オフィス(The Stationery Office)の支配権を得た。
2007年	
1月	ウィリアムズ・リーは、英国の公共部門関連の印刷サービス及び文書管理事業の大手であるザ・ステーションナリー・オフィス(The Stationery Office)を買収した。
6月	ドイツポスト・ワールドネットは、米国空輸会社アスター・エア・カーゴの株式のうち49パーセントを取得した。 ドイツポスト・ワールドネットは、米国会社ポーラー・エア・カーゴの株式のうち49パーセントを取得した。

9月	ポストバンクは、BHWレーベンスフェーヰィヒェルングAG(BHW Lebensversicherung AG)、P.B.フェルズィヒェルング(PB Versicherung AG)及びPBレーベンスフェルズィヒェルングAG(PB Lebensversicherung AG)の持株をタランクスAG(Talanx AG)に売却した。
2007年	
5月	DHLは、インドのレミュイール・グループ(Lemuir Group)とのジョイント・ベンチャーを拡充し、インドのロジスティクス市場における主導的地位を強化した。
9月	DHLエクスプレス及びフルフトハンザ・カーゴは、航空貨物会社であるエアロロジック(AeroLogic)を共同設立し、2009年4月より就航を始める予定である。
12月	DHLエクセル・サプライ・チェーンは、英国の家具及び調度品の小売業者であるMFIと200万ユーロ超の5年契約を締結した。
2008年	
1~3月	FC(フライング・カーゴ)・インターナショナルLtd.の買収に伴い、イスラエル・ドイツポスト・ワールドネットは、従前の株主に対し、購入価額総額85万ユーロのうち65万ユーロを支払った。
4月	ドイツポスト・ワールドネットは、企業情報ソリューション事業の世界最大手であるウィリアムズ・リーの株式持分を66パーセントから96パーセントに増加させた。
4月	ドイツポスト・ワールドネットは、主にドイツに所在する約1,300物件からなる不動産ポートフォリオを、米国投資家であるローン・スター(Lone Star)に10億ユーロ相当の現金にて売却することで合意に達したと発表した。
4月	ドイツポスト・ワールドネットは、ジョイント・ベンチャーであるエクセル・シノトランス・フレート・フォーディングCo.,Ltd.(Exel-Sinotrans Freight Forwarding Co.,Ltd)の残りの50パーセントの株式を取得し、完全子会社化した。
9月	ドイツポスト・ワールドネット及びドイツ・バンクは、ポストバンクに対する少数持分29.75パーセントを、総額27.9億ユーロ又は一株当たり57.25ユーロで売却し、ポストバンクに対するドイツポストDHLの残りの株式持分については、追加オプションを付与して売却することで合意した。
10月	ドイツポスト・ワールドネットは、ドイツ・ポストバンク・アーゲーの株式54.8百万株を引き受け、ドイツ・ポストバンク・アーゲーの増資に参加した。増資後において、ドイツポスト・アーゲーのドイツ・ポストバンク・アーゲーに対する株式持分は62.35パーセントへと増加した。
2008年	
1月	ドイツポスト・ワールドネットは、米国最大の薬局チェーンであるウォルグリーンズ(Walgreens)との戦略的な合意を行う旨発表した。
1月	ドイツポスト・ワールドネットは、全世界においてIMGのファッション・ウィークの公式エクスプレス及びロジスティクスパートナーとなった。
2~7月	ドイツポスト・ワールドネットは、ニュージーランドのニュージーランド・ポストとジョイント・ベンチャーを立ち上げた。
3月	ドイツポスト・ワールドネットは、ジャガー(Jaguar)及びランド・ローバー(Land Rover)との間で、1年あたり100万ポンド超(130万ユーロ超)に相当する3年契約を締結した。
7月	ドイツポスト・ワールドネットは、世界的航空機メーカーの一つであるエアバス(Airbus)との間で新たに5年契約を締結したと発表した。
12月	ドイツポスト・ワールドネットは、サンドヴィック・マイニング&コンストラクション(Sandvik Mining & Construction)との間で300万ユーロ相当の世界的な合意を締結したと発表した。
2009年	
2月	ドイツポスト・ワールドネットは、国内の米国事業から撤退した。
2月	ポストバンク株式のドイツ・バンクへの売却は計画通り終了し、ドイツ・バンクは、増資を行い、ドイツ・バンク株式50万株(約8パーセントの保有持分)をドイツポスト・ワールドネットに譲渡する代わりに、同グループからポストバンク株式22.9パーセントを取得した(第1段階)。
2月	ドイツポスト・ワールドネットは、オランダ企業であるセレクト・メール・ネーデルランドC.V.の持分を51パーセントから100パーセントに増加させた。
3月	ドイツポスト・ワールドネットは、グループ名をドイツポストDHLに変更した。
5月	ドイツポストDHLは、計画どおり、ドイツ・バンク・アーゲー株式の半分を売却した。その結果、ドイツポストDHLの保有株式は、4パーセントに減少した。
6月	ドイツポストDHLは、フランス企業であるDHLグローバル・メール・サービスSASを売却した。
7月	ドイツポストDHLは、計画どおり、残りのドイツ・バンク・アーゲー株式を売却した。その結果、ドイツポストDHLは、ドイツ・バンク・アーゲーの保有株式はなくなった。
7月	ドイツポストDHLが株式の51パーセントを保有するDHLシノトランス・インターナショナル・エア・クーリエLtd.は、上海・チュアンイー(Quayni)エクスプレスCo., Ltd.の株式を取得し、同社を完全子会社化した。

12月	ドイツポストDHLは、DHLコンテナ・ロジスティクスUK Ltd.(DHL Container Logistics UK Ltd.)を売却した。
2010年	
3月	DHLエクスプレス(イギリス) Ltd.は、国内期日指定事業を売却した。12百万ユーロの費用が外国為替換算調整勘定から按分でDHLにより認識された。
4月	DHLサプライ・チェーン・オーストリアは、契約ロジスティック事業の一部(冷凍及びチルド食品)を売却した。
6月	DHLエクスプレス(フランス)SASの国内期日指定事業及びDHLフレート・フランスのシャンパン事業の売却が完了した。
8月	ドイツポストは、オンライン広告市場への関与を集約し、nugg.ad AGを買収し、同社はドイツポスト・アーゲーの子会社となった。なお、同社は、独立したターゲット・サービス・プロバイダーとして業務を継続する。
2011年	
4月	当グループは、アメリカとカナダにおいて積荷仲介及び共同一貫輸送業務を行う、エクセル・トランスポートーション・サービスを買収した。
4月	当グループは、ドイツのケルンにある、アドクラウド・GmbHの全株式を買収することにより、郵便事業部にインターネット広告サービスの専門的なプロバイダーを組み込んだ。
5月	イタリアのロディにある、ユーロディファームsrl.の全株式買収が完了した。
6月	当グループは、アメリカの東モリーンにある、スタンダード・フォワードリングLLCの全株式を買収した。
7月	当グループは、ケイマン諸島にあるタグエクイティーCo.Limited及びその子会社を買収した。
7月~9月	中国の法的枠組みの改正により、当グループは、第3四半期に当グループの国内運送業を中国のユニット・ブイダストリー・シュンゼンに売却した。
2012年	
2月	ドイツ・ポストバンク株式の売却の一環として、強制転換社債が満期になる2012年2月の下旬に、ドイツ・ポストバンク株式27.4パーセントがドイツ・バンク・アーゲーへ移転された。なお、ドイツポストは、残りのポストバンク株式12.1パーセントのプットオプションを行使した。
2月	コミュニケーションズ部門において活躍し、プリントメディアのデザイン、制作及び現地化を専門としているタグ・ベルギーの全株式を買収した。
2月	2012年の第1四半期、連結の関係が解消されたため、DHLグローバル・フォーディング(DHL Oman)、オマンは、非連結化された。2012年2月より持分法を利用して会計された。
6月	2012年6月下旬において、エクスプレス・クリアーズ・リミテド(ECL)、ニュージーランド、及びパーセル・ダイレクト・グループPtyリミテド(PDG)、オーストラリアのジョイント・ベンチャーの売却は完了した。買主は元ジョイント・ベンチャー・パートナーのニュージーランド・ポストである。
7月	検索エンジン広告の分野において活動している入札管理技術提供者のintelliAd Mediaの全株式を買収した。航空ケイタリングの分野において活動している2 Sisters Food Group(2SFG)の全株式を買収した。
8月	ドイツポストDHLは、LuftfrachtsicherheitサービスGmbHの株式50パーセントを買収した。同社は、契約内容に従い、完全連結化されている。
10月	ドイツポストDHLは、モバイル商取引のスーパーマーケットのAll you need GmbHの持分を33パーセントから82パーセントに増加させた。不均衡な増資によって、持分は、さらに90.25パーセントまで引き上げられた。ドイツポストDHLは、物流インフラを取得及び強化するために、リセールを視野に入れて株式を取得された。
2013年	
1月	ドイツポストDHLは、コンパドール・テクノロジーズGmbH (Compador Technologies GmbH)(ベルリン)の株式49パーセントを買収した。同社は、郵便サービスの提供者及び企業が処理する郵便物に網羅的に対応する仕分け機器及びソフトウェア・ソリューションの開発及び製造を専門としている。同社は、既存の潜在的議決権を理由に連結化された。
3月	ルーマニアで国内エクスプレス事業を行うカルガス・インターナショナルS.R.L. (Cargus International S.R.L.)の売却が完了した。
4月	ドイツポストDHLは、DHLファッション(フランス)SAS(フランス)のファッション流通事業の売却を完了した。
5月	米国企業であるエクセル・ディレクトInc. (Exel Direct Inc.)のカナダ支店を含めた売却が完了した。
6月	オプティヴォGmbH (Optivo GmbH) (ベルリン)を買収した。同社は、ドイツ語圏の国において、技術的な電子メールによるマーケティング・サービスを提供している。
6月	ITG GmbHインターナショナル・スペディション・ウント・ロジスティック(ITG GmbH Internationale Spedition und Logistik)(ドイツ)は、その子会社と共に売却された。

7月	ライザーIDサービスGmbH (RISER ID Services GmbH)(ベルリン)の全株式は、ドイツポストDHLが51パーセントの株式を有する子会社を通して買収された。同社は、公共の住民登録から電子的な住所情報を提供するサービス提供者である。
10月	DHLエクスプレスUKリミテッドのドメスティック・セイム・デイ事業の売却がクローズした。
2014年	
5月	貨物運送業者、輸送及び物流サービス業者であるDHLグローバル・フォワーディング(DHL Oman)、オマンは、従前持分法を利用して会計されていたが、契約内容の変更に伴い2014年5月以降連結化された。
7月	ハル・ブライス(アンゴラ)Ltd.(アンゴラ)の本業に関連しない活動(関連する非流動資産を含む。)及びハル・ブライス・アンゴラ・ヴィアジェンス・エ・トゥーリスモLda.(Hull Blyth Angola Viagens e Turismo Lda.)(アンゴラ)を売却した。
12月	ドイツポストDHLは、ストリートスクーターGmbHを買収した。電気自動車を開発している企業である。買収の結果、ドイツポストDHLは、自動車の開発権及び製造権を取得した。
12月	コンパドル・テクノロジーズ(ベルリン)を売却し、連結の関係が解消された。
12月	DHLサプライ・チェーン・リミテッド(UK)は、デジタル・ソリューションズ・ビジネスを資産取引により売却した。
2015年	
	2015年上半年には、中国のシノトランスの株式の4.16パーセント、イギリスの不動産開発会社のキングス・クロス・セントラル・プロパティ・トラスト及びキングス・クロス・セントラル・ゼネラル・パートナー・リミテッド(キングズクロス社)の株式を売却した。
5月	グローバル・フォワーディング/フレート事業部により保有されていた中国のシノトランスの株式の4.16パーセントを売却した。
12月	2015年12月にDHLサプライ・チェーン・リミテッド(DHL SC Ltd.)UKは、その食材調達ビジネスを売却した。
12月	2015年12月にDHLグローバル・フォワーディング(デンマーク) A/Sデンマークのファインアート輸送ビジネスを売却した。
2016年	
1月	当グループは、フランスにおけるe-コマース・ロジスティクス・スペシャリストであるルレ・コリスA(Relais Colis SA)の非支配持分27.5%を取得した。この非支配持分は、連結財務書類において持分法を用いて会計される。 e-コマース企業であるドイツのnugg.ad GmbHは売却された。
1~3月	2016年の第1四半期に、英国の不動産開発会社であるキングス・クロス・セントラル・プロパティ・トラスト及びキングス・クロス・セントラル・ゼネラル・パートナー・リミテッド(キングズクロス社)の残りの株式は売却された。
7~9月	2016年の第3四半期に、DHL e-コマース(マレーシア)Sdn. Bhd.の残り51%の株式を取得し、連結された。また、持分法が適用されていたサーチエンジン広告の分野で活動する企業であるドイツのIntelliAd Media GmbH、ジョイント・ベンチャーであるドイツのGüll GmbH及びスイスのプレッセ・サービスGüll GmbH (Presse-Service Güll GmbH)は、2016年6月に売却が完了した。テクニカル・e-メール・マーケティング・サービスのプロバイダーであるドイツのオプティヴォ(optivo GmbH)の全ての株式は、2016年9月末に売却された。これらの売却及び連結の解消の効果は、ポスト-e-コマース-パーセル事業部に関連している。
9月	DHLサプライ・チェーン(DHL Supply Chain)(イタリア) S.p.A. は、イタリアにおけるテクノロジー、製薬及びハイテク分野のためのロジスティクス・サービスを提供するイタリア企業のMitsafetrans S.r.l.を、その子会社Mitradiopharma S.r.l.を含め、買収した。
12月	当グループは、小包及び郵便物を処理するための英国における最大の統合ネットワークの一つを運営する、英国のUK・メール・グループplc(UK mail Group plc)及びUK・メール・リミテッド(UK Mail Limited)を買収した。
2017年	
7月	当グループは、ブラジルに拠点を置くOlimpo Holding S.A. (Olimpo)(子会社のPolar Transportes Ltda.及びRio Lopes Transportes Ltda.を含む。)の持分の80パーセントを取得した。同社は、ライフサイエンス・ヘルスケア・セクターにおいて輸送サービスを提供し、温度制御輸送を専門にしている。
11月	当グループは、管轄権を有する競争規制当局の承認を受けた後、アドベント・インターナショナルに対するウィリアムズ・リー・タグ・グループの売却を完了した。同社は、マーケティング及びコミュニケーション・ソリューションを専門としている。

3【事業の内容】

(1)【一般情報】

事業活動及び組織

4つの事業部

ドイツポスト・アーゲーは、ドイツのボンに所在する上場企業である。当グループは、ドイツポスト及びDHLブランドの下、郵便及び宅配便、エクスプレス輸送、フレート、サプライ・チェーン管理、そしてe-コマース・ソリューションから成る、国際的なサービスのポートフォリオを提供している。当グループは、ポスト-e-コマース-パーセル事業部、エクスプレス事業部、サプライ・チェーン事業部、グローバル・フォワーディング/フレート事業部の4つの事業部により構成されている。これらの製品とサービスは、以下の「各業務部と市場における地位」節で詳述される。各事業部は、それぞれの部の本部に管理され、また、各事業部は、報告の効率化の観点から、各機能、各業務部、各地域へとさらに細分化されている。

当グループは、国際事業サービス部（GBS）において、当グループ全体をサポートする内部サービスの統合を行った。

当グループの経営は、コーポレート・センターが集中して行っている。

ドイツポストDHL			
コーポレート・センター			
CEO、国際事業サービス	財務	人事	
取締役 フランク・アペル博士 役割 取締役会サービス コーポレート・法務 顧客ソリューションズ・イノベーション コーポレート・オフィス コーポレート・開発 コーポレート・エグゼクティブ コーポレート・ヘリテジ及び企業団体 コーポレート・コミュニケーションズ及び責任 コーポレート・公共政策及び規則管理 国際事業サービス(コーポレート調達、コーポレート不動産、ITサービス、保険及びリスクマネジメントなど)	取締役 メラニー・クライス 役割 会社会計及び統制 コーポレート・ファイナンス インベスター・リレーションズ コーポレート監査及びセキュリティー 租税 事業部制ファイナンス組織 法務サービス	取締役 メラニー・クライス 役割 コーポレートHRドイツ コーポレートHR基準及びプログラム コーポレートHRインターナショナル 事業部制HR組織	
事業部			
ポスト・e-コマース・パーセル	エクスプレス	グローバル・フォワーディング/フレート	サプライ・チェーン
取締役 ユルゲン・ゲルデス 業務部 郵便 e-コマース・パーセル	取締役 ケン・アレン 地域 ヨーロッパ アメリカ大陸 アジア太平洋 MEA (中東・アフリカ)	取締役 フランク・アペル博士 業務部 グローバル・フォワーディング フレート	取締役 ジョン・ギルバート 地域 EMEA(ヨーロッパ、中東、アフリカ) アメリカ大陸 アジア太平洋

組織の変更

2017年6月1日、ティム・シャルヴァートは新たに取締役としてグローバル・フォワーディング/フレート事業部の責任者に就任した。

2017年9月1日、トーマス・オジルヴィエが当グループの人事・労務担当の取締役に就任した。

顧客ソリューションズ・イノベーションの責任者は、貸借対照表日後にケン・アレンへと引き継がれた。

世界を結ぶ存在

ドイツポストDHLグループの拠点は、個別財務諸表の別紙「株式保有リスト」に示されている。下記表は、主要地域における市場ボリュームの概要を示している。当グループの市場シェアは、下記「各業務部と市場における地位」節で詳述される。

市場ボリューム⁽¹⁾

グローバル	ドイツ	アメリカ大陸
航空貨物輸送(2016)：21百万トン ⁽²⁾ 海上貨物輸送(2016)：51百万TEUS ⁽³⁾ 契約ロジスティックス(2016)： 2,020億ユーロ ⁽⁴⁾ 国際エクスプレス市場(2016)：240億 ユーロ ⁽⁵⁾	メール・コミュニケーション(2017)：45 億ユーロ ⁽⁶⁾ 広告市場(2017)：271億ユーロ ⁽⁷⁾ 小包(2017)：108億ユーロ ⁽⁶⁾	航空貨物輸送(2016)：4.8百万ト ン ⁽²⁾ 海上貨物輸送(2016)：8.2百万 TEUS ⁽³⁾ 契約ロジスティックス(2016)： 610億ユーロ ⁽⁴⁾ 国際エクスプレス市場(2016)： 82億ユーロ ⁽⁵⁾
欧州	中東・アフリカ	アジア・太平洋
航空貨物輸送(2016)：5.5百万トン ⁽²⁾ 海上貨物輸送(2016)：7.2百万TEUS ⁽³⁾ 契約ロジスティックス(2016)： 665億ユーロ ⁽⁴⁾ 国際エクスプレス市場(2016)：71億 ユーロ ⁽⁵⁾ 道路運送(2016)：1,950億ユーロ ⁽⁸⁾	航空貨物輸送(2016)：1.3百万トン ⁽²⁾ 海上貨物輸送(2016)：4.8百万TEUS ⁽³⁾ 契約ロジスティックス(2016)： 72億ユーロ ⁽⁴⁾	航空貨物輸送(2016)：9.8 百万トン ⁽²⁾ 海上貨物輸送(2016)：30.5百万 TEUS ⁽³⁾ 契約ロジスティックス(2016)： 669億ユーロ ⁽⁴⁾ 国際エクスプレス市場(2016)： 80億ユーロ ⁽⁵⁾

- (1) 地域ごとのボリュームは、四捨五入されているため、合計してもグローバルボリュームにならない。
- (2) 輸出運賃(トン)のみに基づいたデータ。参考文献：Seabury Cargo Advisory.
- (3) 20フィートコンテナ換算、市場全体の推計は、運送業者により管理されている。輸出運賃(トン)のみに基づいたデータ。参考文献：当社推定、Seabury Cargo Advisory.
- (4) Transport Intelligence及び当社推定に基づく。
- (5) 国際時間指定エクスプレス商品を含む。基準国：アメリカ大陸、欧州、アジア・太平洋、AE、SA、ZA(グローバル)；AR、BR、CA、CL、CO、MX、PA、US(アメリカ大陸)；AT、CZ、DE、ES、FR、IT、NL、PL、RO、RU、SE、TR、UK(欧州)；AU、CN、HK、IN、JP、KR、SG、TW(アジア・太平洋)。参考資料：マーケット・インテリジェンスの2017年度年次報告書及びデスクリサーチ
- (6) ドイツのみ。参考文献：当社推定。
- (7) 外部販売費を伴う全ての広告媒体を含む。参考文献：当社推定。
- (8) 欧州25ヶ国を含む市場規模(大型及び特殊な輸送を除く)。参考文献：DHL Market Litelligence Study 2017(当社計算、HISマークイットグループ提供の内容¹₂ 2017 HIS Global Inc.に基づく)。

各業務部と市場における地位

(イ)ポスト- e-コマース-パーセル事業部

ドイツにおける国内輸送及び配送ネットワーク (2017年)
パケットショップ：約11,000箇所 小売店舗：13,000箇所超 郵便箱：約110,000箇所 1営業日あたりの郵便物数：約59百万通 パックステーション：約3,200箇所 郵便物及び小包の配達人：約108,000人 小包センター：34箇所 販売拠点：約2,800箇所 メールセンター：82箇所 パケットボックス：約800箇所 1営業日あたりの小包数：4,600,000個

ドイツにおける郵便サービス

当グループは、ドイツで1営業日当たり約59百万の郵便物を配達する、ヨーロッパ最大の郵便会社である。当グループの商品及びサービスは、個人顧客及び事業顧客を対象とし、物的、ハイブリッド、電子的書簡から、料金の着払い、書留郵便及び商品補償等の追加サービスを含む商品の配送にまで及んでいる。

報告対象年度において、事業顧客向けコミュニケーションドイツ市場の規模は、約45億ユーロ（前年度、約45億ユーロ）となった。ここで当グループは、事業顧客向け市場を注視しており、当該市場におけるサービス提供企業と競合している。例えば、エンド・トゥ・エンド・サービス提供企業、及び部分的なサービス提供者である混載業者（コンソリデーター）の双方と競合している。当グループの市場シェアは、前年度（61.3パーセント）より僅かに増加し、61.7パーセントとなった。

事業顧客向けメール・コミュニケーションのドイツ市場 (2017年)

市場規模：45億ユーロ	
ドイツポスト	競合他社
61.7%	38.3%

参考文献：当社推定。

ターゲットを絞ったクロスチャンネル広告

ダイアログ・マーケティング部は、要望に応じて、住所サービス、デザイン及び創造のためのツールから、印刷、発送、効果測定まで様々な、エンド・トゥ・エンドのソリューションを広告主に提供している。当該サポートは、クロスチャンネルであり、カスタマー・ダイアログが個別化及び自動化されている。これにより調整されたタイムテーブルに従い、無駄な費用負担なく相互に関係のある内容物とともに、デジタル品又は現物が受領者に届けられることになる。当グループのデジタルソリューションを利用することにより、企業は、顧客との間でクロスチャンネル・ダイアログを開くことができる。

ドイツ広告市場は、2017年には前年比で1.3パーセント増加して271億ユーロとなった。これは、主として、企業がその広告費を増やしたことが原因である。かかる極めて細分化されたメディア市場における、当グループのシェアは、僅かに増加し8.2パーセントとなった。デジタルメディアセグメントにおけるより正確な調査手法により、前年の全体市場規模は計算上24億ユーロ増加し、268億ユーロとなった。結果として、当グループの市場規模は前年から計算上7.9パーセントに減少した。

ドイツ広告市場⁽¹⁾ (2017年)

市場規模：271億ユーロ	
ドイツポスト	競合他社
8.2%	91.8%

(1)外部販売費を伴う全ての広告媒体を含む。配置費用は相互に割合として示される。
参考文献：当社推定。

郵便及び商品の国際輸送

当グループは、国境を越えた郵便物の配達及び軽量製品の出荷を行うほか、国際間のダイアログ・マーケティング・サービスも提供している。当グループは、主要な欧州郵便市場において、事業顧客に対し国際配送サービスを提供している。当グループは、成長著しい電子商取引業界のために、個人顧客(B2C)向けの国際輸送のソリューションを開発している。当グループのポートフォリオには、全ての物理的及びデジタルのダイアログ・マーケティングのニーズに関するコンサルティングやサービスも含まれている。さらに、当グループは、国際事業を展開する顧客に対し、物理的、ハイブリッド及び電子書面の通信を提供している。

外国向けの国際郵便の世界的な市場規模は、2017年度においては約59億ユーロとなった（前年度：約58億ユーロ）。当グループの市場シェアは、前年度水準より僅かに増加し16.4パーセントとなった。

国際郵便(外国向け)市場(2017年)

市場規模：59億ユーロ	
DHL	競合他社
16.4%	83.6%

参考文献：当社推定。

小包及びe-コマースサービスの世界的ポートフォリオ

当グループはドイツ内において小包集荷・配達所の密なネットワークを維持している。当グループの商品及びサービスのポートフォリオによって、受取人は、小包の受取りについて、特定の受渡し期間における配達によるか、即日配達によるか又はできるだけ早く受け取るかを選択することができる。

また、受取人は、小包を代わりの住所に配達するか、特定の小売店舗又はパケットショップに配達するかを、直前の通知により決定することもできる。当グループは、事業顧客のオンライン小売事業の成長を支援している。顧客の要求に応じて、当グループは返品管理までのロジスティック・チェーン全体について対応することができる。

2017年、ドイツの小包市場の規模は、約108億ユーロ（前年度：約101億ユーロ）となった。当グループは市場シェアを、45.4パーセント（前年度：45.1パーセント）に増加させることに成功した。

ドイツ小包市場(2017年)

市場規模：108億ユーロ	
DHL	競合他社
45.4%	54.6%

参考文献：当社推定。

当グループは、報告対象年度においてe-コマースサービスのクロスボーダー・ポートフォリオを拡大している。欧州では、当グループの2016年末におけるUKメール（UK mail）の買収を通じたUK市場への参入により、B2Cネットワークが成長した。2017年の初めにおいて、当グループはエクスプレス事業部門から企業を再配置す

ることによってスペイン及びポルトガルの市場を追加した。さらに、当グループは、アイルランド、ルーマニア、クロアチア及びブルガリアにおける協定により、欧州における小包事業を、ドイツ国内市場を含む26ヶ国へと拡大した。当グループは、欧州において60,000箇所を超える顧客が利用可能な小包集荷・配達所を有している。

欧州以外では、当グループは、チリ、マレーシア及びベトナムにおいて国内小包ネットワークの運営を開始した。米国において、都会のエリアの顧客に対する特に速いB2C配達を提供する。オーストラリア及びコロンビアは、フルフィルメント・センターのネットワークに追加された。インドにおいては、当グループは電気自動車の使用の試験を行っている。当グループは、クロスボーダー配達の増加を支援するため、新たな流通センターを日本に追加することにより国際小包ネットワークの強化もしている。

(ロ) エクスプレス事業部

グローバル・エクスプレス・ネットワーク

エクスプレス事業部では、緊急性の高い文書及び物品を、各宛先に確実に、時間どおりに配送する。当グループのグローバル・ネットワークは、220以上の国及び地域から成り立ち、2.7百万人の顧客に、約100,000名の従業員がサービスを提供している。

当グループの中核事業としての時間指定国際便

主力商品である時間指定国際便（Time Definite International）と共に、当グループは時間指定配達サービスを提供している。当グループは、当該サービスの補完として特定の業界向けのサービスも提供している。例えば、当グループのメディカル・エクスプレス輸送ソリューションは、ライフサイエンス・ヘルスケア分野における顧客のための特別仕様になっており、温度制御、冷却及び冷凍品のための様々な温度管理包装を提供している。また、集荷返送サービスは、主に、ハイテク産業の顧客により利用されている。技術製品は、ユーザーから集荷され、修理に持ち込まれ、そして返送される。

当グループの実質的な航空路線

エクスプレス・サービスの提供者として、当グループは、複数の航空路線を含む航空ネットワークを運営しており、航空路線の中には当社が100パーセント保有するものも含まれる。様々な契約期間が含まれる当グループの所有及び購入する積載量を合わせることで、当グループは変動する需要に柔軟に対応することができる。下記の表は、当グループの航空輸送市場におけるフレート余剰積載量を示している。このフレート余剰積載量の最大の購入者は、DHLのグローバル・フォワーディング事業部門である。

報告対象年度において、当グループは、エルベ・フルクツォイヴェルケ GmbH（Elbe Flugzeugwerke GmbH）と、追加の4機のエアバスA330-300型機を旅客機から貨物機に変更する別個の契約を締結した。既に変更された航空機と同様に、新たに変更された航空機は、貨物スペースの容量への中高度の需要に対応するために使用され、当グループの適応性を増大し、輸送におけるキログラムあたりの燃料効率を改善すると考えられる。

取引がもたらす国際エクスプレス事業の増進

国際エクスプレス事業は、クロスボーダーのe-コマース及び国際取引における中小企業の増大する重要性の恩恵を受けている。2016年において、当グループは、TDIの収益に基づき38パーセントの市場シェアを有していた。

余剰積載量

BSA	ブロック・スペース契約(Block Space Agreement) 保証航空貨物商品
CORE	エクスプレスTDIコア商品 平均利用積載量/日
ACS	航空積載量販売(Air Capacity Sales)、総予備積載量 計画基準でブロック・スペース又はTDIコアに利用されない平均積載量

ヨーロッパ地域におけるネットワークの拡大

2016年において欧州市場の44パーセントを占めるリーダーシップを獲得したことに後押しされ、当グループは、当該地域におけるネットワークの拡大を継続した。報告対象年度において、当グループは、ロンドン及びブリュッセルに既にある拠点での運営に新たなハブを追加し、ドイツで最大の（面積において）エクスプレス販売センターをハンブルクに開設した。当グループは、処理能力を大幅に上昇させるため、イギリスのイースト・ミッドランズ空港にあるハブを十分に拡大すべきである。

国際エクスプレス市場シェア上位4社 - ヨーロッパ(2016年) ⁽¹⁾

市場規模：71億ユーロ			
DHL	UPS	TNT	FedEx
44%	24%	11%	10%

⁽¹⁾基準国：AT、CZ、DE、ES、FR、IT、NL、PL、RO、RU、SE、TR、UK。
参考資料：マーケット・インテリジェンスの2017年度年次報告書及びデスクリサーチ。

アメリカ大陸地域におけるサービスの拡大

アメリカ大陸地域における当グループの市場シェアは、2016年において20パーセントに達した。報告対象年度において、当グループはアメリカにおいて計1,000箇所以上のサービス拠点を開き、メキシコにおいてサービスセンターを追加し、メキシコシティにおけるゲートウェイを拡大した。

アジアへの追加投資

アジア太平洋地域において、当グループが拡大したゲートウェイがインドのニュー・デリー空港において運営された。当グループは香港のハブについて、さらなる技術革新を組み入れるアップグレードも開始した。数年の間にさらに拡大するだろう。当グループの2016年における49パーセントという市場シェアは、当グループにとってのアジア太平洋地域の重要性を例証している。

国際エクスプレス市場シェア上位4社 - アジア太平洋(2016年) ⁽¹⁾

市場規模：80億ユーロ			
DHL	FedEx	UPS	TNT
49%	19%	11%	4%

⁽¹⁾基準国：AU、CN、HK、IN、JP、KR、SG、TW。
参考資料：マーケット・インテリジェンスの2017年度年次報告書及びデスクリサーチ。

中東、アフリカにおける信頼できるパートナー

中東・アフリカ地域においては、中東は2017年も時折不安定な政治的状況に引き続き悩まされた。それにもかかわらず、当グループは、法的義務を遵守し、また、当グループの従業員の安全を確保しつつ、事業を継続することができた。ドバイのハブでは、カイロへの就航頻度は上昇し、容量は倍増した。

(八) グローバル・フォワーディング/フレート事業部

航空、海上及び地上フレート・フォワーディング

当グループの航空、海上及び地上のフレート・フォワーディング・サービスには、複合輸送及び特定分野に合わせたソリューション並びに個別化された産業プロジェクトに加えて、標準化されたコンテナ輸送も含まれる。

他の事業部と比較して、当グループの運営するビジネスモデルは資産を持たないものであり、顧客と運送業者の間で輸送サービスの取次ぎを行うことに基づいている。当グループのネットワークの世界的な存在により、当グループは、効率的な輸送経路及び複合輸送の提供が可能である。

航空貨物輸送市場シェア上位4社(2016年)

単位：1,000トン ⁽¹⁾			
DHL	Kuehne+Nagel	DB Schenker	Panalpina
2,081	1,304	1,179	921

⁽¹⁾データは、輸出貨物の重量のみに基づく。

参考文献：年度報告書(annual reports)、出版物及び当グループ推定。

航空貨物輸送市場のリーダーシップの強化

国際航空運送協会(IATA)によると、報告対象年度の全世界における航空貨物輸送重量は、9.0パーセント増加した。輸送容量は、主に新たな旅客機によって、着実に増加している。しかし、利用可能な貨物スペースが不足している航路もある。これは特にアジア外の航路に当てはまる。下記の表のとおり、約2.1百万トンの輸出貨物の輸送により、当グループは、2016年においても航空輸送市場の主導的地位を維持した。

海上貨物市場における強化の継続

2017年において、運送業者のさらなる合併及び提携は海上貨物輸送市場の景観を変えた。市場は全体として成長し、数量の伸びは、主にアジア太平洋地域及びヨーロッパ間の航路によってもたらされた。コンテナ船市場は継続して余剰容量の影響を受けており、運送業者はこの状況に対応するよう試みなければならない。2016年において、3.1百万の20フィートコンテナに相当する単位の輸送により、下記の表のとおり、当グループは引き続き海上貨物輸送サービス分野において第2位の地位となった。

海上貨物輸送市場シェア上位4位(2016年)

単位：1,000TEU ⁽¹⁾			
Kuehne + Nagel	DHL	DB Schenker	Panalpina
4,053	3,059	2,006	1,489

⁽¹⁾20フィートコンテナに相当する単位。

参考文献：有価証券報告書、出版物及び当社推定。

ヨーロッパの地上輸送市場の緩やかな成長

ヨーロッパの地上輸送市場は、原油価格の緩やかな上昇に加え、ほとんどの欧州諸国における価格および数量の増加に促され、報告対象年度において緩やかな成長がみられた。2017年半ばにおいて、当グループは22のヨーロッパ諸国において、プレミアム商品であるEURAPIDを売り出した。激しい競争環境が続く中で、2016年においてDHLは引き続き2.2%のシェアを有する第2位のプロバイダーとなった。

ヨーロッパ地上輸送市場シェア上位5位(2016年)

市場規模：1,950億ユーロ ⁽¹⁾				
DB Schenker	DHL	Dachser	DSV	Kuehne+NageI
3.3%	2.2%	1.8%	1.8%	1.4%

(1)国単位：バルク商品及び特殊物輸送を除くヨーロッパ25ヶ国における合計。

参考文献：2016年DHL マーケット・インテリジェンス調査（ユーロスタット、金融刊行物、IHSグローバル・インサイトに基づく）

(二) サプライ・チェーン事業部

顧客中心の外部委託ソリューション

契約ロジスティクスにおける世界のリーダーとして、当グループは、顧客に対して、需要に応じたサプライ・チェーン・ソリューションと結びつけることのできる、標準化された倉庫保管、輸送及び付加価値サービスを提供している。

当グループの契約ロジスティクスサービスは、梱包、修繕及び返送に加えて、プランニング、調達、生産を含んでいる。これらのサービスは、e-コマース・フルフィルメントサービス、不動産ソリューション及び管理能力に補完されており、その一例が、2017年における当グループによる、ロンドンのガトウィック空港におけるeasyJetのための地上整備事業の引き受けである。

主要部門における業界専門知識

当グループは、自動車産業、テクノロジー、生命科学・ヘルスケアに焦点を合わせた戦略的成長に加えて、あらゆる分野における深い知識及び経験を有している。以下の「業績」節で詳述されるOlimpo Holdingの獲得によって、当グループはブラジルの生命科学産業におけるサービスを拡大し、当グループの市場地位は強化された。

自動車産業部門においては、特にインド及び中国における自動車メーカーの成長を受けて、製造が東欧、アジアの新興成長市場に増々移っている。リード・ロジスティクス・パートナー（LLP）及びインバウンド・ツアー・マニュファクチュアリングなどの統合ソリューションは、大変競争の激しい外部委託分野での成長機会を提供している。

急進するテクノロジー分野における企業は、迅速かつ費用対効果のある方法により、短いライフサイクルで回転の速い商品を扱うため、機敏なサプライ・チェーンを必要としている。当グループが提供する柔軟なソリューションは、顧客をして市場の、特に電気通信における需要に応答することを可能としており、ひいては、当社の当該分野におけるビジネスチャンスを創出している。

生命科学・ヘルスケアの分野における企業は、厳格な規制の遵守を保證でき、ラベル表示（シリアル化）によって偽造商品との戦いにおけるソリューションを提供するプロバイダーに対し、そのサプライ・チェーンを外部委託することが増えつつある。包装サービス、温度管理された輸送、倉庫管理、直接輸送の需要の増加が、当該分野における成長を押し上げている。

サプライ・チェーンに沿った物流及び付加価値サービス

原材料	1 計画：効率的なサプライ・チェーンのための基盤づくり 2 原材料：必要に応じた原材料の入手
集荷	
製造過程	

付加価値サービス	3 製造：商品製造の支援
倉庫	4 倉庫保管、カスタマイズ：販売に向けた速やかな取得
販売	5 配送：必要とされる場所での取得
返品	6 返品：修理のため、又は不要となった場合に返品

細分化された市場における主導的地位

細分化された市場において、DHLは、6.2パーセントの市場シェア（2016年）を有し、50ヶ国以上で事業を営んでおり、契約物流の世界的リーダーの地位を保持する。当グループの市場シェアは、契約条件の変更に伴うUK国民保健サービス（NHS）に関連した売上高の認識の変化のため、2015年と比較して減少した。契約物流市場において、上位10社は合計して、推定2,020億ユーロの市場の約20パーセントを占めるに過ぎない。当グループは、北米及びヨーロッパのような成熟した地域において市場の先頭に立ち、また、アジア・太平洋地域から中南米までの急速に成長している市場において、存在感を有している。

契約物流市場シェア上位10社(2016年)

市場規模：2,020億ユーロ									
DHL	XPO Logistics	Kuehne + Nagel	Hitachi Transport System	CEVA	SNCF Geodis	Neovia	DB Schenker	UPS SCS	Ryder
6.2%	2.4%	2.1%	1.8%	1.6%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	0.7%

参考文献：当社推定。トランスポート・インテリジェンス。売上高に関する数字は、外部顧客からの総売上高に基づく推計。為替レートは2016年現在のもの。

（２）【戦略上の注力領域】

企業戦略

2020年度戦略：当グループの今後のデジタル分野における積極的挑戦

当グループの「2020年度戦略：フォーカス・コネクト・グロー」において、ドイツポストDHLグループは物流業における国際的なリーダーシップを強調している。当グループは、デジタル化の拡大、e-コマースの加速的成長並びに発展途上市場及び新興経済国の勢いが当グループに重要な機会を提供していることを受け、当グループは、その投資及び行動の優先事項を次のとおり設定している。

フォーカス：当グループは、当グループの中核である郵便及びロジスティックス事業に注力している。選ばれる業者、雇用主及び投資対象となるという3つの目標に加えて、当グループは、責任あるビジネスのためのベンチマークとなることに取り組んでいる。一貫した最高のサービスを顧客に提供するために、当グループは、顧客のニーズを把握するための調査を頻繁に行い、そのニーズに合うようにサービスを調整している当グループは、当グループを、それぞれ異なる部門の一群とみなしており、それぞれが明確に定義された市場と目標に焦点を当てている。

コネクト：当グループは、継続的に事業部間の関係改善を図っている。そうするために、当グループは、例えば、環境に親和的な解決法や最適化されたIT環境等多様な当グループの関係者にとって利益となる取組みに集中している。「認定」とは、当グループの従業員が自らの役割に関する特定の技術と知識を獲得することを可能にするというグループ全体の構想である。当グループのおよそ8割の従業員が、2020年までに内部的に認定されるべきである。これにより育まれるモチベーションと顧客中心の文化（当然ながら、業務プロセスについてより詳細かつ包括的な理解を育むこともできる。）は、国際市場における当グループのサービスを差別化することに役立つ。報告対象年度中において、当グループは、多くの新しいプログラムモジュールを開発し、より多くの従業員を認定した。

グロー：当グループは、e-コマースのセグメント及び発展途上国及び新興市場における成長から利益を得ることを企図している。例えば、当グループは、ヨーロッパにおけるドイツ国内及び国外の小包事業、並びに、既に

包括的に展開している当グループの 익스프레스・ネットワークに投資を行った。当グループはさらに、DHL e-コマースビジネスを通じて、マレーシア、ベトナム及びチリへ市場を拡大した。当グループの一般的な目標は、長期成長の潜在能力が最も大きい分野において、当グループの存在感を高めることである。実際に、当グループは、2020年までに、新興市場において、当該経済圏からグループ収益の最低でも30パーセントが生み出されるようになることを目標にしている。

当グループは、当グループのデジタル化の未来を積極的に形成している。重要な要素としては、フレートプラットフォームの「サルード！（Saloodo!）」や電気自動車の「ストリートスクーター（StreetScooter）」が挙げられる。当グループは、国内におけるインキュベータープログラムの導入や、グローバル・スタートアップ・エコシステムであり、ベンチャーキャピタルファンドであるプラグアンドプレイとの戦略的パートナーシップの締結も行った。プラグアンドプレイの出資計画の中で、企業パートナーとして、当グループは、モビリティ、サプライ・チェーン及びロジスティクス分野における新たな解決策を開発し、実施するために、若いスタートアップ企業との連携を目指す。

当グループの戦略は、地理的な面でも資産運用成績の面でも、2020年までに市場において独自の存在感を確立するために策定されている。当グループの目標は、高度に顧客中心的な企業としてのみならず、品質面のリーダーとしても、国際的に有名になることである。当グループは、人々に、物流といえばドイツポストDHLグループであると思っただけになることを願っている。

事業部の戦略及び目標

ポスト - eコマース - パーセル(PeP)事業部

当グループの目標は、常に最高レベルの品質かつ合理的な価格で、顧客に最高のサービスを提供することを望んでいる。したがって、当グループは、市場の需要に応じて郵便業務の提供を拡大するとともに、ドイツのパーセル事業におけるサービス領域を継続的に拡大し、デジタルサービスの提供を発展させる。

当グループの「認定」戦略の一環として、当グループは、2020年までに当グループの従業員をPeP専門家として認定することを目指す。その理由は、当グループにとって、献身的で満足度の高い従業員が高品質のパフォーマンスの鍵となるためである。加えて、当グループは、当グループ外の機関や当グループの他の部門と協力することで、当グループの部門のネットワーク化を体系的に推進する。

e-コマースの成長による利益を得るために、当グループは新たな市場及びセグメントを開拓している。また、当グループは、既存の市場におけるネットワーク及び製品提供を拡大している。さらに、当グループは、電気モビリティ（electric mobility）や食品流通（food logistics）といった成長領域についても従事している。

当グループは、当グループのネットワークを、ダイナミックな市場条件及び輸送構造に適合させることによって、有益な成長を続けるための、市場本位のコスト構造を構築している。当グループは、テクノロジー、自動化、革新分野及び成長分野に投資をしつつ、可能かつ妥当な場合はコストを削減した。

익스프레스事業部

輸送量の増加によってネットワークにおけるスケールメリットがもたらされ、革新と自動化により生産性が高まり、費用が厳密に管理されている場合に、売上からの利益は改善する。当グループは、プロセスの標準化により間接費用を最適化している。例えば、当グループは、ITシステムの構造を段階的に合理化し、また、特に設備や資源の扱い方に関する国際標準及び品質要求事項の順守している。

当グループは、当グループのネットワークに適合するサイズや重さを有する貨物に注力し、それにより可能な限りそのネットワークを用いている。当グループの価格設定方針については、当グループは、世界的に協調し、統制されることを推奨している。それと同時に、当グループは、顧客へのアプローチを継続的に改善するために活動している。世界的なキャンペーンを展開し、当グループは、増加する輸出からたびたび恩恵を得ることができる中小規模の事業に特にターゲットを絞っている。

当グループの費用の大部分は、当グループの空路及び陸路のネットワークに関連している。古い飛行機はより新しく効率的な、つまり、より費用効率の良い飛行機に交換されている。当グループは、販売可能な貨物容量をフレート及びフォワーディング会社に対して（特にDHLグローバル・フォワーディングに対して）販売している。これにより、当グループのネットワークの利用率を改善し、費用を削減している。陸路においては、プロセスは自動化及び標準化されている。

当グループの認定国際スペシャリスト（CIS）研修プログラムは、当グループの従業員が、国際エクスプレス業務の必須知識を確実に持つようにするものである。研修は、各部門ごとのみならず職務を超えた範囲において、当グループの従業員によって行われる。これは、事業部における職場の雰囲気作りと事業部への忠誠心を補強しつつ、相互理解を深めるものである。当グループは、世界中において、従業員のモチベーションを保ち、優れた業績を組織的に認識したいと考えている。

グローバル・フォワーディング/フレート事業部

グローバル・フォワーディング業務部では、取引の収益性を増大させようとしている。当グループはまた、費用を業績に合致させるようにしている。つまり、売上総利益から営業利益への転換率の向上を図っている。中期的には、当グループは、主要な競合他社と同水準の転換率を達成することを目指す。

グローバル・フォワーディング業務部におけるITは、既存のシステムを向上させ、又は代替することにより、産業界において実証済みのソリューションを組み込むことを目的として、ITリニューアル・ロードマップに従って再構築される予定である。将来的には、当グループは、改善された発送可視化、電子文書管理システム及び新たな輸送管理システムに注力する。

フレート業務部では、新たなフレート戦略2020が、10の個別的な取組みを定めている。当グループは、生産性を高めつつ、データの透明性及び品質の向上を目指している。当グループのシステム環境は調和し、国際的なネットワークが最適化され、サプライヤーの関係は組織的に改善されるべきである。当グループは、最適化された販売組織によって成長を継続することを希望している。2017年の初め、当グループは、デジタルフレートプラットフォームである「サルード！（Saloodo!）」を開始した。当グループは、将来的に、このプラットフォームを国際的に拡大することを計画している。

サプライ・チェーン事業部

当グループは、世界のサプライ・チェーン・ソリューション・カンパニーとして、市場の機会を利用し、成長軌道を継続させることを希望している。これを達成するために、当グループは、「フォーカス」、「コネクト」、「グロー」の3つの柱から成るサプライ・チェーン戦略2020を実施している。

「フォーカス」では、当グループは、世界的なプロセスの標準化と複雑さの軽減によって効率及び品質を向上させ、革新的で顧客中心的なソリューションを促進している、

柱の一つである「コネクト」は、当グループの人員及び手続の連携に関するものである。センター・オブ・エクセレンスを含めた効率的な経営構造により、当グループのコストベースは改善され、実証済み、かつ、効率的なルーティーンとして確立される。認定サプライ・チェーン・スペシャリスト（CSCS）プログラムは、従業員による最善のパフォーマンスが可能となるよう、当グループの世界中の従業員の能力を磨き、やる気を出させている。

最後に、柱の一つである「グロー」は、当グループのポートフォリオを、より高い収益性とより力強い成長を提供する市場セグメントに焦点を当てている。一連の明確な国際的製品や主要部門は、成長の早い市場への地理的移動と同様に、今後の成長を加速させる重要な要素となる。デジタル化は、当グループの戦略の実現を促進する。ARゴーグル及びロボットによる工程の自動化を現場に採用することで、効率の向上がもたらされ、工程を最適化するために予測分析が用いられている。

4【関係会社の状況】

(1)【連邦共和国との関係】

この点に関しては、別途「第6 - 1 - (1) - (へ)連結財務書類に対する注記 - 注記48.1」を参照されたい。

(2)【親会社、子会社及び関連会社】

ドイツポスト・アーゲーに、親会社は存在しない。

次の表は、報告日におけるドイツポスト・アーゲーの連結子会社及び関連会社の種類及び数を示している。詳細に関しては、別途「第6 - 1 - (2) - (ハ)ドイツポスト・アーゲーの年次財務書類に対する注記に対する別紙3」も参照されたい。

	2017年12月31日
完全所有連結会社(子会社)数	729
国内	129
海外	600
共同経営数	1
国内	1
海外	0
持分法が適用される投資数	14
国内	0
海外	14

(3)【兼任状況】

(イ) 取締役

(2017年12月31日時点)

名前	法に基づく兼任	その他の兼任
ケン・アレン (2020年7月まで) エクスプレス事業部 1955年生まれ 2009年2月よりメンバー		DHLシノトランス・インターナショナル・エア・クーリエ Ltd. (中国)(取締役) ⁽¹⁾

⁽¹⁾グループ会社を指す。

(口) 監査役

監査役	法に基づく兼任	その他の兼任
株主代表		
ヴルフ・フォン・シンメルマン教授 博士(会長)	アリアンツ・ドイツ・アーゲー (Allianz Deutschland AG) マキシングベスト・アーゲー	アクセンチュア Corp.(アイルランド)(取締役) (2017年2月9日まで) トーマス・ルーターズCorp.(カナダ)(取締役)
ニコラス・フォン・ボムハート博士	エルゴ・グループ・アーゲー (ERGO Group AG) (1)(会長)(2017年4月26日まで) ミュンヘン・ヘルス・ホールディング・アーゲー(1)(会長)(2017年4月26日まで)	
イングリッド・デルテンル		ジボダン SA(スイス) (Givaudan SA, Switzerland)(取締役) バンク・カントネル・ポウドワ SA(スイス) (Banque Cantonale Vaudoise SA, Switzerland) (取締役) フランス通信社(フランス)(取締役)(2017年9月28日から)
ヴェルナー・ガツェー	フルガフェン・ベルリン-ブランデンブルグ GmbH PD-ベラーター・デ・オフネンリーヘン・ハンド GmbH(会長)	
ヘニング・カゲルマン教授博士	BMW AG(2017年5月11日まで) ドイツ・バンク・アーゲー ミュンヘナー・リュックファージヘルングス - ゲゼルシャフト・アーゲー(ミュンヘン再保険) KUKA AG(2017年5月31日から)	
シモーヌ・メンネ (2017年12月31日まで)	BMW AG	
ローランド・エトカー		ライニシュ・ベルギシュ・フェアラグスゲゼルシャフト mbH(監査役)
ウルリヒ・シュローダー博士 (2018年2月6日まで)	ドイツ・テレコム・アーゲー	DEG - ドイトシエ・インヴェスティツィオンズ - ウント・エントヴィックルングスゲゼルシャフト mbH(監査役)(2017年12月31日まで) 「マルグリット2020」エネルギー、気候変動及びインフラのための欧州基金(ルクセンブルク)(監査役)
シュテファン・ショルト博士		フラポート・アウスバウ・シュード GmbH(監査役、会長)(2) フラポート・リージョナル・エアポート・オブ・グリース A S.A.(取締役、会長)(2) フラポート・リージョナル・エアポート・オブ・グリース B S.A.(取締役、会長)(2) フラポート・リージョナル・エアポート・オブ・グリース・マネージメント・カンパニー S.A.(取締役、会長)(2) フラポート・ブラジル S.A.エアロポルト・デ・ポルト・アレグレ(監査役、会長)(2)(2017年12月4日から) フラポート・ブラジル S.A.エアロポルト・デ・フォルタレザ(監査役、会長)(2)(2017年12月4日から)
カッジャ・ウィンド 教授 工学博士	フラポート・アーゲー	
従業員代表		
ヨルク・フォン・ドスキー	PSD バンク・ミュンヘン eG	
アンドレアス・シャードラー	PSD バンク・コーン eG(会長)	
ステファン・タウチャー	DHLハブ・ライプツィヒ GmbH(副会長)	
ヘルガ・チェル	PSD バンク・コーン eG(副会長)	

- (1) ミュンヘナー・リュックファージヘルングス - ゲゼルシャフト・アーゲー（ミュンヘン再保険）のグループ会社を指す。
- (2) フラポート・アーゲーのグループ会社を指す。

5【従業員の状況】

ドイツポストDHLの従業員

職場の変化に対する寛容な対応

当グループは、従業員が潜在的な能力を発揮することをサポートし、競争力ある給与制度によって従業員を尊重した職場を提供している。デジタル化が進んだ今日では、働き方の変化に対する対応及び新たな挑戦への偏見のない、寛容な対応もまた必要となる。従業員をその変化の過程に関与させるという課題は、とりわけ、組織的な人事業務によって支援されている役員の務めとなる。

従業員意識調査

当グループの世界的な年次従業員意識調査は、10項目の主要な業績指標と1項目のインデックスに分けられる41項目の質問から構成されている。当グループは、2017年、ほぼすべての領域において、外部的なベンチマーク以上の数値を伴う安定的かつ改善された結果を達成した。76パーセントの回答率（前年より2パーセント改善）が調査結果の容認度を裏付けしている。

従業員意識調査の部分的な結果

%	2016年	2017年
回答率	74	76
積極的なリーダーシップの肯定的評価KPI	74	75
従業員の貢献度の肯定的評価KPI	75	75

従業員数が再び僅かに増加

2017年12月31日時点において、当グループは、472,208名の常勤従業員を雇用しており、その数は前年度比で2.8パーセント増となった。さらに、年度末における従業員数は519,544名となった。

当グループは、特に、ドイツ国内、ヨーロッパ、アジア及びアメリカ合衆国におけるeコマース-パーセル事業部の強固な継続的成長を後押しすることを目的として、ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部において新たに従業員を採用した。エクスプレス事業部の従業員数は、前年度と比較して増加した。輸送量の増加は、とりわけ、オペレーション部門における必要性の増加をもたらした。グローバル・フォワーディング/フレート事業部については、主にフレート事業部における従業員数が僅かに減少した。サプライ・チェーン事業部における従業員数は、ウィリアムズ・リー・タグ・グループの売却によって減少した。この減少は、新たな追加事業による従業員の増加と僅差で相殺された。

当グループの従業員数は、全ての地域で向上した。当グループは、引き続きドイツにおいて最も多数の従業員を雇用し続けているものの、増加率はアメリカにおいて最も大きかった。

昨年同様、全従業員に対する時間給労働者の割合は18パーセントである。会計年度において従業員の8.5パーセントが非計画的にグループを退職した（昨年度は7.6パーセント）。

当グループの現在の計画では、2018会計年度に従業員数の僅かな増加を見込んでいる。

従業員数

	2016年	2017年	増減(%)
常勤従業員数			
12月31日時点における総数⁽¹⁾	459,262	472,208	2.8
内、ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部 ⁽²⁾	177,307	183,679	3.6
内、エクスプレス事業部 ⁽²⁾	82,792	90,784	9.7
内、グローバル・フォワーディング/フレート事業部	41,886	41,034	-2.0
内、サプライ・チェーン事業部	146,739	145,575	-0.8
内、コーポレート・センター及びその他	10,539	11,136	5.7
連結 ⁽³⁾	-1	0	-100
内、ドイツ	174,537	180,479	3.4
内、ヨーロッパ(ドイツを除く)	113,104	114,360	1.1
内、北中南米	79,347	82,887	4.5
内、アジア・太平洋	73,979	76,081	2.8
内、その他の地域	18,295	18,401	0.6
年平均⁽⁴⁾	453,990	468,724	3.2
総従業員数			
12月31日時点における総数⁽⁴⁾	508,036	519,544	2.3
年平均	498,459	513,338	3.0
内、時間給従業員及び給料制従業員	459,990	477,251	3.8
内、公務員	32,976	30,468	-7.6
内、研修生	5,493	5,619	2.3

(1) 研修生を除く。

(2) エクスプレス事業部からポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部へのスペイン及びポルトガル企業の再譲渡。詳細は連結財務諸表に対する注記10を参照されたい。

(3) 四捨五入を含む。

(4) 研修生を含む。

前年度を上回る人件費水準

人件費は、20,072百万ユーロで、前年度の19,592百万ユーロを上回った。詳細は、連結財務諸表に対する注記14を参照されたい。

適切な報酬支払

市場及び会社の長期的な事業継続に沿った当グループの業績連動報酬は、当グループを魅力的な雇用者とする。

当グループは、報酬体系の合理性とバランスを保証するために、組織的な職務格付け制度を採用している。

さらに、当グループは、企業の確定給付型及び確定拠出型の年金制度の給付という付加的な福利を提供することによって従業員の忠誠心及びモチベーションを高めている。

年齢に応じた安全な労働環境

ドイツでは、2011年という早期の段階で、ドイツポスト・アーゲーと労働組合間で「ジェネレーション・パクト(Generation Pact)」を締結することにより、当グループは人口統計上の予測に対応した。現在、当グループ

プの時間労働者と給与従業員のうち、24,401名の従業員が労働時間口座を開設し、3,886名の従業員が部分的退職をしている。2016年から、当グループは、公務員と同等の調整も提供しており、そのうち3,629名が生涯労働口座を開設し、1,076名が部分的退職をしている。

従業員の育成目標

顧客に焦点を当てた文化は共通の理解を要求する。上述の第一部・第2.3.(2)に記載されている、当グループ共通の「認定」制度の一環として、当グループは、従業員に対して、彼らの役職に関連した特定の知識の習得及び当グループの顕著な状況の学習を可能とする、幅広いカリキュラムを提供している。

当グループの役員に関する制度の発展のための重要な構成要素の一つは、新たに定義されたリーダーシップ性に基づいた管理方法のさらなる発展である。ターゲットとなる集団の大半はすでに当グループの認定ロジスティックスリーダープログラムに参加している。

ドイツ、オーストリア、スイス及びデンマークにおいて、当グループは、若者に対して、社内訓練と州立職業訓練学校における勉強とを組み合わせ、二元的職業訓練へ登録する機会を提供している。このうちドイツでは、学生は、15種類以上の州認定の養成訓練制度及び12種類の二元的職業訓練から好きなものを選ぶことができる。当グループは、2017年には当グループの養成訓練制度又は職業訓練について、2,472もの枠を提供した。

多様性による社内革新の促進

当グループの組織は、異なる技能や経験、視点を有する多種多様な文化からの人々を一体にさせる。この多様性は、当グループの革新的な力強さを強固にするものであり、当グループを顧客と従業員にとって魅力的なものにさせるものである。当グループの行動規範及び報告書に定められているように、当グループは、職場における多様性の受容と機会の均等を促進している。

当グループ内のモニタリングシステムは、この点に関する当グループの活動の有効性を観測するために、多様性に関する指標を記録している。報告対象年度において、多様性に関する審議会では、女性の役員を増やすことを目的とした施策を含め、多くの議題についての議論がなされた。

2017年12月31日、当グループにおける世界の経営陣に占める女性の割合は21.5パーセント（前年は21.1パーセント）。

ドイツポスト・アーゲーの従業員

ドイツポストDHLの従業員

従業員数の僅かな増加の継続

2017年12月31日時点において、当社は、前年より2.4パーセント多い142,257名の常勤従業員を雇用した。2017年12月31日時点の従業員総数は、168,834名である。

従業員数

	2016年12月31日	2017年12月31日	増減(%)
常勤従業員数			
12月31日時点における総数	138,985	142,257	2.4
事業部別			
ポスト - eコマース - パーセル(PeP)事業部	134,571	137,783	2.4
その他	4,414	4,474	1.4

総従業員数(研修生を除く)			
12月31日時点における総数	166,997	168,834	1.1
内、給料制従業員及び時間給従業員	135,736	139,140	2.5
内、公務員	31,261	29,694	-5.0
年度平均(研修生を除く)	165,786	166,899	0.7

個別財務諸表に対する注記41を参照されたい。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

「第6 - 1 - (1) - (ハ)連結財務諸表に対する注記 - 注記42乃至42.3」を参照されたい。

経済状態

当グループの経済状態に関する取締役会の総合評価

2017会計年度におけるドイツポストDHLグループの収益は、全ての事業部において増加し、連結EBITは、当社
の予測どおり37億4000万ユーロであった。ポスト - eコマース - パーセル事業部は、ドイツ郵便事業部におい
て、引き続き、ダイナミックな成長を記録した。DHL事業部もまた良い業績を上げている。エクスプレス事業は
安定した成長を記録し、グローバル・フォワーディング/フレート事業部及びサプライ・チェーン事業部におい
て実施された改善のための方策が効果的であることを証明しており、すなわち、為替差損の影響にもかかわらず
全ての事業部の収益が増加した。資本支出は前年比で増加し、フリー・キャッシュ・フローは14億3000万ユーロ
となり、前年水準を大きく上回った。全体から見ると、取締役会は、グループの財政状態がとても健全であると
考えている。

重要事象

2017年3月21日の取締役会決議により、27.3百万株の自己株式の消却による減資が実施された（連結財務諸表
注記3及び注記32参照）。

2017年11月、ドイツポストDHLグループとアドベント・インターナショナルは、競争当局によって承認された
後、ウィリアムズ・リー・タグ・グループの売却を完了した（連結財務諸表注記2参照）。

2017年12月、期間7年6か月の転換社債（10億ユーロ）と、期間10年の普通社債（500百万ユーロ）の総額15億
ユーロとなる2つの社債の私募が行われた（連結財務諸表注記40参照）。

経営成績**経営成績を示す特定指標**

	単位	2016年	2017年	2016年第4四半期	2017年第4四半期
売上高	百万ユーロ	57,334	60,444	15,410	16,109
利息を含まない税引 き前利益 (EBIT)	百万ユーロ	3,491	3,741	1,111	1,181
売上高当期純利益率 (1)	%	6.1	6.2	7.2	7.3
資産に関する費用を 計上後のEBIT(EAC)	百万ユーロ	1,963	2,175	733	796
報告対象年度連結純 利益(2)	百万ユーロ	2,639	2,713	841	837
一株当たり利益(3)	ユーロ	2.19	2.24	0.70	0.69
一株当たり配当	ユーロ	1.05	1.15(4)	-	-

(1) EBIT / 売上高

(2) 非支配株主持分を控除後

(3) 基本的一株当たり利益

(4) 提案

ポートフォリオの変更

2017年7月上旬において、ブラジルに拠点を置くOlimpo Holding S.A. (Olimpo) (子会社のPolar Transportes Ltda.及びRio Lopes Transportes Ltdaを含む。)を取得した。

第4四半期には、ウィリアム・リー・タグ・グリーブを売却し、関連する資産及び負債の全てを非連結化した。

連結売上高が604億ユーロに増加

2017会計年度の連結売上高は、全ての事業部の寄与により、3,110百万ユーロ増加し、60,444百万ユーロとなった。為替の影響によって、増加は1,270百万ユーロ減少した。海外における売上高の割合は、68.8パーセントから69.6パーセントまで増加した。2017年第4四半期の売上高は対前年比4.5パーセントの増加で、16,109百万ユーロであった。為替の影響によって売上高は639百万ユーロ減少した。

報告対象年度におけるその他営業利益は、17百万ユーロ減少して2,139百万ユーロとなった。前年度の営業利益には、キングス・クロスの保有株式の残りを処分したことによる63百万ユーロの利益が含まれている。報告期間において、その他営業利益は、ストリートスクーターの電気自動車の製造に関連して履行済かつ資産計上された業務により収益が増加した。

材料費の大幅な上昇

2017年において、材料費は2,155百万ユーロ増加し、32,775百万ユーロとなった。原油価格の高騰及びその他の要因により輸送費と燃料費が上昇したが、為替の影響によってその上昇を抑えることができた。為替の影響によりある程度は相殺されたものの、主に、ポスト - eコマース - パーセル (PeP) 事業部及びエクスプレス事業部の社員数の増加により、人件費は上昇した。サプライ・チェーン事業部において過去に取得した顧客基盤が償却されたこと等に起因して、減価償却費、償却費及び減損損失は、94百万ユーロ増加して1,471百万ユーロとなった。とりわけ、広告宣伝費及び広報費用の上昇によって、その他の営業費用は4,526百万ユーロとなり、前年度を上回った(2016年: 4,414百万ユーロ)。

売上高、その他営業利益及びその他営業費用の変動(2017年)

	百万ユーロ	%

売上高	60,444	5.4	・全4事業部において成長を記録 ・為替による影響により1,270百万ユーロ減少
その他営業利益	2,139	-0.8	・履行済かつ資産計上された業務による収益を含む ・前年度の数値には株式の売却に起因する高い収益が含まれていた。
材料費	32,775	7.0	・輸送費及び燃料費の高騰 ・為替の影響により692百万ユーロ減少
人件費	20,072	2.4	・社員数増加
減価償却費、償却費及び減損損失	1,471	6.8	・サプライ・チェーン事業部における顧客基盤の償却を含む。
その他営業費用	4,526	2.5	・広告宣伝費及び広報費用の増加

連結EBITが7.2パーセント増加

利息支払前税引前利益（EBIT）は、報告対象年度において7.2パーセント増加し、3,491百万ユーロから3,741百万ユーロとなった。2017年度第4四半期においては、6.3パーセント増加し、1,181百万ユーロとなった。1年間全体で金融費用純額は411百万ユーロで、前年度（359百万ユーロ）を下回った。税引き前利益は198百万ユーロ増加し、3,330百万ユーロとなった。法人所得税は、126百万ユーロ増加し、477百万ユーロとなった。

連結純利益が前年度の水準を上回る

2017年会計年度の連結当期純利益は2,853百万ユーロで、前年度の2,781百万ユーロを2.6パーセント上回った。この数値のうち、2,713百万ユーロはドイツポスト・アーゲーの株主に、また、140百万ユーロは非支配株主に帰属するものである。基本的1株当たり利益は2.19ユーロから2.24ユーロに増加し、希薄化後1株当たり利益は2.10ユーロから2.15ユーロに増加した。

1株当たり1.15ユーロの配当の提案

当社の財務戦略として、純利益の40パーセントから60パーセントを配当として支払うという原則がある。このため、取締役会及び監査役会は、2017会計年度については株主に対して1株当たり1.15ユーロの配当を支払うことを2018年4月24日の定時株主総会において提案することを予定している（前年度：1.05ユーロ）。純利益（非支配株主持分を除いた当該期間の連結純利益）に示されるように、配当比率は51.9パーセントである。当グループ株式の年度末終値に基づく純配当利回りは、2.9パーセントである。配当は、2018年4月27日に分配される予定であり、ドイツに居住する株主については非課税となる。受領者が税還付又は税額控除を求めることを可能にするものではない。

	配当金総額 (単位：百万ユーロ)	無額面株式1株当たりの配当金 (単位：ユーロ)
2011年	846	0.70
2012年	846	0.70
2013年	968	0.80
2014年	1,030	0.85
2015年	1,027	0.85
2016年	1,270	1.05
2017年 ⁽¹⁾	1,409	1.15

(1)提案

資産に関する費用計上後のEBIT (EAC) が増加

2017年度においては、主に会社の利益率の増加に起因して、資産に関する費用計上後のEBIT (EAC) は、1,963百万ユーロから2,175百万ユーロに増加した。とりわけポスト - eコマース - パーセル (PeP) 事業部とエクспレス事業部における有形固定資産に対する投資が増加したこと、及び、引当金が減少したことから、資産に関する費用もまた増加した。

資産に関する費用を計上後のEBIT (EAC)			
百万ユーロ	2016年	2017年	増減率 (%)
EBIT	3,491	3,741	7.2
- 資産に関する費用	-1,528	1,566	2.5
=EAC	1,963	2,175	10.8

主に為替差損の影響により、純資産ベースは、2017年12月31日時点において30百万ユーロ減少し、17,441百万ユーロとなった。ITシステムへの投資、貨物機の購入、並びに、倉庫、仕分け装置及び保有車両の交換及び増設は前年度比で増加し、その一方で、とりわけウィリアム・リー・タグ・グループの売却及び為替差損のために、無形固定資産は減少した。純運転資本は概ね前年度と同じ水準であった。営業引当金は前年度比で減少し、その一方で、その他非流動資産及び負債は増加した。

純資産ベース（連結） ⁽¹⁾			
百万ユーロ	2016年12月31日	2017年12月31日	増減率（％）
無形固定資産及び有形固定資産	20,943	20,594	1.7
+ / 純運転資本	1,108	1,095	1.2
営業引当金（年金及びそのと同様の義務の引当金は除く。）	2,313	-2,089	-9.6
+ / その他非流動資産及び負債	51	31	>100
= 純資産ベース	17,471	17,441	0.2

(1) 資産及び負債はセグメント別報告記載のとおりである（連結財務諸表に対する注記10参照）。前年度までとは対照的に、事業区分別損益報告の比較を容易にするために、純資産ベースは連結ベースで表示されている。前年度の数値は調整されている。

財政状態

主要キャッシュ・フロー指標

（単位：百万ユーロ）

	2016年	2017年	2016年第4四半期	2017年第4四半期
12月31日時点での現金及び現金等価物	3,107	3,135	3,107	3,135
現金及び現金等価物の変動	- 437	119	872	1,596
営業活動からの現金純額	2,439	3,297	1,925	1,527
投資活動において使用された現金純額	-1,643	2,091	586	1,042
財務活動において使用された / 財務活動による現金純額	-1,233	1,087	467	1,111

当グループにおける財務管理は集中型機能である

当グループの財務管理活動には、流動性の管理、金利、通貨及び商品価格の変動のヘッジ、当グループの資金繰りの手配、保証状及びコンフォート・レターの発行、並びに、格付機関との連絡が含まれる。

ボンにある当グループ本社のコーポレート・ファイナンス部がこれらの活動に係る責任を負っており、これをボン（ドイツ）、ウエストン、フロリダ（アメリカ合衆国）及びシンガポールの3つの地域財務センターが支えている。これらの地域センターは、グループ本部と事業会社との中継拠点として機能し、財務管理問題について事業会社に助言し、グループ全体の要求の遵守を徹底させている。

コーポレート・ファイナンス部の主たる役割は、財務リスクと資本コストを最小化し、当グループの継続的な財務の安定性と柔軟性を長期にわたって維持することにある。当グループは、資本市場への自由なアクセスを確保するため、該当セクターとして適当な信用格付の維持を目指している。したがって、当グループは、当グループの調整後負債に対する営業活動によるキャッシュ・フローの比率を特に念入りに確認している。調整後負債とは、未積立年金債務及びオペレーティング・リース債務を斟酌した、当グループの純負債を意味する。

財務的弾力性及び低い資本コストの維持

当グループの財務戦略は、財務管理の原則及び目標を基盤としている。株主の利益の他、本戦略では債権者の要求も考慮している。目標は、投資家に対する高い継続性及び予測可能性を確保することにより、当グループが財務的弾力性及び低い資本コストを維持することである。

この戦略の主軸は、償却前修正利益の負債に対する比率（FF0負債比率）として知られるダイナミック・パフォーマンス・メトリックにより管理される、目標格付の「BBB+」を有することである。当グループの戦略には、更に、継続的な配当金政策、並びに、年金制度の制度資産を徐々に増加させるため、また、特別配当の支払又は株の買戻しを行うために使われる過剰流動資金の利用に関する明確な優先順位も含まれる。

財務戦略

信用格付け <ul style="list-style-type: none"> ・「BBB+」及び「Baa1」の格付けをそれぞれ維持する。 ・ダイナミック・パフォーマンス・メトリックとしてFF0負債比率を使用。 	投資家 <ul style="list-style-type: none"> ・信頼可能かつ一貫性のある当グループからの情報を発信する。 ・期待収益の予想可能性。
配当政策 <ul style="list-style-type: none"> ・純利益の40%から60%を支払う。 ・キャッシュ・フロー及び継続性を考慮。 	当グループ <ul style="list-style-type: none"> ・財務及び戦略の弾力性維持。 ・資本コストを抑える。
過剰流動資金 <ul style="list-style-type: none"> ・年金制度の制度資産を増加。 ・特別配当金を支払い、又は、株式買戻し計画を実施する。 	
負債ポートフォリオ <ul style="list-style-type: none"> ・流動性準備金としてシンジケート・ローンを利用する。 ・社債発行のために負債発行プログラムを立ち上げる。 ・長期必要資本を調達するため、社債を発行する。 	

FF0負債比率

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
運転資本の変動前の営業活動によるキャッシュ・フロー	2,514	3,418
+ 金利の受取分	50	52
- 支払金利	138	160
+ オペレーティング・リースの調整	1,569	1,641
+ 年金の調整	1,003	567
= 償却前修正利益(FF0)	4,998	5,518
金融負債計上額	6,035	6,050
- 損益を通じて公正価値で認識される金融負債	121	44
+ オペレーティング・リースの調整	7,166	9,406
+ 年金の調整	5,467	4,323
- 余剰現金及び準現金投資 ⁽¹⁾	2,239	2,503
= 負債	16,308	17,232
FF0負債比率(%)	30.6	32.0

(1) 現金、現金等価物及び一覧払いの投資資金の合計から営業に必要な現金を差し引いたものが報告されている。

償却前修正利益(FF0)は、上記の計算のとおり、運転資本の変動前の営業活動によるキャッシュ・フローの数値に金利の受取分を加算し、これから支払金利を差し引いた上、オペレーティング・リース、年金について修正した金額をいう。金融負債並びに余剰現金及び準現金投資に加え、負債金額には、オペレーティング・リース負債及び未積立年金負債が含まれている。

負債が増加したにもかかわらず、償却前修正利益が急増したことにより、報告対象年度における「FF0負債比率」パフォーマンス・メトリックは、前年度と比較して増加した。

償却前修正利益は520百万ユーロ増加し、5,518百万ユーロとなった。その主な要因は、運転資本の変動前に営業活動によるキャッシュ・フローが大きく上昇したことによる。報告対象年度の年金債務の積立の減少により、年金の修正が前年比で減少した。支払利息額は、2016年4月に発行された社債に対する最初の利息の支払のために、報告期間において上昇した。

主にリース債務の増加によりオペレーティング・リースのための修正が増加した結果として、負債は、前年度比で924百万ユーロ増加し、17,232百万ユーロとなった。年金のための修正は前年比で減少したが、これは報告対象年度の年金債務の追加積立の結果である(連結財務諸表の注記38参照)。金融債務は、12月に発行された15億ユーロ社債及び7.5億ユーロの社債の返済を含んでいる。また、金融債務は、3億ユーロの転換社債における株式の転換及び2億ユーロの株式買戻プログラムによる債務の支払も含んでいる(連結財務諸表の注記40参照)。

現金及び流動性の本部管理

全世界において営業している当グループの子会社の現金及び流動性については、コーポレート財務部が本部管理している。当グループの外部売上高の80パーセントは、現金プールに連結され、内部の流動性需要の調整に使用される。法律上の理由からこのような方法を採用できない国については、コーポレート財務部が内部借入れ及び外部借入れ並びに投資を本部で管理する。このような事情から、当グループでは、特定の銀行からの独立性を維持するため、バランスのとれた銀行取引方針を遵守している。外部の銀行手数料やマージンの支払を避けるため、子会社の内部売上高もグループ内部の銀行(会社間決済)にプールされ管理されている。支払決済は、統一

指針に従い、標準化されたプロセス及びITシステムを通じて行われている。多くの当グループ会社は、それぞれの会社名義でドイツポスト・アーゲーの中央銀行口座を経由して支払を実行する、当グループ内のペイメント・ファクトリー（Payment Factory）に外部支払決済をプールしている。

市場リスクの制限

当グループは、市場リスクを制限するために、基本金融商品及びデリバティブ金融商品の両方を利用している。金利リスクは、スワップのみにより管理されている。通貨リスクは、先渡取引、クロス・カレンシー・スワップ及びオプションによってもヘッジされている。当グループは、商品価格の変動から生じるリスクの大部分を顧客に転嫁しており、残りのリスクの管理については、商品スワップを一定程度用いている。デリバティブ商品の利用に関するパラメータ、責任及びコントロールは、内部指針において定められている。

柔軟かつ安定した資金調達

当グループは、株式資本及び負債により、長期的資金需要をカバーしている。これは、十分な柔軟性をもたらし、かつ、財務の安定性の確保を可能にする。当グループにとって最も重要な資金源は、営業活動からの現金純額である。

また、当グループは、当グループに対して好ましい市況を保証し、安定した長期流動性準備として機能している20億ユーロの協調与信枠を有している。この与信枠は、2020年に満期が到来し、当グループの財務指標について何らの誓約も含んでいない。当グループの堅実な流動性に鑑み、報告対象年度中、この協調与信枠は維持された。

銀行取引方針の一環として、当グループは、取引量を拡大させ、取引先金融機関との長期的な関係を維持している。当グループは、与信枠の他、社債及びオペレーティング・リース等の独自の資金調達源により、当グループの借入必要額を満たしている。大部分の負債は、経済規模及び分業化による利益を活用するため、本部に集約されており、その結果として貸付コストを最小限に抑えている。

2017年12月、当グループは5億ユーロの社債を、80億ユーロを上限として2012年に設立された債務保険プログラムの一環として発行した。また、当グループは、2017年12月に10億ユーロの転換社債も発行した。同月受領した資金は、既存の金融債務の借換え及び5億ユーロの英国の年金債務の追加の積立に用いられた。

報告対象年度において7.5億ユーロの社債が償還された。2012年に発行された10億ユーロの転換社債のうち総額3億ユーロ分が2017年に転換された。現存の社債に関する追加情報は、連結財務諸表の注記40に記載する。

当グループによる担保、コンフォート・レター及び保証状の発行

ドイツポスト・アーゲーは、グループ会社、関連会社又はジョイントベンチャーが締結するローン契約、リース及び供給者契約に関して、必要に応じて保証、コンフォート・レター、担保を発行することにより、担保を提供している。これにより、各地においてより有利な条件の下で交渉を行うことが可能となっている。かかる保証は、本部に集約して行われている。

当グループの信用格付の据え置き

当グループの与信状況に関して、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（ムーディーズ）による「A3」という格付け及びフィッチ・レーティングズ（フィッチ）による「BBB+」という格付けが維持されている。また、両方の格付機関からの安定的な見通しも、引き続き適用可能である。これらの格付けに関し、当グループは、引き続き、運輸及び物流部門において良好な立場にある。以下の表は、報告日における格付けと評定因子を示したものである。格付機関による最新の分析の全て及び格付分類は、当グループのウェブサイトに掲載されている。

格付機関による格付け

	プラス評定 要因	マイナス評定 要因
フィッチ・レーティングズ 長期：BBB+ 短期：F2 見通し：安定的	<ul style="list-style-type: none"> ・ バランスのとれた事業リスクの内容。 ・ 中核である郵便商品の寄与。 ・ インターネットによる小包量の増大。 ・ 継続的な成長及び利益改善により、世界的な時間指定配達サービスにおける地位を強力にしている。 ・ かなり安定的な信用力測定基準が適用されており、十分な流動性があること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業内の長期的な変革によりポスト - e コマース - パーセル (PeP) 事業部において構造的な郵便量が減少していること。 ・ DHL事業部を通じて、グローバルマーケットの変動性及び競争にさらされるリスクがあること。
ムーディーズ・インベスターズ・サービス 長期：A3 短期：P-2 見通し：安定的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界最大級の物流企業としての国際的存在感及び規模。 ・ ドイツにおける大規模かつ強固な郵便事業。 ・ ネットワーク投資及び再建プログラムを通じた収益性の画期的な改善への期待。 ・ 十分な財務測定基準、保守的な財務政策及び卓越した流動性のある統計データ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挑戦的かつ競争的なマーケット状況。 ・ 物流事業における世界的なマクロ経済トレンドにさらされること。 ・ 従来 of 郵便サービスの構造的減退。 ・ グローバルフォーディング/フロート事業の継続的な改善のためのイニシアチブ。

流動性及び資金源

報告日現在、当グループは、自由に使用できる現金及び現金等価物を31億ユーロ保有していた（前年度：31億ユーロ）。この大部分は、ドイツポスト・アーゲーが直接保有するものである。現金は、金融市場に対して中心的に投資されるか、既存の銀行口座に預金されており、このような中心的な短期金融投資額は、報告日現在において、合計17億ユーロに達する（前年度：17億ユーロ）。

加えて、マネー・マーケット・ファンドに5億ユーロが投資された（前年度：2億ユーロ）。貸借対照表で報告されている金融負債の内訳は、以下のとおりである。認識された金融負債に関する追加情報は、連結財務諸表の注記40に記載する。

金融負債		
(単位：百万ユーロ)	2016年	2017年
社債	4,990	5,350
銀行に対する債務	158	156
ファイナンス・リース債務	209	181
損益を通じて公正価値で測定した金融負債	121	44
その他金融負債	557	319
	6,035	6,050

オペレーティング・リースは、引き続き当グループの重要な資金源である。当グループは、航空機、保有車両及びIT機器に対する資金提供も行っているものの、オペレーティング・リースは、主に不動産に対する資金提供のために使用している。

資産別オペレーティング・リース債務 ⁽¹⁾		
(単位：百万ユーロ)	2016年	2017年
土地及び建物	6,657	9,403
航空機	909	1,138
輸送設備	495	611
技術設備及び機械	79	129
その他設備、営業機器及びオフィス用機器、輸送機器その他	48	17
	8,188	11,298

(1) 割引前

オペレーティング・リース債務は、前年度比で著しく増加し、113億ユーロとなった。この増加は、一部、航空機に関連するものもあるが、大部分は不動産の長期リースの契約が新たに締結されたことによるものであり、更新及び終了の選択肢のある既存の不動産取引契約が再評価されたことによるものである。

資本的支出は前年度に比べて上昇

有形固定資産及びのれんを除く無形固定資産に対する投資は報告対象年度において2,277百万ユーロであり、前年の2,074百万ユーロを9.8パーセント上回った。連結決算書類注記10、21及び22の地域別及び資産の種類別の資本的支出（資本支出）内訳を参照のこと。

資本支出並びに減価償却費、償却費及び減損損失（通年）

	PeP事業部		エクスプレス事業部		グローバル・フォワーディング/フレート事業部		サプライ・チェーン事業部		コーポレート・センター/その他		連結 ⁽¹⁾		グループ	
	2016年調整後 ⁽²⁾	2017年	2016年調整後 ⁽²⁾	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年調整後 ⁽²⁾	2017年	2016年	2017年
資本支出（単位：百万ユーロ）	592	666	900	1,049	55	70	328	277	199	214	0	1	2,074	2,277
減価償却費及び損失（単位：百万ユーロ）	337	356	465	525	79	70	294	319	201	200	1	1	1,377	1,471
資本支出対減価償却費及び損失率	1.76	1.87	1.94	2.00	0.70	1.00	1.12	0.87	0.99	1.07	-	-	1.51	1.55

(1) 四捨五入を含む。

(2) スペイン及びポルトガルにおいてエクスプレス事業部からポスト・eコマース・パーセル(PeP)事業部へ企業を再配置したことによるもの。

資本支出並びに減価償却費、償却費及び減損損失（第4四半期）

	PeP事業部		エクスプレス事業部		グローバル・フォワーディング/フレート事業部		サプライ・チェーン事業部		コーポレート・センター/その他		連結 ⁽¹⁾		グループ	
	2016年調整後 ⁽²⁾	2017年	2016年調整後 ⁽²⁾	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年調整後 ⁽²⁾	2017年	2016年	2017年
資本支出（単位：百万ユーロ）	265	320	279	605	18	18	73	83	75	122	-1	1	709	1,149
減価償却費、償却費及び減損損失（単位：百万ユーロ）	96	89	147	132	19	19	75	99	50	51	1	0	388	390
資本支出対減価償却費、償却費及び減損損失率	2.76	3.60	1.90	4.58	0.95	0.95	0.97	0.84	1.50	2.39	-	-	1.83	2.95

(1) 四捨五入を含む。

(2) スペイン及びポルトガルにおいてエクスプレス事業部からポスト・eコマース・パーセル(PeP)事業部へ企業を再配置したことによる。

ポスト・eコマース・パーセル（PeP）事業部においては、最も大きな資本的支出は国内及び国際小包ネットワークの拡大及び当グループのストリートスクーターの電子自動車の生産に起因するものであった。

エクスプレス事業部においては、投資はとりわけブリュッセル、イーストミッドランド、レイプチヒ、シンシナティ及びメキシコシティにあるハブの拡大のために行われた。保有航空機の継続的な保守と刷新及びエア・ホンコンからの貨物用航空機の購入が新たな投資対象を象徴している。

グローバル・フォワーディング/フレート事業部において、当グループは、引き続き、ITアプリケーションに関するインフラだけでなく、全地域の倉庫及びオフィス・ビルの改装も行った。

サプライ・チェーン事業部において、資金の大部分は、アジア・太平洋地域及びアメリカ大陸において使われた。

事業部間の資本的支出は、船舶の拡大及び更なる車両の交換への投資により増加した。

営業活動によるキャッシュ・フローの増加

報告対象年度における営業活動からの現金純額は、3,297百万ユーロとなり、858百万ユーロ増加した。前年度においては、10億ユーロをドイツにおける年金債務積立に使用し、引当金の変動に著しい影響を与えた。2017年度においては、495百万ユーロを英国における年金債務積立に使用した。EBIT及び減価償却費、償却費、減損損失等の現金以外の要素は増加した。当グループの法人所得税は、前年度から98百万ユーロ増加し、626百万ユーロとなった。

投資活動で使用された現金純額は1,643百万ユーロから2,091百万ユーロに増加した。ウィリアムズ・リー・タグ・グループの売却により、子会社及びその他の業務部の処分による収益が316百万ユーロに増加した。前年度においては、政府補助金手続に基づく返済により、その他の非流動金融資産の処分による収入は378百万ユーロ増加したUKメールの買収に関連して、子会社及びその他の業務部の買収のために278百万ユーロの支払があっ

た。報告対象年度の有形固定資産及び無形固定資産に対する支払額は、1,966百万ユーロから2,203百万ユーロまで増加した。

財務活動に使用された現金純額は1,087百万ユーロであり、前年度の数値を下回った（前年度：1,233百万ユーロ）。社債発行によって、前年度の現金流入額は、12.39億ユーロとなった。報告対象年度において、当グループは、普通社債及び転換社債の発行により、発行収入を14.93億ユーロまで増加させた。それと同時に、当グループは、返済予定だった750百万ユーロの社債を返済した。自己株式の取得に係る支払は、株式買戻プログラムの終結により、836百万ユーロから148百万ユーロに減少した。昨年同様、当社の株主への配当が最も大きな支払項目であり、243百万ユーロ増加し、1,270百万ユーロとなった。

現金及び現金等価物は、2016年12月31日時点の3,107百万ユーロから、2017年12月31日時点の3,135百万ユーロに増加した。

フリー・キャッシュ・フローの算定方法				
(単位：百万ユーロ)	2016年	2017年	2016年 第4四半期	2017年 第4四半期
営業活動により生じる現金純額	2,439	3,297	1,925	1,527
有形固定資産及び無形固定資産の売却	265	236	141	135
有形固定資産及び無形固定資産の取得	-1,966	-2,203	-545	-914
有形固定資産及び無形固定資産の変更による現金支出	-1,701	-1,967	-404	-779
子会社及びその他業務部の処分	35	316	10	316
持分法が適用される投資及びその他投資の売却	82	3	0	0
子会社及びその他業務部の取得	-304	-54	-270	0
持分法が適用される投資及びその他投資の取得	-19	-55	0	-32
売却/取得による現金収入/支出	-206	210	-260	284
受取利息	50	52	7	12
支払利息	-138	-160	-67	-69
純支払利息	-88	-108	-60	-57
フリー・キャッシュ・フロー	444	1,432	1,201	975

フリー・キャッシュ・フロー	1,724	444	1,705	1,201
----------------------	--------------	------------	--------------	--------------

フリー・キャッシュ・フローは、444百万ユーロから1,432百万ユーロに大幅に増加した。これは、主に、営業活動により生じる現金純額が3,297百万ユーロに増加したことに起因する（前年度：2,439百万ユーロ）。さらに、前年度にはUKメールの買収に伴い現金が流出したが、報告対象年度においては、ウィリアムズ・リー・タグ・グループの売却による現金流入によってフリー・キャッシュ・フローが増加した。

純資産

純資産に関する特定指標

		2016年 12月31日	2017年 12月31日
自己資本比率	%	29.6	33.4
純負債	百万ユーロ	2,261	1,938
純インタレスト・カバー		39.7	34.6
純ギアリング	%	16.6	13.1
FFO負債比率 ⁽¹⁾	%	30.6	31.9

(1) 算出方法については、前記「第3-1業務等の概要」内の「財政状態」等を参照。

連結総資産の増加

当グループの総資産は、2017年12月31日時点で38,672百万ユーロであり、2016年12月31日時点（38,295百万ユーロ）より377百万ユーロ増加した。

無形固定資産は、為替相場の変動を主因として762百万ユーロ減少し、11,792百万ユーロとなった。有形固定資産は、追加分が減価償却費、減損損失、処分及び為替差損を上回ったため、393百万ユーロ増加し、8,782百万ユーロとなった。短期金融資産は、374百万ユーロから652百万ユーロに増加した。当グループは、500百万ユーロ

口の過剰流動資金を短期資本市場に投資し、2016年12月31日現在の数字を300百万ユーロ上回った。売掛金は、253百万ユーロ増加し、8,218百万ユーロとなった。

貸借対照表の資本及び負債の部においては、ドイツポスト・アーゲーの株主に帰属する持分は、1,550百万ユーロ増加し、12,637百万ユーロとなった。報告対象期間に係る連結純利益、転換社債に関連した資本増加及び純年金引当金の再計算によって当該項目は増加したが、他方で配当支払及び為替差損によって当該項目は減少した。年金その他類似の債務についての引当金は、5,580百万ユーロから4,450百万ユーロへと大幅に減少した。とりわけ英国での年金債務が当該項目を495百万ユーロ減少させた。金融負債は、6,050百万ユーロであり、昨年度(6,035百万ユーロ)と同水準であった。当社は社債を返済し、株式買戻プログラムを終了した一方で、新たな社債及び転換社債を資本市場で発行した。現在の引当金は、とりわけ構造調整引当金の減少により、192百万ユーロ減少し、1,131百万ユーロとなった。売掛金は165百万ユーロ増加し、7,343百万ユーロとなった。

純負債は1,938百万ユーロに減少

報告対象年度において、当グループの純負債は、2012年に発行した転換社債が行使されたことを主たる要因として、2016年3月31日時点の2,261百万ユーロから1,938百万ユーロへと減少した。自己資本比率は、33.4パーセントであり、2016年12月31日時点(29.6パーセント)よりも高かった。純インタレスト・カバー率(EBITにより純利子債務がカバーされている範囲を示すものである。)は、39.7から34.6に前年度から減少した。純ギアリング率は、2017年12月31日時点で13.1パーセントとなった。

純負債

(単位：百万ユーロ)		2016年 12月31日	2017年 12月31日
長期金融負債		4,516	5,101
+	短期金融負債	1,381	794
=	金融負債⁽¹⁾	5,897	5,895
-	現金及び現金等価物	3,107	3,135
-	短期金融資産	374	652
-	長期金融デリバティブの正の公正価値 ⁽²⁾	155	170
=	金融資産	3,636	3,957
純負債		2,261	1,938

(1) 業務上の金融負債を控除(連結財務書類の注記32.4参照)

(2) 貸借対照表において、長期金融資産として認識されている。

事業部における業績

ポスト-eコマース-パーセル (PeP) 事業部

主要な経済指標 ポスト-eコマース-パーセル(PeP)事業部						
(単位：百万ユーロ)	2016年 調整後 ⁽¹⁾	2017年	増減率 (%)	2016年 第4四半期 調整後 ⁽¹⁾	2017年 第4四半期	増減率 (%)
売上高	17,078	18,168	6.4	4,710	5,052	7.3
内、ポスト業務部	9,741	9,736	-0.1	2,581	2,634	2.1
内、eコマース-パーセル業務部	7,337	8,432	14.9	2,129	2,418	13.6
利息を含まない税引き前利益(EBIT)	1,446	1,502	3.9	490	510	4.1
内、ドイツ国内	1,447	1,492	3.1	496	503	1.4
内、国際的パーセル及びeコマース	-1	10	>100	-6	7	>100
売上高当期純利益率 ⁽²⁾ (%)	8.5	8.3	-	10.4	10.1	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	360	1,505	>100	602	858	42.5

(1) スペイン及びポルトガルにおいてエクスプレス事業部から企業を再配置したことによるもの(連結財務書類の注記10参照)。

(2) EBIT / 売上高

売上高が6.4パーセント増加

報告対象年度における同事業部の売上高は、ドイツ国内における営業日が2.9日少なかったにもかかわらず、18,168百万ユーロとなり、前年度の17,078百万ユーロを6.4パーセント上回った。この伸びの殆どは、eコマース-パーセル業務部に起因する。2017年度においては、72百万ユーロの為替差損を記録したが、これを除けば、売上増は6.8%であった。2017年度第4四半期においては、営業日が1.9日少なかったにもかかわらず、同事業部における売上高は、前年度比で7.3パーセント増加した。

郵便業務部における売上高は前年と同水準

郵便業務部においては、報告対象年度における売上高は9,736百万ユーロであり、前年度の9,741百万ユーロと同水準であった。輸送量は、0.9パーセントの減少であった。2017年度第4四半期の売上高は、2.1パーセント増加し、2,634百万ユーロ(前年度：2,581百万ユーロ)であった。

選挙等の特別な要因による追加のメール輸送量によっても、メール・コミュニケーション輸送量の全体的な減少を補うことができなかった。これに対し、ダイアログ・マーケティング事業の売上高及び輸送量は、選挙前の通信を一つの要因として増加した。

国際郵便事業においては、郵便によって商品を出荷する傾向が続いていたものの、販促郵便及び書類の輸送量の減少を補うことができなかった。

郵便：売上高

(単位：百万ユーロ)	2016年 調整後 ⁽¹⁾	2017年	増減率 (%)	2016年 第4四半期 調整後 ⁽¹⁾	2017年 第4四半期	増減率 (%)
メール・コミュニケーション	6,527	6,439	-1.3	1,739	1,726	-0.7
ダイアログ・マーケティング	2,225	2,320	4.3	605	653	7.9
その他	989	977	-1.2	237	255	7.6
合計	9,741	9,736	-0.1	2,581	2,634	2.1

(1) 製品の割当ての変更

郵便：輸送量

(単位：百万通)	2016年 調整後 ⁽¹⁾	2017年	増減率 (%)	2016年 第4四半期 調整後 ⁽¹⁾	2017年 第4四半期	増減率 (%)
合計	18,628	18,457	-0.9	4,987	4,883	-2.1
内、メール・コミュニケーション	8,242	7,860	-4.6	2,189	2,058	-6.0
内、ダイアログ・マーケティング	8,520	8,820	3.5	2,319	2,379	2.6

(1) 製品の割当ての変更

eコマース-パーセル業務部は引き続き成長

報告対象年度において、eコマース-パーセル業務部の売上高は8,432百万ユーロであり、前年度の7,337百万ユーロを14.9パーセント上回った。2017年度第4四半期においても、2桁の成長を記録した。

ドイツ国内におけるパーセル事業は、eコマースが好調であることから、成長している。2017年度において、パーセル・ジャーマニー事業の売上高は4.3パーセント増加し、5,022百万ユーロであった（前年度：4,814百万ユーロ）。輸送量は、7.8パーセント増加し、1,323百万ユーロであった。

ヨーロッパにおける国内及び国際小包事業は、引き続き力強く成長した。パーセル・ヨーロッパ事業の売上高は、UKメールを買収して英国における事業活動を開始し、2017年度において売上高536百万ユーロを生み出したこと等により、65.4パーセント増加し、1,882百万ユーロであった（前年度：1,138百万ユーロ）。

DHLのeコマース事業による売上高は、報告対象年度において10.3パーセント増加し、1,528百万ユーロであった（前年度：1,385百万ユーロ）。アジアにおけるクロス・ボーダー取引に加え、米国内における力強い成長が、この増加に寄与した。為替による影響を除けば、成長率は13.1パーセントであった。

eコマース-パーセル：売上高

(単位：百万ユーロ)	2016年 調整後 ⁽¹⁾	2017年	増減率 (%)	2016年 第4四半期 調整後 ⁽¹⁾	2017年 第4四半期	増減率 (%)
パーセル・ジャーマニー	4,814	5,022	4.3	1,421	1,484	4.4
パーセル・ヨーロッパ ⁽²⁾	1,138	1,882	65.4	311	519	66.9
DHL・eコマース ⁽³⁾	1,385	1,528	10.3	397	415	4.5
合計	7,337	8,432	14.9	2,129	2,418	13.6

(1) スペイン及びポルトガルにおいてエクスプレス事業部から企業を再配置したことによるもの（連結財務書類の注記10参照）。

(2) ドイツを除く。

(3) ヨーロッパを除く。

パーセル・ジャーマニー業務部：数量

(単位：百万個)	2016年	2017年	増減率 (%)	2016年 第4四半期	2017年 第4四半期	増減率 (%)
合計	1,227	1,323	7.8	368	394	7.1

EBITの増加

当該事業部のEBITは、報告対象年度において、3.9パーセント増加し、1,502百万ユーロであった（前年度：1,446百万ユーロ）。この増加は、主に売上高の増加によるものであったが、他方で、小包ネットワークへの継続的な投資に加えて材料費及び人件費の増加によって、収益の大幅な改善には至らなかった。当社のEBITの大部分はドイツにおいて生み出されている。2017年度における売上高当期純利益率は昨年度の8.5パーセントから8.3パーセントへと、僅かに減少した。2017年度第4四半期における当該事業部のEBITは510百万ユーロであった（前年度：490百万ユーロ）。営業活動によるキャッシュ・フローは360百万ユーロから1,505百万ユーロに増加した。これは主に、2016年4月における955百万ユーロの年金債務の追加積立のための支払に起因する。

エクスプレス事業部

主要な経済指標 エクスプレス事業部						
(単位：百万ユーロ)	2016年 調整後 ⁽¹⁾	2017年	増減率 (%)	2016年 第4四半期 調整後 ⁽¹⁾	2017年 第4四半期	増減率 (%)
売上高	13,748	15,049	9.5	3,759	4,059	8.0
内、ヨーロッパ	6,035	6,696	11.0	1,645	1,841	11.9
内、アメリカ大陸	2,741	3,010	9.8	757	813	7.4
内、アジア・太平洋	5,194	5,556	7.0	1,407	1,454	3.3
内、MEA(中東及びアフリカ)	1,054	1,110	5.3	274	283	3.3
内、連結/その他	-1,276	-1,323	-3.7	-324	-332	-2.5
利息を含まない税引き前利益(EBIT)	1,544	1,736	12.4	434	499	15.0
売上高当期純利益率 ⁽²⁾ (%)	11.2	11.5	-	11.5	12.3	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,928	2,212	14.7	728	723	-0.7

(1) スペイン及びポルトガルにおけるエクスプレス事業部からの企業を再配置したことによるもの（連結財務書類の注記10参照）。

(2) EBIT / 売上高

国際事業は引き続き好調

報告対象年度における同事業部の売上高は、15,049百万ユーロ（前年度：13,748百万ユーロ）となり、9.5パーセント改善した。これには、486百万ユーロの為替差損が含まれている。為替による影響を除けば、売上高は13.0パーセントの増加である。この売上高は、原油価格が昨年度から上昇したことにより、燃油サーチャージが全域で上昇したことも反映している。為替差損及び燃油サーチャージの上昇による影響を除外した売上高は10.8パーセント増加した。

期日指定国際便（TDI）商品において、2017年度における1日当たりの売上高は12.9パーセント、1日当たりの輸送量は9.9パーセント、それぞれ増加した。第4四半期における1日当たりの売上高は15.1パーセント、1日当たりの輸送量は11.1パーセント増加した。

期日指定国内便（TDD）商品において、報告対象年度における1日当たりの売上高は7.5パーセント、1日当たりの輸送量は6.2パーセント、それぞれ増加した。第4四半期において、1日当たりの売上高は9.1パーセント増加し、輸送量は6.4パーセント増加した。

エクスプレス：商品別の売上高

(単位：1日当たり百万ユーロ) ⁽¹⁾	2016年調整後 ⁽²⁾	2017年	増減率 (%)	2016年第4四半期調整後 ⁽²⁾	2017年第4四半期	増減率 (%)
期日指定国際便(TDI)	41.9	47.3	12.9	45.7	52.6	15.1
期日指定国内便(TDD)	4.0	4.3	7.5	4.4	4.8	9.1

(1) 比較可能性の改善のため、商品の売上高は、統一為替レートで換算されたものである。また、これらの売上高は、営業日の加重計算に基づいている。

(2) スペイン及びポルトガルにおいてエクスプレス事業部から企業を再配置したことによるもの（連結財務書類の注記10参照）。

エクスプレス：商品別の数量

(単位：1日当たり千通)	2016年調整後 ⁽¹⁾	2017年	増減率 (%)	2016年第4四半期調整後 ⁽¹⁾	2017年第4四半期	増減率 (%)
期日指定国際便(TDI)	808	888	9.9	880	978	11.1
期日指定国内便(TDD)	434	461	6.2	481	512	6.4

(1) スペイン及びポルトガルにおいてエクスプレス事業部から企業を再配置したところによるもの（連結財務書類の注記10参照）。

ヨーロッパ地域で売上高と輸送量の力強い成長

ヨーロッパ地域における売上高は、11.0パーセント増加し、6,696百万ユーロとなった（前年度：6,035百万ユーロ）。報告対象年度におけるこの数値には、主に英国及びトルコに関連する95百万ユーロの為替差損が含まれていた。当該影響を除くと、売上高の成長は12.5パーセントであった。2017年度における期日指定国際便（TDI）商品の1日当たりの売上高は14.4パーセント増加し、輸送量は12.8パーセント増加した。2017年度第4四半期において、国際配送の1日当たりの売上高は、15.5パーセント増加し、輸送量は12.5パーセント増加した。

アメリカ大陸地域における力強い成長

アメリカ大陸地域における売上高は報告対象年度において9.8パーセント増加し、3,010百万ユーロ（前年度：2,741百万ユーロ）となった。報告対象年度におけるこの数値には、主にベネズエラ及び米国に関連する164百万ユーロの為替差損が含まれている。これらの影響を除外すると、当該地域における売上高は、昨年度と比較し、15.8パーセント増加した。期日指定国際便（TDI）商品においては、2017年度における1日当たりの売上高は15.4パーセント増加し、1日当たりの輸送量は、14.3パーセント増加した。2017年度第4四半期において、1日当たりの売上高は22.7パーセント、輸送量は17.6パーセント増加した。

アジア・太平洋地域における事業の着実な成長

アジア・太平洋地域の報告対象年度における売上高は7.0パーセント増加し、5,556百万ユーロ（前年度：5,194百万ユーロ）となった。この数値には、主として中国及び日本に関連する151百万ユーロの為替差損が含まれていた。この影響を除くと、2017年度における売上高の増加は9.9パーセントであった。期日指定国際便（TDI）商品の1日当たり売上高は10.4パーセント増加し、1日当たり輸送量は3.6パーセント増加した。2017年度第4四半期における1日当たりの売上高は11.8パーセント増加し、1日当たりの輸送量は5.3パーセント増加した。

MEA地域における輸送量の増加

MEA地域（中東及びアフリカ）において、報告対象年度における売上高は5.3パーセント増加し、1,110百万ユーロであった（前年度：1,054百万ユーロ）。この数値には、主としてエジプト及び当該地域の他の国に関連する70百万ユーロの為替差損が含まれていた。これらの影響を除くと、当該地域における売上高の増加率は12.0パーセントとなる。期日指定国際便（TDI）商品の1日当たりの売上高は11.6パーセント、1日当たりの輸送量は23.7パーセント増加した。2017年度第4四半期において、1日当たりの売上高は11.8パーセント、1日当たりの輸送量は27.4パーセントの成長を記録した。

EBIT及び営業活動によるキャッシュ・フローは前年度の水準を大幅に上回る

2017年度において、同事業部のEBITは、ネットワークの改善及び国際事業の力強い成長により、12.4パーセント増加し、1,736百万ユーロ（前年度：1,544百万ユーロ）となった。また、売上高当期純利益率は昨年度の11.2パーセントから11.5パーセントに増加した。2017年度第4四半期において、EBITは15.0パーセント改善し、499百万ユーロとなり、売上高当期純利益率は11.5パーセントから12.3パーセントに増加した。2017年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、14.7パーセント増加し、2,212百万ユーロ（前年度：1,928百万ユーロ）となった。

グローバル・フォワーディング/フレート事業部

主要な経済指標 グローバル・フォワーディング/フレート事業部						
(単位：百万ユーロ)	2016年	2017年	増減率 (%)	2016年 第4四半期	2017年 第4四半期	増減率 (%)
売上高	13,737	14,482	5.4	3,623	3,791	4.6
内、グローバル・フォワーディング業務部	9,626	10,279	6.8	2,566	2,698	5.1
内、フレート業務部	4,274	4,354	1.9	1,098	1,130	2.9
内、連結/その他	-163	-151	7.4	-41	-37	9.8
利息を含まない税引き前利益(EBIT)	287	297	3.5	104	123	18.3
売上高当期純利益率 ⁽¹⁾ (%)	2.1	2.1	-	2.9	3.2	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	248	131	-47.2	206	119	-42.2

貨物輸送事業の売上高は好調

報告対象年度における同事業部の売上高は5.4パーセント増加し、14,482百万ユーロであった（前年度：13,737百万ユーロ）。284百万ユーロの為替差損を除くと、売上高は前年度比で7.5パーセント増加した。2017年度第4四半期において、売上高は前年度比で4.6パーセント上回り、3,791百万ユーロであった。

報告対象年度におけるグローバル・フォワーディング業務部の売上高は、6.8パーセント増加し、10,279百万ユーロとなった（前年度：9,626百万ユーロ）。為替差損250百万ユーロを除くと、増加は9.4パーセントであった。総利益は、直接帰属原価を差し引いた輸送又はその他のサービスからの売上高として定義される。これには、航空貨物及び海上貨物の輸送費、道路及び鉄道輸送費、手数料、保険料、税関手数料並びにその他の収益関連費用が含まれる。総利益は、1.2パーセント減少し、2,390百万ユーロとなった（前年度：2,419百万ユーロ）。

航空及び海上貨物輸送の売上高は引き続き増加**2017会計年度における航空及び海上貨物輸送の売上高及び輸送量は、引き続き成長**

航空貨物輸送量は、前年度比で8.6パーセント増加した。需要の増加により輸送単価は増加したが、航空貨物輸送料の上昇は、当グループの契約構造により、遅れて顧客に転嫁されるのみである。結果として、報告対象年度における売上高は、4.9パーセント増加したのみで、航空貨物輸送に係る総利益は輸送量の増加にもかかわらず1.4パーセント減少した。2017年度第4四半期では、高い価格を顧客に転嫁することができ、航空貨物輸送の売上高は4.0パーセント増加し、輸送量が2.3パーセント増加する中で、総利益は11.0%増加した。

2017年度において、海上貨物輸送量は、主にアジア-欧州間の貿易定期航路及び太平洋市場の輸送量の増加を原因として、昨年度の水準を6.5パーセント上回った。当グループの報告対象年度における海上貨物輸送の総利益は5.8パーセント減少したが、売上高は、6.1パーセント増加した。この増加の理由は、海運会社市場の統合と需要の増加により輸送単価が大幅に上昇したことである。第4四半期において、前年度の値を、輸送量は4.7パーセント、売上高は4.5パーセント上回った。

当グループの産業プロジェクト事業（下記の「グローバル・フォワーディング：売上高」の表においてグローバル・フォワーディング業務部の「その他」の項目の一部として報告されている。）は、前年度比で大幅に改善した。産業プロジェクト事業及びその他の事業に関連する売上の割合は、前年の21.7パーセントから25.6パーセントに増加した。総利益は、19.4パーセント増加した。

グローバル・フォワーディング：売上高

(単位：百万ユーロ)	2016年	2017年	増減率 (%)	2016年 第4四半期	2017年 第4四半期	増減率 (%)
航空貨物輸送	4,391	4,608	4.9	1,195	1,243	4.0
海上貨物輸送	3,309	3,512	6.1	851	889	4.5
その他	1,926	2,159	12.1	520	566	8.8
合計	9,626	10,279	6.8	2,566	2,698	5.1

グローバル・フォワーディング：輸送量

(単位：1,000)	2016年	2017年	増減率 (%)	2016年 第4四半期	2017年 第4四半期	増減率 (%)
航空貨物輸送(トン)	3,648	3,961	8.6	1,014	1,037	2.3
内、輸出(トン)	2,081	2,248	8.0	578	600	3.8
海上貨物輸送(TEU) ⁽¹⁾	3,059	3,259	6.5	783	820	4.7

(1) 20フィートコンテナに相当する単位。

欧州地上輸送事業の売上高は増加

報告対象年度におけるフレート業務部の売上高は、36百万ユーロの為替差損の影響を受けたにもかかわらず、1.9パーセント上昇し、4,354百万ユーロとなった（前年度：4,274百万ユーロ）。輸送量は、3.7パーセント増加した。主にスウェーデン、デンマーク及びドイツにおけるeコマース事業が成長をもたらした。総利益は、為替差損の影響もあって、1.9パーセント減少し、1,080百万ユーロ（前年度：1,101百万ユーロ）であった。

第4四半期においてEBITは大幅な増加

同事業部におけるEBITは、報告対象年度においては、輸送単価の上昇による主要な航空貨物輸送及び海上貨物輸送の商品の持続的な利幅の圧力にもかかわらず、3.5パーセント増加し、287百万ユーロから297百万ユーロへと改善した。売上高当期純利益率は2.1パーセントのままであった。2017年度第4四半期において、航空貨物輸送

における総利益の改善により、EBITは18.3パーセント改善し、123百万ユーロ（前年度：104百万ユーロ）であり、売上高当期純利益率は3.2パーセントであった。

報告対象年度における正味運転資本は、輸送量の増加による受取債権の増加によって、増加した。この増加は、増加した債務により部分的に相殺された。営業活動によるキャッシュ・フローは131百万ユーロであった（前年度：248百万ユーロ）。

サプライ・チェーン事業部

主要な経済指標 サプライ・チェーン事業部						
(単位：百万ユーロ)	2016年	2017年	増減率 (%)	2016年 第4四半期	2017年 第4四半期	増減率 (%)
売上高	13,957	14,152	1.4	3,607	3,619	0.3
内、EMEA（ヨーロッパ、中東及びアフリカ）	7,336	7,245	-1.2	1,853	1,921	3.7
内、アメリカ	4,454	4,551	2.2	1,170	1,125	-3.8
内、アジア・太平洋	2,200	2,389	8.6	592	583	-1.5
内、連結/その他	-33	-33	-	-8	-10	-25.0
利息を含まない税引き前利益(EBIT)	572	555	-3.0	206	184	-10.7
売上高当期純利益率 ⁽¹⁾ (%)	4.1	3.9	-	5.7	5.1	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	658	239	-63.7	520	28	-94.6

(1) EBIT / 売上高

力強い売上高の成長は為替の影響により相殺された

報告対象年度における同事業部の売上高は、1.4パーセント増加し、14,152百万ユーロとなった（前年度：13,957百万ユーロ）。この増加は、アメリカ及びアジア・太平洋地域の好業績によるが、一部は444百万ユーロの為替差損の影響により相殺された。この影響を除外すると、売上高は4.6パーセント増加した。前年度と比較すると、ライフ・サイエンス&ヘルスケア、自動車及び技術分野では、最大の増加を達成した。2017年度第4四半期における売上高は、0.3パーセント増加し、3,619百万ユーロとなった（前年度：3,607百万ユーロ）。為替差損の影響を除外すると、5.1パーセントの増加となった。

EMEA（ヨーロッパ、中東及びアフリカ）地域では、為替差損の影響により売上高が減少した。

これに対し、アメリカ大陸地域においては、ほぼすべての分野において、為替差損を十二分に相殺するほどの力強い成長があった。

サプライ・チェーン（2017年）：分野別売上高

総売上高：14,152百万ユーロ							
小売	消費財	自動車	テクノロジー	ライフ・サイエンス&ヘルスケア	その他	エンジニアリング&マニュファクチャリング	金融サービス
25%	23%	14%	12%	11%	8%	5%	2%

サプライ・チェーン（2017年）：地域別売上高

総売上高：13,957百万ユーロ		
ヨーロッパ/中東/アフリカ/連結	アメリカ大陸	アジア・太平洋

51%	32%	17%
-----	-----	-----

1,490百万ユーロ相当の新規事業を確保

2017年度において、サプライ・チェーン事業部は、新規顧客及び既存顧客との間において、年間売上高約1,490百万ユーロ（ウィリアムズ・リー・タグ・グループを除く。連結財務諸表注記2参照。）に相当する追加の契約を締結した。自動車、消費財及び小売分野が、これら事業獲得の大半を占めた。年間契約更新率は、一貫して高水準を維持した。

一時的な影響がEBITの成長を抑制

事業部におけるEBITは、報告対象年度において555百万ユーロであった（前年度：572百万ユーロ）。前年度において、EBITは、英国のキングス・クロスの株式売却益と一方では事業再編の努力などの一時的な要因の影響を受けた。全体として、これらの要因はプラスの効果をもたらした。2017年度において、顧客基盤資産の一時償却により収益は悪影響を受けた。これらの影響を除くと、為替の影響にもかかわらず、事業成長と戦略的イニシアチブの影響によりEBITは改善した。上記の一時的な影響により、売上高当時純利益率は前年度の水準をわずかに下回って3.9%となった。2017年第4四半期のEBITは、206百万ユーロから184百万ユーロに減少し、売上高当期純利益率は5.1パーセントに減少した（前年度：5.7パーセント）。

営業活動によるキャッシュ・フローは、報告対象年度において、658百万ユーロから239百万ユーロに減少した。年金債務の追加積立のため、459百万ユーロを一時的に拠出したことにより、改善されなかった。

2【生産、受注及び販売の状況】

前記「1業績等の概要」及び「第2-3事業の内容」の「(1)一般情報」を参照されたい。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

前記「第2-3 事業の内容」の「(2)戦略上の注力領域」を参照されたい。

将来の見通しに関する記述は、報告日現在のものである点に留意されたい。

4【事業等のリスク】

(1)【取締役会の総合評価】

機会を識別し、速やかにこれらを利用すること、また、リスクに対処することは、当グループの重要な課題である。当グループは、当グループの事業計画において、潜在的な事象及び潜在的発展がもたらすであろう影響の評価を既に行っている。機会及びリスクは、予想収益からの潜在的な逸脱として定義されるものである。現在の事業計画を考慮すると、当グループの機会及びリスクの総合的な状況は、前年度のリスクレポートと比べて大きくは変動していない。現在の評価によると、当グループの実績に対して重大な影響を与える可能性のある新しいリスクは確認されていない。当グループの早期警戒システム及び取締役会の見解によると、現在の予報期間において、継続企業として活動を行う当グループの能力に疑問を呈する特定可能なリスクは、個別的にも総合的にも存在しない。また、予測可能な将来においても、このようなリスクが生じる可能性は確認されていない。さらに、当グループの信用格付けにおいては、安定的かつ前向きな見通しの評価が反映されている。

(2)【リスク】

政治、規制環境又は法的状況により生ずる機会及びリスク

多数のリスクは、主に、当グループが規制市場において一部のサービスを行っていることから生じる。ドイツポスト・アーゲー及びその子会社（特に、ポスト - eコマース - パーセル事業部）によって行われている郵便サービスの多くは、ドイツ郵便法（PostG）に基づくドイツ連邦ネットワーク庁による当該業界特有の規制に服している。ドイツ連邦ネットワーク庁は、価格を承認又は調査し、ダウンストリーム・アクセスの条件を定式化し、市場の不正に対応するための特別な監督権限を有している。

ドイツ連邦ネットワーク庁は、2015年度において、料金の上限設定手続の下で1,000グラムまでの手紙の郵便料金の承認に適用される条件を規定した。これらの条件は指針であって、2018年12月31日に有効期限が切れる。規制当局は2018年に新しい指針を設定する。

2016年7月14日の判決で、欧州連合一般裁判所（EGC）は、ドイツ連邦共和国により提起された訴訟に関して、2012年1月25日付の欧州委員会による国庫補助金に関する決定を破棄した。この決定について、欧州委員会では、公務員年金への資金調達、部分的にドイツ連邦政府への返済を必要とする違法な国庫補助金を構成したことにつき議論が行われた。この詳細については、2016年度有価証券報告書の連結財務諸表の注記48に記載した。この訴訟で、ドイツポスト・アーゲーとドイツ連邦政府は、国庫補助金に関する決定が違法である旨の主張を行った。2016年7月14日の前記判決において、EGCは、ドイツ連邦政府によって提起された訴訟にて提示された議論を認めた。2012年1月25日の国庫補助金に関する決定に対してドイツポスト・アーゲーから提起された訴訟は終了した。2017年3月17日付で、EGCはドイツポスト・アーゲーが提起した訴訟を裁決する必要はないと宣言し、さらに、欧州委員会が費用を負担することを命じた。欧州委員会は2016年7月14日付のEGCの決定に対して上訴しなかったため、その決定は、現時点で法的な拘束力を有している。欧州委員会の国庫補助金に関する決定は、それゆえ、確定的に無効となり、国庫補助金に関する決定において申し立てられた国庫補助金の返済義務を構成する理由を構成するものではない。国庫補助金に関する決定を実施する目的で信託口座に預託された378百万ユーロは返還された。2011年「効力範囲の拡大に関する決定

(“Ausweitungsbeschluss”)」についてドイツポスト・アーゲーが提起した訴訟は係属中である。この訴訟は、欧州委員会による2011年の国庫補助金の手続の拡大に関する決定の有効性に関する手続上の事項にかかわるものである。この係属中の訴訟において、欧州委員会は、1999年に開始された国庫補助金に関する訴訟手続のうち、その一部についてはまだ決定がなされておらず、したがって、終局的な決定が下されることにより、訴訟手続を終結させることができるとする旨の法的外見解を示している。欧州委員会は、当該決定について想定される内容の詳細を何ら提示していない。一方、ドイツポスト・アーゲーの法的外見解では、1999年に開始された訴訟手続は、2002年6月19日付の欧州委員会による国庫補助金に関する判断により、全面的に終結している。この見解は、2013年10月24日付の欧州司法裁判所による判断により明示的に確認される。2012年1月25日付の欧州委員会による国庫補助金に関する決定は、引き続き終局的に無効である。

他の重要な法的外手続については、連結財務諸表の注記46に記載している。しかしながら、当グループは、それらの手続は、2018年の予報期間の計画から大幅に逸脱するリスクを生じさせるものであるとは考えていない。

商品やサービスの流れはますます国際化され、これにより一定のリスクが伴う。世界的に事業を展開する物流企業として、当グループは、220以上の国及び地域の輸入、輸出及び輸送規制並びに外国貿易及び関税法を遵守しなければならない。近年、そのような法律や規制（治外法権の適用を含む。）の数と複雑さが増しており、規制当局によってより積極的に適用され、厳しい罰則が課されるようになっている。このリスクに対応するため、当グループはグループ全体のコンプライアンスプログラムを実施している。当該プログラムは、現在の輸出禁止リストに対する送付者、受取人、供給者及び従業員の法的に定められたチェックを実施することに加えて、例えば、適用される輸出規制や国家による制裁及び禁輸措置を実施する目的で、法的に要求される出荷の見直しを行うことを保証する。当グループは、当局と協力し、違法行為の防止と潜在的制裁を回避及び制限するための違反の捜査を支援している。

マクロ経済及び業界特有の機会及びリスク

マクロ経済及び業界特有の状況は、当グループのビジネスの成功を決定付ける重要な要因である。当グループは、したがって、当グループが事業を行っている地域の経済動向を注視している。当グループは、現在、米国の経済政策の潜在的な影響及び英国のEUからの離脱（Brexit）の今後発生し得る事象を注視している。他の側面と並行して、Brexitにより、為替レート、経済、航空交通権及び関税の潜在的変動並びに英国内外の顧客への影響が生じ、当グループの純資産、財政状態及び経営成績にリスクが発生するおそれがある。このため、当グループは、Brexitによる影響に可能な限り徹底的に対処する目的で、論点ごとのワーキンググループを設置した。ただ、このような不安定な経済情勢にもかかわらず、2017年において物流サービスの需要は全体的に増加し、関連する売上げも増加した。

様々な外的要因により、当グループは多くの機会を得ている。当グループは、グローバル・マーケットが成長し続けると確信している。国際化の進展及びより進んだ世界経済の発展は、物流業界が拡大を続けるということの意味する。この理は、特に、アジアにおいて顕著である。アジアにおいては、他の地域への貿易、特に大陸内部での貿易量が増加し続けている。マーケットリーダーであるがゆえ、その拡大は、当グループのDHL事業部に平均以上の利益をもたらすであろう。また、当該利益は、南アメリカや中東といった経済成長の著しい他の地域においてももたらされる。当グループは、これらの地域において市場機会を有効に活用するための優位な地位を占めている。

物流市場が成長するか否か、また、どの程度成長するかは、複数の要因に依拠している。この点、ビジネス・プロセスを外部委託する傾向は継続している。サプライ・チェーンはより複雑かつ国際的になるだけな

く、より混乱を生じやすい状況となっている。このため、顧客は、安定的で統合された物流ソリューションを求めており、それこそが、当グループが広範な基盤を有するサービス・ポートフォリオをもって提供するものである。当グループは、引き続き、この分野、特にサプライ・チェーン事業部に成長の機会を見出しており、これは、当グループの全ての事業部間のより緊密な連携によりもたらされる。

台頭するオンライン市場は、書類及び物品の輸送需要をもたらし、当グループはこれにより新たな機会を得ている。電子小売業の上昇傾向の継続を主たる要因として、B2Cマーケットは力強い成長を遂げている。当グループは、小包事業ネットワークを拡大することにより、国内及び国際小包事業の拡大を企図するものであるが、上記事情は、当該事業の高い成長可能性をもたらすものである。

当グループは、特定の地域における経済低迷の可能性や、輸送量の停滞・減少の可能性を排除することはできない。しかしながら、当該事情は、当グループの全ての事業部における需要を減少させるものではない。実際、例えば、費用を理由に消費者がのオンライン取引を増加する可能性があるため、小包業務部において対照的な効果をもたらす可能性がある。また、コスト削減のために、運送サービスを外部委託せざるを得ないかもしれない。循環的なリスクは、その大きさ及び影響を生じる時点に関して、当グループの各事業部に対して異なる影響を及ぼすことから、その総合的な影響が緩和されているといえる。全体的には、当グループは、これらの循環的なリスクを中間レベルのリスクに過ぎないと把握している。さらに、ここ数年、当グループは、コストをさらに柔軟にし、かつ、市場における需要の変動に対して迅速に対応できるようにするための対策を講じている。

ドイツポスト及びDHLは、他のプロバイダーと競争している。当該競争は、顧客基盤並びに当グループの市場における料金及びマージンの水準に対し、著しい影響を及ぼし得る。郵便及び物流事業において、品質、顧客の信用及び競争力のある価格が成功の鍵となる要素である。当グループが提供する高い品質及びここ数年の費用削減により、当グループは、競争力を保持し、かつ、あらゆる悪影響を最低限に抑えられると確信している。

財務上の機会及びリスク

当グループは、世界企業として、必然的に財務上の機会及びリスクにさらされている。これらは主に、変動する為替レート、金利、商品価格及び当グループの資本要件から生じる機会又はリスクである。当グループは、経営及び金融上の方策を実行することによって、財務リスクによる財務統計の変動率を減少することに努めている。

通貨に関する機会及びリスクは、予定された又は将来の予算に計上された外国通貨取引から生じることもある。予算に計上された取引による重大な通貨リスクは、ネット・ポジションとして24ヶ月間にわたって定量化されている。高度の相関性を有する通貨は、ブロックで連結されている。最も重要な純剰余金は、「米国ドルのブロック」、ポンド、日本円、インドルピーにて当グループレベルで予算として計上されている。通貨ではチェコ・コロナのみが大きな純損失である。報告日現在で、予定された外貨建取引については、重要な為替ヘッジはない。

潜在的かつ一般的なユーロの下落は、当グループの収益ポジションに機会があることを意味している。もっとも、現在のマクロ経済予測によれば、当グループは、当該機会は低い関連性しか有しないと考えている。当グループの収益ポジションに対する主要なリスクは、ユーロの一般的な高騰である。もっとも、個々の通貨のパフォーマンスから生じる個別のリスクに鑑みれば、その重要性の程度は低いと考えられる。

これら全ての為替による影響全体のリスクは、現時点で、当グループにとって関連性は低いものと考えられる。

物流グループとして、ドイツポスト・DHLの重要な商品価格のリスクは、燃料価格（灯油、ディーゼル及び船舶用ディーゼル）の変動により生じるものである。DHL事業部において、これらのリスクの大半は、経営上の方策（燃油追加料金）により顧客に転嫁されていた。

流動性管理の鍵となる管理パラメーターは、中央流動性準備金である。報告日現在で、ドイツポスト・DHLは、42億ユーロの中央流動性準備金を有している。これは、22億ユーロの中央金融市場への出資金及び20億ユーロの協調融資枠から成る。したがって、当グループの流動性は、短期及び長期において安定である。さらに、当グループは、業界における高い格付けを理由として資本市場に自由にアクセスすることができ、かつ、長期資本要求を満たすための良い状況にある。

2017年末において、当グループの純負債は、19億ユーロのみであった。61億ユーロの金融負債全体に占める短期金利金融負債の割合は、約15パーセントであった。

当グループの財政状態及び財務戦略、並びに財務リスクの管理に関する追加情報は、経済状態に関する報告及び連結財務諸表の注記45を参照のこと。当グループの確定給付型年金制度に関連するリスク及びリスク軽減の詳細な情報は、連結財務諸表の注記38を参照のこと。

企業戦略から生ずる機会及びリスク

過去数年にわたり、当グループは、世界においてもっとも成長著しい地域・市場において当グループの事業活動を好位置につけることに成功した。また、当グループは、永続的かつ収益性のあるビジネスの成功のために不可欠な、要求される能力・コストを柔軟に導入するために効果的な仕組みを全ての地域において、継続的に作り出している。戦略的な方針決定という観点から、当グループは、組織的な成長及び顧客の便益のためのプロセスの簡素化に目を向け、郵便及び物流事業における当グループの中核的な能力に注力している。デジタル化は、これに大きな役割を果たしている。当グループのデジタル化への移行は、環境変化を有利に利用するという企業文化に新たな技術の統合を含めることになる。例えば、機会は、デジタルビジネスモデルだけでなく、新たなインフラネットワークの可能性からも生じるものである。当グループの収益予想は、当グループの戦略的な方針決定から生じる発展の機会を考慮に入れている。検討対象期間において、長期間にわたる現在の企業戦略から生じるリスクは、当グループにとって関連性が低いものと考えられている。なお、事業部は、次の特別な状況に直面している。

ポスト - eコマース - パーセル (PeP) 事業部において、当グループは、物質的なビジネスからデジタルビジネスへと組織を変更させることにより生じた課題への対応を行っている。当グループは、サービスの提供範囲を拡大することによって、需要の変化から生じるリスクを和らげている。電子商取引の急成長により、当グループは、小包事業が向こう数年間活発な成長を続けることを期待しており、そのため、小包事業のネットワークを拡大しつつある。また、当グループは、電子通信サービスの範囲を拡大し、品質を主導するリーダーとしての当グループの立場の確保並びに可能な場合においては当グループの輸送及び宅配サービスの費用をより柔軟にする対応を行っている。当グループは、市場の発展を注意深く見守っており、収益の予想においてこれらを考慮している。当グループは、特定の予報期間において、これらの発展が当グループのビジネスに対して悪影響をもたらす重大な潜在性を有するものとは考えていない。

エクスプレス事業部においては、当グループの将来における成功は、何よりもまず、競争環境における傾向、費用及び運送量等の一般的な要因に依拠している。当グループは、国際的なビジネスの成長の継続を計画しており、また、運送量のさらなる増加を見込んでいる。その前提に基づき、当グループは、当グループのネットワーク、サービス、従業員及びDHLブランドに対して投資を行っている。過去の動向や総合的な展望を背景にすると、「マクロ経済及び産業特有の状況により生ずる機会及びリスク」という部分に報告された以外にエクスプレス事業部に関する重要で戦略的な機会及びリスクは認められない。

グローバル・フォワーディング/フレート事業部において、当グループは、自らサービスを提供するのではなく、航空会社、輸送会社及び貨物運送会社から輸送サービスを購入している。当グループは、通常、費用効率の高い輸送サービスを調達する必要がある。この場合には、当グループは、高水準のマーゲンを得ることができる。他方で、最悪の場合のシナリオでは、価格上昇分の全てを顧客に転嫁できないというリスクにさらされることになる。この機会及びリスクの範囲は基本的に、供給、需要及び輸送サービス価格の傾向並びに当グループの契約期間に依拠する。当グループは、輸送仲介業務に関する包括的な知識を有することから、かかる機会を活用し、リスクを最小化することに成功している。

サプライ・チェーン事業部において、当グループの成功は、顧客の事業傾向に大きく依存している。世界中の異なる業界において多種多様な商品を顧客に提供していることから、当グループは、リスクのポートフォリオを分散させることができ、よって対応が必要なリスクに対抗することができる。さらに、将来的な成功は、既存事業を継続的に改善できるか、また、最も重要な市場及び顧客セグメントを成長させることができるかに依拠している。「マクロ経済及び産業特有の状況により生ずる機会及びリスク」という部分に報告された以外にサプライ・チェーン事業部に関する重要な戦略的機会及びリスクは認められない。

内部プロセスから生ずる機会及びリスク

当グループのサービスを維持するため、多数の内部プロセスを調整しなければならない。これら内部プロセスには、基本的な経営プロセスのほか、売買、対応管理プロセスといったサポート機能も含まれている。我々が、コストを削減しつつ、内部プロセスを顧客のニーズに合致するよう、どれだけ調整することができるかは、現行予想からの改善の可能性と関連している。当グループは、当グループの「ファースト・チョイス」構想により、内部プロセスの改善を継続的に行っている。これは、コストを削減しつつ、顧客満足度を改善するものである。当グループの収益予想は、期待されるコスト削減効果を織り込んでいます。

物流サービスは、通常ばら積みで提供され、高い品質水準での複雑なオペレーションに関するインフラが要求される。確実かつ定時の配達を一貫して確保するために、機械的・人的に問題なく円滑に進めるためのプロセスが組成されなければならない。貨物の入札、分類、輸送、保管又は配達に関する脆弱性は、当グループの競争的地位の深刻な低下を生じさせるおそれがある。当グループのワークフローの中で起こり得る混乱を特定し、早いうちに必要な対策を講じることを可能にするため、当グループは、我々のグローバルなサプライ・チェーンとロケーションとを描写し統合するグローバルセキュリティ管理システム及びResilience 360のグローバルITプラットフォームを開発してきた。セキュリティに関する出来事のほぼリアルタイムな情報は、このシステムに流れこむ。このシステムは、混乱が起きた場合には、セントラル・コミュニケーション・プラットフォームとしても機能する。これは競争上の優位性をもたらし、治安当局及び消費者のいずれからも既に高い関心を集めている。

情報技術（IT）から生ずる機会及びリスク

当グループの情報システムのセキュリティは、当グループにとり特に重要である。目標は、継続的なITシステムのオペレーションを確保し、当グループのシステム及びデータベースに対する無権限でのアクセスを防止することである。この責任を果たすために、IT委員会の小委員会である情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティ管理の国際基準であるISO 27002に基づくガイドライン、基準及び手続を策定した。さらに、当グループのリスク管理、IT監査、データ保護及びコーポレート・セキュリティの各部門が、継続的にITリスクを監視し、査定している。当グループのプロセスを常に順調に行うためには、当グループの基礎的なITシステムが常時利用可能でなければならない。当グループは、システムの完全な故障を防ぐシステムを設計することにより、これを確保している。第三者のデータ・センターに加え、当グループは、チェコ共和国、マレーシア及

び北米においてセントラル・データ・センターを運用している。そのため、当グループのシステムは、地理的に分離されており、現地で複製することができる。

当グループは、当グループのシステム及びデータへのアクセスを制限している。従業員は、従業員の業務に必要なデータにのみアクセスすることができる。全てのシステム及びデータは、定期的にバックアップされ、重要なデータはデータ・センターにおいて複製されている。

当グループの全てのソフトウェアは、バグへの対応、セキュリティの潜在的な問題の排除、及び機能性の改善を行うため、定期的に更新されている。当グループは、古いソフトウェア又はソフトウェアの更新版から生じうるリスクを管理するため、ソフトウェアの更新版の管理のための明確な手順であるパッチ管理プロセスを導入している。

上記の対策に基づき、当グループは、IT分野において深刻な結果をもたらす重大なIT事象が起きる可能性は極めて低いと推定する。

人事から生ずる機会及びリスク

当グループが長期的に成功するためには、能力がありかつモチベーションの高い従業員の存在が欠かせない。しかしながら、人口構造の変化は、あらゆる市場において、優秀な人材の減少を招いている。当グループは、このリスクへの対応として、従業員の成長を助長すると同時に、意欲を向上させるための方策を講じている。

当グループは、人口統計や社会構造の変化によってもたらされた高齢化人口及び容量不足から生じるリスクに対処するため、戦略的資源マネジメントを用いている。当グループは、経験に基づき、この分析・プランニング方法としての戦略的資源マネジメントを継続的に改善する。ドイツにおいて労働組合と締結したジェネレーション・パクト（世代協定）もまた、従業員の職務経験の利活用に資するものである。また、同時に、若者に対しては長年のキャリアの展望を提供するものとなっている。

慢性病及び重度の疾病は、当グループのビジネスを継続する上での、新たなリスクを引き起こす。当グループは、ヘルス・マネジメント・プログラム、現地の要求に合わせた対策及び地域を超えた協力体制によって、こうしたリスクに対応している。

5【経営上の重要な契約等】

2016年1月、ドイツ所在のeコマース会社であるnugg.ad GmbHを売却した一方で、連結財務諸表にて資本政策を用いて説明されている、フランス所在のeコマースロジスティクス専門会社であるルレ・コリ SAの27.5%の少数持分を取得した。

2016年第1四半期、土地開発会社であるキングス・クロス・セントラル・プロパティ・トラスト及びキングス・クロス・セントラル・ジェネラル・パートナーLtd.（キングス・クロス社）（UK）の株式の残りが売却された。

2016年第3四半期、DHL eコマース（マレーシア）Sdn.Bhdの残りの51%の持分が連結のため取得された。さらに、検索エンジン広告分野の会社である、ドイツ所在のIntelliAd Media GmbHの売却並びに、資本政策を用いて説明される、ドイツ所在のグル GmbHとスイス所在のプレッセ・サービス・グル GmbHのジョイントベンチャーが2016年7月に完了した。電子メールマーケティングサービスのプロバイダーである、ドイツ所在のoptivo GmbHの全株式は、2016年9月末に売却された。これらの処分及び非連結化の効果は、ポスト - eコマース - パーセル事業部のみに寄与した。

2017年7月、当グループは、イタリアで温度調整輸送に特化するライフサイエンス・ヘルスケア分野で輸送事業を提供する子会社であるPolar Transportes Ltda及びRio Lopes Transportes Ltda Olimpo Holding S.A.（Olimpo）を含み、ブラジルに拠点を置くOlimpo Holding S.A.（Olimpo）の株80%を取得した。

2017年9月、当グループは、競争当局の承認が得られた後、マーケティング及びコミュニケーションソリューションを専門とするウィリアムズ・リー・タグ・グループのAdvent Internationalへの売却を完了した。

6【研究開発活動】

サービス提供者である当グループは、狭義の意味での研究開発には取り組んでいないため、これに関連して報告すべき重要な経費は存在しない。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析】

前記「1 業績等の概要」の「経済状態」を参照。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

本項目に関する詳しい内容については、「第3-1業績等の概要」の「資本的支出は前年度に比べ上昇」を参照。

2【主要な設備の状況】

(1)【不動産及び恒久的施設】

不動産の大部分は、ポスト・eコマース・パーセル(PeP)事業部に関連しており、ドイツ国内における当該部門の配達インフラのためのものである。また、郵便・小包センターは、すべて自動化されているため、これらの設備で働く従業員はそれほど多くないといえる。

以下の表は、2017年12月31日現在の最重要不動産の所有状況の概要を示している。

	グループ全体	PeP	エクスプレス部門	ロジスティックス部門 ⁽¹⁾	その他 ⁽²⁾
敷地面積 (所有)					
・合計(m ²)	10,600,000	4,690,000	2,330,000	3,350,000	230,000
事業所数	470	230	65	85	90
グループ所有不動産					
・建物数	1,090	750	80	140	120
・使用可能 純面積(m ²)	2,770,000	1,570,000	490,000	630,000	80,000
賃借不動産					
・賃貸借契約数	20,180	11,540	3,080	2,960	2,600
・使用可能 純面積(m ²)	27,430,000	4,850,000	4,940,000	16,950,000	690,000

⁽¹⁾ サプライチェーン、グローバル・フォワーディング/フレート

⁽²⁾ 本部、空ビル、第三者支店、コーポレート・センター、国際事業サービス

2017年12月31日現在の当グループの不動産の簿価総額は、約24億ユーロであった。当グループの所有不動産の大半は、ドイツ国内に所在し、総不動産の約64パーセントを占める。

当グループの小包及び郵便サービスのための最重要不動産は、各々について約10箇所の配達拠点がある、33箇所の小包センター、及び、合計3,400箇所の配達支援地点を有する、82箇所の郵便物センターである。今日までの間に、使用可能総面積8.5百万平方メートル、6,200件の営業用不動産(そのうちいくつかは都心に位置している。)が売却された。

(2) 【支店】

一般郵便サービス規則に従って定められたインフラストラクチャー命令に基づき、当グループは、2007年12月31日までの間に、ドイツ国内において、少なくとも12,000箇所の恒久的郵便施設の運営を行わなければならなかった。これらの施設は、営業日の需要に対応できるように運営されなければならない。さらに、2,000人を超える居住者が存在する地域には、少なくとも1箇所の郵便施設の設置が必要とされる。2004年、当グループは人口2,000人を超える隣接する各居住地域について、郵便施設を1箇所設置することを約束した。4,000人を超える居住者がいる地域及び中心機能を有する地域では、その隣接居住地域において、郵便顧客に対し最大2キロメートル以内に1箇所の郵便支局の提供が保証されなければならない。当グループはまた、4,000人を超える居住者のいる隣接居住地域について、顧客の2キロメートル以内に1箇所の郵便支局を設置することを約束した。また、各地方部においては、80平方キロメートル以内に1箇所の郵便施設の設置が必要とされる。

ドイツポストは、法律上の責務が終了したにもかかわらず未だに包括的な一般郵便サービスを提供するドイツで唯一の郵便会社である。

1990年以来、当グループは、大幅に支店数を減らし、とりわけ小規模及び中規模支店においては事業の大半を第三者提携企業に譲渡してきた。提携企業により運営されている支店は、例えば、デパート、小売店及び文房具店に設置されている施設である。以下に記載する概況は、1990年以降の支店網の展開を示すものである。

	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年 ⁽¹⁾	2015年 ⁽¹⁾	2016年 ⁽¹⁾
小売店舗(支店、小包取扱店及び販売拠点)	29,000	17,000	13,700	13,000	20,000	20,000	20,000	27,500	29,000	27,600	27,100
支店数 ⁽¹⁾	29,000	17,000	13,700	13,000	14,000	13,000	13,000	13,000	13,200	13,200	13,000
グループ支店 ⁽¹⁾	29,000	14,000	5,600	5,700	1,100	600	600	600	600	600	600
第三者支店(提携先支店) ⁽¹⁾		3,000	8,100	7,300	12,900	12,400	12,400	12,400	12,600	12,600	12,400
DHL小包取扱店	0	0	0	0	0	0	0	10,000	12,000	11,000	11,000
販売拠点 ⁽¹⁾	0	0	0	0	6,000	7,000	7,000	4,500	3,800	3,400	3,100
1支店当たりの週間平均営業時間(時間/週)	18	30	41	42	45	46	47	47	47	47	47
	2017年										
小売店舗(支店、小包取扱店及び販売拠点)	27,000										
支店数 ⁽¹⁾	13,200										
グループ支店 ⁽¹⁾	800										
第三者支店(提携先支店) ⁽¹⁾	12,400										
DHL小包取扱店	11,000										
販売拠点 ⁽¹⁾	2,800										
1支店当たりの週間平均営業時間(時間/週)	47										

⁽¹⁾各年末の情報

ポストバンクは、最も販売量の多い支店850箇所を取得している。その大部分は、いわゆるポストバンク・ファイナンス・センターである。また、2005年12月31日、オーナー運営に係る1,172箇所の支店はドイツポストに譲渡され、850箇所はドイツポスト・リテールGmbH(Deutsche Post Retail GmbH)の所有にとどまる形で、ド

ドイツポスト・リテールGmbHの支店網が分割されている。ドイツポスト・リテールGmbHの株式は、2006年1月1日付でポストバンクに譲渡された。既存の協力関係に基づき、ドイツ・ポストバンクは、2010年7月1日より、277箇所のドイツポストの小売店舗を引き継いだ。その結果、現在、ドイツ・ポストバンクは、1,100箇所のポストバンク・ファイナンス・センターを独自に運営している。全ての支店において、引続き郵便サービスが提供されている。

支店網に係る総合的な事業上の責任を統括するため、サービス部門がドイツポストに設置され、当該部門は、約800箇所の郵便サービス支店の直接運営及びその他2箇所の支店の管理を行う。同部はまた、外部提携業者運営に係る12,400箇所超の支店、11,000箇所のDHL小包取扱店及び約2,800箇所の販売拠点の調整も行う。

成長を続けるオンライン小売/eコマースの傾向はドイツにおいて、小包事業のブームにつながっており、これに関連して、ドイツポスト・DHLは、小包サービスにおける顧客との近接性及びアクセスの容易性の双方をさらに発展させることを決定した。このため、2013年半ばには、DHL小包取扱店が急速に発展し、小売店や販売拠点を含む、既存の販売店に加わった。2014年末までに、約12,000店が開店した。料金別納の小荷物や小包に加え、返却品も、DHL小包取扱店に持ち込んで、発送することができる。また、小包に貼る発送ラベルや、小荷物用パッケージ、はがき、手紙及び書留郵便の販売も行っている。

DHL小包取扱店及び販売拠点も、提携業者が運営している。販売拠点は、小包や書留郵便の切手や郵便料金のみを取り扱っている。販売拠点は、支店ではないので、書簡や小包の集荷は行っていない。

最大の支店は、ポストバンク・ファイナンス・センターである。これらの支店において、顧客は、ポストバンク金融サービスに係る個別の販売コンサルタント及び当グループの伝統的なサービスやポストバンクのサービスを提供する複数のオープン・サービスカウンターを利用することができる。さらに、ドイツポストは、従来の郵便サービス及びポストバンクの顧客に対するサービス全般も提供する2箇所の支店を運営している。提携業者運営支店が提供する商品及びサービスは、基本的な郵便サービス並びにしばしば金融商品及びサービスに限られる。

当グループは、約800箇所のポスト・サービス支店において、基本的な郵便商品及び郵便サービスを提供している。ポスト・サービスはグループ支店であり、小売店内に設置され、当グループ子会社によって少人数の人員で運営されている。

支店は当グループ内において共同利用されており、郵便、小包、エクスプレス及びしばしば金融サービス(ポストバンク)のサービスを提供している。2010年10月より、ポストバンクは、もはやドイツポストDHLグループの一員ではなくなっている。そのため、ポストバンクが保有する約1,000箇所の支店は、現在、提携先運営支店として数えられている。

多くの提携先運営店舗は、伝統的なサービスに加え、事務用消耗品や文房具のみならず携帯電話のプリペイドカードやe-Value商品、新規の長距離用バスサービスであるポストバスのチケットを含む他の商品やサービスも提供している。

このように、ドイツポストDHLは、合計で27,000を超える固定販売店舗を運営するに至っており、ドイツにおいてはこの種業界内で最も幅広いネットワークを有しているといっても過言ではない。

3【設備の新設、除却等の計画】

約25億ユーロの資本的支出を予定

2018年には、当グループは例年とその重点は変わらない戦略目標の実現のため、資本的支出(リースを除く。)を約25億ユーロに増額する計画であり、より高い成長を見込んでいる。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2017年12月31日現在)

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
1,535,448,855	1,228,707,545 ⁽¹⁾	306,741,310 ⁽²⁾

(1) 発行済株式は全て普通株式である。

(2) 2017年12月31日現在の授権・条件付資本に関し、連結財務諸表注記32を参照のこと。

発行済み株式資本金は1,228,707,545ユーロである。これは1株当たり1ユーロの資本金への想定利益をもたらす記名式無額面株式(普通株式)1,228,707,545株で構成されており、全て払込済みである。

2017年12月31日現在の授権資本 / 条件付資本

	百万ユーロ	目的
2013年授権資本	-	現金払込 / 現物出資に対する株式資本の増加(2018年5月28日まで)
2017年授権資本	160	現金払込 / 現物出資に対する株式資本の増加(2022年4月27日まで)
2011年条件付資本	32	オプション権 / 転換権の発行(2016年5月24日まで)
2013年条件付資本	-	オプション権 / 転換権の発行(2018年5月28日まで)
2014年条件付資本	40	役員に対する新株引受権の発行(2019年5月26日まで)
2017年条件付資本	75	オプション権 / 転換権の発行(2022年4月27日まで)

2013年授権資本

2013年5月29日付の定時株主総会の決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2018年5月28日までの期間、現金払込及び / 又は現物出資により240百万株を上限として記名式無額面株式を発行し、それにより当社の株式資本を増加させる権限を付与された。当該権限は、2014年及び2015年に一部行使され、授権資本額は総額236百万ユーロとなった。当該権限は、2017年4月28日付の定時株主総会の決議により、新たな権限(2017年授権資本)に置き換えられた。

2017年授権資本

2017年4月28日付の定時株主総会の決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2022年4月27日までの期間、現金払込及び / 又は現物出資により160百万株を上限として記名式無額面株式を発行し、それにより当社の株式資本を増加させる権限を付与された。当該権限は、その全部又は一部を行使することができる。原則として、株主は新株引受権を有する。但し、取締役会は、監査役会の承認を条件に、権限の対象となる株式について、株主の新株引受権を適用しないようにすることができる。報告期間において、当該権限は使用されていない。

2011年条件付資本

2011年5月25日付の定時株主総会の決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2016年5月24日までの期間、1回又は複数回にわたり、元本総額10億ユーロを上限として、新株予約権付社債、転換社債及び/又は収益社債、並びに利益参加権証券、又はその組み合わせを発行する権限を付与された。これにより、株式資本における比例持分を有する最大75百万株までのオプション又は転換権を付与することができるが、株式資本は75百万ユーロを超えることはない。

10億ユーロの転換社債を発行することにより、2012年12月に当該権限は完全に使用された。株式資本は、条件付であるが、最大75百万ユーロまで増加した。条件付資本は、新株発行を通じて、2015会計年度には4,832ユーロ、2016会計年度には28,162,196ユーロ、2017会計年度には15,091,662ユーロ減少した。

2012年 / 2019年転換社債の詳細

(2017年12月31日現在)

転換社債に付された転換権の行使により発行される予定の株式の数(株)	最大5,413,324
転換社債に付された転換権の行使により発行される予定の株式の種類	普通株式
転換社債の発行日	2012年12月6日
転換権行使により発行する株式の発行価格(1株当たりの転換価格)(ユーロ)	20.4680 ⁽¹⁾
転換権行使により発行する株式の資本組入額総額(ユーロ)	最大5,413,324
行使期間	2013年1月16日から2019年11月21日まで

(1) 転換価格は、(a)増資又は減資若しくは株式分割、(b)年間配当額が所定の閾値を超え若しくは下回ったこと、及び(c)会社支配権の変動等により、適宜調整される。

2018年3月7日、ドイツポスト・アーゲーは、発行済の2012年 / 2019年転換社債の全てについて、発行条件の第4(4)項に従い、買戻権を行使する旨を発表した。様々な社債権者が転換権を行使し、その名目価額は110.1百万ユーロであった。条件付資本の増加は、2018年第1四半期に実施され、5,379,106株の新株が発行された。2018年3月27日の時点で、名目価額0.7百万ユーロの発行済社債が残存した。

2013年条件付資本

2013年5月29日付の定時株主総会の決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2018年5月28日までの期間、1回又は複数回にわたり、元本総額15億ユーロを上限として、新株予約権付社債、転換社債及び/又は収益社債、並びに利益参加権証券、又はその組み合わせを発行する権限を付与された。これにより、株式資本における比例持分を有する最大75百万株までのオプション又は転換権を付与することができるが、株式資本は75百万ユーロを超えることはない。株式資本は、条件付であるが、最大75百万ユーロまで増加した。当該権限は使用されていない。当該権限は、2017年4月28日付の定時株主総会の決議により、新たな権限(2017年条件付資本)に置き換えられた。

2014年条件付資本

2014年5月27日付の定時株主総会の決議により、取締役会は、記名式無額面の新株を最大で40百万株を発行することにより株式資本を条件付で最大40百万ユーロ増額する権限を付与された。条件付資本の増加により、選ばれた当グループの役員に新株引受権が付与される。新株引受権は、前述の2014年5月27日付の定時株主総会決議に基づいてのみ発行することができる。条件付資本の増加は、付与された新株引受権に基づいて株式が発行される限度でのみ実施され、当社は、現金支払又は自己株式の交付によっては新株引受権を決済しない。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。株式資本は、条件付であるが、最大40百万ユーロまで増加した。報告期間において、当該権限は使用されていない。

2017年条件付資本

2017年4月28日付の定時株主総会の決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2022年4月27日までの期間、1回又は複数回にわたり、元本総額15億ユーロを上限として、新株予約権付社債、転換社債及び/又は収益社債、並びに利益参加権証書、又はその組み合わせを発行する権限を付与された。これにより、株式資本における比例持分を有する最大75百万株までのオプション又は転換権を付与することができるが、株式資本は75百万ユーロを超えることはない。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。当該権限は、元本総額10億ユーロの転換社債を発行することにより、2017年12月に一部行使された。株式資本は、条件付であるが、最大75百万ユーロまで増加した。

2017年 / 2025年転換社債の詳細

(2017年12月31日現在)

転換社債に付された転換権の行使により発行される予定の株式の数(株)	最大17,981,264 ⁽¹⁾
転換社債に付された転換権の行使により発行される予定の株式の種類	普通株式
転換社債の発行日	2017年12月13日
転換権行使により発行する株式の発行価格(1株当たりの転換価格)(ユーロ)	55.6134 ⁽²⁾
転換権行使により発行する株式の資本組入額総額(ユーロ)	最大17,981,264 ⁽¹⁾
条件付行使期間 ⁽³⁾	2018年1月23日から2020年12月12日まで
行使期間	2020年12月13日から2025年1月16日まで ⁽⁴⁾

(1) 現在の転換比率に基づく。

(2) 転換価格は、(a)増資又は減資若しくは株式分割、(b)年間配当額が所定の閾値を超え若しくは下回ったこと、及び(c)会社支配権の変動等により、適宜調整される。

(3) 転換社債の要項に規定されている所定の条件(会社支配権の変動、債務不履行等)の下でのみ行使される。

(4) 償還期日(2025年6月30日)の各10営業日前。

自己株式取得権限

定時株主総会が2017年4月28日に採択した決議により、当社は、2022年4月27日までの期間、決議採択時に存在する株式資本の10パーセントを上限として、自己株式を取得する権限を付与された。これにより、取締役会は、法律で許容されるあらゆる目的、とりわけ定時株主総会の決議において言及された目標を達成するために当該権限を行使することができる。

当該権限に基づき株主の新株引受権を使わずに取得された自己株式は、ドイツ国外の証券取引所に上場する目的で引き続き使用される可能性がある。さらに、取締役会はデリバティブを使用して自己株式を取得する権限を引き続き保有する。

株式買戻プログラム

2016年4月1日に開始した株式買戻プログラムは、2017年3月6日に終了した。取得した自己株式は、消却されるか、又は、長期役員報酬プラン若しくは2012年 / 2019年転換社債の下で発生する権利が行使された場合の潜在的債務の履行のために使用されることが意図されていた。

株式買戻プログラムのトランシェ

トランシェ	期間	金額(百万ユーロ)
I	2016年4月1日から2016年5月3日まで	100

II	2016年5月30日から2016年8月26日まで	250
III	2016年8月29日から2017年3月6日まで	650

2017年の第1四半期において、トランシェIIIのために、新たに3.3百万株が、総額106百万ユーロ（一株当たり平均31.65ユーロ）で取得された。株式買戻プログラムを通じて、合計32.9百万株が911百万ユーロで取得された。2017年3月21日付の取締役会決議に基づき、減資の過程で保有自己株式27.3百万株が消却された。

シェア・マッチング・スキーム

シェア・マッチング・スキームの2016トランシェを決済するため、2017年3月に、1,297,200株の自己株式が総額41百万ユーロ（一株当たり平均31.60ユーロ）で取得された。同年4月には、さらに23,037株が一株当たり平均31.67ユーロで取得され、関係役員に対して発行された。2017年4月には、2012トランシェに基づくマッチング株式に係る権利が決済され、役員に対して1,113,820株が発行された。

2017年12月31日の時点で、ドイツポスト・アーゲーは自己株式4,513,582株（前年度：29,587,229株）を保有していた。

【発行済株式】

(2017年12月31日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	摘要
記名式無額面株式	普通株式	1,228,707,545 ⁽¹⁾	フランクフルト証券取引所 シュトゥットガルト証券取引所 ミュンヘン証券取引所 ハノーヴァー証券取引所 デュッセルドルフ証券取引所 ベルリン・プレーメン証券取引所 ハンブルグ証券取引所 クセトラ(Xetra)	該当なし
計		1,228,707,545 ⁽¹⁾		

(1) 2004年10月以降、全株式につき取引可能となった。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

(2017年12月31日現在)

年月日	発行済株式数(株)		資本金(ユーロ)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	
2012年12月31日現在	0	1,209,015,874	0	1,209,015,874	ドイツポスト・アーゲー株への転換権の付された転換社債を発行 ⁽¹⁾
2013年12月31日現在	0	1,209,015,874	0	1,209,015,874	
2014年12月31日現在	2,164,388	1,211,180,262	2,164,388	1,211,180,262	新株発行による増資 ⁽²⁾
2015年12月31日現在	1,573,425	1,212,753,687	1,573,425	1,212,753,687	新株発行及び社債権者1名が転換オプションを行使したこと(4,832株)による増資 ⁽³⁾
2016年12月31日現在	28,162,196	1,240,915,883	28,162,196	1,240,915,883	様々な社債権者が転換オプションを行使したことによる増資 ⁽⁴⁾
2017年12月31日現在	-12,208,338	1,228,707,545	-12,208,338	1,228,707,545	株式買戻プログラムによる27.3百万株の減資及び様々な社債権者が転換オプションを行使したことによる増資

(1) 転換権の内容の詳細については、前記「(1)株式の総数等 株式の総数」を参照のこと。

(2) 2013年5月29日付定時株主総会により採決されたドイツポスト・アーゲー定款第5条第2項に基づく授權(2013年授權資本)を一部使用することにより、ドイツポスト・アーゲーの株式資本は、1,209,015,874ユーロから2,164,388ユーロだけ増加し、1,211,180,262ユーロとなった。これは、2014年における、現金払込について1株当たり1ユーロの株式資本の名目持分を有する無額面の記名式株式 2,164,388株の新株発行によるものである。株主の法定の新株引受権は除外されている。

(3) 2015会計年度において、ドイツポスト・アーゲーの取締役会は、現金払込と引き換えに1株当たり1ユーロの株式資本の名目持分を有する無額面の記名式新株1,568,593株を発行することによってドイツポスト・アーゲーの株式資本を1,568,593ユーロ増額するため、ドイツポスト・アーゲー定款第5条第(2)項に従い取締役会に対して付与された権限を一部使用した。株主の法定の新株引受権は除外されている。

(4) 2016会計年度において、授權資本は使用されなかった。授權資本は、240百万ユーロであったところ、現在は236百万ユーロとなっている。

(4)【所有者別状況】

(2017年12月31日現在)

区分	株主数	総株主数に対する割合(%)	株式数(株)	発行済株式数に対する割合(%)
政府及び政府機関	1	0.00	253,861,436	20.66
法人	5,081	1.21	839,391,524	68.31
その他個人	413,775	98.79	135,454,585	11.02
計	418,857	100	1,228,707,545	100

(5)【大株主の状況】

(2017年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(百万株) ⁽¹⁾	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ドイツ復興金融公庫(KfW Bankengruppe)	ドイツ連邦共和国、60325 フランクフルト・アム・マイン、パルメンガルテンシュトラッセ 5-9	253.9	20.66
ブラック・ロック Inc.	全世界	95.6	7.78
ノルゲ銀行インベストメント・マネージメント(ノルウェイ)	ノルウェイ	34.8	2.83
ドイツ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント GmbH	ドイツ	33.0	2.68
デカ・インベストメント GmbH	ドイツ	31.6	2.57
ザ・ヴァンガード・グループ Inc.	アメリカ合衆国	25.0	2.03
フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー	アメリカ合衆国	17.2	1.40
インベスコ・アセット・マネジメント LTD(英国)	英国	17.1	1.39
ユニオン・インベストメント・プライベートフォンドス GmbH	ドイツ	15.6	1.27
アーティザン・パートナーズ L.P.	アメリカ合衆国	15.6	1.27
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ LTD	英国	14.3	1.16
ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ LTD(英国)	英国	13.2	1.07
キャピタル・ワールド・インベスターズ(米国)	アメリカ合衆国	13.0	1.06
計		564.3	47.17

(1) これらは、ドイツポスト DHLの内部調査に基づく計数である。計数は四捨五入されているため、合計は係数の総和と必ずしも一致しない。

2【配当政策】

原則として、当グループの財務的戦略は、配当として純利益の40パーセントから60パーセントを支払うことを目指している。2018年4月24日開催の定時株主総会は、取締役会及び監査役会の提案に基づき、株主に対する2017年度の配当として、一株当たり1.15ユーロ(前年度: 1.05ユーロ)の支払いを決議した。当該期間の連結純利益と定義される純利益に基づく非支配株主持分控除後の配当比率は51.9パーセントである。当グループ株式の年度末の終値に基づく最終的な配当利回りは、2.9パーセントであった。配当金は、2018年4月27日に支払われた。配当金は、ドイツに在住する株主に対しては非課税となる。受領者は、租税還付及び税額控除を受けることはできない。

当社の株主は、ある会計年度に関し、配当金を支払うか否か、そして支払う場合にはその金額及び時期について決議する。かかる決議は、当社の取締役会及び監査役会の提案に基づき、当該配当金の支払の対象となる年度

の直後の当社の定時株主総会で採択される。配当は、ドイツ法の規定に基づき、株主総会の開催日の3営業日後に株主に対して分配される。

配当金は、取締役会により作成され、かつ、監査役会により承認された当社の年次個別財務諸表に計上された年間純利益に基づいてのみ決議され、支払うことが可能である。配当可能な金額の決定にあたっては、年間純利益につき、前年度からの繰越損益及び準備金の取崩額又は準備金への組入額を計上する調整を行わなければならない。法律により一定の準備金の積み立てが義務付けられていることから、かかる準備金は、年間純利益の計算にあたり控除されなければならない。

将来の配当金の支払は、当社の利益、財政状態、並びに、流動性要件、今後の見通し及び課税や諸規制を初めとするその他の法的考慮要素により左右される。当社の配当金支払能力は、ドイツ商法上の一般会計原則に従い作成される当社の年次個別財務諸表に基づいて決定される。当社の財政方針は、原則として、純利益の40パーセントか60パーセントを配当に充てるというものである。配当金の支払は、一般に源泉課税の対象とされる。ドイツの源泉徴収税についてのより詳細な情報は、「第1-1(3) 課税上の取扱い」を参照のこと。

3【株価の推移】

以下の表は、それぞれ記載の期間のクセトラにおける当社普通株式の取引の高値及び安値を示している。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

事業年度	決算年月日	最高(ユーロ)	最低(ユーロ)
2013年度	2013年12月31日	26.71	16.51
2014年度	2014年12月31日	28.43	22.30
2015年度	2015年12月31日	31.08	23.15
2016年度	2016年12月31日	31.35	19.73
2017年度	2017年12月31日	40.99	30.60

(2) 【当該事業年度中最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月	最高(ユーロ)	最低(ユーロ)
2017年7月	34.20	32.74
2017年8月	35.51	33.38
2017年9月	37.69	34.82
2017年10月	39.32	37.23
2017年11月	40.22	39.07
2017年12月	40.99	39.26

4【役員の状況】

役員の男女別人数及び割合は以下のとおりである。

(報告書提出日現在)

役員	人数	割合
男性	17	65.38%
女性	9	34.62%

(1)【取締役会】

当社の現在の取締役は、次の表のとおりである。

(報告書提出日現在)

氏名及び生年月日	役職又は管理業務	主要略歴等	任期
フランク・アペル 博士 1961年7月29日生	最高経営責任者 (2008年2月から) 国際事業サービス 事業部(2017年1月 1日から) 郵便-eコマース- パーセル(PeP)事業 部(2018年4月4日 から追って通知が なされるまで)	取締役会会長であり、取締役会サービス、 コーポレート・オフィス、コーポレート法 務、コーポレート・コミュニケーション・ア ンド・レスポンスビリティ、コーポレート・ デベロップメント・アンド・コーポレート・ ファースト・チョイス、コーポレート・エグ ゼクティブ、コーポレート・ヘリテッジ・ア ンド・インダストリー・アソシエーション ズ、コーポレート公共政策及び規制管理の責 任者である。2017年1月1日付で、追って通知 がなされるまでの間、国際事業サービスの大 部分の機能についての責任を引き受けた。 2018年4月4日から、追って通知がなされるま での間、郵便-eコマース-パーセル(PeP)事 業部についての責任を引き受けた。	2002年11月から 2022年10月まで
メラニー・クライ ス 1971年3月20日生	財務部 (メラニー・クラ イスは、2017年8月 まで人事部も併せ て担当)	財務部の責任者。	2014年10月から 2022年6月まで
トーマス・オギル ヴィー博士 1976年11月3日生	人事部	人事部の責任者である。	2017年9月から 2020年8月まで
ティム・シャル ヴァート 1965年8月15日生	グローバル・フォ ワーディング/フ レート事業部	グローバル・フォワーディング/フレート事 業部の責任者である。	2017年6月から 2020年5月まで
ケン・アレン 1955年8月8日生	エクスプレス事業 部	エクスプレス事業部の責任者である。	2009年2月から 2020年7月まで
ジョン・ギルバ ート 1963年9月6日生	サプライ・チェ ーン事業部	サプライ・チェーン事業部の責任者である。	2014年3月から 2022年3月まで
ユルゲン・ゲル デス名誉博士 1964年9月5日生	コーポレート・イ ンキュベーション 部門(2018年4月4 日から)	コーポレート・インキュベーション部門の責 任者である。	2007年7月から 2020年6月まで

取締役の報酬に関する事項は、後記「5-(2) 監査報酬の内容等」、「第6-1-(1)-(へ)-連結財務諸表に対
する注記-注記47」、「同注記48.3」、及び「第6-1-(2)-(八)-ドイツポスト・アーゲーの年次財務書類に
対する注記-注記55」を参照。

(2)【監査役会】

当社の現在の監査役は、次の表のとおりである。

(報告書提出日現在)

氏名及び生年月日	役職	主たる職業
株主代表監査役		
ニコラス・フォン・ポムハード 博士 (2018年4月24日から会長) 1956年7月28日生	監査役会長	ミュンヘナー・リュックファージヘルングス - ゲゼルシャフト・アーゲー (ミュンヘン再保 険)の元取締役会会長
ギュンター・プロイニヒ博士 (2018年 4月24日から) 1955年10月10日生		KfWバンケングルッペ(KfW Bankengruppe)のCEO
マリオ・ダーバーコウ博士 (2018年4 月24日から) 1969年6月25日生		フォルクスワーゲン・フィナンシャル・サービ スAGの取締役
イングリッド・デルテンル 1960年8月25日生	監査役	欧州放送連合の元会長
ヴェルナー・ガツェー 1958年11月4日生	監査役	連邦財務省の副大臣
ヘニング・カゲルマン 教授 博士 1947年7月12日生	監査役	SAP AGの元CEO
シモーネ・メンネ 1960年10月7日生	監査役	ベーリンガー・インゲルハイムGmbHの元取締役
ローランド・エトカー 1949年4月7日生	監査役	ROI フェルヴァルトゥングスゲゼルシャフト mbH(ROI Verwaltungsgesellschaft mbH)の経営 パートナー
シュテファン・ショルト 博士 1960年4月9日生	監査役	フラポートAGの取締役会会長
カトヤ・ヴィント 教授 工学博士 1969年6月4日生	監査役	SMSグループ GmbHの取締役 (2018年8月1日か ら)
従業員代表監査役		
アンドレア・コシス 1965年9月16日生	監査役会副会長	統一サービス産業労働組合の中央幹部会副会 長、並びに、郵便事業、フォワーディング・カン パニーズ及びロジスティックス事業の責任者
ロルフ・パウワーマイスター 1957年11月10日生	監査役	統一サービス産業労働組合管理組織の郵便事 業、共同決定及び青年担当の責任者、並びに、 郵便事業グループの責任者
ヨルグ・フォン・ドスキー 1961年1月6日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーの当グループ及び当社 執行代表委員会委員長
ガブリエーレ・ギュルツァウ (2018年 4月24日から) 1958年7月17日生	監査役	ドイツポスト・アーゲー・ハンブルク郵便支店 の労働評議会議長
トーマス・ヘルト (2018年4月24日か ら) 1969年4月30日生	監査役	ドイツポスト・アーゲー中央労働評議会副議長
マリオ・ヤクバシュ (2018年4月24日 から) 1961年9月11日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーグループ労働評議会副 議長
トーマス・コチェルニク 1966年5月10日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーグループ労働評議会議 長
ウルリケ・レナルツ・ピペンバチャー 1968年7月6日生	監査役	ドイツポスト・アーゲー中央労働評議会副議長
サビネ・シールマン 1956年4月21日生	監査役	ドイツポスト・アーゲー中央労働評議会執行委 員
ステファン・タウチャー 1961年11月24日生	監査役	全国管理の郵便事業、フォワーディング・カン パニーズ・アンド・ロジスティックス部の賃 金・公務員・社会政策部長

シュテファニー・ヴェケッセル 1965年11月12日生	監査役	ドイツポスト・アーゲー郵便取扱支店(アウグ スブルグ)労働評議会副議長
--------------------------------	-----	--

監査役の報酬に関する事項は、後記「5-(2) 監査報酬の内容等」、「第6-1-(1)-(へ) - 連結財務諸表に対する注記 - 注記48.3」、及び「第6-1-(2)-(八) - ドイツポスト・アーゲーの年次財務書類に対する注記 - 注記55」を参照。

5【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要並びにドイツポスト・アーゲー及びドイツポストDHLグループのガバナンス年間報告書】

以下の記述は、当社及び当グループの年次コーポレート・ガバナンス・ステートメントに基づくものである。

ドイツ企業統治法（コーポレート・ガバナンス・コード）の全ての勧告の遵守

2017年12月、取締役会及び監査役会は、ドイツ株式会社法（AktG）第161条に基づき、以下の無条件の法令遵守宣言を再度公表した。

「ドイツポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会は、2016年12月に法令遵守宣言を発表した後も、2015年5月5日付で改訂され、2015年6月12日の連邦官報において公表されたドイツ企業統治法に基づく政府委員会の勧告を遵守していること、及び、2017年2月7日付で改訂され、2017年4月24日及び5月19日付で連邦官報において公表された同法に基づく全ての勧告を今後も遵守する意向であることを宣言する。」

また、最高経営責任者による報告が完了するまでの間は、定時株主総会はインターネットでのみ放映されるという点を除き、当グループは、同法において定められている勧告を実施する。この方針により、株主間の討論の間は忌憚のない率直な議論の機会が確保される。

さらに、現在の法令遵守宣言と直近5年の同宣言は当社のウェブサイト上で閲覧可能である。

コーポレート・ガバナンスの原理

当グループの取引関係及び活動は、適用される法令、倫理基準及び国際的なガイドラインを遵守することによる信頼できる取引慣行に基づき、このことが当グループの企業戦略を形成している。同様に、当グループは卸売業者に対してもこのような行動を要求している。当グループは、株主との長期的な関係を奨励・促進している。ドイツポストDHLグループを卸売業者、使用者又は投資業者として選定する株主の意思決定は、優れたコーポレートガバナンス基準を遵守するという当グループの要求水準にもますます依拠することになる。当グループの信頼できる取引慣行は社会に貢献し、従業員が関与することで大いにかかる社会貢献を共有することができる。

当グループのウェブサイト上で公表している当グループの行為規範は、当社にしっかりと定着し、全ての部門及び全ての地域に適用されている。この行為規範は、世界人権宣言、国連グローバル・コンパクト、1998年の労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言、及びOECDの多国籍企業行動指針に定める原則に基づいたものである。この規範は賄賂防止に関する適用規制及び合意を含む法的基準と一致している。

行動規範はさらに、当グループにおける多様性の意味を定義している。多様性と互いの尊重はグループ全体の経済力の前提条件であるコア・バリューである。当グループの従業員の採用と専門的能力の開発の重要な基準は彼らの技術力と資格である。当グループの多様性評議会は、多様性経営と各部門の要請の戦略的局面を議論している。取締役及び監査役は当社の中央機能と部門の役員から構成され、人事担当の取締役が委員長を務めている。取締役及び監査役は、各部門のアンバサダーとして行動し、各部門の多様性を推進している。取締役会及び監査役会の役員は、当社グループの多様性戦略を、特に、取締役会における女性メンバーの人数を増加させることに焦点を当ててサポートしている。行動規範の内容及び多様性経営の詳しい情報は当社のウェブサイトの「Corporate Responsibility Report」に記載している。

コンプライアンスマネジメントシステム（CMS）の最終的な目的は、当グループに適用される法令及び内部ポリシーを確実に遵守することである。コンプライアンスプログラムは、まずは、ルール違反が発生することを防止し、又は早い段階でルール違反を認識すること、及びこれに対する適切な対処をすることを目指している。CMSが有効に機能していることは、関連する発展や新しい法律の要請に適応させるために、継続的に確認されている。コンプライアンスの組織及びコンプライアンスプログラムを作っている要素の概要は当社のウェブサイトの「Corporate Responsibility Report」に記載している。

取締役会及び監査役会の協力

ドイツポスト・アーゲーは、ドイツの上場有限責任会社として、二重の経営制度を採用している。すなわち、取締役会が当社の経営にあたり、監査役会が取締役を任命し、かつ、取締役会に対する監督及び助言を行う。

取締役会は、最高経営責任者、最高財務責任者及び人事担当の取締役に加え、郵便 - eコマース - パーセル事業部、エクスプレス事業部、グローバル・フォワード・ディング/フレート事業部及びサプライ・チェーン事業部という4つの事業部の責任者である取締役から構成される。当グループの経営機能は、コーポレート・センターに集約されている。2020戦略が、当グループ全体の枠組みを定めている。取締役会の手続規定は、取締役会の内部組織、経営、代表及び取締役個人との協力の方針について定めている。この枠組み内において、取締役は、自己の担当する部門につき独立して運営し、他の取締役に対して、重要な進展事項を定期的に報告する。当社又は当グループにとって特に重要な事項については、取締役会全体で決定する。これらの事項には、監査役会の承認を要する全ての決定事項及び取締役個人への委任が禁止されている全ての業務が含まれる。また、各取締役が、取締役会による決定を求めて提出した事項についても、取締役会全体で決定する。上記決定の過程において、取締役は、個人の利益のため行動してはならず、かつ自らの便益のために、当社の事業の機会を利用してはならない。監査役会は、全ての利益相反について、遅滞無く通知を受けなければならない。取締役は当グループ以外の上場会社の三つ以上の監査役会のメンバー、又は監査役会と同等の監査機能を有する組織のメンバーであってはならない。取締役に対する会社役員賠償責任保険はドイツ株式会社法（AktG）により設定された免責範囲を設けている。

監査役会は、取締役を任命し、取締役会に対し、助言を与え、監督する。監査役会は、その内部体制、監査役会の承認を要する取締役会の取引一覧及び監査役会委員会の仕事に関する規則を含む手続規定を定めている。監査役会は、少なくとも1年に4回開催されるが、早急に特定の改善策や解決策につき議論又は短期間で承認する必要が生じ、開催が必要な場合には、臨時の会議がいつでも開催される。監査役会は、連結財務諸表及び監査役会報告書において記載されているとおり、2017事業年度においては、6回の本会議及び22回の委員会会議を行い、非公開の会議を1回行った。報告対象年度における全体の出席率は、下記の表が示しているように引き続き非常に高く、92パーセントであった。ウルリヒ・シュローダー博士の欠席は健康上の理由によるものである。

監査役の本会議及び委員会会議の出席率	
監査役の名前	出席率（％）
ヴルフ・フォン・シンメルマン（議長）	100
アンドレア・コシス（議長代理）	100
ロルフ・パウワーマイスター	100
ニコラス・フォン・ボムハード	100
イングリッド・デルテンル	100
ヨルグ・フォン・ドスキー	100
ヴェルナー・ガツェー	89
ヘニング・カゲルマン教授 博士	83
トーマス・コチェルニク	91
アンケ・ケファルト	100
ウルリケ・レナーツ・パイベンバッカー（2017年7月1日から）	100
シモーネ・メンネ	85

ローランド・エトカー	100
アンドレアス・シャードラー	100
サビネ・シールマン	100
ウルリヒ・シュローダー博士	0
シュテファン・ショルト博士	100
ステファン・タウシャー	100
ヘルガ・チエル(2017年6月30日)	100
シュテファニー・ヴェケッセル	100
カトヤ・ヴィント教授 工学博士	100

監査役会の報告についても当社のウェブサイトで見ることが出来る。

取締役会と監査役会は、当グループの企業戦略、事業部門の目標及び戦略、財務状況並びに当社及び当グループの業績、重要な事業取引、買収及び投資の進捗、コンプライアンス及びコンプライアンス管理、リスクの影響及びリスク管理並びに全ての重要なビジネス上の企画及び関連する実施における問題に関して、定期的に話し合いを行っている。取締役会は、全ての重要な問題について、速やかに、かつ、全面的に監査役会に対して報告を行っている。監査役会の議長及び最高経営責任者は、進行中の問題について密接な関係を築いている。

監査役会は、監査役会業務についての年次の効率性の評価を行っている。本報告年度においても監査役会は、監査役会がその監督及び助言義務を効率的かつ効果的に行っているという結論が出された。個々の監査役の提案も取り上げられ、年度内に実行された。

監査役会による全ての決定は、株主代表及び従業員代表の会議並びに関係する委員会において事前に詳細な議論がなされる。各監査役会の本会議においては、委員会の業務及び決定についての詳細な報告が含まれる。

監査役は、個人として、任務遂行のために必要な訓練及び職業上の育成（法律の枠組みの変更や将来に関わる論点等）を確実に受ける責任がある。この点で当社は内部及び外部の演者による発表を聞く機会を提供することにより監査役を支援している。

監査役の何れも当グループの主な競合他社の経営機関において、いかなる役割も持たず、当グループの主な競合他社に対してコンサルティングサービスを提供していない。

全ての監査役はドイツのコーポレート・ガバナンス・コードにおける意味において独立している。独立監査役の人数は、当社が独自で設定した、監査役会全体の少なくとも75%という目標値を超えている。欧州委員会の非取締役又は監査役たる役員の独立性及びドイツ労働憲章（BetVG）及びドイツ共同決定法（MitbestG）に記載されている懲戒処分に対する広範な保護及び差別禁止に照らせば、会社の従業員であることはドイツのコーポレート・ガバナンス・コードに記載されている独立性の要請と矛盾するものではない。当社の最大の株主であるドイツ復興金融公庫（KfW バンケングルッペ）は現在、ドイツポスト・アーゲーの株式の約21パーセントを保有している。したがって、監査役の独立性に疑義を生じさせる関係を有するとコーポレート・ガバナンス・コードによって定義されている支配的株主は存在しない。

2007年6月まで取締役であったヴルフ・フォン・シンメルマン氏（同氏の任期は予定どおり2018年4月24日付の定時株主総会で終了した。）を除き、過去に取締役であった者が監査役となったケースはない。

定時株主総会で選出された監査役の任期は、全ての場合において72歳までとし、一般的には、監査役は3期以上の任期を務めることはできない。

執行委員会及び監査役会委員会

3つの執行委員会は、取締役会全体により行われるべき決定の準備を行い、同委員会に権限委譲された事項について決定を行う。執行委員会の義務には、投資及び取引に関する準備や承認が含まれる。ドイツポスト執行委員会は、郵便 - eコマース - パーセル事業部について責任を負い、DHL執行委員会は、DHL事業部について責任を負い、CC & GBS執行委員会は、コーポレート・センター及びグローバル・ビジネス・サービスを担当する。最高経営責任者、最高財務責任者及び人事担当の取締役が、上記委員会の常任である一方、各部門担当の取締役は、自らの部門に影響を与える案件に関連する各委員会に参加する。取締役会のすぐ下のレベルの上級及び中級管理職は、当該幹部に関連する議題を取り扱う執行委員会の会議に参加する。ドイツポスト執行委員会は1ヶ月に1回、DHL執行委員会は1ヶ月に1回又は2回会議を行い、CC & GBS執行委員会は、通常、四半期毎に会議を行う。

事業検討会議も四半期に1回開催される。これらの会議は、各部門、最高経営責任者及び最高財務責任者の間で、戦略的成果につき議論する場の一つである。事業検討会議では、各部門の戦略的イニシアチブ、運営上の議題及び予算状況について検討される。

取締役及び取締役の有する権限はI-II-4-(3)に列挙されている。

監査役会は、その任務を効率的に遂行するために、6つの委員会を組織している。具体的には、これらの委員会、監査役会の本会議における決議の準備を行う。委員会で適用される手続は監査役会の手続規定に必要な修正を加えた規定によって決まっている。

執行委員会の職務は、取締役指名の準備、委任契約の締結及び取締役報酬を決定する監査役会本会議の決定の準備を行う。

財務・監査委員会は、当社の会計、当社の会計処理、内部統制システム、リスク管理及び内部監査システムの有効性のみならず、財務諸表の監査、及びとりわけ会計監査人の選任及びその独立性を監督し、監査人による監査以外の関連するサービスへの関与を承認する。財務・監査委員会は、コーポレート・コンプライアンスの問題を検証し、半期及び四半期財務報告書が公表される前に、取締役会と共に当該報告書について議論する。財務・監査委員会は、独自の評価に基づき、監査役会による毎年の連結財務書類の承認を提案する。財務・監査委員の委員長であるシュテファン・ショルトは、株式会社法第100(5)条及び第107(4)条において定義されている独立した財務専門家である。

監査の間に生じた直ちに修復不可能な監査役の独立性の排除又は欠損について、監査役会の議長及び財務監査委員会の議長に遅滞なく通知されるべきことについて、監査役との間で合意が整った。加えて、監査役は監査役会に監査の過程での重要な発見及び事件を全て遅滞なく通知しなければならないことについても合意した。さらに、監査役は監査の過程で取締役会及び監査役会によって発行される法令遵守宣言に至る事実が不正確であること発見した場合は監査役会に通知しなければならない。

人事委員会は、当グループのための人的資源の指針について議論する。

調停委員会は、ドイツ共同決定法に基づき、割り当てられた任務を遂行する。調停委員会は、監査役のメンバーの3分の2以上の多数による賛成が得られない場合には、取締役の任命について監査役会に対して提言を行う。調停委員会は、過年度においては、会議が開催されていない。

指名委員会は、定時株主総会における監査役会への選出の株主候補を、監査役会の株主代表者に対し推薦する。

戦略委員会は、監査役会における戦略協議の準備を行い、企業全体及び個々の部門の競合に関する定期的な議論も行う。加えて、監査役会の承認を必要とする企業買収及び売却の準備を行う。

監査役会の構成及びスキルプロファイルに関する目標

監査役会は、同会の構成に関する以下の目標を設定した。監査役会は、新たに設定したスキルプロファイルについても発表した。

1. 監査役会が定時株主総会に提出する監査役候補者案を提出する際には、監査役会は当社の利益のためのみに行動しなければならない。この要請のもと、監査役会は、ドイツのコーポレート・ガバナンス・コードの第5.4.2条に定義される独立監査役の割合が最低でも監査役会の75パーセントとなり、女性の割合が、最低でも30パーセントになることを目標にしている。

2. 当社の国際的な活動は、監査役会の構成に既に十分に反映されている。監査役会は、これを維持することを目標にしており、定時株主総会に対する今後の提案においては、出身、教育又は職歴が特別な国際的な知識及び経験をもたらす候補者を検討することとしている。

3. 監査役会は取締役会に対し将来の基礎的な問題について適切な助言を併せて行う立場にある。とりわけ、この助言にはデジタルへの移行も含んでいる。

4. 監査役会は、全体として、会計や財務書類の監査の分野において十分な専門性を有していなければならない。この専門性には、会計の分野における国際的な発展に関する知識も含まれている。加えて、監査役会の各構成員の独立性の確保により、会計プロセスの廉潔性が保証され、監査委員会を構成する各監査委員の独立性が確保される。

5. 監査役に影響を及ぼす利益相反は、取締役会に対して効率的かつ独立した助言及び監督を行うための障害となる。監査役会は、各案件において、法律に従い、かつドイツのコーポレート・ガバナンス・コードを十分に考慮し、潜在的な、又は顕在化した利益相反の取扱方法について決定する。

6. 監査役選任に関する提案は、監査役会が採択し、監査役会のための手続規則に記載されている年齢制限に従い、監査役が72歳になった後に開催される定時株主総会の終了時には任期が終了する予定であることを考慮しなければならない。原則として、監査役は3回を超えて任期を務めるべきではないとされている。

現在の監査役会においてはこれらの目標及びスキルプロファイルを達成している。

(2)【監査報酬の内容等】

2017会計年度における当グループの取締役会の報酬体系

取締役会の報酬体系は当社の戦略に従っており、実績ベース及び持続可能なコーポレート・ガバナンスを重視している。現在の報酬体系は取締役にとって、長期にわたり会社のために働くインセンティブとなっている。

監査役会は定期的に報酬の適切さを精査している。適切な報酬か否かを判断する基準は各取締役の行った仕事、取締役の個人的な働き、経済的状況、会社の成功や将来の見通し、同僚集団と会社全体の報酬体系を加味した報酬レベルの慣例、である。この過程においては、監査役はシニア経営層レベルと会社の労働者全体の報酬との関係を、時間とともに変化することも含めて考慮する。報酬の適切さを判断するにあたっては、監査役会は社外の独立した報酬の専門家の支援を受ける。

取締役に対して支払われる報酬は、業績非連動部分、短期、中期及び長期の業績連動部分、及び年金契約による給付や付加給付により構成される。

報酬上限

年金全体及びその変動部分には上限が設定されている。

2017会計年度以降に給付される報酬に対しては、一会計年度の目標報酬額から導く上限金額を制限するという以前から採用していた制限に加えて、議長については800万ユーロ、一般のメンバーについては500万ユーロ（各場合について特別給付は別途加算）まで、という総額の上限が設けられた。

1会計年度に給付される報酬全体の上限に加え、2022年に適用開始する2つ目の上限は、1会計年度において支払われる報酬は、議長については800万ユーロ、取締役会の個々の構成員については500万ユーロという上限が付されている。これらの上限には、特別給付は含まれていない。

個々の業績連動部分に対する上限額及び2017年に支払われた報酬の最高額は、下記の「目標報酬額」と題する表に記載されている。

報酬に含まれる要素の例

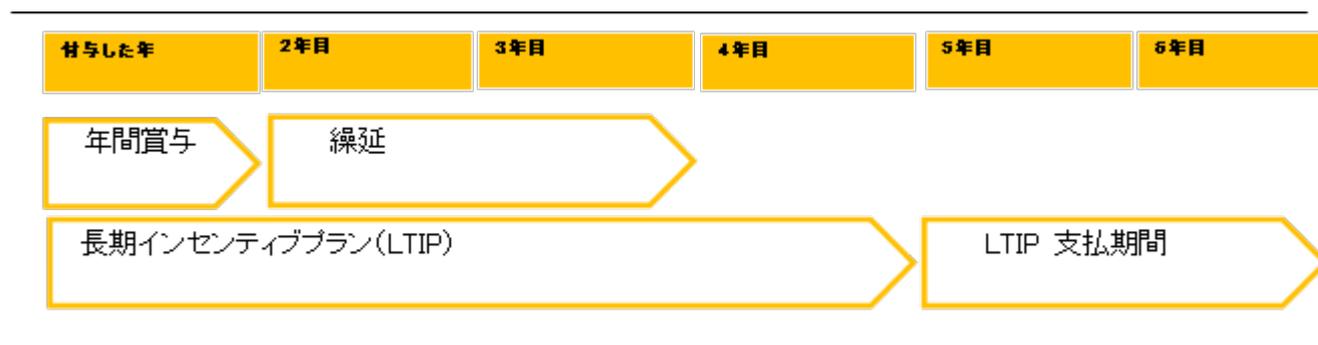
付与された報酬の上限の例 (2017)	付与された報酬の上限の例 (2022)
<p>報酬の構成要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年基本報酬 ・2017年年間報酬の即時支出部分 ・2017年年間報酬の繰延 ・長期インセンティブプランの2017年トランシェ ・2017年年金費用(サービス費用) 	<p>報酬の構成要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年基本報酬 ・2022年年間報酬の即時支出部分 ・2020年年間報酬の繰延 ・長期インセンティブプランの2016・2017・2018年トランシェ(※1) ・2022年年金費用(サービス費用)

1 トランシェが支払われる時点は、トランシェが2年の行使期間のうちいつの時点で行使されたのかという点に依拠する。

業績非連動部分

業績非連動部分は、年間基本給与(固定年間報酬)、かつ、特別給付である。年間基本給与は、12回の均等月払いにより、各月の末日に、遡及的に支払われる。特別給付は主に、社用車の利用、ドイツ社会保障法に従った健康及び長期医療保険料補助、並びに対象者の自国外における業務に対する特別手当及び福祉手当により構成される。

業績変動報酬目標の期間

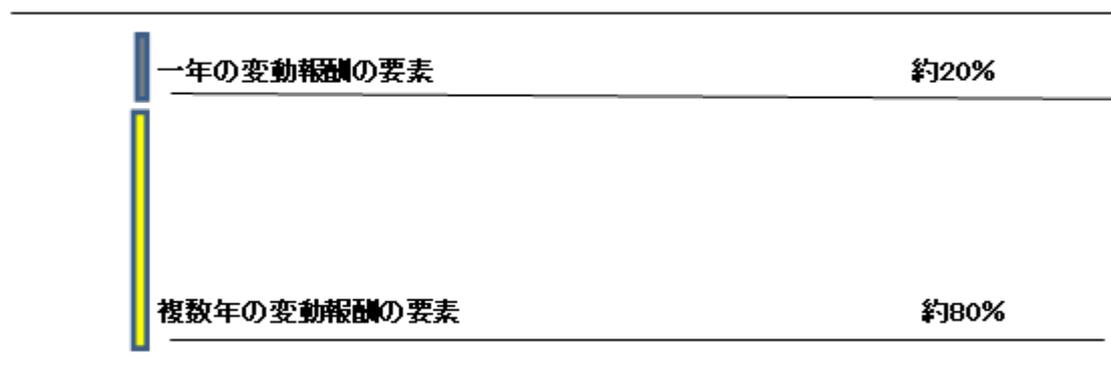


業績連動部分

取締役会に支払われる業績変動報酬のほぼ全てが、複数年度にわたる、言い替えるなら、中期及び長期的な業績に基づくものである。2017年の業績変動報酬目標の半分を超える金額は、会計期間4年間の長期的なインセンティブ・プラン(LTIP)により構成され、残る金額は、当社の年間利益に連動する年間賞与により構成される。当該年間賞与の50パーセントは、会計期間3年間の中期的部分な給付である(繰延)。全ての業績連動部分が将来的な給付である。

したがって、業績変動報酬の25パーセントを下回る金額のみが、下記の図に記載のとおり、1年間の会計期間に基づいて支払われる。

一年及び複数年の変動報酬の要素の割合(業績変動報酬目標)



年間賞与

取締役はそれぞれ、事前に設定した目標値の達成度、不達成度又は超過の程度が反映された額の年間賞与を受領する。要求水準の高い目標に基づき合意された会計年度の高い目標額を達成すると、最大限の年間賞与が給付される。会計年度ごとに設定された目標額が一部しか達成できなかった場合又は全く達成できなかった場合には、年間賞与は比例案分で支払われるか、全く支払われない場合もある。

監査役会は合意した実施基準に基づき達成率を評価している。年間賞与の最高額は、年間基本給与の100パーセントを超過してはならない。

報告対象年度においては、前年度に年次賞与額の算出に使用された基準と同じ実施基準が使用された。全取締役における重要な指標は、のれんの減損の前ののれんに関する費用計上を含む当グループの資産に関する費用計上後のEBIT(EAC)という業績測定基準である。郵便・eコマース・パーセル(PeP)事業部、エクスプレス事業部、グローバル・フォワーディング/フレート事業部及びサプライ・チェーン事業部担当の取締役にとっては、個々の部門におけるEACも重要なパラメーターとなる。当グループが報告するフリー・キャッシュ・フローも全取締役に適用される目標の一つである。目標の設定は、キャピタルマーケットのガイダンスに基づいている。また、従業員関連の目標については、年次従業員意見調査に基づき、全ての取締役が合意している。

2017会計年度は、従業員の関与に関するKPIが実施評価に関連していた。従前は、更なる目標については、当グループの戦略に従って、当該会計年度における仕事を中心に取締役と合意していた。給付された年間変動賞与は財務目標（75%）と財務以外の目標（25%）からなる。

繰延

年間賞与は、たとえ合意された目標が達成されたとしても、一括で満額支払われるものではない。その代わりに、年間賞与の50パーセントが、1年間の業績認定段階、2年間の持続可能性認定段階（繰延）からなる3年間という中期的な期間の経過により支払われる。当該報酬は、EAC - 持続可能性の指標 - が、さらに持続可能性認定段階において達成されたことを条件として、持続可能性認定段階終了後に支払われる。これは少なくとも資本コストを獲得した場合である。これが達成されない場合は、補償なしに当該中期的報酬を受けることができなくなる。かかるデメリットがあることによって、取締役の報酬を決定する際に、当社の持続可能な発展がさらに重視されることになり、長期的なインセンティブが設定される。

長期的なインセンティブプラン

2006会計年度以降は、当社は、長期的なインセンティブプラン（LTIP）の範囲内で株式評価益請求権（SARs）により、取締役に対して、株価ベースの長期的な現金報酬を付与している。

LTIPに参加するためには、各取締役は、各人の年間基本給与の10パーセントからなる個人的な金融投資を付与される日に主に株式の方式で、当該金融投資を行わなければならない。

2017会計年度は、取締役は付与日の基本報酬と同価値の株式評価益請求権を受領した。2018会計年度以降は、年間の戦略目標の達成率に従って付与日の基本報酬の50%から150%の価値の株式評価益請求権を受領する。2018年に付与される株式評価益請求権の関連目標は、当社の競合と個々の案件におけるデジタル移行目標を含む個別の戦略目標と比較した株価の向上である。

付与された株式評価益請求権は、待機期間の最後に絶対的又は相対的業績目標が達成されたことを条件として、最速で4年間の待機期間の終了の後に一部又は全部を行使可能である。株式評価益請求権は待機期間が終了した後2年の間に行使されなかった場合は、失効する（権利行使期間）。

付与された株式評価益請求権が行使できるか、また、いくつ行使可能かを判断するために、四つの株式価格関連の絶対的業績目標、及び二つの参照指標ベースの相対的業績目標が測定される。絶対的業績目標においてはドイツポスト株式の終値が発行価格を最低10パーセント、15パーセント、20パーセント又は25パーセント上回るたびに、6番目の株式評価益請求権が獲得される。相対的業績目標はいずれも、ストックス・ヨーロッパ600インデックス（ダウ欧州株価指数（SXXP）、ISINコード EU0009658202）に関連する株式の業績と相関関係にあり、株価が同インデックスのパフォーマンスと同一であるか、又は株価がインデックスを最低10パーセント上回った場合に達成される。

株式評価請求権のメカニズム

株式評価益請求権 (SAR)業績目標	閾値	行使可能な株式評 価益請求権(SAR)
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> ストックス・ヨー ロッパ600イン デックスに対す る業績 </div>	+10%	1/6
	+0%	1/6
<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> 株価の絶対的 な増加 </div>	+25%	1/6
	+20%	1/6
	+15%	1/6
	+10%	1/6

株価の推移を判断するために、ドイツポストの平均株価又は基準期間における平均株価又は平均指標値が、業績期間におけるそれと比較される。基準期間とは、付与日直前の連続する20取引日を指す。2017トランシェ基準期間におけるドイツポストの平均株価は34.72ユーロであり、平均指標値は375.59ポイントであった。業績期間とは、待機期間終了日直前の60取引日を指す。平均株価（終値）は、ドイツ証券取引所株式会社のクセトラ取引システムにおけるドイツポスト株式の終値の平均値として計算される。待機期間終了時まで絶対的又は相対的業績目標のいずれかが達成されなかった場合、それらに起因する株式評価益請求権は失効し、いかなる代替品や補償もなしに失効する。

株式評価益請求権を行使すると、取締役は、行使日前の5取引日のドイツポスト株式の平均終値と株式評価益請求権の行使価格との差額と等価の差金を受領することができる。

株式評価益請求権による収益は、最大金額に限定されている。表A.23 が2017年度のトランシェごとの最大金額を示している。株式評価益請求権による報酬は、特段の事情がある場合、監査役会により制限されることがある。

年金契約

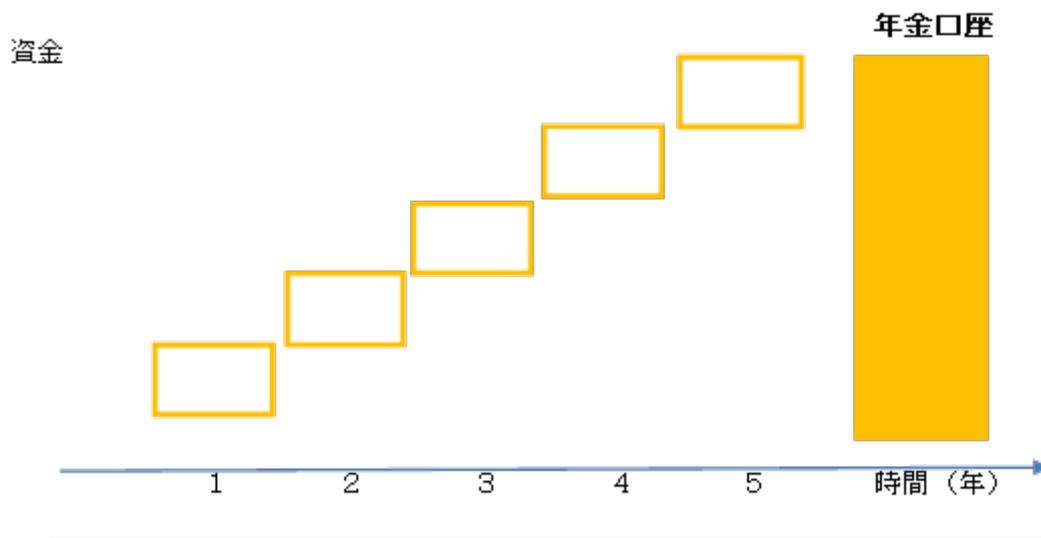
取締役は、拠出に基づく年金契約に基づいて年金を受領する。フランク・アペル博士及びユルゲン・ゲルデスは、最終の給与に基づく年金契約を依然として締結している。拠出に基づく年金計画においては、当社は該当する取締役の年間基本給与の35パーセントに相当する一律の年度拠出額をネット上の年金口座へ支払う。拠出支払の期間は15年に限定される。

年金資産には、iBoxx Corporate AA 10+ Annual Yieldレートと同等の年利又は最低年利2.25パーセントの利子が発生し、これは年金給付が満期になるまでの間継続する。年金給付は、年金勘定の累積価値の金額で元金が支払われるものである。年金は、取締役が定年（62歳）に達した場合、任期中に永続的に就労不能となった場合又は死亡した場合に支払われる。

年金が満期となる場合、受給者は、一括払いの代わりに、通常の年金の支払を受けることを選択することができる。かかる選択権が行使された場合、iBoxx Corporate AA 10+ Annual Yieldの過去10年間の平均値並びに扶

養遺族に関する個別の情報及び1年当たり1パーセントの将来の年金調整を考慮に入れ、元本が年金として支払われる。

拠出ベースの年金プランの機能



フランク・アペル博士及びユルゲン・ゲルデス氏は、当初取締役指名された際に、当時当社の慣例であった、取締役が永続的な就労不能、死亡又は退職の場合に、最終の給与に基づいた年金の給付の支払を行うという年金契約についてそれぞれ直接合意している。フランク・アペル博士及びユルゲン・ゲルデス氏は既に最低任期を超えて取締役を務めており、5年間取締役を務めた後、彼らが獲得した権利は全て支払われることになる。フランク・アペル博士の年金契約では最短で55歳で退職給付が付与される。フランク・アペル博士はこの年齢を超えて取締役に指名されているので、未だ当該条項を利用していない。ユルゲン・ゲルデス氏は62歳になるまで退職給付を受ける権利を有しない。

フランク・アペル博士及びユルゲン・ゲルデス氏の年金は、年金支払を中心としているが、一括払いを選択することも可能である。給付額は年金給付対象となる報酬及び就業年数により決定される年金給付割合によって決定される。年金給付対象となる報酬は、基本年棒（固定年収）のうち契約期間の最後の12ヶ月の平均額である。フランク・アペル博士及びユルゲン・ゲルデス氏は10年勤務したため、最高の年金給付割合（50%）となる。退職後の年金の支払については、ドイツにおける消費者物価指数の変動を反映して上方又は下方に調整される。

企業統治法（コーポレート・ガバナンス・コード）の勧告に基づく退職金上限額条項、支配権の変更条項、及び退職後の競業禁止条項

ドイツ企業統治法（コーポレート・ガバナンス・コード）の勧告に従い、取締役の委任契約には、当該契約が早期に終了した場合には、契約の残存期間の報酬を超える退職金は支払われない旨の条項が規定されている。退職金は、補助給付を含めて、最大2年分の報酬額を上限とする（退職金上限額）。退職金上限は、特別報酬又はLITPから割り当てられる権利の価値を除いて算出される。

支配権の変更がある場合には、取締役は、月末付で、3ヶ月前までに通知の上、当該支配権の変更後6ヶ月以内に、正当事由に基づき退任し、委任契約を解除することができる（早期解除権）。

当該契約の条項は、以下の場合に、支配権の変更が存在すると定めている。まず、ある株主が、ドイツ有価証券購入及び引き受けに関する法律（Wertpapierwerbs- und Übernahmegesetz）第29(2)条において定義されている支配権を取得した場合、すなわち最低30パーセントの議決権（同法第30条において定められているとおり、他の株主と共同で行動することにより当該株主に帰属する決議権を含む。）を保有するに至った場合が挙げられる。次に、ドイツ株式会社法（AktG）第291条に基づき、当社が従属会社となる旨の支配契約が締結され、当該契約が効力を生じた場合が挙げられる。さらに、当社が、ドイツ組織変更法（Umwandlungsgesetz）第2条に基づき、当グループ外の他の法人と合併した場合（但し、合意された換算率で定められた当該法人の価値が、当社の価値の50パーセント以下である場合を除く。）が挙げられる。

支配権の変更後9ヶ月以内に、早期解除権が行使されるか又は委任契約が相互の合意により解除される場合、取締役は、自己の委任契約の残存期間分の補償の支払を受ける権利を有する。当該支払は、コーポレート・ガバナンス・コードの勧告に基づき、退職金上限額の150パーセントに制限されている。取締役が退職時に60歳に達していない場合には、支払額は25パーセント減額される。委任契約の残存期間が2年以下であり、かつ取締役が退職時に62歳に達していない場合には、支払金額は退職金上限額と同額となる。支配権の変更時点で、契約の残存期間が9ヶ月以下であり、かつ契約が更新されなかったことにより、取締役が62歳に達する前に委任契約が満了した場合も同様とする。

また、取締役は、契約終了後効力を生じる競業禁止条項の対象となる。1年間の競業禁止期間中、元取締役は、最後に契約で定められた年間基本給与の100パーセントを案分計算により毎月受領する。その他の競業禁止期間中の勤労所得は、支払われる対価から差引かれる。当該対価の支払額自体は、退職金や年金の支払から差引かれる。当該取締役が終了前又は終了時において、当社は、競業禁止条項の遵守義務を課さないことを宣言することができる。かかる場合、当社は、当該宣言の受領から6ヶ月後に、競業を制限することによる対価支払の義務について免責される。

2017会計年度に、当グループの取締役に対して支払われた報酬額

2017会計年度に、適用ある国際的会計基準に従い取締役に支払われた報酬額の合計は、11.57百万ユーロ（前年度：12.26百万ユーロ）であった。この報酬額は、7.57百万ユーロ（前年度：6.63百万ユーロ）の業績非連動部分と4.00百万ユーロ（前年度：5.63百万ユーロ）の業績連動部分から構成される。業績連動部分として追加される3.06百万ユーロは、中期的報酬へと移転され（繰延）、持続可能性の指標であるEACが達成されたことを条件として2020年において支払われる予定である。

2017会計年度において、取締役は、発行時（2017年9月1日）において総額7.19百万ユーロ（前年度：6.25百万ユーロ）相当の2,003,970個の株式評価益請求権を付与された。2017年に発行されたトランシェの待期期間は2021年8月31日に終了する。

取締役に支払われた報酬額の合計は、個別に以下の表に示されている。適用ある会計基準に加え、ドイツのコーポレート・ガバナンス・コードにおける勧告も考慮された。

下記の「報酬目標」の表（ドイツのコーポレート・ガバナンス・コードにおける用語でいう「付与手当」）には、業績連動型報酬の実際の支払は示されていない。計上されている支払額に対して、年間変動報酬及び年間変動報酬の繰延部分（繰延）として計上されている数値は、2017会計年度又は前年度において認められている目標額（つまり、目標を100パーセント達成した場合の金額）を反映している。さらに、審査年度又は前年度に付与された長期報酬（4年間の待機時間を要するLTIP）は、付与時の公正価値で報告される。年金支払額については、年金費用（つまり国際的会計基準（IAS第19号）に従ったサービス費）が示されている。この表は、達成可能な最高額及び最低額により補完されている。

目標報酬

2016年度							
ユーロ	フランク・アペル博士	ケン・アレン	ユルゲン・ゲルデス名誉博士	ジョン・ギルバート	メラニー・クライス	トーマス・オギルビー博士 (2017年9月1日から)	ティム・シャルヴァート (2017年6月1日から)
	会長	エクスプレス	ポスト-エコマース-パーセル	サプライ・チェーン	財務	人事	グローバル・フォワーディング、フレート
a) 業績非連動							
基本給与	1,962,556	976,500	1,005,795	823,750	739,167	-	-
特別給付	35,099	102,375	35,011	174,576	18,990	-	-
合計 (aの合計)	1,997,655	1,078,875	1,040,806	998,326	758,157	-	-
b) 業績連動							
年間変動報酬	785,022	390,600	402,318	329,500	295,667	-	-
複数年変動報酬	2,747,596	1,367,129	1,408,144	1,189,528	1,010,677	-	-
LTIP(4年間の待機期間)	1,962,574	976,529	1,005,826	860,028	715,010	-	-
繰延分(3年間の待機期間)	785,022	390,600	402,318	329,500	295,667	-	-
合計(a及びbの合計)	5,530,273	2,836,604	2,851,268	2,517,354	2,064,501	-	-
c) 年金費用 (サービス費)	899,257	337,497	277,604	239,316	241,937	-	-
DCGK報酬合計 (a~cの合計)	6,429,530	3,174,101	3,128,872	2,756,670	2,306,438	-	-
d) DRS第17号に従った変動 現金報酬							
年間変動報酬(支払額)	950,662	482,147	478,406	389,263	364,964	-	-
中期構成部分からの支払い	928,682	447,935	470,331	277,726	58,056	-	-
DRS第17号に従った報酬総額 (現金分)(a及びdの合計)	3,876,999	2,008,957	1,989,543	1,665,315	1,181,177	-	-

2017年度							
ユーロ	フランク・アペル博士	ケン・アレン	ユルゲン・ゲルデス名誉博士	ジョン・ギルバート	メラニー・クライス	トーマス・オギルビー博士 (2017年9月1日から)	ティム・シャルヴァート (2017年6月1日から)
	会長	エクスプレス	ポスト-eコマース-パーセル	サプライ・チェーン	財務	人事	グローバル・フォワーディング、フレート
a) 業績非連動							
基本給与	1,978,911	1,000,913	1,005,795	912,500	871,667	238,333	417,083
特別給付	35,294	98,197	36,289	173,167	17,029	3,159	29,812
合計 (aの合計)	2,014,205	1,099,110	1,042,084	1,085,667	888,696	241,492	446,895
b) 業績連動							
年間変動報酬	791,564	400,365	402,318	365,000	348,667	95,333	166,833
複数年変動報酬	2,754,138	1,406,175	1,408,128	1,295,011	1,208,673	810,353	881,853
LTIP(4年間の待機期間)	1,962,574	1,005,810	1,005,810	930,011	860,006	715,020	715,020
繰延分(3年間の待機期間)	791,564	400,365	402,318	365,000	348,667	95,333	166,833
合計 (a及びbの合計)	5,559,907	2,905,650	2,852,530	2,745,678	2,446,036	1,147,178	1,495,581
c) 年金費用 (サービス費)	1,041,772	332,801	344,288	273,132	276,923	-	-
DCGK報酬合計 (a~cの合計)	6,601,679	3,238,451	3,196,818	3,018,810	2,722,959	1,147,178	1,495,581
d) DRS第17号に従った変動現金報酬							
年間変動報酬(支払額)	952,351	487,945	464,074	434,806	405,892	116,188	196,780
中期構成部分からの支払い	288,300	203,680	167,256	156,406	120,656	-	-
DRS第17号に従った報酬総額(現金分) (a及びdの合計)	3,254,856	1,790,735	1,673,414	1,676,879	1,415,244	357,680	1,394,339

2017年度最低額							
ユーロ	フランク・アペル博士	ケン・アレ ン	ユルゲン・ゲルデス名 誉博士	ジョン・ギ ルバート	メラニー・ クライス	トーマス・ オギルビー 博士 (2017年9月1 日から)	ティム・ シャル ヴァート (2017年6月1 日から)
	会長	エクスプレ ス	ポスト-eコ マース- パーセル	サプライ・ チェーン	財務	人事	グロ ーバ ル・フ ォ ワー ディ ング、フ レ ー ト
a) 業績非連 動							
基本給 与	1,978,911	1,000,913	1,005,795	912,500	871,667	238,333	417,083
特別給 付	35,294	98,197	36,289	173,167	17,029	3,159	29,812
合計 (aの合計)	2,014,205	1,099,110	1,042,084	1,085,667	888,696	241,492	446,895
b) 業績連動							
年間変 動報酬	0	0	0	0	0	0	0
複数年 変動報 酬	0	0	0	0	0	0	0
LTIP(4 年間の 待機期 間)	0	0	0	0	0	0	0
繰延分 (3年間 の待機 期間)	0	0	0	0	0	0	0
合計(a及びb の合計)	2,014,205	1,099,110	1,042,084	1,085,667	888,696	241,492	446,895
c) 年金費用 (サービ ス費)	1,041,772	332,801	344,288	273,132	276,923	-	-
DCGK報酬合 計(a~cの 合計)	3,055,977	1,431,911	1,386,372	1,358,799	1,165,619	241,492	446,895

2017年度最高額							
ユーロ	フランク・アペル博士	ケン・アレ ン	ユルゲン・ゲルデス名 誉博士	ジョン・ギ ルバート	メラニー・ クライス	トーマス・ オギルビー 博士 (2017年9月1 日から)	ティム・ シャル ヴァート (2017年6月1 日から)
	会長	エクスプレ ス	ポスト-eコ マース- パーセル	サプライ・ チェーン	財務	人事	グロ ーバ ル・フ ォワ ーディ ング、 フレ ート
a) 業績非連 動							
基本給 与	1,978,911	1,000,913	1,005,795	912,500	871,667	238,333	417,083
特別給 付	35,294	98,197	36,289	173,167	17,029	3,159	29,812
合計 (aの合計)	2,014,205	1,099,110	1,042,084	1,085,667	888,696	241,492	446,895
b) 業績連動							
年間変 動報酬	989,456	500,457	502,898	456,250	435,834	119,167	208,542
複数年 変動報 酬	5,895,891	4,523,698	4,526,139	4,176,294	3,875,858	2,979,248	3,068,623
LTIP(4 年間の 待機期 間)	4,906,435	4,023,241	4,023,241	3,720,044	3,440,024	2,860,081	2,860,081
繰延分 (3年間 の待機 期間)	989,456	500,457	502,898	456,250	435,834	119,167	208,542
合計(a及びb の合計)	8,899,552	6,123,265	6,071,121	5,718,211	5,200,388	3,339,907	3,724,060
c) 年金費用 (サービ ス費)	1,041,772	332,801	344,288	273,132	276,923	-	-
DCGK報酬合 計(a~cの合 計)	9,941,324	6,456,066	6,415,409	5,991,343	5,477,311	3,339,907	3,724,060
2017年に支 払われた報 酬支払額 (特別給与 を除く) の上限	8,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	n.a.	n.a.

下記の「支払額」の表には、上記の「目標報酬」の表の基本給与及び特別給付と同じ数値が含まれる。目標報酬の表と比較して、この支払額表は、2017年度又は前年度に支払われた年間変動報酬（支払額）を表示している。このため、この表には、これらの年に中期構成分に移される年間賞与分が含まれていない。中期構成分（繰延分）については、報告されている支払額は、報告対象年度又は前年度の満了と共に算定期間が終了した繰延分の支払額である。表は、2017年度又は前年度に行使された長期構成分のトランシェから支払われた金額（支払額）も反映している。さらに、年金費用（IAS第19号に従ったサービス費）は、勧告に従い表示されている。年金費用は、実際の支払額をそのまま示している訳ではないものの、報酬総額を表す目的で表示に含まれている。

支払額

2016年度							
ユーロ	フランク・ア ペル博士	ケン・アレン	ユルゲン・ゲ ルデス名誉博 士	ジョン・ギル バート	メラニー・ク ライス	トーマス・ オギルビー 博士 (2017年9月 1日から)	ティム・ シャル ヴァート (2017年6月1 日から)
	会長	エクスプレス	ポスト-eコ マース-パー セル	サプライ・ チェーン	財務	人事	グローバ ル・フォ ワーディ ング、フレ ート
基本給与	1,962,556	976,500	1,005,795	823,750	739,167	-	-
特別給付	35,099	102,375	35,011	174,576	18,990	-	-
合計	1,997,655	1,078,875	1,040,806	998,326	758,157	-	-
年間変動報酬	950,662	482,147	478,406	389,263	364,964	-	-
複数年変動報酬	6,086,462	3,637,093	3,479,244	277,726	58,056	-	-
中期構成 分 (2014年)	928,682	447,935	470,331	277,726	58,056	-	-
中期構成 分 (2015年)	-	-	-	-	-	-	-
LTIP (2011年ト ランシェ)	5,157,780	-	3,008,913	-	-	-	-
LTIP (2012年ト ランシェ)	-	3,189,158	-	-	-	-	-
LTIP (2013年ト ランシェ)	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-
合計	9,034,779	5,198,115	4,998,456	1,665,315	1,181,177	-	-
年金費用 (サービス 費)	899,257	337,497	277,604	239,316	241,937	-	-
合計	9,934,036	5,535,612	5,276,060	1,904,631	1,423,114	-	-

2017年度							
ユーロ	フランク・アペル博士	ケン・アレ ン	ユルゲン・ゲルデス名 誉博士	ジョン・ギ ルバート	メラニー・ クライス	トーマス・ オギルビー 博士 (2017年9月1 日から)	ティム・ シャル ヴァート (2017年6月1 日から)
	会長	エクスプレ ス	ポスト-eコ マース- パーセル	サプライ・ チェーン	財務	人事	グロ ーバ ル・フ ォワ ーディ ング、 フレ ート
基本給与	1,978,911	1,000,913	1,005,795	912,500	871,667	238,333	417,083
特別給付	35,294	98,197	36,289	173,167	17,029	3,159	29,812 ¹⁾
合計	2,014,205	1,099,110	1,042,084	1,085,667	888,696	241,492	446,895
年間変動報酬	952,351	487,945	464,074	434,806	405,892	116,188	196,780
複数年変動報酬	5,844,840	4,492,254	4,958,436	156,406	120,656	-	-
中期構成 分 (2014年)	-	-	-	-	-	-	-
中期構成 分 (2015年)	288,300	203,680	167,256	156,406	120,656	-	-
LTIP (2011年ト ランシェ)	838,025	-	-	-	-	-	-
LTIP (2012年ト ランシェ)	4,718,515	1,808,056	2,422,380	-	-	-	-
LTIP (2013年ト ランシェ)	-	2,480,518	2,368,800	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-
合計	8,811,396	6,079,309	6,464,594	1,676,879	1,415,244	357,680	643,675
年金費用 (サービス 費)	1,041,772	332,801	344,288	273,132	276,923	-	-
合計	9,853,168	6,412,110	6,808,882	1,950,011	1,692,167	357,680	643,675

[1] シャールヴァート氏は、前雇用者に付与された長期報酬権の失効への補償として、750,664ユーロ（DRS第17号に従った報酬総額(現金分)に含まれる。）の支払いも受けている。

長期インセンティブプラン：支払われたSARの数

株式数	2016トランシェにおけるSARの数	2017トランシェにおけるSARの数
フランク・アペル博士 会長	377,418	546,678
ケン・アレン	187,794	280,170
ユルゲン・ゲルデス名誉博士	193,428	280,170
ジョン・ギルバート	165,390	259,056
メラニー・クライス	137,502	239,556
トーマス・オギルビー博士 (2017年9月1日から)	-	199,170
ティム・シャルヴァート (2017年6月1日から)	-	199,170

(単位：ユーロ)

報酬に基づいた個別年金契約：個別内訳				
	2016年度支出総額	2017年度支出総額	2016年12月31日現在の現在価値 (DB0)	2017年12月31日現在の現在価値 (DB0)
ケン・アレン	341,775	341,775	2,506,156	2,903,991
ジョン・ギルバート	250,250	301,000	704,837	1,020,273
メラニー・クライス	250,250	301,000	1,049,012	1,359,361
トーマス・オギルビー博士 (2017年9月1日から)	-	83,417	-	136,411
ティム・シャルヴァート (2017年6月1日から)	-	145,979	-	146,294
合計	842,275	1,173,171	4,260,005	5,566,330

最終の給与に基づいた既存の年金契約：個別内訳					
	年金契約				
	2016年12月31日現在の年金水準 (%)	2017年12月31日現在の年金水準 (%)	最高年金水準 (%)	2016年12月31日現在の価値 (DB0)(ユーロ)	2017年12月31日現在の価値 (DB0)(ユーロ)
フランク・アベル 博士 会長	50	50	50	18,606,680	20,171,783
ユルゲン・ゲルデス 名誉博士	25	50	50	8,366,436	8,973,098
合計				26,973,116	29,144,881

退任取締役に対する手当

2017会計年度において、退任取締役又は扶養遺族に支払われた手当は、7.0百万ユーロ（前年度：5.4百万ユーロ）となった。IFRSsに基づいて算出された現行の年金のための確定給付債務（DB0）は、95百万ユーロ（前年度97百万ユーロ）となった。

監査役報酬

監査役に支払われる報酬は、ドイツポスト・アーゲードイツポスト・アーゲーの定款第17条に基づいており、これに従い、彼らは70,000ユーロ（前年度と同額）の固定年間給与のみを受け取る。

監査役会の議長及び監査役会の委員会の委員長は報酬の100パーセント、監査役会の副議長及び監査役会の委員会の委員は50パーセントを追加で受領する。もっとも、これは調停委員会及び指名委員会には適用されない。会計年度の一定期間のみ監査役会及びその委員会に所属していた者、又は一定期間のみ委員長又は副委員長として務めた者は、比例案分で報酬を受ける。

前年度と同様、監査役は、出席する監査役会の総会又は委員会の会合に出席するたびに、1回につき1,000ユーロの会議出席手当を受領する。また、監査役は、その業務遂行にあたり立替えた現金の費用についての補償を受けることができる。監査役会の報酬又は立替費用に対して課せられる付加価値税も払い戻される。

2017年度における報酬は、総額で2,641,000ユーロ（前年度2,622,000ユーロ）であった。以下の表は、各監査役に対して支払われた報酬の合計と個別内訳を表すものである。

(単位：ユーロ)

各監査役に対して支払われた報酬(2016年)			
	固定報酬	出席手当	合計
ヴルフ・フォン・シンメルマン 教授 博士(会長)	315,000	20,000	335,000
アンドレア・コシス(副会長)	245,000	19,000	264,000
ロルフ・パウワーマイスター	140,000	15,000	155,000
ニコラス・フォン・ボムハード博士	43,750	3,000	46,750
イングリッド・デルテンル	43,750	2,000	45,750
ヨルグ・フォン・ドスキー	70,000	5,000	75,000
ヴェルナー・ガツェー	140,000	16,000	156,000
ヘニング・カゲルマン教授博士	105,000	7,000	112,000
トーマス・コチェルニク	175,000	21,000	196,000
アンケ・ケファルト	70,000	5,000	75,000
ウルリケ・レナーツ-パイペンバッチャー(2017年7月1日から)	-	-	-
シモーネ・メンネ	105,000	11,000	116,000
ローランド・エトカー	140,000	15,000	155,000
アンドレアス・シャードラー	70,000	5,000	75,000
サビネ・シールマン	70,000	4,000	74,000
ウルリヒ・シュローダー博士	105,000	6,000	111,000
シュテファン・ショルト博士	140,000	12,000	152,000
ステファン・タウチャー	105,000	12,000	117,000
ヘルガ・チェル(2017年6月30日迄)	105,000	11,000	116,000
シュテファニー・ヴェケセル	105,000	10,000	115,000
カトヤ・ヴィント教授 工学博士	70,000	5,000	75,000

(単位：ユーロ)

各監査役に対して支払われた報酬(2017年)			
	固定報酬	出席手当	合計
ヴルフ・フォン・シンメルマン 教授 博士(会長)	315,000	21,000	336,000
アンドレア・コシス(副会長)	245,000	21,000	266,000
ロルフ・パウワーマイスター	140,000	17,000	157,000
ニコラス・フォン・ボムハード博士	72,917	7,000	79,917
イングリッド・デルテンル	70,000	6,000	76,000
ヨルグ・フォン・ドスキー	70,000	6,000	76,000
ヴェルナー・ガッツェー	140,000	16,000	156,000
ヘニング・カゲルマン教授博士	105,000	10,000	115,000
トーマス・コチエルニク	175,000	21,000	196,000
アンケ・ケファルト	70,000	6,000	76,000
ウルリケ・レナーツ-パイペンパッチャー(2017年7月1日から)	35,000	4,000	39,000
シモーネ・メンネ	105,000	11,000	116,000
ローランド・エトカー	140,000	15,000	155,000
アンドレアス・シャードラー	70,000	6,000	76,000
サビネ・シールマン	70,000	6,000	76,000
ウルリヒ・シュローダー博士	102,083	0	102,083
シュテファン・ショルト博士	140,000	13,000	153,000
ステファン・タウチャー ¹	105,000	13,000	118,000
ヘルガ・チェル(2017年6月30日迄)	52,500	6,000	58,500
シュテファニー・ヴェケセル	122,500	15,000	137,500
カトヤ・ヴィント教授 工学博士	70,000	6,000	76,000

[1] ステファン・タウチャーは、DHL ハブ・ライブツィヒ GmbHの監査役としての勤務により、年間1,500ユーロを受け取っている。

(3)【内部監査制度の概要】

内部会計管理及びリスク管理制度

ドイツポスト・DHLグループは、当グループの会計業務が一般会計原則を遵守することを保証するため、内部管理制度（ICS）を用いている。この制度は、法律上の規定が遵守されていること並びに内部会計及び外部会計の双方が、数値によって事業過程を適正に表すことを確実にすることを目的としている。全ての数値は、正確かつ完全に入力され、処理される。会計上の誤りは原則として回避され、重大な評価に関する誤りは速やかに明らかになる。

ICSの構造は、当グループ内の全社に対して及ぶ組織的及び技術的な手段から構成される。集中化され、規格化された会計ガイドラインは、個別財務諸表の突き合わせについて定めており、国際的な財務報告基準（EU IFRSs）が当グループ内で同様に適用されていることを保証する。全てのグループ会社は、標準化された会計表を使用することを義務付けられている。当グループは、関連する国際会計における新たな変更点を直ちに評価し、例えば毎月のニュースレターにおいて、適時にその実施について報告する。会計過程は、それらを集約し、標準化するため、共有された業務センターにて頻繁にプールされる。各グループ会社のIFRS財務諸表は、標準的なSAPベースのシステムにて記録され、その後、ワンステップの突き合わせが行われる集約された拠点において処理される。ICSのその他の構成部分には、自動妥当性検証及び会計データのシステム上の妥当性確認が含まれる。また、定期的に行われる人的な確認は、各地の責任者（例えば、財務責任者）において分散して行われ、コーポレート・センターの企業会計及び管理、租税及び企業財務の部門において集中的に行われている。

前述のICS及びリスク管理に関する構造に加え、企業内部監査は、当グループの管理及び監視に関する制度の重要な部分である。企業内部監査は、リスクに基づく監査手順を採用し、財務報告に関する過程を定期的に検証し、その結果を取締役会に報告する。報告されたデータは、上流及び下流の双方で時系列的に確認及び分析される。必要に応じ、外部の専門家に依頼する。また、集中的に管理された財務諸表に関するカレンダーを用いる財務諸表の作成のための当グループの標準化された過程は、組織的かつ効率的な会計プロセスを保証する。

(4)【当社の独立会計監査人に関する情報】

当社の会計監査業務は、プライスウォーターハウスクーパース アクティエンゲゼルシャフト監査法人がこれを行っており、同社の経済監査士ベリーナ・ハイネク氏及び経済監査士ゲルト・エジェマン氏によりこれに係る監査報告書が発行されている。なお、同監査法人は、1995年より継続して当社の会計監査業務を行っている。

会計監査人報酬については、後記「第6-1-(1)-(へ)-連結財務諸表に対する注記-注記49」を参照のこと。

第6【経理の状況】

- 1 本書記載の連結財務諸表は、ドイツ商法の規定に従い国際財務報告基準に基づいて作成されており、また個別財務諸表は、ドイツにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されている（以下、連結財務諸表と個別財務諸表を総称して「財務書類」という。）。なお、日本文の財務書類はこれを翻訳したものであり、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第131条第1項の規定の適用を受けている。
- 2 本書記載の当社の財務書類は、会計監査人であるプライスウォーターハウスクーパース アクティエンゲゼルシャフト監査法人の会計監査を受けており、添付のとおり監査報告書を受領している。
なお、当社の財務書類は「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第1条の2の規定により、金融商品取引法第193条の2第1項第1号の規定に基づく日本の公認会計士による監査を受けていない。
- 3 本書記載の財務書類の原文は、ユーロで表示されている。日本円への換算は2018年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した対顧客電信直物売・買相場の仲値である1ユーロ＝126.73円で換算され、端数は四捨五入されている。なお、円表示額は単に便宜上の表示のためだけのものであり、ユーロ額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。円表示額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
- 4 円換算額及び「第6 経理の状況」の「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 日本とドイツ（国際財務報告基準）における会計原則及び会計慣行の主要な相違」までにおける記載事項は、原文の財務書類には含まれておらず、当該事項における財務書類への参照事項を除き、会計監査の対象にもなっていない。

1【財務書類】

(1)【連結財務諸表】

(イ) 連結損益計算書

	注記	自1月1日至12月31日			
		2016年		2017年	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
売上高	11	57,334	72,659	60,444	76,601
その他の営業収益	12	2,156	2,732	2,139	2,711
営業収益合計		59,490	75,392	62,583	79,311
材料費	13	-30,620	-38,805	-32,775	-41,536
人件費	14	-19,592	-24,829	-20,072	-25,437
減価償却費、償却費及び減損損失	15	-1,377	-1,745	-1,471	-1,864
その他の営業費用	16	-4,414	-5,594	-4,526	-5,736
営業費用合計		-56,003	-70,973	-58,844	-74,573
持分法が適用される投資による純利益		4	5	2	3
利息支払前税引前利益(EBIT)		3,491	4,424	3,741	4,741
財務収益		90	114	89	113
財務費用		-384	-487	-482	-611
為替差損		-65	-82	-18	-23
財務費用純額	17	-359	-455	-411	-521
税引前利益		3,132	3,969	3,330	4,220
法人所得税	18	-351	-445	-477	-605
連結当期純利益		2,781	3,524	2,853	3,616
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属するもの		2,639	3,344	2,713	3,438
非支配株主持分に帰属するもの		142	180	140	177

	注記	ユーロ	円	ユーロ	円
基本的1株当たり利益	19	2.19	278	2.24	284
希薄化後1株当たり利益	19	2.10	266	2.15	272

(口) 連結包括利益計算書

	注記	自1月1日至12月31日			
		2016年		2017年	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
連結当期純利益		2,781	3,524	2,853	3,616
損益に組替えされない項目					
年金引当金純額の再測定による増減	38	-876	-1,110	378	479
その他の留保利益の増減		0	0	0	0
その他の包括利益部分に関連する法人所得税	18	8	10	-28	-35
持分法が適用される投資のその他の包括利益の割合(税引後)		0	0	0	0
合計(税引後)		-868	-1,100	350	444
その後損益に組替え可能な項目					
IAS第39号に準拠した再評価剰余金					
未実現損益による増減		-6	-8	1	1
実現損益による増減		-63	-80	-1	-1
IAS第39号に準拠したヘッジ剰余金					
未実現損益による増減		46	58	37	47
実現損益による増減		17	22	-14	-18
為替換算調整勘定					
未実現損益による増減		-291	-369	-736	-933
実現損益による増減		0	0	-7	-9
その他の包括利益部分に関連する法人所得税	18	-6	-8	-8	-10
持分法が適用される投資のその他の包括利益の割合(税引後)		3	4	-8	-10
合計(税引後)		-300	-380	-736	-933
その他の包括利益(税引後)		-1,168	-1,480	-386	-489
包括利益合計		1,613	2,044	2,467	3,126
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属するもの		1,478	1,873	2,344	2,971
非支配株主持分に帰属するもの		135	171	123	156

(八) 連結貸借対照表

	注記	2016年12月31日		2017年12月31日	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
資産の部					
無形固定資産	21	12,554	15,910	11,792	14,944
有形固定資産	22	8,389	10,631	8,782	11,129
投資不動産	23	23	29	21	27
持分法が適用される投資	24	97	123	85	108
長期金融資産	25	689	873	733	929
その他の非流動資産	26	222	281	231	293
繰延税金資産	27	2,192	2,778	2,272	2,879
非流動資産		24,166	30,626	23,916	30,309
棚卸資産	28	275	349	327	414
短期金融資産	25	374	474	652	826
売掛金	29	7,965	10,094	8,218	10,415
その他の流動資産	26	2,176	2,758	2,184	2,768
法人所得税資産		232	294	236	299
現金及び現金同等物	30	3,107	3,938	3,135	3,973
売却目的で保有する資産	31	0	0	4	5
流動資産		14,129	17,906	14,756	18,700
資産合計		38,295	48,531	38,672	49,009

	注記	2016年12月31日		2017年12月31日	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
資本及び負債の部					
資本金	32	1,211	1,535	1,224	1,551
資本剰余金	33	2,932	3,716	3,327	4,216
その他の剰余金	34	-284	-360	-998	-1,265
利益剰余金	35	7,228	9,160	9,084	11,512
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する資本	36	11,087	14,051	12,637	16,015
非支配株主持分	37	263	333	266	337
資本		11,350	14,384	12,903	16,352
年金及びこれに類する債務に係る引当金	38	5,580	7,072	4,450	5,639
繰延税金負債	27	106	134	76	96
その他の長期引当金	39	1,498	1,898	1,421	1,801
長期引当金		7,184	9,104	5,947	7,537
長期金融負債	40	4,571	5,793	5,151	6,528
その他の非流動負債	41	372	471	272	345
非流動負債		4,943	6,264	5,423	6,873
長期引当金及び非流動負債		12,127	15,369	11,370	14,409
短期引当金	39	1,323	1,677	1,131	1,433
短期金融負債	40	1,464	1,855	899	1,139
買掛金		7,178	9,097	7,343	9,306
その他の流動負債	41	4,292	5,439	4,402	5,579
法人所得税負債		561	711	624	791
売却目的で保有する資産に関連する負債	31	0	0	0	0
流動負債		13,495	17,102	13,268	16,815
短期引当金及び流動負債		14,818	18,779	14,399	18,248
資本及び負債合計		38,295	48,531	38,672	49,009

(二) 連結キャッシュ・フロー計算書

	注記	自1月1日至12月31日			
		2016年		2017年	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する連結当期純利益		2,639	3,344	2,713	3,438
非支配株主持分に帰属する連結当期純利益		142	180	140	177
法人所得税		351	445	477	605
財務費用純額		359	455	411	521
利息支払前税引前利益(EBIT)		3,491	4,424	3,741	4,741
減価償却費、償却費及び減損損失		1,377	1,745	1,471	1,864
非流動資産処分益純額		-113	-143	-82	-104
現金を伴わない収益及び費用		-40	-51	-40	-51
引当金の増減		-1,799	-2,280	-940	-1,191
その他の非流動資産及び負債の増減		120	152	-109	-138
配当受取額		6	8	3	4
支払法人所得税		-528	-669	-626	-793
運転資本の増減考慮前の営業活動より生じた現金純額		2,514	3,186	3,418	4,332
運転資本の増減					
棚卸資産		3	4	-75	-95
受取債権及びその他の流動資産		-377	-478	-1,032	-1,308
負債及びその他の項目		299	379	986	1,250
営業活動より生じた現金純額	42	2,439	3,091	3,297	4,178
子会社その他の事業体		35	44	316	400
有形固定資産及び無形固定資産		265	336	236	299
持分法が適用される投資及びその他投資		82	104	3	4
その他の長期金融資産		456	578	21	27
非流動資産処分による収入		838	1,062	576	730
子会社その他の事業体		-304	-385	-54	-68
有形固定資産及び無形固定資産		-1,966	-2,492	-2,203	-2,792
持分法が適用される投資及びその他投資		-19	-24	-55	-70
その他の長期金融資産		-33	-42	-122	-155
非流動資産の取得に支払われた現金		-2,322	-2,943	-2,434	-3,085
利息受取額		50	63	52	66
短期金融資産		-209	-265	-285	-361
投資活動により生じた現金純額	42	-1,643	-2,082	-2,091	-2,650
長期金融負債の発行による収入		1,263	1,601	1,464	18,55
長期金融負債の返済		-95	-120	-821	-1,040
短期金融負債の増減		-58	-74	11	14

その他の財務活動		-205	-260	-51	-65
非支配株主持分に係る取引による収入		0	0	0	0
非支配株式持分に係る取引における支出		-9	-11	-45	-57
ドイツポスト・アーゲー株主への支払配当金		-1,027	-1,302	-1,270	-1,609
非支配株主への支払配当金		-128	-162	-120	-152
自己株式の取得		-836	-1,059	-148	-188
株式又はその他資本性金融商品の発行収入		0	0	53	67
利息支払額		-138	-175	-160	-203
財務活動により生じた現金純額	42	-1,233	-1,563	-1,087	-1,378
現金及び現金同等物の増減純額		-437	-554	119	151
現金及び現金同等物に係る為替レートの変動の影響		-66	-84	-91	-115
売却目的で保有する資産に付随する現金及び現金同等物の増減		1	1	0	0
連結グループの変更による現金及び現金同等物の増減		1	1	0	0
現金及び現金同等物の期首残高		3,608	4,572	3,107	3,938
現金及び現金同等物の期末残高	30	3,107	3,938	3,135	3,973

[次へ](#)

(水) 連結持分変動計算書

位：
百万
ユー
ロ

			その他の剰余金						
	資本金	資本剰余金	IAS第39号再評価剰余金	IAS第39号ヘッジ剰余金	為替換算調整勘定	利益剰余金	ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する持分	非支配株主持分	株主持分合計
注記	32	33	34	34	34	35	36	37	
2016年1月1日現在 残高	1,211	2,385	67	-41	-15	7,427	11,034	261	11,295
株主との資本取引									
配当金						-1,027	-1,027	-129	-1,156
非支配株主持分に係る取引			0	0	0	4	4	-4	0
連結グループの変更による非支配株主持分の増減							0	0	0
自己株式の発行 / 消却	0	0				0	0	0	0
自己株式の購入	-31	0				-1,000	-1,031	0	-1,031
転換社債	28	531				0	559	0	559
株式報酬スキーム(発行)	0	70				0	70	0	70
株式報酬スキーム(行使)	3	-54				51	0	0	0
							-1,425	-133	-1,558
包括利益合計									
当期連結純利益						2,639	2,639	142	2,781
為替差損益					-283	0	-283	-5	-288
年金引当金純額の再計算による増減						-866	-866	-2	-868
その他の増減	0	0	-56	44		0	-12	0	-12
							1,478	135	1,613
2016年12月31日現在 残高	1,211	2,932	11	3	-298	7,228	11,087	263	11,350

			その他の剰余金						
	資本金	資本剰余金	IAS第39号再評価剰余金	IAS第39号ヘッジ剰余金	為替換算調整勘定	利益剰余金	ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する持分	非支配株主持分	株主持分合計
注記	32	33	34	34	34	35	36	37	
2017年1月1日現在 残高	1,211	2,932	11	3	-298	7,228	11,087	263	11,350
株主との資本取引									
配当金						-1,270	-1,270	-120	-1,390
非支配株主持分に係る取引			0	0	0	-8	-8	-3	-11
連結グループの変更による非支配株主持分の増減							0	3	3
自己株式の発行 / 消却	0	80				-27	53	0	53
自己株式の購入	-4	0				51	47	0	47

自己株式の購入価額及び発行価格における差異(株式報酬スキーム)	0	5				-5	0	0	0
転換社債	15	277				0	292	0	292
株式報酬スキーム(発行)	0	92				0	92	0	92
株式報酬スキーム(行使)	2	-59				57	0	0	0
							-794	-120	-914
包括利益合計									
当期連結純利益						2,713	2,713	140	2,853
為替差損益					-729	0	-729	-22	-751
年金引当金純額の再計算による増減						345	345	5	350
その他の増減	0	0	-1	16		0	15	0	15
							2,344	123	2,467
2017年12月31日現在 残高	1,224	3,327	10	19	-1,027	9,084	12,637	266	12,903

[次へ](#)

(へ) 連結財務諸表の注記

作成の基礎

ドイツポストDHLグループは、世界的な郵便及びロジスティックスのグループである。ドイツポスト及びDHLの企業ブランドは、ロジスティックス(DHL)及びコミュニケーション(ドイツポスト)サービスのポートフォリオを象徴するものである。

ドイツポスト・アーゲー及びその連結子会社の会計年度は、暦年である。登記上の本社をドイツのボンにおくドイツポスト・アーゲーはボン地方裁判所にて商業登記されている。

(1) 会計の基礎

上場企業としてドイツポスト・アーゲーは、欧州連合(EU)において採用されている国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)及びドイツ商法(Handelsgesetzbuch-HGB)第315a条第1項に基づきこれに加えて適用が要求されている商法の規定に従って、連結財務諸表を作成している。

当グループの連結財務諸表は、適用される基準を全て満たしており、その純資産、財務状態及び経営成績を真実かつ適正に表示している。

連結財務諸表は、損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、持分変動計算書及び注記から構成されている。表示を簡潔にするため、貸借対照表及び損益計算書上の項目のいくつかを結合している。結合した項目については、注記中でそれぞれ開示及び説明している。損益計算書は、費用の性質に応じて項目分類している。

会計方針並びにIFRSに基づく2017会計年度の連結財務諸表の注記中の説明及び開示は、2016年度の連結財務諸表に採用した会計方針と基本的に同一である。但し、注記5に記載している、2017年1月1日より当グループに適用が要求されているIFRSに基づく国際財務報告の変更は例外である。会計方針については注記7に説明されている。

本連結財務諸表は、2018年2月19日付のドイツポスト・アーゲーの取締役会の決議により、その発行が承認された。

当該連結財務諸表はユーロ建てで作成されている。別段の記載がない限り金額は全て百万ユーロ単位で記されている。

(2) 連結グループ

連結グループには、ドイツポスト・アーゲーが支配する全ての会社が含まれている。支配は、ドイツポスト・アーゲーが意思決定権限を有し、利益が変動にさらされ、それに関する権利を有し、変動する利益の金額に影響を及ぼすため自らの意思決定権限を用いることができる場合に存在する。

当グループの会社は、ドイツポストDHLグループが支配を行使することが可能になる日から連結される。

ドイツポストDHLグループが議決権の過半数未満を保有する場合、その他契約上の取り決めにより、当グループが投資対象を支配する場合がある。

中国のDHLシノトランス・インターナショナル・エア・クーリエ Ltd.(シノトランス)は、ドイツポストDHLグループが議決権の過半数を保有していないにもかかわらず連結されている重要な会社である。シノトランスは、国内外でのエクスプレス・デリバリー及び運送業務を提供しており、エクスプレス・セグメントに割り振られている。同社は、グローバルDHLネットワークに完全に組み込まれており、ドイツポストDHLグループのためのみに営業を行っている。Network Agreementにおける取り決めにより、DHLは、シノトランスの該当行為に関する決定について優先される。したがって、シノトランスは、ドイツポストDHLグループが同社の株式資本の50パーセント未満を保有するにもかかわらず、連結されている。

ドイツ商法第313条第2条第1号乃至第5号及び第313条第3項に準拠した当グループの持分の一覧表は、
 dpdhl.com/en/investors.において閲覧可能である。

親会社であるドイツポスト・アーゲーに加えて、以下の表に記載された会社が連結されている。

連結グループ

	2016年	2017年
完全連結会社(子会社)数		
ドイツ国内	132	129
国外	655	600
共同事業会社数		
ドイツ国内	1	1
国外	1	0
持分法適用会社数		
ドイツ国内	0	0
国外	12	14

完全連結会社数の減少は、主に、2017年第4四半期にウィリアムズ・リー・タグ・グループを売却したことによるものである。2017年第1四半期に、イスラエルに拠点を置くGlobal-E Online Ltd.の株式の22.56パーセントを取得した。同社は、連結財務諸表上で持分法が適用されている。

(2.1) 2017年度における買収

2017会計年度において、以下の会社を買収された。

2017年度における買収				
会社名	所在地	セグメント	資本比率 (%)	買収日
Olimpo Holding S.A. (子会社を含む)	ブラジル	サプライ・チェーン	80	2017年7月10日

2017年7月、ドイツポストDHLグループは、ブラジルに拠点を置くOlimpo Holding S.A. (Olimpo) (子会社のPolar Transportes Ltda.及びRio Lopes Transportes Ltdaを含む。)の持分の80パーセントを取得した。同社は、ライフサイエンス・ヘルスケア・セクターにおいて輸送サービスを提供しており、温度制御輸送を専門にしている。DHLサプライ・チェーンは、この取得により、エンド・トゥ・エンドのサービス及び透明性のあるサプライ・チェーンの提供範囲を拡大することが可能となる。残りの20パーセントの持分については、今後2年間にわたり10パーセントずつ取得する予定である。80パーセントの持分に係る取得価額の合計金額は46百万ユーロであり、そのうち45百万ユーロは7月に支払済みである。この取得価額は、現金資金の送金により支払われた。残りの持分の取得価額は、会社の将来の業績に基づき決定され、かつ支払は、複数のトランシェで行われる予定である。

Olimpo (子会社を含む)

(単位：百万ユーロ)

2017年7月10日	帳簿価額	調整	公正価値
------------	------	----	------

資産			
非流動資産	7	13	20
顧客基盤	-	8	8
商標権	-	1	1
有形固定資産	7	3	10
繰延税金	-	1	1
流動資産	5	-	5
現金及び現金同等物	0	-	0
資産合計	12	13	25
資本及び負債			
長期引当金及び非流動負債	2	5	7
繰延税金	1	4	5
引当金	1	1	2
短期引当金及び流動負債	4	-	4
資本及び負債の合計	6	5	11
純資産			14
取得価額			46
差異			32
非支配株主持分			3
のれん			35

最終的な取得価額の配分により、支配株主持分に帰属する所得控除可能な35百万ユーロののれんがもたらされることになった。これは主に、当社のブラジルの輸送事業において生じることが期待されている相乗効果及びネットワーク効果に起因するものである。Rio Lopesの顧客基盤は9年6ヶ月、Polarの顧客基盤は10年6ヶ月にわたり定額法により償却される。Rio Lopesの商標権の耐用年数は5年間、Polarの商標権の耐用年数は10年間である。流動資産は、4百万ユーロの売掛金を含んでいる。総額と帳簿価額との間に差異はない。

これらの会社の連結後、連結売上高は10百万ユーロの増加となり、連結EBITは2百万ユーロの増加となった。仮にこれらの会社が2017年1月1日時点で既に連結されていた場合は、連結売上高はさらに11百万ユーロ増加し、連結EBITはさらに2百万ユーロ増加していたであろう。

取引費用は、1百万ユーロを下回り、その他の営業費用に計上されている。

2016年12月に取得された英国メール・グループ plc及び英国メール・リミテッド(英国)の暫定的な取得価額の配分は、2016年12月31日に終了した年の連結財務諸表において開示された。その時点では、最終的な取得価額の配分に必要な全ての情報を入手することはできなかった。これにより201百万ユーロののれん(暫定)がもたらされた。最終的な取得価額の配分は、2017年第1四半期に完了したが、当初開示された暫定的な取得価額の配分に対する調整は行われなかった。

過年度に行われた買収について、取得価額が変動することにつき別途合意された。

条件付対価

会社	基準	会計年度の 期間	結果の範囲	買収日時点の 債務合計の 公正価値	2016年12月31 日時点の残存 支払債務	2017年12月31 日時点の残存 支払債務
Mitsafetrans S.r.l.	EBITDA	2016年度から 2018年度まで	0ユーロから 19百万ユーロ まで	15百万ユーロ	15百万ユーロ	10百万ユーロ

2017年会計年度において、同会計年度に買収した会社について45百万ユーロが支払われ、かつ、これより以前の年度に買収した会社について9百万ユーロが支払われた。買収したこれらの会社の取得価額は、現金資金の送金により支払われた。

(2.2) 2017年度における処分及び非連結化の影響

利益はその他の営業収益において示されており、損失はその他の営業費用において示されている。

ウィリアムズ・リー・タグ・グループ - サプライ・チェーン・セグメント

2017年11月、ドイツポストDHLグループは、管轄権を有する競争規制当局の承認を受けた後、アドベント・インターナショナルに対するウィリアムズ・リー・タグ・グループの売却を完了した。ウィリアムズ・リー・タグは、マーケティング及びコミュニケーション・ソリューションを専門としている。当該会社の資産及び負債について、従前これらは、売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債として組替えられていた。資産及び処分グループの直近の測定において、減損は示されなかった。

処分及び非連結化の影響

(単位：百万ユーロ)

2017年1月1日至12月31日	ウィリアムズ・リー・タグ・グループ
資産	
非流動資産	311
内、のれん	72
流動資産	252
現金及び現金同等物	62
資産合計	625
資本及び負債	
長期引当金及び非流動負債	36
短期引当金及び流動負債	310
資本及び負債の合計	346
純資産	279
受取対価の合計	275
少数株主持分の当初認識	-6
為替換算調整勘定による利益	21
のれんに係る為替換算調整勘定による損失	-15
非連結化の影響	-4

取得価額の為替ヘッジによる利益	8
影響合計	4

ドイツポストDHLグループは、さらに、買主によって新たに設立された持分組織（WERTHEIMER PARENTCO UK LIMITED）の16.9パーセントを取得し、これに対して貸付を行った。

(2.3) 共同支配事業

共同支配事業は、保有する持分に応じて、IFRS第11号に従い連結される。

上記に該当する共同支配事業を行っている唯一の会社は、ライプツィヒに所在する貨物航空会社であるドイツのアエロロジック GmbH（アエロロジック）である。同社は、ルフトハンザ・カーゴ・アーゲー及びドイツポスト・ベタイリグンゲン・ホールディング GmbHによって共同で設立され、各社が資本及び議決権の50パーセントを保有する。アエロロジックは、エクスプレス・セグメントに割り当てられている。アエロロジックの株主は同時にその顧客であり、アエロロジックの航空輸送能力を利用することができる。アエロロジックは、月曜日から金曜日までDHLエクスプレス・ネットワークに対しサービスを提供する一方、週末は主にルフトハンザ・カーゴ・ネットワークのために運航する。各株主の同社に対する持分割合及び議決権にかかわらず、同社の資産及び債務、並びに、同社の利益及び費用は、ユーザーとしての各株主と同社との関係に基づき分配される。

(3) 重要な取引

ウィリアムズ・リー・タグ・グループの売却に加えて、2017年会計年度において、以下の重要な取引が行われた。

2017年3月21日の取締役会決議により、2017年第1四半期において、27.3百万株の自己株式の消却による減資が行われた。注記32を参照のこと。

2012年12月6日に発行された転換社債の保有者の中には、2017会計年度において転換権を行使した者もいた。注記32及び40を参照のこと。

2017年12月、ドイツポストDHLグループは、元本総額15億ユーロの2つの社債をドイツ国内外の投資家向けに発行した。一方は7年6ヶ月後に満期を迎える元本総額10億ユーロの転換社債で、他方は10年後に満期を迎える500百万ユーロの普通社債である。注記40を参照のこと。調達した資金は、既存の金融負債を借り換えるため、かつ英国における当グループの年金債務の積立を増額するために用いられた。年金引当金への影響については、注記38を参照のこと。

(4) 前期の金額の調整

2017会計年度において、前期の金額については、セグメント別報告における再配賦のために行われた調整を除き、調整は行われなかった。注記10を参照のこと。

(5) IFRSに基づく国際会計の新しい進展

2017会計年度において適用が義務付けられている新しい会計基準

2017年1月1日より、以下の会計基準、会計基準の改訂及び解釈指針を適用しなければならない。

基準	内容及び重要性
IAS第12号「法人所得税未実現損失に関する繰延税金資産の認識」改訂	この改訂は、(1) 公正価値で測定された負債性金融商品の未実現損失が、将来減算一時差異を発生させること、及び(2) 原則として将来減算一時差異の総額について、一時差異を活用し認識できるような十分な課税所得が将来利用可能であるか否かにつき評価しなければならないことを明確にするものである。繰延税金資産の会計処理を行う目的で将来の課税所得を見積る方法について、要件及び事例に基づき説明がなされている。この改訂は、連結財務諸表に大きな影響を及ぼすものではない。

IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」改訂 - 開示イニシアティブ	この改訂は、法人の財務活動について明確にするものである。これにより、財務諸表の利用者は、法人の金融債務をより容易に評価できるようになる。開示は通常関連性があり、また連結財務諸表に組み込まれる。注記42を参照のこと。
IFRSの年次改善(2014年～2016年サイクル)	この改善は、IFRS第12号に関連している。この改訂は、連結財務諸表に大きな影響を及ぼすものではない。

EUにより採用され、今後適用を義務付けられる新会計要件の公表

EUは、既に以下の会計基準、会計基準の改訂及び解釈指針を承認している。しかしながら、これらは今後の期において適用が義務付けられるところである。

基準(発行日)	適用が開始される会計年度の開始日	内容及び重要性
IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2014年5月28日) IFRS第15号改訂(2015年9月11日)及びIFRS第15号明確化(2016年4月12日)を含む	2018年1月1日	この基準は、今後、IAS第18号「収益」、IAS第11号「工事契約」及び関連する解釈指針に基づき売上の認識について定める既存の規定を置き換えるものである。新たな基準は、売上の認識に関する金額、時期及び期間に関する単一的な規定を設けるものである。この基準は、顧客との契約に係る全ての区分に適用されなければならないとされている、原則主義ベースの5ステップ・モデルを定めるものである。今後収益は、顧客が自己に提供された財やサービスに対する支配を獲得した時点で認識されることになる。当グループは、修正遡及適用法に基づきIFRS第15号を導入する予定である。よって、2018年1月1日における移行の影響は、利益剰余金において累積的に認識されることになる。過年度の数値に対する調整は行わない。当グループ全体へのIFRS第15号の導入について分析したところ、連結財務諸表に重要な影響はもたらされないことが示された。一定の契約について、それらの利益が生じる時期は異なることになる。その理由として、今後、利益は、ある時点ではなく時間の経過に応じて認識されることや、変動報酬の要素がより早く認識されることが挙げられる。一時的な調整の効果は、数10百万ユーロ台前半である。さらに、会社を本人(総額表示)か代理人(純額表示)に区分する変更に伴い、収益が減少することになり、その一方で、2018年1月1日以降、費用が約2億ユーロ増加することになるが、この増加は主に材料費に起因するものである。契約上の資産及び負債が別途開示されることにより、貸借対照表に変動が生じることになる。また、定量的及び定性的開示の拡大により、注記にも変動が生じることになる。

<p>IFRS第9号「金融商品」 (2014年7月24日)</p>	<p>2018年1月1日</p>	<p>IFRS第9号は、金融商品の認識及び測定並びに金融資産の減損損失に関する新たな規定を導入するものである。またこの基準は、ヘッジ会計に関する新たなガイドラインを含んでいる。よって、IFRS第9号は、従前に適用可能であったIAS第39号に取って代わる。2018年1月1日における初度適用の影響は、利益剰余金において累積的に認識される。IFRS第9号の移行に関する規定に基づき、過年度の数値に対する調整は行わない。当グループ全体へのこの新たな規定の導入について検討したところ、現時点では、財務諸表に重要な影響はもたらされないと考えられる。今後、金融資産は、それらが保持されている事業モデル及びキャッシュ・フローの特徴に基づき分類されなければならない。売却可能な金融資産として現在計上されている資本性金融商品は、その他包括利益を通じた公正価値で認識される。金融資産の組替えについて、これが連結財務諸表に与える影響はわずかなものに過ぎず、またこれは、「調整」の項目に表示される予定である。金融資産に対する減損の認識は、発生損失モデル(当該モデルにおいて、信用損失事由が実際に発生するまで予想損失は計上されない)から予想損失モデルに変更され、これにより、予測損失は損益計算書においてより早く認識されることになる。本会計基準の導入後、売掛金において認識されることになる損失引当金は、全期間にわたる予測損失モデル(簡素化されたアプローチ)を用いて決定されることになる。債務不履行レートは、過去及び将来のデータに基づくものとなる。金融資産の減損に係る会計方針変更の一時的な効果は、数10百万ユーロ台前半となり、その他包括利益において認識される。金融負債に関する規定については、殆ど変更はない。当グループは、IFRS第9号に基づき、IAS第39号におけるヘッジ会計の規定を引き続き適用することを選択する。</p>
<p>IFRS第4号「保険契約」改訂 - IFRS第4号「保険契約」と共に第9号「金融商品」を適用(2016年9月12日)</p>	<p>2018年1月1日</p>	<p>IFRS第4号改訂の目的は、IFRS第9号及び保険契約の会計処理における将来の新たな基準(IFRS第17号)の各発効日の相違による会計処理上の影響を最小限に留めることである。企業は次の2つの選択肢のうちいずれかを選択できる。1つ目の選択肢は、延期アプローチであり、これは、保険契約を発行することが主要な活動である企業に対しIFRS第9号の初度適用を延期することを認めるものである。もう1つの選択肢は、上書きアプローチである。このアプローチは、既存の保険契約にIFRS第4号を適用する企業が利用可能であり、このアプローチによりかかる企業は、IFRS第9号を適用している指定された金融資産における損益に計上される金額とIAS第39号に基づく損益に計上されたであろう金額の差額に相当する金額を、損益からその他包括利益に組替えることができる。両アプローチは任意で行われる。この改訂は、当グループに何らの影響も及ぼさない。</p>

<p>IFRS 第 16 号「リース」 (2016年1月13日)</p>	<p>2019年1月1日</p>	<p>IFRS第16号「リース」は、リースに関する会計の既存の基準、IAS第17号、及び関連する解釈指針を置き換えるものである。当グループは、2018年1月1日から本会計基準を早期適用する。当グループは、修正遡及アプローチに基づきIFRS第16号に移行する予定である。過年度の数値に対する調整は行わない。当グループ全体への本基準の初回の適用について分析したところ、この基準は、連結財務諸表の構成要素、並びにドイツポストDHLグループの純資産、財政状態及び経営成績の表示に重要な影響を及ぼすものであることが判明した。</p> <p>貸借対照表：IFRS第16号により、借手は、リースの表示について単一アプローチを採用することが求められる。将来において、資産は、受領済使用権として認識されなければならない。また、債務は、全てのリースに関する契約上の支払義務として認識されなければならない。当グループは、少額資産のリース及び短期のリース（12ヶ月以内）について認められる特例の適用を受ける予定である。一方、貸手に対する会計上の義務には殆ど変更がなく、とりわけ、IAS第17号に従ってリースに分類する義務に変更はない。IAS第17号に従ってこれまでオペレーティング・リースに分類されていたリースについて、リース負債は、残存リース料の現在価値で認識されることになるが、当該現在価値は、本基準の初度適用時における借手の追加借入利率を用いて割引計算される。使用権資産は一般的に、リース負債に当初直接コストを加算した金額で測定されることになる。また、前会計年度に係る前渡金及び負債についても考慮されることになる。当グループ全体への本基準の初度適用について分析したところ、移行の結果として、（2018年1月1日に）合計約92億ユーロのリース負債を貸借対照表上に認識することになる可能性があることが判明した。本基準の初度適用により、利益剰余金は、ごく僅か減少することになる。前記のとおり資産及び債務の合計が増加することにより、当グループの自己資本比率は約6パーセント減少することになる。リース負債の大幅な増加に伴い、純負債は増加することになる。</p> <p>損益計算書：オペレーティング・リース費用の今日に至るまでの表示とは対照的に、リース負債における割引の解消による今後の使用権資産に係る減価償却費及び支払利息は認識されることになる。また、IFRS第16号には、セール・アンド・リースバック取引の会計処理に関する新たな指針が定められている。売手/借手は、各々保有している使用権資産に対応する調整前の帳簿価額で使用権資産を認識する。したがって、対応する売却損益のみを認識しなければならない。この変更により、営業活動利益（EBIT）は改善する。2018年1月1日時点の当グループのリース（セール・アンド・リースバック取引の会計処理の認識方法の変更を含む。）に基づき、連結EBITは、2018年において約150百万ユーロ増加することが予想されている。</p> <p>キャッシュ・フロー計算書：オペレーティング・リース費用の表示方法の変更に伴い、営業活動から生じるキャッシュ・フローは改善することになり、また、財務活動から生じるキャッシュ・フローは減少することになる。</p>
<p>IFRSの年次改善(2014年～2016年サイクル)(2016年12月8日)</p>	<p>2018年1月1日</p>	<p>この改善は、IFRS第1号及びIAS第28号に関連している。この改訂は、連結財務諸表に何らの影響も及ぼさない。</p>

EUが未採用の新会計基準(承認手続中)

2017会計年度及びそれ以前の会計年度に、IASB及びIFRICは更なる会計基準、会計基準の改訂及び解釈指針を公表したが、これらは2017会計年度には適用が義務付けられていない。これらのIFRSが適用されるか否かは、EUが採用するかによる。

基準(発行日)	適用が開始される会計年度の開始日	内容及び重要性
---------	------------------	---------

IFRS第2号「株式に基づく報酬」改訂 - 株式報酬取引の分類と測定の明確化 (2016年6月20日)	2018年1月1日	この改訂は、業績条件を含む現金決済型の株式報酬取引の会計処理を明確にするものである。その測定規則は、持分決済型の報酬の会計処理の場合と同様のアプローチに従っている。また例外は、源泉徴収義務に関し純額決済の要素を有する株式報酬取引の分類にも含まれていた。かかる債務は、純額決済の要素を欠くときに持分決済型の株式報酬取引として分類されたであろう場合に、その全体において持分決済型の株式報酬取引として分類する必要がある。この改訂は、さらに、現金決済型から持分決済型に分類を変更する株式報酬契約の条項及び条件の修正に関する明確化を含む。早期適用は認められている。この改訂は、当グループに何らの影響も及ぼさない。
IFRIC第22号「外貨建取引と前払・前受対価」(2016年12月8日)	2018年1月1日	IFRIC第22号は、外貨建の前払・前受対価を含む取引において使用すべき為替レートを決定するために用いられる日を明確にするものである。早期適用は認められている。この解釈指針は、連結財務諸表に何らの影響も及ぼさない。
IAS第40号「投資不動産」改訂(2016年12月8日)	2018年1月1日	この改訂は、建設又は開発中の不動産の分類を明確にするものである。この改訂は、連結財務書類に影響を及ぼすものではない。
IFRS第17号「保険契約」(2017年5月18日)	2021年1月1日	IFRS第17号は、保険契約の認識、測定、表示及び開示に関する原則について定めるものである。本基準の目的は、報告事業体が、保険契約の内容を正確に反映した情報を提供するよう確実を期すことである。この情報により、財務諸表の利用者は、保険契約が当該事業体の純資産、財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローに及ぼす影響について理解を深めることができる。当グループへの影響については現在検討中である。
IFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」(2017年6月7日)	2019年1月1日	IFRIC第23号は、不確実な法人所得税に関連する項目の測定及び認識に関する要求事項を明確にするものである。IAS第12号に基づく法人所得税処理における不確実性が存在する場合、課税所得(税務上の欠損金)、税務基準額、未使用の繰越欠損金、未使用の繰越税額控除及び税率の決定について、この解釈指針が適用されなければならない。任意の早期適用は認められている。当グループは、財務諸表にもたらす可能性のある影響について現在検討中である。
IFRS第9号「金融商品」改訂「負の補償を伴う期限前償還要素」(2017年10月12日)	2019年1月1日	この改訂は、期限前償還要素を有する一定の金融商品を、IFRS第9号に従って分類する方法を明確にするものである。
IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」改訂「関連会社及び共同支配企業に対する長期持分」(2017年10月12日)	2019年1月1日	IAS第28号の改訂は、持分法を適用する関連会社又は共同支配企業に対する純投資の一部を実質的に構成する長期持分にIFRS第9号を適用しなければならないことを明確にするものである。
IFRSの年次改善(2015年～2017年サイクル)(2017年12月12日)	2019年1月1日	この改善は、IFRS第3号「企業結合」及びIFRS第11号「共同支配の取決め」並びにIAS第12号「法人所得税」及びIAS第23号「借入費用」に関連している。

[次へ](#)

(6) 為替換算

外貨建てで作成された連結会社の財務書類は、IAS第21号に準拠し、機能通貨法でユーロに換算される。外国会社の機能通貨は、それらの会社が主に現金を生み出し、また使用する主要な経済的環境によって決定される。当グループ内における機能通貨の殆どは、現地通貨である。したがって、連結財務諸表において、資産及び負債は決算日レートで換算され、周期的な収益及び費用は通常、月末のレートで換算される。その結果として生じる為替差損益は、その他の包括利益において認識される。2017会計年度において、-751百万ユーロの為替差損益（前年度：-288百万ユーロ）がその他の包括利益において認識された（包括利益計算書を参照のこと）。

2005年1月1日より後の企業結合により生じたのれんは、被取得企業の資産として扱われ、これにより当該被取得企業の機能通貨で計上されている。

当グループにとって重要な通貨の為替レートは以下のとおりである。

通貨	国名	決算日レート		期中平均レート	
		2016年 (1ユーロ 当たり)	2017年 (1ユーロ 当たり)	2016年 (1ユーロ 当たり)	2017年 (1ユーロ 当たり)
オーストラリア・ドル(AUD)	オーストラリア	1.4602	1.5352	1.4849	1.4791
人民元(CNY)	中国	7.3534	7.8161	7.3493	7.6501
スターリング・ポンド(GBP)	英国	0.8560	0.8880	0.8229	0.8763
香港ドル(HKD)	香港	8.1809	9.3752	8.5646	8.8649
インドルピー(INR)	インド	71.6633	76.6308	74.2234	73.7957
日本円(JPY)	日本	123.4555	135.0382	120.4342	127.3132
スウェーデン・クローナ(SEK)	スウェーデン	9.5601	9.8332	9.4723	9.6447
米国ドル(USD)	アメリカ合衆国	1.0550	1.1997	1.1035	1.1372

極度のインフレにある経済において業務を行っている重要な連結会社において、非貨幣的資産の帳簿価額は、通常IAS第29号に準拠し、報告日現在の購買力を反映している。

IAS第21号に準拠して、現地通貨で作成されている連結会社の財務書類における売掛金及び負債は、報告日時点のレートで換算される。為替差損益は、損益計算書上のその他の営業収益及び費用に認識される。2017会計年度において、収益174百万ユーロ（前年度：222百万ユーロ）及び費用181百万ユーロ（前年度：222百万ユーロ）は為替差損益によって生じたものである。一方、外国事業に対する純投資に関連する為替差損益は、その他の包括利益として認識される。

(7) 会計方針

同一の会計方針が連結財務諸表に含まれている子会社の年次財務諸表に適用されている。連結財務諸表は、公正価値での認識を必要とされる項目を除き、取得原価主義によって作成されている。

収益及び費用の認識

ドイツポストDHLグループの通常の事業活動は、ロジスティックス・サービスの提供により構成される。通常の事業活動に関連する全ての収益は、損益計算書において売上として認識される。その他全ての収益は、その他の営業収益として計上される。売上高及びその他の営業収益は、一般的にサービスを提供し、売上高及び収益の金額を信頼性のある方法で測定することが可能で、その取引により経済的便益が当グループにもたらさ

れることがほぼ確実な時点において認識される。営業費用は、サービスの提供を受けた時点又は費用が発生した時点で損益計算書に認識される。

無形固定資産

自己創設又は購入した無形固定資産及び購入したのれんにより構成される無形固定資産は、償却原価で測定される。

自己創設の無形固定資産は、その製造物による将来の経済的便益の流入がほぼ確実であり、信頼性のある方法で費用の測定が可能である場合に、取得原価で資産計上される。当グループでは、自社開発されたソフトウェアがこれに該当する。資産計上の基準が満たされない場合には、費用はその発生年度に費用として損益計算書で即時に認識される。自社開発されたソフトウェアの製造原価は、直接費用に加え、帰属する製造間接費の適切な配賦額を含む。適格資産に関して発生した借入費用は、全て製造原価に含まれる。無形固定資産の取得又は製造に関連して生じる付加価値税は、投入税として控除できない場合には当該原価に含まれる。資産計上されたソフトウェアはその耐用年数にわたって償却される。

無形固定資産は、定額法により耐用年数にわたって償却される。減損損失は、「減損」の項に記載の原則に従って認識される。重要な無形固定資産の耐用年数は、以下の表のとおりである。

耐用年数

	年数 ⁽¹⁾
社内開発ソフトウェア	10年まで
購入ソフトウェア	5年まで
ライセンス	契約期間中
顧客基盤	20年まで

⁽¹⁾ 上記の耐用年数は、当グループが設定した最大年数である。実際の耐用年数は、契約上の取り決め又は時間及び所在地等のその他の一定の要素により短くなる可能性がある。

サプライ・チェーン・セグメントにおける過去に取得した顧客基盤について、その耐久年数は、減少して0年になった。その結果、2017会計年度において、償却費に32百万ユーロの一時的な増加が生じた。耐久年数に対するこの調整は、会計上の見積りの変更として将来に向かって行われたものである。過年度の数値に対する遡及調整は行われなかった。

耐用年数を制限する可能性がある法的、経済的、契約上あるいはその他の要因に影響を受けない無形固定資産は無期限の耐用年数があるとされる。このような無形固定資産は償却されないが、毎年又は減損の兆候がある場合に、減損の有無がテストされる。無形固定資産は一般的に、企業結合による商標権やのれんなどである。減損テストは、「減損」の項に記載の原則に従って実施される。

有形固定資産

有形固定資産は、取得原価で計上され、減価償却累計額及び評価引当金によって減額される。製造原価は、直接費用に加え、帰属する製造間接費の適切な配賦額を含む。有形固定資産の購入、建設、製造に直接配分される借入費用は、資産計上される。有形固定資産の取得又は製造に関連して生じる付加価値税は、投入税として控除できない場合には、当該原価に含まれる。減価償却費は、定額法を用いて費用計上される。主な資産に対して適用される予想耐用年数は以下のとおりである。

耐用年数

	年数 ⁽¹⁾
建物	20 - 50年
技術設備及び機械	10 - 20年
航空機	15 - 20年
ITシステム	4 - 5年
輸送設備及び車両	4 - 18年
その他の営業用及び事務用機器	8 - 10年

⁽¹⁾ 上記の耐用年数は、当グループが設定した最長年数である。実際の耐用年数は、契約上の取り決め又は時間及び所在地等のその他の一定の要素により短くなる可能性がある。

減損の兆候がある場合には減損テストを実施しなければならない。「減損」の項を参照のこと。

減損

無形固定資産、有形固定資産及び投資不動産の帳簿価額は、報告日ごとに減損の兆候が見直される。減損の兆候がある場合には減損テストが実施される。かかるテストは、当該資産の回収可能金額を算定し、帳簿価額と比較して行われる。

IAS第36号に従い、回収可能金額は売却費用控除後の資産の公正価値又はその使用価値（当該資産から将来生じると予想される税引前のキャッシュ・フローの現在価値）のうち、いずれか高い方の額とする。使用価値に使用されている割引率は、実際の市場条件を反映している税引前の割引率である。個別の資産項目について回収可能金額を算定できない場合には、当該資産が属する独自のキャッシュ・フローを生み出す、識別可能な最小の資産グループ（現金生成単位、以下「CGU」という。）について回収可能金額を算定する。資産の回収可能金額が帳簿価額を下回る場合には、当該資産について直ちに減損損失を認識する。減損損失を認識した後に当該資産又は当該CGUについて回収可能金額の増額が算定された場合には、当該回収可能金額を超えない範囲で減損損失を帳簿価額に戻入れる。減損損失の戻入りに起因して帳簿価額を増額する場合の限度額は、過去に減損損失が認識されなかったと仮定した場合に算定される帳簿価額（償却費又は減価償却費控除後）とする。減損損失の戻入りは損益計算書上で認識する。のれんに関して認識した減損損失は戻入れてはならない。

2005年1月より、のれんは、IFRS第3号に準拠して「減損のみ」のアプローチを用いて会計処理されている。これは、それ以降ののれんは取得原価から減損損失による累計調整額を差し引いて測定しなければならないと定めている。したがって取得によるのれんは償却されなくなるが、その代わりに、IAS第36号に準拠し、耐用年数が確定できない無形固定資産の場合のように、減損の可能性を示す兆候があるかどうかにかかわらず毎年減損テストが行われる。減損の兆候がある場合は、減損テストを行わなければならない。企業買収の結果発生するのれんは、当該取得の相乗作用により便益を得ると予想される識別可能な資産グループ（CGU又はCGUのグループ）に配賦される。この識別可能な資産グループは、内部管理の目的でのれんが監視される一番下の報告レベルである。のれんが配賦されているCGUの帳簿価額については、年1回さらにはCGUに減損の兆候がある場合に減損テストを行っている。のれんが配賦されているCGUに関して減損損失が認識されている場合、当該のれんのその時点の帳簿価額がまず減額される。減損損失額がのれんの帳簿価額を上回る場合には、差額は当該CGUの他の非流動資産に配賦される。

ファイナンス・リース

リースとは、賃貸人が、一括又は分割による支払と引換えに一定の期間にわたって資産を使用する権利を賃借人に譲渡する契約である。IAS第17号に準拠し、賃借人がリース資産の所有権に伴うリスク及び便益を実質的に全て負う場合には、リース資産の受益所有権は当該賃借人に帰属する。受益所有権が賃借人としての当グループに帰属する場合、リース資産は、使用開始日に、公正価値又は最低支払リース料の現在価値のいずれか小さい価額で資産計上される。固定負債には同額のリース負債が認識される。リースはその後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。減価償却の方法及び予想耐用年数は、類似する購入資産に対して用いられるものと同一とする。

オペレーティング・リース

オペレーティング・リースについては、当グループでは、自己が貸手である場合は、リース資産を償却原価で有形固定資産として計上している。当期に受領したリース料は、その他の営業収益に表示されている。当グループが借手である場合、支払ったリース料は材料費に区分され賃借費用として表示されている。リースに関する費用及び収益は、定額法を用いて認識される。

持分法が適用される投資

持分法が適用される投資は、関連企業及びジョイント・ベンチャーを対象とする。これらは、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に準拠し、持分法を用いて認識される。投資の帳簿価額は投資の購入時における取得原価を基準として、持分に応じた利益、分配された配当金、及びドイツポスト・アーゲー又はその連結子会社の投資に帰属する関連会社及びジョイント・ベンチャーの持分のその他の変動を反映して毎年増減する。減損損失は、回収可能金額が帳簿価額を下回る場合、持分法が適用される投資（のれんを含む。）について認識される。持分法が適用される投資の売却による損益、並びに、減損損失及び戻入金は、その他営業収益又はその他営業費用において認識される。

金融商品

金融商品とは、一方の事業体に金融資産を、もう一方の事業体に金融負債又は資本性金融商品を生み出すあらゆる契約をいう。金融資産には、特に現金及び現金同等物、売掛金、当グループがオリジネーターの貸付金及び受取債権、並びにトレーディング目的のデリバティブ金融資産等がある。金融負債には、他の事業体に対して現金又は他の金融資産を引渡す契約債務が含まれる。金融負債は主として、買掛金、銀行への債務、債券及びファイナンス・リースより生じた債務及びデリバティブ金融負債等である。

公正価値オプション

公正価値オプションに基づき、金融資産又は金融負債は当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定することができるが、この選択は測定値又は認識上の不整合（会計上のミスマッチ）が除去される、あるいは大幅に軽減される場合に限られる。当グループは会計上のミスマッチを避けるため、公正価値オプションを選択している。

金融資産

金融資産は、金融商品を4つの区分に分類しているIAS第39号の規定に従って会計処理される。

売却可能金融資産

これらの金融商品は非デリバティブ金融資産であり、信頼性のある方法で測定が可能な場合には、公正価値で計上される。公正価値が算定不可能である場合は、取得原価で計上される。報告日から次の報告日までの間の公正価値の変動は、一般的にその他の包括利益（再評価剰余金）に認識される。当該剰余金は、売却に際して、又は公正価値が取得原価を下回るのが一般的でない場合に（すなわち、当該下落が顕著である場合又は長期にわたる場合に）戻入れられる。その後の報告日現在で、減損損失認識後に発生した事象の結果として負債性金融商品の公正価値が客観的に増加した場合には、減損損失は適正な金額で戻入れられる。資本性金融商品について認識した減損損失は損益に戻入ってはならない。資本性金融商品が公正価値で認識された場合、戻入れはその他の包括利益において認識されなければならない。取得原価で認識された資本性金融商品の場合は、いかなる戻入れも行ってはならない。売却可能金融商品は報告日から12ヶ月以内に処分する意図がない限り、これらは非流動資産に振り替えられる。とりわけ、非連結子会社に対する投資、市場性のある証券及びその他の株式投資が売却可能金融資産に区分される。

満期保有金融商品

金融商品は、当該商品を満期まで保有する意図を有し、かつ満期保有することについて経済条件も満たされる場合には、満期保有金融資産の区分に割り当てられる。これらの金融商品は、実効金利法を用いて償却原価で測定される非デリバティブ金融資産である。

貸付金及び受取債権

貸付金及び受取債権は、活況な市場で取引されていない、固定又は確定可能な支払を伴う非デリバティブ金融資産である。トレーディング目的で保有している場合を除き、これらは取得原価又は報告日現在の償却原価で認識される。金融市場での受取債権の帳簿価額は、満期までの期間が短いことからおおそ公正価値に相当する。報告日から12ヶ月以内に返済・回収される貸付金及び受取債権は、流動資産とみなされ、これ以外のものは非流動資産として認識される。回収可能性に懸念がある受取債権は、償却原価から適切な個別又は一括で、評価引当金を差し引いた額で認識される。売掛金の評価減は、未収金額全額が回収不可能であることを示す客観的な事情が存在する場合に認識される。評価減の金額は、損益計算書に認識される。

純損益を通じて公正価値で計上される金融資産

トレーディング目的で保有される金融商品及びヘッジ会計の基準を満たしていないデリバティブは全て、この分類に割り当てられる。これらは一般に公正価値で測定される。公正価値の全ての変動は損益として認識される。この区分の金融商品は全て取引日現在で会計処理される。この区分の資産で、トレーディング目的で保有される、又は報告日から12ヶ月以内に実現する可能性が高いものは流動資産として認識される。

デリバティブ金融商品の公正価値の変動による収益の増減を回避するため、可能かつ経済的に有益な場合にはヘッジ会計が適用される。デリバティブ及び関連するヘッジ対象項目による利益及び損失は、同時に損益として認識される。当グループは、ヘッジ対象項目及びヘッジされるリスクに応じて、公正価値ヘッジ及びキャッシュ・フロー・ヘッジを利用する。

純損益を通じて公正価値で計上されない金融資産の帳簿価額は、報告日ごとに及び減損の兆候がある場合にはいつでも減損テストが実施される。減損損失の金額は帳簿価額と公正価値との比較により算定される。減損の客観的な兆候がある場合には、減損損失は、損益計算書上でその他の営業費用又は金融収益純額／金融費用純額として認識される。減損の原因がもはや存在しないことを示す客観的な理由が報告日後に生じた場合には、減損損失は戻入れられる。減損損失の戻入れの結果として帳簿価額が増加する場合でも、減損損失が認識

されなかったと仮定して算定した帳簿価額（償却費又は減価償却費控除後）を上回ってはならない。債務者の財政状態が悪化し、債務者が破産手続の対象となる可能性が非常に高い場合、発行体の技術的、経済的、法的又は市場環境に重大な変化がある、又は金融商品の公正価値が長期にわたって償却原価を下回る場合には、当該グループ内で減損損失を認識する。

公正価値ヘッジは、認識された資産及び負債の公正価値をヘッジする。デリバティブ及びヘッジ対象項目双方の公正価値の変動は、同時に損益として認識される。

キャッシュ・フロー・ヘッジは、認識された資産及び負債（金利リスクの場合）、ほぼ確実な予定取引、並びに通貨リスクを伴う未認識の確定契約から生じる将来キャッシュ・フローの変動をヘッジする。キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分は資本におけるヘッジ剰余金に認識される。ヘッジ手段の公正価値の変動の結果発生する非有効部分は、直接、損益として認識される。ヘッジ取引により生じる損益はまず資本で認識され、その後、取得資産又は引受負債が損益に影響を及ぼす期間において損益に組替えられる。確定契約のヘッジにより後に非金融資産が認識される場合、資本で直接認識された損益は当該資産の当初の帳簿価額に含められる（基礎調整）。

外国会社に対する純投資ヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に扱われる。ヘッジの有効部分による利益又は損失はその他の包括利益に認識され、非有効部分による利益又は損失は損益に直接認識される。その他の包括利益に認識された損益は、当該純投資の全部又は一部が処分されるまでその他の包括利益に留まる。ヘッジ取引に係る詳細な情報は、注記43.3に記載されている。

金融資産の通常の方法による購入及び売却は、トレーディング目的で保有される商品（特にデリバティブ）を除き、決済日に認識される。金融資産によるキャッシュ・フローを受け取る権利が終了した場合、当該財産の認識は中止される。金融資産の譲渡に際しては、処分に適用されるIAS第39号の要件に基づき、当該資産の認識を中止すべきかどうかについての見直しが行われる。処分損益は、処分の際に発生する。過年度においてその他の包括利益に認識された再測定による損益は、処分日に戻入れなければならない。金融負債から生じる支払義務が終了した場合、当該負債の認識は中止される。

投資不動産

IAS第40号に基づいて、投資不動産は、サービスの提供に利用するため、管理目的、又は通常の業務において売却するためよりもむしろ賃貸料を得るため又は運用資産として又はその両方のために保有される。投資不動産は、原価モデルに従って測定される。減価償却可能な投資不動産は20年から50年の期間にわたって定額法により減価償却される。公正価値は専門家の意見を基に算定される。減損損失は「減損」の項に記載の原則に従って認識される。

棚卸資産

棚卸資産は通常業務での売却を目的に保有される資産、仕掛品、又は製造過程若しくはサービス提供において消費される資産であり、原価又は正味実現可能価額のいずれか低い方で測定される。陳腐化在庫及び滞留製品に対しては評価引当金が計上される。

国庫補助金

IAS第20号に従って、補助金の付帯条件が満たされ、補助金を受領できる合理的な保証がある場合に限り、国庫補助金は公正価値で認識される。補助金は損益計算書に計上され、通常、当該補助金が補填する費用が発生している期間にわたって収益として認識される。補助金が資産の購入又は製造に関連する場合には補助金は繰延収益として計上し、当該資産の耐用年数にわたって損益計算書で認識される。

売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債

売却目的で保有する資産は、現状のままで売却可能でかつ売却の可能性が非常に高い資産である。売却は、分類した日から1年以内に売却完了として認識されることが見込まれていなければならない。売却目的で保有する資産は、個別の非流動資産、資産グループ（処分グループ）、事業の一部又は再売却の目的のみで取得された子会社（非継続事業）等により構成されている。同一取引で資産と共に処分される予定の負債は処分グループ又は非継続事業に含められ、売却目的で保有する資産に関連する負債として別途計上される。売却目的で保有する資産は減価償却も償却も行われず、売却費用控除後の公正価値又は帳簿価額のいずれか低い方の価額で認識される。「売却目的で保有」に分類される個別の非流動資産又は処分グループを再測定することで発生する損益は、最終処分日までは継続事業による損益に計上される。「売却目的で保有」に分類される非継続事業を売却費用控除後の公正価値で測定することで発生する損益は、非継続事業による損益に計上される。これは事業体の各事業部の営業損益及び処分損益にも適用される。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、現金、要求払預金及び当初の満期が3ヶ月未満のその他の短期流動金融資産で構成され、これらは、元本金額で計上される。利用した当座借越枠は、銀行に対する負債額として貸借対照表に認識される。

非支配株主持分

非支配株主持分は、子会社の株主持分を按分した少数株主持分であり、帳簿価額において認識される。持分が既存の支配関係に影響を及ぼすことなく他の株主により取得されたり、他の株主に対して売却された場合、持分取引として表示される。別の株主又は他の株主により取得されたり、別の株主又は他の株主に対して売却された按分した純資産及び購入価格の差異は、その他包括利益として認識される。非支配株主持分が按分した純資産により増加される場合、按分した純資産に対してはのれんは配分されない。

役員に対する株式報酬

持分決済型の株式報酬取引は、付与日において公正価値で測定される。債務の公正価値は、権利付与期間にわたって人件費として認識される。持分決済型の株式報酬取引の公正価値は、国際的に認められている価値算定手法を使用して決定される。

株式評価益権（Stock appreciation rights）（SARs）は、IFRS第2号に準拠して、オプション価格決定モデルに基づいて測定される。株式評価益権は、各報告日及び決算日に測定される。行使されるであろう株式評価益権に基づき算定された金額は、権利付与期間（売却禁止期間）に対価として提供された役務を反映するものであるため、按分によって人件費として認識される。この金額に対して同額の引当金が認識される。株式評価益権の付与日以降に生じた株価の変動による株式評価益権の価値の変動について、2017年1月1日以降、これは人件費には含まれなくなり、「金融費用純額」における「その他の金融費用」として認識されている。過年度の金額に対する調整は行われなかったが、これは、かかる調整の効果が連結財務諸表に重大な影響を及ぼすものではないためである。

年金制度

多数の国において、当グループが時間給労働者及び給与制従業員に対し退職後に給付を行う取決め（制度）がある。これらの給付には、年金、退職金一時金の一括支払及びその他退職後の給付が含まれ、退職手当、年

金及びそれに類似する手当又は年金と呼ばれる。確定給付型制度と確定拠出型制度に区別されなければならない。

当グループの確定給付型年金制度

確定給付型年金債務は、IAS第19号で規定されている予測単位積立方式を用いて測定される。これには、一定の保険数理上の仮定を必要とする。多くの確定給付型年金制度は、少なくとも部分的に外部年金制度の資産を通して資金を調達している。残りの債務純額は、年金及びこれに類する債務に係る引当金によって計算される。資産純額は、他の費用と区別して年金資産として表示される。年金資産を認識する際に必要に応じて、アセット・シーリングが適用される。費用の構成については、勤務費用が人件費として認識され、利息費用純額が金融収益純額/金融費用純額として認識され、損益外の再測定についてはその他の包括利益として認識されている。補償に係る権利は、金融資産において個別に報告されている。

ドイツ国内の公務員向け確定拠出型年金制度

ドイツポスト・アーゲーでは、法律の規定に準拠して、ドイツ国内の公務員を対象に、当社向け確定拠出制度である年金制度に対し拠出を行っている。これらの拠出は、人件費として認識している。

ドイツ旧郵便職員法（Gesetz zum Personalrecht der Beschäftigten der früheren Deutschen Bundespost（PostPersRG））の規定に従い、ドイツポスト・アーゲーは、公務員という地位に基づき受給資格のある退職従業員及び扶養遺族に対し、ドイツ連邦郵便・電気通信・郵政連邦機関（Bundesanstalt für Post und Telekommunikation）の郵便公務員向け年金基金（Postbeamtenversorgungskasse（以下「PVK」という。））から退職手当及び支援手当の支払を行っている。ドイツポスト・アーゲーの支払債務額は、ドイツ旧郵便職員法第16条により規定されている。この法令によりドイツポスト・アーゲーはPVKに対し、現職公務員の報酬総額及び年金受領資格を有する休職中の公務員の想定報酬総額の33パーセントの年間拠出金を支払う義務を負っている。

ドイツ旧郵便職員法第16条に従い、連邦政府は、PVKの現在の支払債務と資金拠出会社の現在の拠出金又はその他資産運用収益との差額を明確にしており、PVKが資金拠出会社に関して引き受けた債務をいつでも履行する能力があることを保証している。この保証条項に従い、連邦政府がPVKに対し支払を行う限りにおいて、ドイツポスト・アーゲーからの補償を請求できない。

当グループの時給制労働者及び給与制従業員に対する確定拠出型年金制度

確定拠出型年金制度は、とりわけ、英国、米国及びオランダにおいて、当グループの時給制労働者及び給与制従業員向けに整備されている。これらの制度に対する拠出も人件費に計上されている。

拠出には、特定の複数事業主年金制度への拠出も含まれる。これらは基本的に、確定給付型年金制度（特に米国及びオランダ）である。しかしながら、関連機関は、確定給付型年金制度の会計を使用するための十分な情報を参加会社に対し開示していないため、当該制度は、確定型拠出年金制度として計上された。

米国の複数事業主年金制度について、拠出金の支払は、事業主及び現地労働組合間の団体協約に基づき行われている（年金基金の関与を受けている。）。特定の基準を満たす解約の場合を除き、事業主は、通常の合意された拠出割合を超えて当該制度について責任を負うことはない。かかる解約は、米国連邦法が定めるその他事業体の義務に関する債務が伴う可能性がある。2018年における年金基金への事業主による拠出金の見込み額は、42百万ユーロ（報告期間における事業主による拠出金の実額は41百万ユーロであり、前年度においては36百万ユーロであった。）である。年金基金から提供された情報によると、ドイツポストDHLグループが参加している一部の年金制度は、資金不足の状態である。現在の団体協約に定める拠出割合からの変更を示すような情報は、年金制

度自体からは提供されていない。ドイツポストDHLグループは、当グループが拠出金については最大の雇用者となっている1つの年金制度を除き、年金基金の拠出金につき重要なレベルの拠出となっていない。

オランダの複数事業主年金制度について、費用補償に基づく拠出割合は、年金基金の経営陣が毎年設定している（オランダ中央銀行の関与を受けている。）。適用される各拠出割合は、加入している全ての事業主及び従業員に対して同率に設定されている。解約の場合でも、定められた拠出金を超えて、事業主が年金基金又はその他事業体が満たしていない義務に対し責任を負うことはない。今後、資金不足になった場合には、最終的に、受給者の権利の減額又は権利に対する物価スライド制の不適用が生じる。2018年に関する年金基金への事業主による拠出金の見込額は21百万ユーロ（報告期間における事業主による拠出金の実額は21百万ユーロであり、前年度においても21百万ユーロであった。）である。年金基金が提供する情報によると、2017年12月31日時点で、年金資産の積立比率は、要求される最低料率である約105パーセントを上回っていた。ドイツポストDHLグループは、重要なレベルの拠出金を年金基金に拠出していない。

その他の引当金

その他の引当金は、過去の事象の結果として生じ、将来の経済的便益の流出をもたらすと予測され、かつその金額が信頼性のある方法で測定できる、報告日現在で存在する、第三者に対するあらゆる法的債務及びみなし債務に関して認識される。それらは、債務を清算するために必要な支出についての最善の見積額で計上されている不確実な債務を表している。期限まで1年以上ある引当金は、地域、及び債務が清算されるまでの期間を反映した市場金利で割引かれる。当会計年度に使用された割引率は、0.0パーセントから9.50パーセント（前年度：0.0パーセントから11.00パーセント）の間であった。金利の変動に起因する影響は、金融収益純額 / 金融費用純額において認識される。

再編引当金は、詳細かつ正式な再編計画が立案され、影響を受ける者に対して知らされた場合にのみ、上記の認識に関する基準に従い、設定される。

保険契約準備金（保険）には、主に未払保険準備金及びIBNR（損害を被っているものの届出をしていない請求）準備金が含まれている。未払保険準備金は、当社に対し報告がなされているものの支払が完了していない実際の請求又は請求が予定される既知の事故に関連する債務の見積りを表している。未払保険準備金は、当社又は当社の元受保険者によって実行された個々の請求に対する評価に基づいている。IBNR準備金は、報告日以前に発生しているが、当社には報告されていない事故に関連する債務の見積りを表している。IBNR準備金には、未払保険準備金の決済の際の潜在的なミスへの引当金も含まれている。当社は、保険数理法を用いて、最終的な損失債務の査定を自ら実施しており、当社の見積りの妥当性を確認するため独立した保険数理調査をも毎年委託している。

金融負債

金融負債は最初の認識時に、公正価値から取引費用を差し引いて計上される。価格効率的で流動性の高い市場で算定される価格、若しくは当グループ内で展開されている財務リスク管理システムを用いて算定される公正価値が、公正価値であると考えられている。その後の期間において、金融負債は償却原価で測定される。受け取った金額と返済される金額との差額は、実効金利法を用い、当該貸付期間にわたって全て損益として認識される。

ドイツポスト・アーゲー株式に関する転換社債

ドイツポスト・アーゲー株式に関する転換社債は、契約上の取り決めに従い、持分部分と負債部分に分割される。取引費用を差し引いた負債部分は、金融負債（社債）において計上され、利息は、実効金利法を用いて社債期間中に発行額に加算される（割引の引戻し）。特定の株価が達成された場合においてドイツポスト・アーゲー

が償還することを可能とするコールオプションの価額は、IAS第32号第31条に従い、負債として計上する。転換権は、持分デリバティブとして分類され、資本剰余金として計上される。帳簿価額は、負債部分につき別途算出される金額を、金融商品全体の公正価値から控除することに起因する残存価額を転換権に移転することにより算出される。取引費用は、按分して控除される。

負債

買掛金及びその他の負債は、償却原価で計上される。買掛金の大半は1年未満の満期のものである。負債の公正価値は、おおよそ帳簿価額に相当する。

繰延税金

IAS第12号に準拠して、繰延税金はIFRSに基づく財務書類上の帳簿価額と個別の事業体の税務上の計上金額との間の一時差異に対して認識される。また、繰延税金資産は、予想される既存の税務上の繰越欠損金の将来の利用から生じる、実現の可能性が高い税額の控除の請求額を含んでいる。税金控除請求による回収可能性は、当グループの見込みから派生する各事業体の収益見込に基づき判断され、全ての税金調整を考慮する。計画スパンは5年である。

繰延税金資産又は負債は、IAS第12号第24(b)項及びIAS第12号第15(b)項に準拠して、ドイツポスト・アーゲーのIFRSに基づく財務書類上の帳簿価額と税務上の計上金額との間に一時差異がある場合のみ認識されたが、この差異は1995年1月1日以降に生じた差異に限定された。繰延税金資産及び負債は、1995年1月1日現在のドイツポスト・アーゲーの期首の税務報告用の帳簿価額との初期差異から生じた一時差異については、認識しない。税務上の繰越欠損金より生じた繰延税金に関する更なる詳細については、注記27を参照のこと。

IAS第12号に準拠して、繰延税金資産及び負債は個別の国々において報告日に適用可能な税率又は繰延税金資産及び負債が実現する時点の公表税率を使用して算定される。ドイツ国内のグループ会社に適用された税率に変更はなく、30.2パーセントである。当該税率は、法人税率に統一割増税並びに異なる営業税率の平均税率として計算される営業税率を加えたものである。海外のグループ会社においては、繰延税金項目を算定するにあたり個別の法人税率を使用する。海外の会社に適用された法人税率は40パーセント（前年度：38パーセント）に上る。

法人所得税

法人所得税資産及び法人所得税負債は、税務当局から受け取る予定の払戻額又は税務当局に対し支払われる予定の支払額を基準に測定される。税金関連の罰金は、法人所得税債務の算出に含まれる場合、課税標準額及び/又は税率に含まれるため、法人所得税において認識される。法人所得税資産及び法人所得税負債は、全て流動項目であり、取崩しまでの期間は1年未満である。

偶発債務

偶発債務は、企業が完全にコントロールすることができない、1つ又は複数の不確実な将来の事象の発生又は不発生によってのみその存在を確認できる潜在的な債務を表している。偶発債務は、経済的便益を具体化する資金の流失をもたらさないもの又は経済的便益を具体化する資金の流失額が十分に信頼性のある方法で測定できない特定の債務も含んでいる。IAS第37号に準拠し、偶発債務は負債として認識されない。注記44を参照のこと。

(8) 会計方針を適用する際の判断

IFRSに基づく連結財務諸表の作成には、経営陣による判断が求められる。全ての見積りは、継続的に再評価され、過去の実績及び一定の状況の下で合理的と考えられる将来の事象に関する予想に基づいている。例えば、こ

れは売却目的で保有する資産の場合に妥当する。この場合、当該資産が現況のままで売却可能か、さらに売却はほぼ確実かを判断しなければならない。そのような場合には、当該資産及びその関連する負債は売却可能な固定資産及び売却目的で保有する固定資産に関連する負債として計上及び測定される。

経営陣による見積り及び評価

IFRSに準拠して連結財務諸表を作成する場合、貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額、収益と費用の金額、及び偶発債務に関連する開示内容に影響を及ぼすかもしれない仮定及び見積りをする経営を求める。仮定、見積り及び経営判断が行われる分野の例として、年金及びこれに類する債務に対する引当金の認識、減損テスト及び取得価額の配分に対する割引キャッシュ・フローの算出、税金及び訴訟がある。

当グループの確定給付型年金制度に関連する前提の詳細については、注記38を参照のこと。

当グループは世界規模で営業活動を行っており、各地の税法の適用を受ける。経営陣は、関係各国における当期の税金及び繰延税金を算出する際に、その判定を行うことができる。経営陣は、本来的に不確実な税金事項に関して合理的な見積りをしてきたと考えているが、こうした不確実な税金事項に関する実際の結果が当初の見積りに厳密に一致することは保証できない。実際の事象と見積りとの間の差異は、問題が最終的に解決するまでの期間の税金負債及び繰延税金に影響を及ぼす可能性がある。予定した課税所得についての見積り又は現行税法の改正により、将来実現可能な税務上の利益の範囲が制限される場合には、繰延税金資産として認識した金額は減額される場合がある。

のれんは企業結合の結果として、通常は当グループの貸借対照表に計上される。取得が連結財務諸表で当初認識される場合、識別可能資産、負債、及び偶発債務は全て取得日現在のそれぞれの公正価値で測定される。その際に必要な最も重要な見積りの一つとして、これら資産及び負債の取得日現在の公正価値を算定することがある。土地、建物、及び事務用機器は通常、それぞれの専門家による評価を受け、活発な市場がある有価証券は市場価格で認識される。取得の過程で無形固定資産が識別される場合には、その測定は無形固定資産の種類及びその公正価値を算定する上での複雑性に依りて、独立した外部の鑑定専門家の意見に基づいて行われ得る。独立の専門家は、通常、将来の予想キャッシュ・フローに基づいて適切な評価手法を用いて公正価値を算定する。こうした評価額は、将来のキャッシュ・フローの推移に関する仮定だけでなく、使用される割引率にも強く影響を受ける。

のれんの減損テストは将来に関する仮定に基づいて実施される。当グループでは年1回及びのれんに減損が発生している兆候がある場合にはいつでも減損テストが実施される。その後、CGUの回収可能金額が算出されなければならない。CGUの回収可能金額は売却費用控除後の公正価値と使用価値とのいずれか高い方の金額とする。使用価値を算定するには、予測将来キャッシュ・フロー及び適用される割引率に関して仮定及び見積りを行うことが求められる。経営陣は、回収可能金額算出のためになされた仮定は適切なものであると考えているが、これらの仮定に予期できない変動（例えば、EBITマージンの減少、資本コストの増加、長期成長率の低下等）が起こった場合には、当グループの純資産、財政状態、及び経営成績に悪影響を及ぼし得る減損損失が発生する場合がある。

当グループが関係している係争中の訴訟については注記46に記載されている。こうした訴訟の結果は当グループの純資産、財政状態、及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。経営陣はこうした訴訟に関して入手可能な最新の情報を定期的に分析し、予想される訴訟費用を含め発生し得る負担に対する引当金を認識している。こうした評価には社内外の法律顧問も加わっている。引当金の必要性の決定に際して、経営陣は不利な結果となる可能性や負担額が十分に信頼できる方法で見積られているかを考慮に入れている。当グループに対して訴訟が提起され若しくは支払請求がなされている、又は訴訟に関して注記で開示されているからといって、必ずしも引当金に関連するリスクについて認識されるというわけではない。

仮定及び見積りは全て報告日現在の実勢及び評価に基づいている。今後の事業展開を展望するため、当グループが事業展開している分野や地域の今後の経済環境についても、同日現在で現実的な評価がなされた。全般的な環境で仮定とは異なる展開となる場合には、実際の金額は見積額と異なる場合もある。そうした場合には、仮定や、必要であれば関連する資産及び負債の帳簿価額も適宜調整される。

連結財務諸表の作成日現在で仮定及び見積りに関して重大な変更が必要となる兆候はなく、したがって入手可能な最新の情報に従えば、財務諸表で認識されている資産及び負債の帳簿価額について2018会計年度に重大な調整はなされないと予想される。

(9) 連結方法

連結財務諸表は、統一された会計方針に従って2017年12月31日現在で作成された、ドイツポスト・アーゲー並びにその連結財務諸表に含まれる子会社、持分法が適用される共同支配事業及び投資のIFRS適用の財務書類に基づいている。

連結財務諸表に含まれる子会社に関する取得の会計処理は、パーチェス法を用いて行われる。取得費用は処分資産、発行された資本性金融商品及び引き受けた負債の取引日における公正価値に相当する。取得関連費用は、費用計上される。条件付対価は、当初の連結日における公正価値にて認識される。

共同支配事業の資産及び負債並びに収益及び費用は、IFRS第11号に従い、当該事業に保有する持分比率に応じて連結財務諸表に計上される。共同支配事業の資産及び債務の持分並びにのれんの認識及び測定は、子会社の連結に対して適用される方法と同様の方法を使用する。

IAS第28号に従い、親会社が重要な影響を及ぼす共同支配事業及び会社（関連会社）は、パーチェス法を用いて持分法で会計処理される。全てののれんは、持分法が適用される投資に基づき認識される。

段階取得の場合、過去に保有した持分部分は、取得日において適用される公正価値において再算定され、その結果である収益又は損失は、利益又は損失として認識される。

グループ内の売上高、その他の営業収益及び費用、並びに完全に又は部分的に連結される会社間の受取債権、負債及び引当金は消去される。第三者への売上高によって実現されたもの以外のグループ内の商品引渡し及びサービスにより生じる会社間の利益又は損失は消去される。持分法が適用される投資先との事業取引から生じる未実現の損益は、比例配分で消去される。

[次へ](#)

セグメント別報告の開示

(10) 事業部別セグメント情報

(単位：百万ユーロ)

自1月1日 至 12月31日	PeP ⁽¹⁾		エクスプレス ⁽¹⁾		グローバル・フォワーディング/ フレート	
	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
外部売上高	16,926	18,016	13,430	14,693	13,027	13,689
内部売上高	152	152	318	356	710	793
売上高合計	17,078	18,168	13,748	15,049	13,737	14,482
利息支払前税引前損益 (EBIT)	1,446	1,502	1,544	1,736	287	297
内、持分法が適用さ れる投資からの純収 益/損失	1	1	1	-1	0	0
セグメント別資産	6,418	6,748	9,786	10,203	7,798	7,664
内、持分法が適用さ れる投資	20	27	48	33	25	22
セグメント別負債	3,087	3,066	3,528	3,604	2,930	3,046
セグメント別純資産/ 負債	3,331	3,682	6,258	6,599	4,868	4,618
資本的支出	592	666	900	1,049	55	70
減価償却費及び償却費	336	356	438	507	79	68
減損損失	1	0	27	18	0	2
減価償却費、償却費及 び減損損失合計	337	356	465	525	79	70
その他の現金を伴わな い収益及び費用	428	319	307	304	93	54
従業員数(単位：人)	172,717	179,600	81,615	86,313	43,060	42,646

(単位：百万ユーロ)

自1月1日 至 12月31日	サプライ・チェーン		コーポレート・センター その他		連結 ^{(1) (2)}		グループ	
	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
外部売上高	13,828	13,958	123	88	0	0	57,334	60,444
内部売上高	129	194	1,156	1,159	-2,465	-2,654	0	0
売上高合計	13,957	14,152	1,279	1,247	-2,465	-2,654	57,334	60,444
利息支払前税引前損益 (EBIT)	572	555	-359	-349	1	0	3,491	3,741
内、持分法が適用さ れる投資からの純収 益/損失	2	2	0	0	0	0	4	2
セグメント別資産	6,253	5,564	1,557	1,554	-79	-72	31,733	31,661
内、持分法が適用さ れる投資	3	3	0	0	1	0	97	85
セグメント別負債	3,290	3,037	1,486	1,524	-59	-57	14,262	14,220
セグメント別純資産/ 負債	2,963	2,527	71	30	-20	-15	17,471	17,441
資本的支出	328	277	199	214	0	1	2,074	2,277
減価償却費及び償却費	291	311	201	200	1	1	1,346	1,443
減損損失	3	8	0	0	0	0	31	28
減価償却費、償却費及 び減損損失合計	294	319	201	200	1	1	1,377	1,471

その他の現金を伴わない収益及び費用	240	178	102	70	0	0	1,170	925
従業員数(単位：人)	145,788	149,042	10,811	11,123	-1	0	453,990	468,724

(1) 過年度の数値は調整済み。

(2) 四捨五入。

過年度の数値の調整

複数の会社についてセグメント間における再割り振りが行われ、これにより過年度の数値が調整されることになった。DHL パーセル・イベリア S. L. (スペイン)、ダンツァス S. L. (スペイン) 及びDHL パーセル・ポルトガル (ポルトガル) は、従前はエクスプレス・セグメントの一部だったが、2017年1月1日よりポスト-eコマース-パーセル(PeP)セグメントに再割り振りされている。

従業員数は常勤従業員相当数の平均となっている。

地理的地域に関する情報

(単位：百万ユーロ)

自1月1日 至12月31日	ドイツ		ヨーロッパ (ドイツを除く)		アメリカ大陸	
	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
外部売上高	17,910	18,405	17,006	18,139	10,171	10,768
非流動資産	5,498	5,610	7,328	7,328	4,279	4,076
資本的支出	940	964	512	614	422	487

自1月1日 至12月31日	アジア・太平洋地域		その他の地域		グループ	
	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
外部売上高	10,003	10,766	2,244	2,366	57,334	60,444
非流動資産	3,562	3,303	377	356	21,044	20,673
資本的支出	165	165	35	47	2,074	2,277

(10.1) セグメント別報告の開示

ドイツポストDHLグループは、4事業部の事業セグメントについて報告する。これらの事業部は、提供される商品及びサービス並びに関係するブランド、流通経路及び顧客プロフィールに従い、責任あるセグメントによって独自に管理されている。事業体の各事業部は、ドイツポストDHLグループの最高経営陣に対して直接報告を行う最終責任を負うセグメント・マネージャーが置かれていることに基づき、セグメントとして定義される。

外部売上高とは、事業部で生じたグループ外の第三者からの売上高をいう。内部売上高とは、他の事業部から生じた売上高をいう。当グループ内で内部的に提供される既存のサービス又は製品に関して比較可能な市場価格がある場合は、これらの市場価格又は時価相当額が移転価格（アームズ・レングス原則）として使用される。市場性のないサービスに関する移転価格は一般に増分原価に基づいている。

ITサービス・センターにおいて提供されたITサービスに係る費用は、その発生元別に事業部に配賦される。ドイツポスト・アーゲーの全国的な郵便サービス義務（全国の小売店舗網、毎営業日の配達）から生じる追加費用、及びドイツ・ブンデスポストの法的な承継人としてその報酬制度を引き継ぐ義務から生じる追加費用は、PeP事業部に配賦される。

為替リスクの集約管理の一部として、コーポレート財務部は、セグメントに特化した合意に従い、為替レートの前測値と実際の数値の変動の集約的吸収について決定することにつき責任を負う。

内部報告に即して、資本的支出が開示される。のれん抜きが無形固定資産及び有形固定資産に係る「追加」は、資本的支出数値として報告される。減価償却費、償却費及び減損損失は、各事業部に配賦されたセグメント資産に関連する。その他の現金を伴わない費用及び収益は、主に引当金を評価するための費用に関連する。

当グループの営業事業部の収益性は、利息支払前税引前利益（EBIT）として測定される。

(10.2) 事業部別セグメント

当グループの主要な組織構造を反映させるため、基本的な報告形式は事業部をベースにしている。当グループは、以下の事業部に区分される。

ポスト-eコマース-パーセル（PeP）事業部

ポスト-eコマース-パーセル（PeP）事業部は、国内外双方の郵便を取扱い、ダイアログ・マーケティング、全国規模のプレス配達サービス及び全ての郵便配達に関連する電子サービスに関するスペシャリストである。この事業部は、ドイツのみならず、全世界において、小包サービス及びeコマースサービスを提供する。ポスト及びeコマース-パーセルという2つの業務部に分かれている。

エクスプレス事業部

エクスプレス事業部は、法人顧客及び個人顧客に対し、時間指定配達及び速達サービスを提供している。エクスプレス事業部は、ヨーロッパ、アメリカ、アジア・パシフィック及びMEA（中東及びアフリカ）の地域別に構成される。

グローバル・フォワーディング/フレート事業部

グローバル・フォワーディング/フレート事業部の活動は、道路、空路及び海路を使用した物品の運送である。グローバル・フォワーディング/フレート事業部は、グローバル・フォワーディング業務部及びフレート業務部で構成される。

サプライ・チェーン事業部

サプライ・チェーン事業部は、倉庫保管、輸送及び付加価値サービスを含む世界的に標準化されたモジュール式コンポーネントに基づき、顧客に対しカスタマイズされたサプライ・チェーン・ソリューションを提供している。

上記の報告対象のセグメントに加え、セグメント報告は、以下の区分によって構成される。

コーポレート・センター/その他

コーポレート・センター/その他は、国際事業サービス（GBS）、コーポレート・センター、及び営業外活動その他の事業活動により構成される。GBSにより生じた損益は、事業部セグメントに配賦されるが、その資産及び負債は、GBSに留まる（非対称的配賦）。

連結

事業部に関するデータは、事業部内取引の連結後に表示される。事業部間取引については、「連結」欄において削除されている。

(10.3) 地理的地域に関する情報

当グループは、ドイツ、ヨーロッパ、アメリカ大陸、及びアジア太平洋その他の地理的地域において主に活動する。外部売上高、非流動資産、及び資本的支出は、これらの地域について開示される。売上高、資産及び資本的支出は、報告する事業体の所在に基づき各地域に配賦される。非流動資産は、主に無形固定資産、有形固定資産及びその他非流動資産から構成される。

(10.4) セグメント別数値の調整**セグメント別数値から連結の数値への調整****損益計算書への調整**

(単位：百万ユーロ)

	報告対象セグメント 合計 ⁽¹⁾		コーポレート・セン ター/その他		グループ/連結 への調整 ^{(1) (2)}		連結の数値	
	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
外部売上高	57,211	60,356	123	88	0	0	57,334	60,444
内部売上高	1,309	1,495	1,156	1,159	-2,465	-2,654	0	0
総売上高	58,520	61,851	1,279	1,247	-2,465	-2,654	57,334	60,444
その他の営業収益	2,098	1,899	1,454	1,554	-1,396	-1,314	2,156	2,139
材料費	-32,047	-34,290	-1,330	-1,390	2,757	2,905	-30,620	-32,775
人件費	-18,690	-19,171	-917	-915	15	14	-19,592	-20,072
減価償却費、償却費 及び減損損失	-1,175	-1,270	-201	-200	-1	-1	-1,377	-1,471
その他の営業費用	-4,861	-4,931	-644	-645	1,091	1,050	-4,414	-4,526
持分法が適用される 投資からの純利益	4	2	0	0	0	0	4	2
利息支払前税引前損 益(EBIT)	3,849	4,090	-359	-349	1	0	3,491	3,741
財務費用純額	-	-	-	-	-	-	-359	-411
税引前利益	-	-	-	-	-	-	3,132	3,330
法人所得税	-	-	-	-	-	-	-351	-477
連結当期純利益	-	-	-	-	-	-	2,781	2,853
内、ドイツポスト・ アーゲー株主 へ帰属	-	-	-	-	-	-	2,639	2,713
内、非支配株主へ 帰属	-	-	-	-	-	-	142	140

(1) 過年度の数値は調整済み。

(2) 四捨五入。

以下の表は、ドイツポストDHLグループの総資産と比較したセグメント別の資産を表している。金融資産、所得税資産、繰延税金、現金及び現金同等物並びにその他の資産は除かれている。

セグメント別資産への調整

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
資産合計	38,295	38,672
投資不動産	-23	-21
長期金融資産	-488	-543

その他の非流動資産	-143	-153
繰延税金資産	-2,192	-2,272
法人所得税資産	-232	-236
受取債権及びその他の流動資産	-16	-14
短期金融資産	-361	-637
現金及び現金同等物	-3,107	-3,135
セグメント別資産	31,733	31,661
内、コーポレート・センター/その他	1,557	1,554
内、報告対象セグメント合計	30,255	30,179
内、連結 ⁽¹⁾	-79	-72

(1) 四捨五入。

以下の表は、ドイツポストDHLグループの総負債と比較したセグメント別の負債を表している。引当金及び負債、所得税負債並びに繰延税金に係る部分は除かれている。

セグメント別負債への調整

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
資本及び負債合計	38,295	38,672
資本金	-11,350	-12,903
連結負債	26,945	25,769
長期引当金	-5,990	-4,836
非流動負債	-4,622	-5,177
短期引当金	-98	-75
流動負債	-1,973	-1,461
セグメント別負債	14,262	14,220
内、コーポレート・センター/その他	1,486	1,524
内、報告対象セグメント合計 ⁽¹⁾	12,835	12,753
内、連結 ⁽¹⁾⁽²⁾	-59	-57

(1) 過年度の数値は調整済み。

(2) 四捨五入。

損益計算書の開示

(11) 売上高

売上高は57,334百万ユーロから3,110百万ユーロ(5.4パーセント)増加し、60,444百万ユーロであった。売上高の当該変動は、以下の要因によるものであった。

売上高増加の要因(2017年度)

(単位：百万ユーロ)

有機的成長	3,901
ポートフォリオの変更 ⁽¹⁾	479

為替差損益	-1,270
総額	3,110

(1) 注記2を参照のこと。

2017会計年度においては、前年度と同様、バーター取引に基づいて生じた売上高はなかった。
事業部別の売上高の詳細な分類、並びに売上高の地域別の明細は、セグメント別報告に示されている。

(12) その他の営業収益

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
履行済かつ資産計上された業務から生じた収益	132	233
引当金の戻入益	231	214
保険収入	202	208
資産の処分より生じた収益	205	193
為替差益	222	174
手数料及び補償より生じた収益	136	134
手数料収入	122	126
負債の再評価より生じた収益	122	120
賃貸及びリース収益	99	98
受取債権及びその他資産の減損損失の戻入益	120	94
デリバティブより生じた収益	68	80
過年度請求に係る収益	31	60
損失補填収益	44	23
負債の消滅の認識に係る収益	26	19
補助金	11	15
償却債権取立益	13	11
雑収入	372	337
その他の営業収益	2,156	2,139

履行済かつ資産計上された業務から生じた収益の増加は、主に、ストリートスクーター GmbHが当グループ会社に対し電気自動車の生産を拡大したことによるものである。

補助金は、購入又は製作した資産に係る助成金に関連するものである。かかる助成金は、繰延収益として計上されており、資産の耐用年数にわたって損益計算書上に収益として記載される。

雑収入には、より小さい個別の項目が多数含まれる。

(13) 材料費

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
原材料、消耗品及び貯蔵品並びに再販売目的購入商品に係る費用		
航空機燃料費	885	1,102
燃料費	708	740

再販目的購入商品	350	435
包装材料	419	427
スペアパーツ及び修理材料	110	117
事務用消耗品	65	66
その他の費用	186	252
	2,723	3,139
購入サービス費		
輸送費	18,752	20,381
臨時社員費及び勤務費用	2,490	2,556
解約不能なリースより生じた費用	2,143	2,226
修繕費	1,158	1,207
ITサービス費	538	579
支払手数料	570	574
解約可能なリースより生じた費用	492	487
その他のリース費用(付随費用)	384	347
その他の購入サービス費	1,370	1,279
	27,897	29,636
材料費	30,620	32,775

輸送費の増加は、原油価格の上昇や、前年度に取得した英国メール・グループを全面的に認識したこと等に起因する。

その他の費用には、多数の個別の項目が含まれる。

(14) 人件費 / 従業員

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
賃金、給与及び報酬	16,092	16,192
社会保険料	2,324	2,419
退職給付費用	607	891
その他従業員給付費用	569	570
人件費	19,592	20,072

人件費は、主として賃金、給与、報酬及びその他当会計年度中に当グループの従業員の役務提供の対価として支払った給付全てに関連するものである。

社会保険料は、とりわけ社会保険への雇用主負担の法定拠出金に関連している。

退職給付費用には、確定給付型退職金制度に関連する勤務費用が含まれている。これらの費用には、461百万ユーロ（前年度：493百万ユーロ）に上るドイツ国内の公務員向け確定拠出型年金制度への拠出金、及び総額300百万ユーロ（前年度：305百万ユーロ）に上る当グループの時給制労働者及び給与制従業員に対する確定拠出型年金制度への拠出金も含まれている。注記7を参照のこと。退職給付費用の変動については、とりわけ注記38を参照のこと。

従業員のグループ別に分類された当グループの報告期間の平均従業員数は以下のとおりであった。

従業員

(単位：人)

	2016年	2017年
総従業員数（年平均）		
時給制労働者及び給与制従業員	459,990	477,251
公務員	32,976	30,468
研修生	5,493	5,619
合計	498,459	513,338
平均常勤従業員		
12月31日現在 ⁽¹⁾	459,262	472,208
年平均 ⁽²⁾	453,990	468,724

(1) 研修生を除く。

(2) 研修生を含む。

当会計年度において取得又は売却された会社の従業員については、取得後又は売却前の期間について按分したものが含まれている。2017年12月31日現在で、連結財務諸表に含まれる共同支配事業の常勤従業員相当数は、持分割合で按分すると、254名にのぼる（前年度：217名）。

(15) 減価償却費、償却費及び減損損失

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
無形固定資産の償却費及び減損損失 (のれんの減損を除く)	247	287
有形固定資産の減価償却費及び減損損失 土地及び建物(賃貸物件の修繕費用を含む。)	176	182
技術設備及び機械	290	314
その他の設備、営業用及び事務用機器	236	231
車両、運送設備	200	208
航空機	228	247
有形固定資産の償却費及び減損損失合計	1,130	1,182
投資不動産の減価償却費及び減損損失	0	2
のれんの減損	0	0
減価償却費、償却費及び減損損失	1,377	1,471

減価償却費、償却費及び減損損失は、94百万ユーロ増加し、1,471百万ユーロとなった。これは、サプライ・チェーン事業部における過去の取得に係る顧客基盤が償却されたこと等に起因する。注記7も参照のこと。

減損損失は、以下のとおりセグメントに帰属する。

減損

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年

ポスト - eコマース - パーセル(PeP)・セグメント		
有形固定資産	1	0
エクスプレス・セグメント		
有形固定資産	27	18
グローバル・フォワーディング/フレート・セグメント		
投資不動産	0	2
サプライ・チェーン・セグメント		
ソフトウェア	0	1
有形固定資産	3	7
減損損失	31	28

18百万ユーロの減損損失は、前年度と同様、エクスプレス・セグメントにおける売却用航空機に関するものであり、これは最終的に減損損失として認識されたが、売却目的で保有する資産に組替えられる前に、当該航空機は完全に償却された。

[次へ](#)

(16) その他の営業費用

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
広告宣伝費及び広報費用	385	437
清掃及び警備サービスの購入費用	360	378
交通費及び研修費	315	341
保険費用	331	328
保証費用及び補償金	301	305
その他の事業税	267	279
通信費	230	228
流動資産の評価減	223	211
交際費及び福利厚生費	166	182
為替差損	222	181
事務用消耗品	167	180
通関関連手数料	115	163
連邦郵便通信庁によるサービス	126	145
コンサルティング費用(税務に関する助言を含む)	134	144
拠出金及び手数料	98	106
任意の社会給付	81	91
支払手数料	63	65
資産の処分より生じた費用	76	64
デリバティブより生じた費用	65	62
訴訟顧問費用	75	58
金融取引費用	48	57
監査費用	32	37
寄附金	24	22
過年度分の請求による費用	27	19
雑費	483	443
その他の営業費用	4,414	4,526

法人所得税以外の税金は関連費用項目に計上することが一般的であるが、関連する項目を特定することができない場合はその他の営業費用に計上される。

雑費には、細かい個別出費が多数含まれる。

(17) 金融費用純額

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
金融収益		
受取利息	54	55

その他の株式投資及び金融資産より生じた収益	1	1
その他の金融収益	35	33
	90	89
金融費用		
支払利息	-302	-282
内、年金引当金純額及びその他の引当金の時間経過による割引分	-156	-130
その他の金融費用	-82	-200
	-384	-482
為替差損	-65	-18
金融費用純額	-359	-411

金融費用純額が悪化した要因は、主に、株価の推移に起因する株式評価益権の価値の変動（注記7も参照のこと。）及び金融資産の評価減によるものである。

受取利息及び支払利息は、純損益を通じて公正価値で測定されなかった金融資産及び負債から生じるものである。

年金引当金純額の時間経過による割引分の詳細は、注記38を参照のこと。

(18) 法人所得税

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
当期法人所得税費用	-607	-727
当期法人所得税還付	40	36
	-567	-691
一時差異より生じた繰延税金費用（前年度：収益）	84	-231
繰越欠損金より生じた繰延税金収益	132	445
	216	214
法人所得税	-351	-477

税引前連結当期純利益及び予想される法人所得税費用に基づく、実効法人所得税費用への調整は、以下のとおりである。

調整

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
法人所得税引前の利益	3,132	3,330
予想される法人所得税	-946	-1,006
初期差異にかかる認識されない繰延税金資産	12	3
繰越欠損金及び一時差異にかかるドイツのグループ会社の認識されない繰延税金資産	569	700
繰越欠損金及び一時差異にかかる外国のグループ会社の認識されない繰延税金資産	168	5
過年度の当期税金への影響額	-26	-33
非課税収益及び控除不能費用	-205	-224

外国会社の税率差異	77	78
法人所得税	-351	-477

初期差異として認識されない繰延税金資産の差異は、1995年1月1日における、ドイツポスト・アーゲーの期首の税務上の帳簿価額とIFRS適用の財務諸表上の帳簿価額との差異によるものである（初期差異）。IAS第12号第15（b）項及びIAS第12号第24（b）項に基づき、当グループはこれらの主に有形固定資産並びに年金及びこれに類する債務に対する引当金に関連する一時差異に基づく繰延税金資産を認識しなかった。2017年12月31日において、IFRSを適用した財務諸表の当初帳簿価額、累積償却費又は減価償却費純額及び課税標準額との一時差異は285百万ユーロ（前年度：295百万ユーロ）であった。

繰越欠損金及び一時差異として認識されないドイツのグループ会社の繰延税金資産による影響は、主にドイツポスト・アーゲー及びその連結納税グループの会社に起因している。繰越欠損金及び一時差異として認識されない外国会社の繰延税金資産による影響は、主としてアメリカ大陸地域に起因している。

繰越欠損金及び一時差異として認識されない繰延税金資産の影響額10百万ユーロ（前年度：679百万ユーロ）は、以前認識されなかった繰越欠損金及び一時差異の利用による実効法人所得税費用の減少に関連している。さらに、繰延税金費用が857百万ユーロ（前年度：154百万ユーロ）減少したが、これは、過年度に繰越欠損金と認識されなかった繰延税金資産を認識したこと及び過年度における削減可能な一時差異を認識したことによるものであり、主にドイツに起因している。認識されない繰延税金資産による影響額は、3百万ユーロ（前年度：1百万ユーロ）であり、これは繰延税金資産について認識される評価性引当金によるものである。認識されなかった繰延税金資産によるその他の影響額は、主に繰延税金資産が認識されなかった繰越欠損金に関連している。

前年度又は当期に損失を報告した会社について、5百万ユーロの繰延税金資産が貸借対照表に計上された。これは、税務対策により、税金資産の実現がほぼ確実なためである。

2017会計年度において、米国における税率の変更により、繰延税金費用151百万ユーロが生じた。その他の外国の課税管轄地域において、税率の変更による影響は重大なものではなく、ドイツ国内のグループ会社は何らの影響も受けなかった。

実効法人所得税費用には、ドイツ会社及び外国会社の過年度の税金費用33百万ユーロ（税金費用）（前年度：税金費用26百万ユーロ）が含まれる。

以下の表は、その他の包括利益に対する税効果を表している。

その他の包括利益

(単位：百万ユーロ)

	税引前	法人所得税	税引後
2017年			
年金引当金純額の再評価による増減	378	-28	350
IAS第39号再評価剰余金	0	-1	-1
IAS第39号ヘッジ剰余金	23	-7	16
為替換算調整勘定	-743	0	-743
利益剰余金のその他の増減	0	0	0
持分法が適用される投資のその他の包括利益における持分	-8	0	-8
その他の包括利益	-350	-36	-386
2016年			

年金引当金純額の再評価による増減	-876	8	-868
IAS第39号再評価剰余金	-69	13	-56
IAS第39号ヘッジ剰余金	63	-19	44
為替換算調整勘定	-291	0	-291
利益剰余金のその他の増減	0	0	0
持分法が適用される投資のその他の包括利益における持分	3	0	3
その他の包括利益	-1,170	2	-1,168

(19) 1株当たり利益

IAS第33号「1株当たり利益」に基づき、基本的1株当たり利益は、連結当期純利益を加重平均発行済株式数で割ることで算定される。発行済株式は、保有自己株式を差引いた資本金に関連している。2017会計年度における基本的1株当たり利益は2.24ユーロ（前年度：2.19ユーロ）であった。

基本的1株当たり利益

	2016年	2017年
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する連結当期純利益 (単位：百万ユーロ)	2,639	2,713
加重平均発行済株式数(単位：株)	1,203,092,606	1,210,097,823
基本的1株当たり利益(単位：ユーロ)	2.19	2.24

希薄化後1株当たり利益を算出するにあたり、加重平均発行済株式数は、希薄化され得る全ての株式により調整される。これには、パフォーマンス・シェア・プラン及びシェア・マッチング・スキームという株式報酬制度における役員の株式所有権（2017年12月31日現在で13,532,321株；前年度：8,045,621株）並びに2012年12月及び2017年12月に発行された転換社債における転換権の行使によって発行することができる普通株の最大数が含まれている。また、過年度の数値には、株式買戻プログラムによる買戻しが完了していない株式も含まれている。ドイツポスト・アーゲー株主に帰属すべき連結当期純利益は、転換社債に支払った分増加した。

報告期間における希薄化後1株当たり利益は、2.15ユーロ（前年度：2.10ユーロ）であった。

希薄化後1株当たり利益

	2016年	2017年
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する連結当期純利益 (単位：百万ユーロ)	2,639	2,713
(プラス) 転換社債に対する支払利息(単位：百万ユーロ)	6	2
(マイナス) 所得税(単位：百万ユーロ)	1	0
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する調整済連結当期純利益(単位：百万ユーロ)	2,644	2,715
加重平均発行済株式数(単位：株)	1,203,092,606	1,210,097,823
潜在的に希薄化効果のある株式(単位：株)	54,232,677	50,736,444
希薄化後の利益に関する加重平均株式数(単位：株)	1,257,325,283	1,260,834,267
希薄化後1株当たり利益(単位：ユーロ)	2.10	2.15

(20) 1株当たり配当金

1株当たり1.15ユーロの配当金が2017会計年度に関して提案されている（前年度：1.05ユーロ）。配当金の分配についてのさらなる詳細は注記36を参照のこと。

[次へ](#)

貸借対照表の開示

(21) 無形固定資産

(21.1) 概要

(単位：百万ユーロ)

	内部創出の 無形固定資産	購入した 商標名	購入した 顧客リスト	その他の 購入した無形 固定資産	のれん	前払金及び 開発中の無形 固定資産	合計
取得原価							
2016年1月1日現在 残高	1,240	579	1,039	1,634	12,704	90	17,286
企業結合による取得	0	4	17	25	236	0	282
取得	27	0	0	57	0	101	185
組替え	58	0	0	59	0	-95	22
処分	-12	0	0	-83	-4	-2	-101
為替差損益	-2	-77	-50	-6	-145	-3	-283
2016年12月31日現在 / 2017年1月1日現在残高	1,311	506	1,006	1,686	12,791	91	17,391
企業結合による取得	0	1	8	0	35	0	44
取得	40	0	0	68	0	76	184
組替え	38	0	0	76	0	-76	38
処分	-82	-32	-914	-151	-97	-24	-1,300
為替差損益	-4	-20	-57	-26	-490	-1	-598
2017年12月31日現在 残高	1,303	455	43	1,653	12,239	66	15,759
償却及び減損損失							
2016年1月1日現在 残高	1,053	508	787	1,289	1,159	0	4,796
企業結合による取得	0	0	0	13	0	0	13
償却	80	0	42	125	0	0	247
減損損失	0	0	0	0	0	0	0
組替え	3	0	0	-2	0	0	1
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	0	0
処分	-9	0	0	-70	0	0	-79
為替差損益	-2	-72	-35	-6	-26	0	-141
2016年12月31日現在 / 2017年1月1日現在残高	1,125	436	794	1,349	1,133	0	4,837
企業結合による取得	0	0	0	0	0	0	0
償却	76	3	72	136	0	0	287
減損損失	0	0	0	0	0	0	0
組替え	-2	0	0	2	0	0	0
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	0	0
処分	-66	0	-806	-139	-25	0	-1,036
為替差損益	-2	-14	-46	-21	-38	0	-121

2017年12月31日現在 残高	1,131	425	14	1,327	1,070	0	3,967
2017年12月31日現在 の帳簿価額	172	30	29	326	11,169	66	11,792
2016年12月31日現在 の帳簿価額	186	70	212	337	11,658	91	12,554

のれんに係る「取得」の35百万ユーロは、ブラジル企業の買収に関わるものである。「処分」については、ウィリアムズ・リー・タグ・グループの売却に関わるものであり、売却額は72百万ユーロであった。注記2を参照のこと。

購入したソフトウェア、特許権、工業所有権、ライセンス及びこれに類する権利並びに資産が、購入した無形固定資産に計上されている。内部創出の無形固定資産は、自社開発されたソフトウェアの開発費に関するものである。

(21.2) のれんのCGUへの配賦

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
のれん合計	11,658	11,169
ポスト-eコマース-パーセル事業部	1,135	1,101
エクスプレス事業部	3,945	3,911
グローバル・フォワーディング/フレート事業部		
DHLグローバル・フォワーディング	4,156	3,891
DHLフレート	277	275
サプライ・チェーン事業部	2,145	1,991

IAS第36号に準拠した年次減損テストのため、当グループはその使用価値に基づいてCGUの回収可能価額を決定している。この決定は、まず税引き後資本コストと同一のレートで割り引かれるフリー・キャッシュ・フローの予想額に基づいて行われる。その後税引き前割引率が複利で算定される。

この予想キャッシュ・フローは、詳細なEBITの計画、減価償却、及び経営陣が採用した投資計画、並びに正味運転資本額の変動に基づくものであり、内部的な過去のデータ及び外部のマクロ経済のデータを考慮に入れたものである。方法論的側面からいえば、この詳細な計画策定フェーズは2018年から2020年の3ヶ年計画の展望をカバーし、2021年から先の付加価値を表す終身年金により補完される。これは、各CGUに関して別々に決定される、以下の表に示した長期成長率を用いて算定される。下記の成長率は、経済の長期的な実質成長値、該当するセクターの成長予想、各CGUが属する国のインフレ長期予測に基づいている。予想キャッシュ・フローは、過去の実績及び予想される将来の一般的な市場傾向の双方を考慮に入れ算定される。さらにこの予想は、それぞれの地域的なサブ・マーケット及びグローバルな貿易における成長率、並びに物流の外部委託化傾向をも考慮に入れている。輸送網及びサービスに係るコスト予測も、使用価値に影響を及ぼす。減損テストに関する計画のその他の重要な仮定は、終身年金のEBITマージンである。

税引き前資本コストは加重平均資本コストに基づいている。以下の表は、各CGUに使用される割引率（税引き前）及び終身年金の各ケースについて仮定された成長率を示している。

(単位：%)

	割引率		成長率	
	2016年	2017年	2016年	2017年

サプライ・チェーン事業部	8.2	8.4	2.5	2.5
グローバル・フォワーディング/フレート事業部				
DHLフレート	8.4	8.6	2.0	2.0
DHLグローバル・フォワーディング	8.1	8.4	2.5	2.5
ポスト-eコマース-パーセル事業部	7.5	8.0	0.5	0.5
エクスプレス事業部	7.6	8.3	2.0	2.0

こうした仮定及びのれんが配賦されている各CGUについて実施した減損テストに基づいて、いずれのCGUも回収可能金額がその帳簿価額を上回っていることが確認された。2017年12月31日現在、いずれのCGUについてものれんの減損損失は認識されなかった。

減損テストの実施にあたり、ドイツポストDHLグループは、EBITマージン、割引率及び成長率について、IAS第36号第134項において義務付けられている感応度分析を行った。これらの分析（重要な評価パラメーターを、適切な範囲内で変更することを含む。）において、のれんの減損リスクは何ら示されなかった。

(22) 有形固定資産

(22.1) 概要

(単位：百万ユーロ)

	土地及び建物	技術設備及び機器	その他の設備、営業用及び事務用機器	航空機	車輛及び輸送用機器	前払金及び開発中の資産	合計
取得原価							
2016年1月1日現在残高	4,564	4,857	2,562	1,924	2,400	874	17,181
企業結合による取得	60	52	19	0	16	0	147
取得	192	126	211	94	221	1,045	1,889
組替え	276	533	90	292	27	-1,241	-23
処分	-230	-166	-207	-243	-229	-12	-1,087
為替差損益	-26	-12	-5	15	-28	-12	-68
2016年12月31日現在 / 2017年1月1日現在残高	4,836	5,390	2,670	2,082	2,407	654	18,039
企業結合による取得	8	1	1	0	11	0	21
取得	157	141	187	78	225	1,305	2,093
組替え	157	372	72	397	125	-1,145	-22
処分	-495	-272	-344	-281	-203	-8	-1,603
為替差損益	-135	-148	-79	-58	-34	-31	-485
2017年12月31日現在残高	4,528	5,484	2,507	2,218	2,531	775	18,043
減価償却及び減損損失							
2016年1月1日現在残高	2,258	3,099	1,959	880	1,190	0	9,386
企業結合による取得	10	28	14	0	7	0	59
減価償却	175	287	236	201	200	0	1,099
減損損失	1	3	0	27	0	0	31
組替え	14	-16	4	0	0	0	2
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	0	0
処分	-128	-141	-197	-233	-187	0	-886
為替差損益	-11	-11	-4	4	-19	0	-41
2016年12月31日現在 / 2017年1月1日現在残高	2,319	3,249	2,012	879	1,191	0	9,650
企業結合による取得	3	0	1	0	2	0	6
減価償却	182	307	230	229	208	0	1,156
減損損失	0	7	1	18	0	0	26
組替え	9	-12	2	0	1	0	0

減損損失の戻入	0	0	0	0	0	0	0
処分	-307	-245	-322	-273	-172	0	-1,319
為替差損益	-77	-86	-58	-16	-21	0	-258
2017年12月31日現在残高	2,129	3,220	1,866	837	1,209	0	9,261
2017年12月31日現在の帳簿価額	2,399	2,264	641	1,381	1,322	775	8,782
2016年12月31日現在の帳簿価額	2,517	2,141	658	1,203	1,216	654	8,389

「処分」の変動は、主に、不動産の売却及びウィリアムズ・リー・タグ・グループの売却によるものである。

前払金は、当グループが未了の取引に関連して前払金を支払った有形固定資産項目に係る前払金にのみ関わるものである。開発中の資産は、報告日現在で建設中の有形固定資産項目に関連するものであり、内部又は第三者による建設原価が既に発生しているものである。

(22.2) ファイナンス・リース

以下の資産はファイナンス・リースより生じた非流動資産として計上されている。

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
土地及び建物	180	153
その他の設備、営業用及び事務用機器	16	12
車輛及び輸送用機器	4	3
技術設備及び機械	1	1
航空機	2	0
ファイナンス・リース	203	169

金融負債の項には、対応する負債に関する情報が記載されている。注記40.2を参照のこと。

(23) 投資不動産

投資不動産は、主に、承継可能な建物利用権が付されたリース不動産並びに造成地及び未造成地から成っている。

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
取得原価		
1月1日現在の残高	39	34
追加	2	2
組替え	0	0
処分	-7	-1
為替差損益	0	-1
12月31日現在の残高	34	34
減価償却及び減損損失		
1月1日現在の残高	14	11
追加	0	0
減損損失	0	2

処分	-2	0
組替え	-1	0
為替差損益	0	0
12月31日現在の残高	11	13
12月31日現在の帳簿価額	23	21

投資不動産の賃貸収益は2百万ユーロ（前年度：1百万ユーロ）で、関連する費用は1百万ユーロ（前年度：0百万ユーロ）であった。公正価値は、54百万ユーロ（前年度：58百万ユーロ）であった。

(24) 持分法が適用される投資

持分法が適用される投資は、以下の表に記載のとおり変動した。

(単位：百万ユーロ)

	関連会社		ジョイント・ベンチャー		合計	
	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
1月1日現在残高	75	95	1	2	76	97
追加	19	22	0	0	19	22
処分	-3	-26	0	0	-3	-26
減損損失	0	0	0	0	0	0
当グループの持分の変動						
損益として認識される変動	3	1	1	1	4	2
利益配分	-2	-2	0	0	-2	-2
その他の包括利益として認識される変動	3	-8	0	0	3	-8
12月31日現在残高	95	82	2	3	97	85

「追加」は、2017年第1四半期に、イスラエルに拠点を置くGlobal-E Online Ltd.の株式の22.56パーセントを取得したことに関わるものである。

「処分」は専ら、AHKエアホンコンリミテッド（中国）を「売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債」に組替えたことに関わるものである。注記31を参照のこと。

(24.1) 財務データ総計

以下の表は、当グループにおいて個別にも集計しても実質的な重要性を有さない会社に関する連結財務諸表及び財務データ抜粋に記載の帳簿価額の集計の概要である。

関連会社及びジョイント・ベンチャーに関する財務データ総計

(単位：百万ユーロ)

	関連会社		ジョイント・ベンチャー		合計	
	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
連結財務諸表における帳簿価額 ⁽¹⁾	95	82	2	3	97	85
税引前利益	4	1	1	2	5	3
税引後利益	3	1	1	1	4	2

その他の包括利益	3	-8	0	0	3	-8
包括利益合計	6	-7	1	1	7	-6

(1) 保有する持分に基づいている。

(25) 金融資産

(単位：百万ユーロ)

	長期		短期		合計	
	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
売却可能金融資産	32	59	200	500	232	559
内、公正価値で測定されたもの	21	45	200	500	221	545
貸付金及び受取債権	458	466	73	69	531	535
純損益を通じて公正価値で計上される金融資産	155	170	94	76	249	246
リース受取債権	44	38	7	7	51	45
金融資産	689	733	374	652	1,063	1,385

金融資産の増加は、主に、マネー・マーケット・ファンドへの投資によるものであり、売却可能金融資産において認識されている。

純損益を通じて公正価値で計上される長期金融資産1百万ユーロ（前年度：12百万ユーロ）の評価減が、損益計算書に計上されている一方、負債として、同額の評価増が計上された。

類似する長期金融資産に関する2017年12月31日現在の市場金利と比較すると、住宅建設助成貸付金の殆どが、低金利又は無利子である。これらは、貸借対照表上、現在価値3百万ユーロ（前年度：6百万ユーロ）で計上されている。これらの貸付金の元本金額の総額は、3百万ユーロ（前年度：6百万ユーロ）である。

処分に関する制限の詳細については、注記43.2を参照のこと。

(26) その他の資産

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
前払費用	705	604
未収税金	463	466
年金資産；非流動資産に限る	143	153
民間郵便代理事業者に対する受取債権	127	116
原価配賦より生じた収益	86	113
借方残高を伴う債権	39	44
保険事業に係る受取債権	35	37
損害賠償（遡及請求）に係る受取債権	32	32
従業員に対する受取債権	32	30
資産処分に係る受取債券	0	16
代金引換に係る受取債権	4	7
その他の資産；内、非流動資産：78（前年度：79）	732	797

その他の資産	2,398	2,415
内、流動資産	2,176	2,184
非流動資産	222	231

年金資産に関する詳細な情報は、注記38に記載されている。

未収税金のうち356百万ユーロ（前年度：346百万ユーロ）は付加価値税に関連し、67百万ユーロ（前年度：62百万ユーロ）は関税に関連し、43百万ユーロ（前年度：55百万ユーロ）はその他の未収税金に関連している。その他の資産には、数多くの個別項目が含まれている。

(27) 繰延税金

貸借対照表項目及び満期別の内訳

(単位：百万ユーロ)

	2016年		2017年	
	繰延税金資産	繰延税金負債	繰延税金資産	繰延税金負債
無形固定資産	25	131	12	88
有形固定資産	140	98	52	52
長期金融資産	5	11	7	12
その他の非流動資産	77	7	16	5
その他の流動資産	24	56	19	70
引当金	580	20	449	43
金融負債	93	13	74	19
その他の負債	143	2	104	3
繰越欠損金	1,337	-	1,755	-
総額	2,424	338	2,488	292
内、短期	860	119	569	102
長期	1,564	219	1,919	190
純額	-232	-232	-216	-216
帳簿価額	2,192	106	2,272	76

繰越欠損金に係る繰延税金のうち1,486百万ユーロ（前年度：1,110百万ユーロ）はドイツの繰越欠損金に関するもので、269百万ユーロ（前年度：227百万ユーロ）は海外の繰越欠損金に関するものである。

当グループはタックスプランニングにおいて、約64億ユーロ（前年度：101億ユーロ）の繰越欠損金及び約26億ユーロ（前年度：30億ユーロ）の一時差異に係る繰延税金資産は計上しなかったが、それは、当グループが、これらの繰越欠損金及び一時差異を利用する可能性が低いと見込まれるためである。

ドイツの当該繰越欠損金の大半は、ドイツポスト・アーゲーに関するものである。これらは無期限に利用することが可能である。外国会社については、多額の重要な繰越欠損金が2025年以前に失効することはない。

ドイツ内外の子会社の利益に関連する505百万ユーロ（前年度：813百万ユーロ）の一時差異は、予測可能な将来においては戻入れられない可能性が高いため、これに関する繰延税金は認識していない。

(28) 棚卸資産

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
原材料、貯蔵品及び消耗品	150	179
製品及び再販目的購入商品	61	100
仕掛品	59	45
前払金	5	3
棚卸資産	275	327

これらの棚卸資産について、重大な評価引当金を計上する必要性はなかった。

(29) 売掛金

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
売掛金	7,306	7,558
繰延収益	659	660
売掛金	7,965	8,218

(30) 現金及び現金同等物

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
現金同等物	1,198	1,342
銀行残高	1,837	1,717
現金	19	18
その他の現金及び現金同等物	53	58
現金及び現金同等物	3,107	3,135

現金及び現金同等物の3,135百万ユーロのうち、973百万ユーロ（前年度：955百万ユーロ）については、報告日時点において、当グループの一般的な使用は不可能であった。この金額のうち、895百万ユーロ（前年度：886百万ユーロ）は為替規制又はその他法的規制が適用される国々（主に、中国、インド及びタイ）に起因するものであり、78百万ユーロ（前年度：69百万ユーロ）は主に非支配株主持分を有する会社に起因するものであった。

(31) 売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債

この項目で報告されている金額は、主に以下に関連している。

(単位：百万ユーロ)

	資産		負債	
	2016年	2017年	2016年	2017年
AHK エアホンコンリミテッド（中国） - 株式持分(エクスプレス・セグメント)	0	4	0	0
その他	0	0	0	0

売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債	0	4	0	0
---------------------------------	---	---	---	---

AHK エアホンコンリミテッド（中国）の持分（持分法が適用される投資）について、当グループは、自己が保有する当該持分の40パーセントを、キャセイパシフィックに売却する予定である。キャセイパシフィックは、当該持分の残りの60パーセントを保有しており、また、当グループとの間で共同契約を締結している。この共同契約は、アジアにおけるエクスプレス貨物輸送に関するものであり、2018年12月31日に契約期間が終了する旨が規定されている。「売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債」に組替える前の直近の再測定の結果、減損損失は生じなかった。

「その他」の項目は、売却目的で保有する既存の航空機に関するものである。別途、各々1.00ユーロの帳簿価額を有する5機の航空機について、当会計年度中、本貸借対照表の「その他」の項目につき組替えがなされた。組替え前の直近の再測定により、18百万ユーロの減損損失が生じることとなった。

(32) 資本金及び自己株式の買付

2017年12月31日現在において、ドイツ復興銀行（KfWバンケングルッペ）（KfW）は、ドイツポスト・アーゲーの株式の20.7パーセント（前年度：20.5パーセント）を保有している。残りの79.3パーセント（前年度：79.5パーセント）は浮動株であった。KfWはドイツ連邦政府より委託された株式を保有する。

(32.1) 資本金の推移

資本金は1,229百万ユーロに上る。資本金は、1株が株式資本における想定持分1ユーロを有する記名式無額面株式（普通株式）1,228,707,545株で構成され、全て払込済である。

資本金及び自己株式の推移

(単位：ユーロ)

	2016年	2017年
資本金		
1月1日現在の残高	1,212,753,687	1,240,915,883
増資による条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)追加(転換社債)	28,162,196	15,091,662
自己株式の消却による減資	0	-27,300,000
12月31日現在の残高 (商業登記簿に基づく)	1,240,915,883	1,228,707,545
自己株式		
1月1日現在の残高	-1,568,593	-29,587,229
自己株式の取得	-30,896,650	-4,660,410
自己株式の発行/売却	2,878,014	2,434,057
自己株式の消却による減資	0	27,300,000
12月31日現在の残高	-29,587,229	-4,513,582
12月31日現在の合計	1,211,328,654	1,224,193,963

(32.2) 授權資本及び条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）

2017年12月31日現在の授權資本・条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)

	百万ユーロ	目的
2013年授権資本	-	現金 / 現物出資による株式資本増加 (2018年5月28日まで)
2017年授権資本	160	現金 / 現物出資による株式資本増加 (2022年4月27日まで)
2011年条件付資本 (コンティンジェント・キャピタル)	32	オプション / 転換権の発行 (2016年5月24日まで)
2013年条件付資本 (コンティンジェント・キャピタル)	-	オプション / 転換権の発行 (2018年5月28日まで)
2014年条件付資本 (コンティンジェント・キャピタル)	40	役員に対する新株引受権の発行 (2019年5月26日まで)
2017年条件付資本 (コンティンジェント・キャピタル)	75	オプション / 転換権の発行 (2022年4月27日まで)

2013年授権資本

2013年5月29日の定時株主総会決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2018年5月28日までの期間、現金及び / 又は現物出資と引き換えに、240百万株を上限として記名式無額面の新株を発行し、それにより当社の株式資本を増加させる権限が付与された。当該権限の一部は、2014年及び2015年に行使された。授権資本は236百万ユーロに達した。2017年4月28日の定時株主総会決議により、当該権限は新たな権限 (2017年授権資本) に置き換えられた。

2017年授権資本

2017年4月28日の定時株主総会決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2022年4月27日までの期間、現金及び / 又は現物出資と引き換えに、160百万株を上限として記名式無額面の新株を発行し、それにより当社の株式資本を増加させる権限が付与された。当該権限は、全部又は一部の金額について行使されうる。株主は通常、新株引受権を有している。但し、取締役会は、監査役会の承認を条件に、権限の対象となる株式については株主の新株引受権を適用しないようにすることができる。報告期間において、当該権限は使用されなかった。

2011年条件付資本 (コンティンジェント・キャピタル)

2011年5月25日の定時株主総会決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2016年5月24日までの期間、1回又は複数回にわたり、元本総額10億ユーロを上限として、新株予約権付社債、転換社債及び / 又は収益社債、並びに利益参加権証書、又はこれらの組み合わせを発行する権限が付与された。これにより、取締役会は、株式資本における比例持分をもつ最大75百万株までのオプション又は転換権を付与することができるが、75百万ユーロを超えることはない。

10億ユーロの転換社債発行により、2012年12月、当該権限は完全に使用された。株式資本は、条件付きで最大75百万ユーロまで増加した。条件付資本 (コンティンジェント・キャピタル) は、新株の発行を通じて、2015年度は4,832ユーロ減少し、2016年度は28,162,196ユーロ減少し、2017年度は15,091,662ユーロ減少した。

2013年条件付資本 (コンティンジェント・キャピタル)

2013年5月29日の定時株主総会決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2018年5月28日までの期間、1回又は複数回にわたり、元本総額15億ユーロを上限として、新株予約権付社債、転換社債及び / 又は収益社債、並びに利益参加権証書、又はこれらの組み合わせを発行する権限が付与された。これにより、取締役会は、株式資本における比例持分をもつ最大75百万株までのオプション又は転換権を付与することができるが、75百万ユーロを超えることはない。株式資本は、条件付きで最大75百万ユーロまで増加した。当該権限は使用され

なかった。2017年4月28日の定時株主総会決議により、当該権限は新たな権限（2017年条件付資本）に取って代わられた。

2014年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）

2014年5月27日の定時株主総会決議により、取締役会は、記名式無額面の新株を最大で40百万株発行することによって株式資本を条件付きで最大40百万ユーロ増加する権限が付与された。条件付資本の増加によって、一部の当グループ役員に対し新株引受権を付与することになる。新株引受権は、前述の2014年5月27日の定時株主総会による決議に基づいてのみ発行されうる。条件付資本の増加は、付与された新株引受権に基づき株式が発行される場合に限り実施されるものであり、当社は、新株引受権を現金支払又は自己株式の交付によって決済しない。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。株式資本は、条件付きで最大40百万ユーロまで増加した。報告期間において、当該権限は使用されなかった。

2017年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）

2017年4月28日の定時株主総会決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2022年4月27日までの期間、1回又は複数回にわたり、元本総額15億ユーロを上限として、新株予約権付社債、転換社債及び/又は収益社債、並びに利益参加権証書、又はこれらの組み合わせを発行する権限が付与された。これにより、取締役会は、株式資本における比例持分をもつ最大75百万株までのオプション又は転換権を付与することができるが、75百万ユーロを超えることはない。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。当該権限の一部は、2017年12月に、元本総額10億ユーロの転換社債を発行することにより行使された。株式資本は、条件付きで最大75百万ユーロまで増加した。

(32.3) 自己株式を取得する権限

2017年4月28日の定時株主総会決議により、当社は、2022年4月27日までの期間、決議採択時に存在する株式資本の10パーセントまで、自己株式を取得する権限が付与された。これにより、取締役会は、法律で許容されるあらゆる目的、とりわけ定時株主総会決議で言及された目標を達成するために当該権限を行使することができる。

この権限に基づき取得された自己株式（株主の新株引受権を除く）は、ドイツ国外の証券取引所における上場のために引き続き使用される可能性がある。さらに、取締役会は、デリバティブを用いて自己株式を取得する権限を引き続き有する。

株式買戻プログラム

株式買戻プログラムは、2016年4月1日に開始し、2017年3月6日に終了した。買戻された株式は、消却されるか、長期役員報酬プランの支払に用いられるか、又は2012年/2019年転換社債に基づき生じる権利を行使する場合において潜在的義務を履行するために用いられることが意図されていた。

株式買戻プログラムのトランシェ		
トランシェ	期間	取引量（百万ユーロ）
I	2016年4月1日から2016年5月3日まで	100
II	2016年5月30日から2016年8月26日まで	250
III	2016年8月29日から2017年3月6日まで	650

2017年第1四半期において、トランシェIIIのために、3.3百万株が、総額106百万ユーロ（1株当たりの平均価格：31.65ユーロ）で取得された。株式買戻プログラムを通じて、合計32.9百万株が、911百万ユーロで取得された。2017年3月21日の取締役会決議により、27.3百万株の保有自己株式が、減資の過程で消却された。

シェア・マッチング・スキーム

シェア・マッチング・スキームの2016年トランシェを決済するため、2017年3月に、1,297,200株が、総額41百万ユーロ（1株当たりの平均価格：31.60ユーロ）で取得された。2017年4月には、さらに23,037株が1株当たりの平均価格31.67ユーロで取得され、該当する役員に対して発行された。2017年4月に、2012年トランシェに基づくマッチング株式に係る権利が処理され、役員に対して1,113,820株が発行された。

2017年12月31日現在、ドイツポスト・アーゲーは自己株式4,513,582株（前年度：29,587,229株）を保有していた。

(32.4) 資本に関する開示

2017会計年度の自己資本比率は33.4パーセント（前年度：29.6パーセント）であった。当社の資本に関する指標は、純負債額を資本と純負債額との合計で除して算出される純ギアリング比率を用いて確認する。

資本

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
金融負債	6,035	6,050
(控除)営業金融債務 ⁽¹⁾	-138	-155
(控除)現金及び現金同等物	-3,107	-3,135
(控除)短期金融資産	-374	-652
(控除)長期デリバティブ金融商品	-155	-170
純負債	2,261	1,938
(加算)資本	11,350	12,903
純負債と資本の合計	13,611	14,841
純ギアリング比率(%)	16.6	13.1

(1) 例えば、リース債務、過分支払等に関するもの。

(33) 資本剰余金

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
1月1日現在の残高	2,385	2,932
シェア・マッチング・スキーム		
追加	53	67
行使	-54	-59
シェア・マッチング・スキーム総額	-1	8
パフォーマンス・シェア・プラン		
追加	17	25

パフォーマンス・シェア・プラン総額	17	25
自己株式の消却による減資	0	27
自己株式の取得価額と発行価額との差額	0	5
転換社債に基づく転換権の行使による資本増加	531	286
2017年 / 2025年転換社債に基づく転換権	0	53
2017年 / 2025年転換社債に基づく転換権に係る繰延税金	0	-9
12月31日現在の残高	2,932	3,327

2017年4月に、2012年トランシェに基づくマッチング株式に係る権利が処理され、2016年トランシェに基づく繰延インセンティブ株式及び投資株式に係る権利が付与された。

(34) その他の剰余金

IAS第39号ヘッジ剰余金

本会計年度、実現損失77百万ユーロ及び実現収益91百万ユーロが、その他の包括利益で認識された（前年度：実現損失86百万ユーロ及び実現収益69百万ユーロ）。

(35) 利益剰余金

持分変動計算書に計上された項目に加えて、利益剰余金には、自己株式の取得による変動も含まれている。

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
自己株式の取得	-1,000	51
内、トランシェI乃至IIIに基づく株式買戻	-775	-103
トランシェIIIに基づく株式の買戻債務	-195	195
シェア・マッチング・スキームに基づく自己株式の取得 / 売却	-30	-41

2016年12月31日時点で、まだ実行されていない買戻取引について、株式買戻プログラムのトランシェIIIに係る株式の買戻債務の195百万ユーロが認識された。2017年3月まで、買戻取引が実行され、前記の債務は減額した。残存債務の89百万ユーロについては、株式買戻プログラムの終了時に、直ちに認識を中止した。

非支配株主持分との取引における変動は、主に、Olimpo Holiday S.A.の残存株式の取得に関連する買取価額債務に起因している。

(36) ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する資本

2017会計年度のドイツポスト・アーゲー株主に帰属する資本は、12,637百万ユーロ(前年度：11,087百万ユーロ)であった。

配当金

ドイツポスト・アーゲー株主への配当金は、HGB(ドイツ商法)に準拠して作成されたドイツポスト・アーゲーの年次財務諸表に計上された未処分利益6,103百万ユーロに基づいて支払われている。取締役会は、配当権付無額面株式1株当たり1.15ユーロの配当を提案している。これは、配当金総額1,409百万ユーロに相当する。支払が予定されている配当金総額を控除した残額の4,694百万ユーロは、新たな勘定に繰り越される。最終的な配

当金総額は、定時株主総会の開催日に未処分利益の処分について決議した時点における配当権付株式数に基づくものとする。

	配当金総額(百万ユーロ)	1株当たりの配当金(ユーロ)
2016年分として2017会計年度に支払われた配当金	1,270	1.05
2015年分として2016会計年度に支払われた配当金	1,027	0.85

配当金は租税目的の出資勘定（ドイツ法人税法（Körperschaftssteuergesetz（KStG））第27条において定義されているsteuerliches Einlagekonto）から（出資が株式払込証拠金である場合を除き）全額が支払われるため、キャピタル・ゲイン税又は連帯付加税が控除されることなく支払が行われる。配当金は、ドイツ居住者である株主に関しては非課税である。これは、受領者に対し、税の還付又は税額控除に関する権利を与えるものではない。租税に関しては、配当金の分配は、出資勘定からの出資の払戻しと看做され、税務当局の見解としては、株式の取得原価を減額するものとされる。

(37) 非支配株主持分

本項目には、企業結合会計によるグループ外株主の連結持分、及び損益計算における持分に関する調整額も含まれる。

以下の表は、重要な非支配株主持分が関連する会社を示している。

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
DHL シノトランス・インターナショナル・エア・クーリエ Ltd.(中国)	162	164
ブルーダート・エクスプレス・リミテッド(インド)	14	17
PT ピロティカ・セメスタ(インドネシア)	13	15
DHL グローバル・フォワードリング・アブダビLLC(アラブ首長国連邦)	11	10
エクセル・サウディア LLC(サウジ・アラビア)	11	9
その他の会社	52	51
非支配株主持分	263	266

以下の2社において、重要な非支配株主持分が存在している。

エクスプレス・セグメントに割り当てられているDHL シノトランス・インターナショナル・エア・クーリエ Ltd.(中国)は、国内外のエクスプレス・デリバリー及び運送業務を提供している。ドイツポストDHLグループは、同社株式の50パーセントを保有している。ブルーダート・エクスプレス・リミテッド(インド)は、PePセグメントに割り当てられている。ドイツポスト・アーゲーは、クーリエ・サービス・プロバイダーであるブルーダート社の株式の75パーセントを保有している。

以下の表は、非支配株主持分を有する重要な会社に関する財務データの集計の概要を示している。

重要な非支配株主持分に関する財務データ

(単位：百万ユーロ)

	シノトランス		ブルーダート	
	2016年	2017年	2016年	2017年

貸借対照表				
資産				
非流動資産	115	97	80	72
流動資産	433	447	103	91
資産総額	548	544	183	163
資本及び負債				
長期引当金及び非流動負債	8	8	28	14
短期引当金及び流動負債	216	207	78	63
資本及び負債総額	224	215	106	77
資産純額	324	329	77	86
非支配株主持分	162	164	14	17
損益計算書				
売上高	1,335	1,461	354	371
税引前利益	293	316	32	30
法人所得税	74	80	12	12
税引後利益	219	236	20	18
その他包括利益	-15	-24	0	-4
包括利益総額	204	212	20	14
内、非支配株主持分に帰属するもの	102	106	5	3
非支配株主持分に分配される配当金	116	104	2	1
非支配株主持分に帰属する連結当期純利益	109	118	5	4
キャッシュ・フロー計算書				
営業活動による現金純額	262	250	22	23
投資活動において使用された / 投資活動による現金純額	-12	-6	16	6
財務活動において使用された現金純額	-231	-207	-23	-32
現金及び現金同等物の変動額	19	37	15	-3
1月1日時点での現金及び現金同等物	204	214	7	22
現金及び現金同等物に対する為替レートの変動の影響	-9	-16	0	-1
12月31日時点での現金及び現金同等物	214	235	22	18

非支配株主持分に帰属する包括利益の一部は、為替換算調整勘定に大きく関連している。

これらの変動については、以下の表に記載されている。

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
1月1日現在残高	15	10
非支配株主持分の取引	0	0
包括利益総額		

未実現損益の変動	-5	-22
実現損益の変動	0	0
12月31日現在の為替換算調整勘定	10	-12

(38) 年金及びこれに類する債務に係る引当金

当グループの最も重要な確定給付型年金制度はドイツ及び英国に存在する。当グループにおけるその他の多種多様な確定給付型年金制度は、オランダ、スイス、米国及びその他多数の国にみられる。これらの制度に関連して一定のリスクがあり、かつこれらを軽減する措置もある。

(38.1) 制度の特徴

ドイツ

ドイツポスト・アーゲーは、ドイツにおいて、労働協約に基づく企業年金制度を有しており、当該制度には新規の時間給労働者及び給与制従業員が参加できる。この制度は、新たな労働協約を締結することにより、前年度において再設計された。2016年1月1日より、週の労働時間及び賃金/給与グループに応じて退職給付部分が時間給労働者及び給与制従業員の各々につき毎年算定され、個人の年金口座に入金されている。新たに配賦対象となった給付部分の各々については、前年度比2.5パーセントの増加分が含まれる。法定年金の支給期日が到来した際に、時間給労働者及び給与制従業員は、一時払若しくは分割払、又は毎年1パーセント増加する月次終身給付支払のうち、いずれの支払を受けるかにつき選択することができる。2015年12月31日時点で既に雇用されていた従業員は、その時点の未払給付金に係る初回の給付部分を受領した（当該部分は、年金口座に一度に入金された。）。ドイツポスト・アーゲーの債務の大半は、時間給労働者・給与制従業員に対する従前からの確定給付金、及び転職又は退職した元時間給労働者・元給与制従業員に対する年金給付債務に関連する。また年金制度は、取締役会を構成する役員レベルより下位の役員、及びとりわけ繰延給与制度を通じて特定の従業員グループにおいて、利用可能である。取締役会に対する退職給付制度の詳細については、当グループの経営報告書の43ページを参照のこと。

ドイツポスト・アーゲーの各退職給付債務の外部資金源は、契約上の信託制度であり、これは年金資金も含む。従前含まれていた支援資金は、2016年に清算され、また、その資産は信託に移転された。信託は、当グループの個別の財務戦略に沿って運用を行う。年金資金の場合、原則として、追加の事業主拠出を行うことなく規制資金要件を満たすことができる。年金資産の一部は、当グループが長期的に賃借する不動産で構成されている。それに加えて、元時間給労働者・元給与制従業員に対する年金給付債務の一部については、ドイツ・ブンデスポストの承継企業向けの共同年金基金であるドイツ・ブンデスポスト補足年金基金（VAP）が利用されている。

ドイツにおける各子会社は、経営の取得及び移転の結果承継することとなった、新規参入が認められない年金制度を有している。契約上の信託制度は、前年度より、3つの子会社において外部資金源として利用可能となっている。

英国

英国において、当グループの確定給付型年金制度は、新規参入及び対象勤務の追加発生を原則として認めていない。例外的に1つの制度が存在し、当該制度では、対象勤務の追加発生が認められており、また、当該制度に加入していない在職中の従業員の加入を、人数制限付きで受け入れている。当該制度は、在職期間及び最終給与に基づく退職後の月次支払を提供している。また、年金開始時における一時払いがなされなければならない。年金支払の年次増額はインフレーションに紐付けされている。

英国における当グループの確定給付年金制度は、基本的に、参加部門ごとに異なる部分を有する1つの団体制度に統合されている。年金制度の運用は、主に、グループ・トラストを通じて資金拠出されている。なお、資金

評価の過程において、企業拠出額に関し、受託者と交渉を行うことが必要となる。従業員受益者は、加入を受け入れている確定給付制度が1つの場合、各自で資金拠出を行う。

その他

オランダにおいては、分野別の年金制度の適用を受けない従業員が、専用の確定給付型年金制度に参加することが、労働協約上の義務とされている。当該制度は、年金対象となる給与上限に基づき算定される年間発生額について定めている。さらに、当該制度は、同意された時間給及び給与増加に連動する毎月の年金支払と、この連動のために利用可能な資金について定めている。

スイスにおいては、従業員は、法定要件に従い企業年金を受給しており、年金の支払は、支払済みの拠出金、毎年確定される利子率、一定の年金要素及び特定の年金増加に応じたものとなっている。特定のより高額な賃金報酬について、終身年金の支払を行う代わりに一時払いを行う別途の制度が存在する。米国においては、企業の確定給付型年金制度は、新規参入を認めておらず、追加の受入が凍結されている。

当グループ会社は、これら三ヶ国において、各々の共同資金提供機関を用いることにより、専用の確定給付型年金制度に主に資金提供をする。オランダ及びスイスにおいて、事業主及び従業員両方が年金資金に拠出を行う。米国においては、これに関して、現在のところ拠出は行われていない。

(38.2)財務計画の遂行及び貸借対照表項目の計算

確定給付債務の現在価値、年金資産の公正価値及び年金引当金純額は、以下のとおり変動した。

(単位：百万ユーロ)

	確定給付債務の現在価値	
	2016年	2017年
確定給付債務の現在価値、1月1日現在	17,272	17,723
従業員の拠出額を除く当期勤務費用	162	187
過去勤務費用	-356	-8
清算利益(-) / 損失(+)	-7	-60
IAS第19号第130項によるその他管理費用	-	-
勤務費用⁽¹⁾	-201	119
確定給付債務の利息費用	483	414
年金資産の利息収益	-	-
利息費用純額	483	414
損益計算書に計上されている収益及び費用	282	533
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 人口統計上の仮定の変動	-16	-95
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 財務上の仮定の変動	1,754	338
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 実績による調整	-65	35
利子収益を除く年金資産利益	-	-
包括利益計算書において認識された再測定	1,673	278
雇用主の拠出額	-	-
従業員の拠出額	32	32
給付支払額	-747	-736
清算支払額	-71	-139

譲渡	0	0
取得 / 処分	-2	-7
為替換算による影響	-716	-303
確定給付債務の現在価値、12月31日現在	17,723	17,381

(1) IAS第19号第130項に基づくその他管理費用を含む（その他管理費用は、年金資産から支出される。）。

(単位：百万ユーロ)

	年金資産の公正価値	
	2016年	2017年
年金資産の公正価値の現在価値、1月1日現在	11,202	12,286
従業員の拠出額を除く当期勤務費用	-	-
過去勤務費用	-	-
清算利益(-) / 損失(+)	-	-
IAS第19号第130項によるその他管理費用	-10	-11
勤務費用⁽¹⁾	-10	-11
確定給付債務の利息費用	-	-
年金資産の利息収益	346	291
利息費用純額	346	291
損益計算書に計上されている収益及び費用	336	280
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 人口統計上の仮定の変動	-	-
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 財務上の仮定の変動	-	-
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 実績による調整	-	-
利子収益を除く年金資産利益	797	656
包括利益計算書において認識された再測定	797	656
雇用主の拠出額	1,162	701
従業員の拠出額	18	18
給付支払額	-481	-465
清算支払額	-71	-139
譲渡	-12	0
取得 / 処分	-1	1
為替換算による影響	-664	-254
年金資産の公正価値の現在価値、12月31日現在	12,286	13,084

(1) IAS第19号第130項に基づくその他管理費用を含む（その他管理費用は、年金資産から支出される。）。

(単位：百万ユーロ)

	年金引当金純額	
	2016年	2017年
年金引当金純額の現在価値、1月1日現在	6,070	5,437
従業員の拠出額を除く当期勤務費用	162	187

過去勤務費用	-356	-8
清算利益(-) / 損失(+)	-7	-60
IAS第19号第130項によるその他管理費用	10	11
勤務費用⁽¹⁾	-191	130
確定給付債務の利息費用	483	414
年金資産の利息収益	-346	-291
利息費用純額	137	123
損益計算書に計上されている収益及び費用	-54	253
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 人口統計上の仮定の変動	-16	-95
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 財務上の仮定の変動	1,754	338
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 実績による調整	-65	35
利子収益を除く年金資産利益	-797	-656
包括利益計算書において認識された再測定	876	-378
雇用主の拠出額	-1,162	-701
従業員の拠出額	14	14
給付支払額	-266	-271
清算支払額	0	0
譲渡	12	0
取得 / 処分	-1	-8
為替換算による影響	-52	-49
年金引当金純額の現在価値、12月31日現在	5,437	4,297

(1) IAS第19号第130項に基づくその他管理費用を含む(その他管理費用は、年金資産から支出される。)。

2017年12月31日時点で、アセット・シーリングの効果は3百万ユーロに達した。前記を認識するにあたり、年金資産の公正価値(2017年1月1日/2016年12月31日:2百万ユーロ;2016年1月1日:0百万ユーロ)から当該金額を控除する方法が適用された。

報告期間において、ドイツにおける退職者を対象に年金一時払制度が実施され、これにより、清算支払及び年金債務の停止がもたらされた。さらに、企業拠出額は、2つの特別措置の影響を受けた。一つ目の措置では、英国において当グループの年金債務の資金調達を増加させるために、特別拠出がなされた。これは、予想将来企業拠出額を大幅に減らすことにもなった。2017年12月31日時点で、短期確定利付証券に対する一時投資が行われていた。もう一つの措置では、ドイツにおいて信託に対する不動産拠出がなされた。

2018年の年金引当金純額の合計支払額は、384百万ユーロに上ると見込まれている。この金額のうち、335百万ユーロは当グループの予想直接給付支払額に起因し、49百万ユーロは年金基金への予想企業拠出額に起因している。

確定給付債務の現在価値、年金資産の公正価値及び年金引当金純額、並びに貸借対照表項目の計算の内訳は、以下のとおりである。

(単位:百万ユーロ)

	2017年			
	ドイツ	英国	その他	合計
12月31日現在の確定給付債務の現在価値	9,554	5,240	2,587	17,381
12月31日現在の年金資産の公正価値	-5,748	-5,112	-2,224	-13,084

12月31日現在の年金引当金純額	3,806	128	363	4,297
内訳				
12月31日現在の年金資産	0	46	107	153
12月31日現在の年金及びこれに類する債務に係る引当金	3,806	174	470	4,450

(単位：百万ユーロ)

	2016年			
	ドイツ	英国	その他	合計
12月31日現在の確定給付債務の現在価値	9,866	5,270	2,587	17,723
12月31日現在の年金資産の公正価値	-5,518	-4,590	-2,178	-12,286
12月31日現在の年金引当金純額	4,348	680	409	5,437
内訳				
12月31日現在の年金資産	0	1	142	143
12月31日現在の年金及びこれに類する債務に係る引当金	4,348	681	551	5,580

その他のエリアで、オランダ、スイス及び米国は確定給付債務合計の現在価値において、それぞれ44パーセント、20パーセント及び13パーセントに相当する（前年度：40パーセント、24パーセント及び13パーセント）。

加えて、元当グループ会社から返済を受ける権利は、ドイツにおいて、約19百万ユーロ（前年度：20百万ユーロ）の額で当グループに存在していたものであり、これは別途計上されている。対応する給付支払は、元当グループ会社によって直接行われている。

(38.3) 確定給付債務の現在価値に関する追加情報

主要な財務上の仮定は以下のとおりである。

(単位：%)

	2017年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
割引率(確定給付債務)	2.25	2.50	2.23	2.32
将来の期待昇給年率	2.50	3.25	2.05	2.43
将来の期待年金増加年率	2.00	2.85	1.26	2.18

(単位：%)

	2016年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
割引率(確定給付債務)	2.25	2.75	2.19	2.39
将来の期待昇給年率	2.50	3.25	2.02	2.43
将来の期待年金増加年率	2.00	2.85	0.93	2.15

ユーロ圏内及び英国における確定給付債務の割引率について、その各々は、AAの信用格付けの社債利回りを構成するイールド・カーブから生じたものであり、各々の場合において、メンバーシップの構成及び期間について考慮がなされた。その他の国については、AAの信用格付け（又は、場合に応じて、AA及びAAAの信用格付け）の

社債のためのディープ・マーケットが存在する場合、確定給付債務の割引率は同様の方法で確定された。他方で、当該社債のためのディープ・マーケットが存在しない国においては、国債利回りが使用された。

ドイツにおける毎年の年金増加については、示された仮定に加え、とりわけ固定レートを考慮する必要がある。したがって、実効加重平均は、1.00パーセント（前年度：1.00パーセント）になる。

最も重要な人口統計上の仮定は、平均余命及び／又は死亡率に関連する。これらは、ドイツのグループ会社に関しては、クラウス・ヒューベック博士により出版されたRichttafeln 2005 Gの生命表に基づいている。英国における年金制度に関しては、平均余命は、現行の資金評価に従って、制度固有の死亡率を反映させるために調整した英国アクチュアリー会の継続的死亡率調査のS1PMA / S1PFA表に基づいている。報告期間において、2016年度末以降に公表された将来の死亡率改善に関する最新の予測を考慮し、1.5パーセントの長期料率が適用された。その他の国々に関しては、各国の現在の標準生命表が用いられた。

仮に主要な財務上の仮定の1つが変動する場合、確定給付債務は以下のとおり変動する。

	仮定の変動 パーセントポイント	確定給付債務の現在価値の変動 (単位：%)			
		ドイツ	英国	その他	合計
2017年12月31日					
割引率(確定給付債務)	1.00 -1.00	-12.52 15.81	-14.92 19.39	-14.51 19.02	-13.53 17.36
将来の期待昇給年率	0.50 -0.50	0.18 -0.17	0.08 -0.08	0.95 -0.90	0.26 -0.25
将来の期待年金増加年率	0.50 -0.50	0.42 -0.38	5.63 -5.53	6.39 -4.71	2.87 -2.57
2016年12月31日					
割引率(確定給付債務)	1.00 -1.00	-12.58 15.91	-15.02 19.62	-14.48 18.67	-13.58 17.41
将来の期待昇給年率	0.50 -0.50	0.18 -0.17	0.08 -0.08	1.08 -1.01	0.28 -0.26
将来の期待年金増加年率	0.50 -0.50	0.42 -0.38	5.94 -5.41	6.23 -4.29	2.90 -2.44

これらは、確定給付債務の各現在価値の実効加重変動であり、例えば、ドイツの年金増加のうち、概ね固定化された性質を考慮に入れている。

65歳の受給者の平均余命が1年伸長することにより、ドイツにおける確定給付債務の現在価値は4.55パーセント（前年度：4.56パーセント）、英国においては4.25パーセント（前年度：4.06パーセント）増加する。その他の国においては、2.93パーセント（前年度：2.56パーセント）増加することとなり、増加の合計は4.22パーセント（前年度：4.12パーセント）である。

感応度分析に係る開示を確定する場合、現在価値は、報告日における現在価値の計算に使用した評価手法と同様の手法を用いて、計算された。なお、仮定相互間の依存性は考慮に入れておらず、むしろ、各仮定が独立して変動することを前提としている。各仮定は、通常、相互に相関性が認められる関係にあるため、上記は例外的であるといえる。

2017年12月31日現在の当グループの確定給付債務の加重平均期間は、ドイツにおいて14.3年（前年度：14.4年）、英国において18.0年（前年度：18.0年）であった。その他の国では、17.6年（前年度：17.5年）であり、合計で15.9年（前年度：15.9年）であった。

確定給付債務の現在価値のうち、30.0パーセント（前年度：29.2パーセント）は、現在雇用されている受給者によるものであり、17.2パーセント（前年度：16.8パーセント）は退職した受給者によるものであり、52.8パーセント（前年度：54.0パーセント）は現在の退職者によるものである。

(38.4) 年金資産の公正価値に関する追加情報

年金資産の公正価値は以下のとおり分類できる。

(単位：百万ユーロ)

	2017年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
株式	1,044	765	819	2,628
確定利付証券	1,956	3,685	826	6,467
不動産	1,609	187	273	2,069
オルタナティブ ⁽¹⁾	415	432	31	878
保険	554	0	127	681
現金	163	33	50	246
その他	7	10	98	115
年金資産の公正価値	5,748	5,112	2,224	13,084

(単位：百万ユーロ)

	2016年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
株式	1,053	662	742	2,457
確定利付証券	1,986	3,173	910	6,069
不動産	1,377	183	262	1,822
オルタナティブ ⁽¹⁾	434	457	33	924
保険	562	0	119	681
現金	99	103	20	222
その他	7	12	92	111
年金資産の公正価値	5,518	4,590	2,178	12,286

(1) 主に絶対収益型商品が含まれる。

活発な市場における見積市場価格は、年金資産の公正価値合計の約79パーセントで存在する（前年度：80パーセント）。かかる見積市場価格が存在しない残存資産のうち、不動産はその14パーセントを（前年度：13パーセント）、保険等は5パーセントを（前年度：6パーセント）、オルタナティブは1パーセントを（前年度：1パーセント）、確定利付証券は1パーセントを（前年度：0パーセント）、それぞれ占めている。活発な市場における投資は、多くの場合、各国特有の一定の集中投資領域を有しつつ、世界的に多角的になされている。

1,590百万ユーロ（前年度：1,358百万ユーロ）の公正価値を有するドイツ所在の不動産（年金資産として相殺可能）は、ドイツポスト・アーゲーが自らこれを利用している。

資産負債に関する研究は、資産負債間の適合性を調査するために、ドイツ、英国及びその他オランダ、スイス、米国等においても定期的に行われている。年金資産の戦略的配賦は、上記研究に即して調整されている。

(38.5) リスク

確定給付型年金制度には特定のリスクがある。当該リスクは、その他の包括利益を通じてドイツポストDHLグループの持分に（マイナス又はプラスの）変動をもたらすものであり、その全般的な重要性は中程度ないし

重大に区分される。一方、人件費及び金融費用純額に関する短期的影響について、その重要性は軽度とみなされている。利用可能なリスク軽減措置は、制度の詳細に応じて講じられている。

利率のリスク

各割引率の減少（増加）により、債務合計の現在価値は増加（減少）し、かつ、原則として、年金資産に含まれる確定利付証券の公正価値の増加（減少）も伴う。その他のヘッジ措置も講じられ、場合によってはデリバティブが利用される。

インフレリスク

年金債務、特に最終給与計画に係る同債務又は年金支払段階において増加される同債務は、直接又は間接にインフレに関連している。

確定給付債務の現在価値に対するインフレ率の増加リスクは軽減されており、例えば、ドイツの場合はコンポーネント・ベースの退職給付制度に転換することによって、また、英国の場合は確定給付制度の新規参入を認めないことによって、当該リスクは軽減されている。さらに、増加率を固定化し、場合に応じて増加に一部制限を設けかつ／又は一時払いを行っている。また、金利と正の相互関係が認められる。

投資リスク

投資には、通常、多数のリスクが含まれる。特に市場価格の変更に係るリスクにさらされる。当該リスクは、主として、幅広い多様性を確保すること、及びヘッジ商品を用いることによって管理されている。

長寿リスク

長寿リスクは、平均余命が延びることによって、将来支払うべき給付に関連して生じる。これは、確定給付債務の現在価値を計上する場合、特に、現在基準の死亡率表を利用することによって、軽減される。例えば、ドイツ及び英国において利用されている死亡率表は、平均余命の予想将来増加分の給与を既に含んでいる。

(39) その他の引当金

その他の引当金は、以下の主な引当金の種別に分類される。

(単位：百万ユーロ)

	長期		短期		合計	
	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
その他の従業員給付	541	521	230	141	771	662
リストラクチャリング引当金	72	54	181	49	253	103
保険契約準備金(保険)	435	411	235	231	670	642
郵便切手	0	0	242	173	242	173
税金引当金	0	0	113	163	113	163
諸引当金	450	435	322	374	772	809
その他の引当金	1,498	1,421	1,323	1,131	2,821	2,552

(39.1) その他の引当金の変動

(単位：百万ユーロ)

	その他の従業員給付	リストラクチャリング引当金	保険契約準備金(保険)	郵便切手	税金引当金	諸引当金	合計

2017年1月1日現在の残高	771	253	670	242	113	772	2,821
連結グループの変更	-6	0	0	0	0	-4	-10
取崩し	-424	-87	-48	-242	-34	-189	-1,024
為替差損益	-49	-16	-14	0	-5	-31	-115
戻入れ	-12	-81	-33	0	-25	-63	-214
割引の引戻し/割引率の変更	0	0	0	0	0	5	5
組替え	-1	-1	1	0	10	-9	0
繰入額	383	35	66	173	104	328	1,089
2017年12月31日現在の残高	662	103	642	173	163	809	2,552

その他の従業員給付に対する引当金は主に、人員削減費用（解雇手当、経過給付、部分退職等）、株式評価益権（SARS）及び記念給付に対するものである。

リストラクチャリング引当金には、米国におけるエクスプレス事業及び当グループのその他の地域における再編措置から生じた費用全てが含まれる。これらの措置は、例えば、遊休工場の賃貸、訴訟リスクやターミナルの閉鎖に起因する費用に主に関連する。この引当金の減少は、主に、米国におけるエクスプレス事業が関与する法的紛争について裁判所が判断を示したことに起因する。

保険契約準備金（保険）は、主に未払損失引当金及びIBNR準備金から成り立っている。さらなる詳細については、注記7を参照のこと。

郵便切手に対する引当金は、販売されたが未だ使用されていない郵便切手による顧客に対する書簡及び小包配送に関する未履行債務を対象とするものである。これは、外部専門家報告書及び社内データに基づきなされた外挿法による推定に基づいて算出されている。この引当金は、発行された郵便切手の額面価額で算出されている。

税金引当金のうち57百万ユーロ（前年度：47百万ユーロ）は付加価値税、62百万ユーロ（前年度：22百万ユーロ）は関税、そして44百万ユーロ（前年度：44百万ユーロ）はその他の税金引当金に關係している。

(39.2) 諸引当金

諸引当金には数多くの個別項目が含まれており、その内訳は以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
航空機整備 内、長期：155（前年度：144）	149	190
訴訟費用 内、長期：71（前年度：78）	127	117
事業活動より生じるリスク 内、長期：10（前年度：12）	42	42
その他の諸引当金 内、長期：199（前年度：216）	454	460
諸引当金	772	809

(39.3) 満期日構成

2017会計年度に認識された引当金の満期日構成は以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

2017年度	1年以下	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
その他の従業員給付	141	127	43	34	43	274	662
リストラクチャリング引当金	49	9	18	3	6	18	103

保険契約準備金(保険)	231	186	84	51	35	55	642
郵便切手	173	0	0	0	0	0	173
税金引当金	163	0	0	0	0	0	163
諸引当金	374	170	92	39	40	94	809
合計	1,131	492	237	127	124	441	2,552

(40) 金融負債

(単位：百万ユーロ)

	長期		短期		合計	
	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
社債	4,217	4,835	773	515	4,990	5,350
銀行に対する負債額	20	39	138	117	158	156
ファイナンス・リース負債	181	159	28	22	209	181
純損益を通じた公正価値での金融負債	23	9	98	35	121	44
その他の金融負債	130	109	427	210	557	319
金融負債	4,571	5,151	1,464	899	6,035	6,050

銀行に対する負債額は、主に各銀行からの当座貸越によるものである。

純損益を通じた公正価値での金融負債に計上されている金額は、デリバティブ金融商品の負の公正価値に関するものである。

(40.1) 社債

当社の最も主要な社債の詳細は、以下の表のとおりである。ドイツポスト・ファイナンスBVによって発行された社債は、全てドイツポスト・アーゲーによって保証されている。

重要な社債

	表面利率 (%)	発行額 (百万ユーロ)	発行体	2016年		2017年	
				帳簿価額 (百万ユーロ)	公正価値 (百万ユーロ)	帳簿価額 (百万ユーロ)	公正価値 (百万ユーロ)
2012年 / 2017年 満期社債	1.875	750	ドイツポスト・ ファイナンスB.V.	749	758	-	-
2012年 / 2022年 満期社債	2.950	500	ドイツポスト・ ファイナンスB.V.	497	572	498	561
2012年 / 2020年 満期社債	1.875	300	ドイツポスト・ アーゲー	298	322	299	317
2012年 / 2024年 満期社債	2.875	700	ドイツポスト・ アーゲー	697	819	698	806
2013年 / 2018年 満期社債	1.500	500	ドイツポスト・ アーゲー	498	514	503	507
2013年 / 2023年 満期社債	2.750	500	ドイツポスト・ アーゲー	496	575	497	566
2016年 / 2021年 満期社債	0.375	750	ドイツポスト・ アーゲー	744	760	746	757
2016年 / 2026年 満期社債	1.250	500	ドイツポスト・ アーゲー	496	515	497	517
2017年 / 2027年 満期社債	1.000	500	ドイツポスト・ アーゲー	-	-	494	494
2012年 / 2019年 満期転換社債 ⁽¹⁾	0.600	1,000	ドイツポスト・ アーゲー	405	428	108	112
2017年 / 2025年 満期転換社債 ⁽²⁾	0.050	1,000	ドイツポスト・ アーゲー	-	-	946	940

- (1) 転換社債の負債部分；転換社債の公正価値は、215百万ユーロである(前年度：629百万ユーロ)。
(2) 転換社債の負債部分；転換社債の公正価値は、1,057百万ユーロである。

2012年 / 2017年満期社債は、本会計年度において償還された。2017年12月に、2017年 / 2027年普通社債及び2017年 / 2025年転換社債の私募が行われた。

転換社債

発行された転換社債には、社債権者が、社債を、所定の数のドイツポスト・アーゲー株式に転換することを認める転換権が付されている。

加えて、ドイツポスト・アーゲーの株価が一時的にその時点で適用される転換価格の130パーセントを超える場合、ドイツポスト・アーゲーはコールオプションを与えられ、これにより、額面価値と未払利息を支払うことで、社債の早期償還が可能となった。

転換社債は、負債と持分の要素から構成される。次年度以降、実効金利法を用いて、発行価額を上限とし、帳簿価額に利息が足され、損益として認識される。

転換社債

	2012年/2019年	2017年/2025年
発行日	2012年12月6日	2017年12月13日
発行額	10億ユーロ	10億ユーロ
未決済額	110.8百万ユーロ	10億ユーロ
行使期間 転換権	2013年1月16日から 2019年11月22日まで	2020年12月13日から 2025年6月13日まで ⁽¹⁾
行使期間 コールオプション	2017年12月6日から 2019年11月16日まで	2023年1月2日から 2025年6月10日まで
発行日時点の負債要素の価値 ⁽²⁾	920百万ユーロ	946百万ユーロ
発行日時点の持分要素の価値 ⁽³⁾	74百万ユーロ	53百万ユーロ
取引費用(負債/持分要素)	5.8 / 0.5百万ユーロ	4.7 / 0.3百万ユーロ
発行時転換価格	20.74ユーロ	55.69ユーロ
調整後転換価格 ⁽⁴⁾		
2014年度	20.69ユーロ	-
2015年度	20.63ユーロ	-
2016年度	20.60ユーロ	-
2017年度	20.47ユーロ	-
年度別転換数(新規株式数) ⁽⁵⁾		
2015年度	5千	-
2016年度	28百万	-
2017年度	15百万	-

- (1) 社債の条件に基づく条件付転換可能期間を除く。
(2) 取引費用及び付与されたコールオプションを含む。
(3) 資本剰余金に計上される。
(4) 配当金の支払後。
(5) 各会計年度について、配当権が付されている。

(40.2) ファイナンス・リース負債

ファイナンス・リース負債は、主に以下の項目に関連するものである。

	リース元	利率(%)	期限	資産	2016年 (百万 ユーロ)	2017年 (百万 ユーロ)
ドイツポスト・イモビリエン GmbH(ドイツ)	様々なリース元	5.09/ 5.23	2023年/ 2028年	不動産	97	90
DHL アビエーション NV/SA (ブリュッセル)	サーシス・パルク	4.25	2031年	不動産	38	38
DHL インターナショナル (UK) リミテッド(英国)	ハワード・ルイシャム・リミテッド; セグロ・エアポート・プロパティ・パートナーシップ	5.00	2030年/ 2031年	不動産	23	22
ドイツポスト・アーゲー(ドイツ)	ティー・システムズ・インターナショナル GmbH	4.25	2019年	IT機器	13	9

リース資産は、帳簿価額は169百万ユーロ（前年度:203百万ユーロ）で有形固定資産に計上されている。最低支払リース料の想定元本は総額237百万ユーロ（前年度：259百万ユーロ）となっている。

満期日構成

(単位：百万ユーロ)

	現在価値 (ファイナンス・リース負債額)		最低リース支払額 (想定元本)	
	2016年	2017年	2016年	2017年
1年以下	28	22	30	25
1年超5年以内	74	60	102	88
5年超	107	99	127	124
合計	209	181	259	237

(40.3) その他の金融負債

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
Olimpoの残存持分の取得に関連する買取価額債務	0	11
ファイナンス・リースの早期解除に関連する債務証書借入	14	7
株式買戻プログラムのトランシェIIIより生じた債務	195	0
ジョージオ・ゴリ・グループの残存持分の取得に関連するプット・オプション	41	0
諸金融負債	307	301
その他の金融負債	557	319

(41) その他の負債

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
税金負債	1,109	1,123
功労	679	688
賃金、給与、解雇手当	374	389

繰延収益 内、長期：100(前年度：116)	398	356
有給休暇	335	352
従業員及び役員に対する支払債務	203	199
社会保険に関する負債	174	172
貸方残高を伴う債務	159	124
残業代	90	115
住宅建設助成貸付金の売却より生じた負債 内、長期：86(前年度：123)	125	105
COD負債	61	68
未払賃借料	45	40
振出済み小切手により生じた負債	28	35
保険債務	17	33
その他の有給休暇	28	28
損害賠償に関する負債	17	12
損害賠償に関する未払保険料及び類似の債務	12	12
その他の諸負債 内、長期：86(前年度：133)	810	823
その他の負債	4,664	4,674
内、短期	4,292	4,402
長期	372	272

税金負債中、590百万ユーロ（前年度：603百万ユーロ）は付加価値税、371百万ユーロ（前年度：330百万ユーロ）は関税、162百万ユーロ（前年度：176百万ユーロ）はその他の税金負債に関して計上されているものである。

住宅建設助成貸付金の売却より生じた負債は、過年度の受取債権の譲渡に伴う借入条件の悪化を埋め合わせるためにドイツポスト・アーゲーが借入人に対して支払う利息補助金に係る債務及び売却された住宅建設助成貸付金に係る元本及び利息の返済から生じたパス・スルー債務に関連している。

その他の負債には、数多くの個別項目が含まれる。

(41.1) 満期日構成

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
1年以下	4,292	4,402
1年超2年以内	131	122
2年超3年以内	44	45
3年超4年以内	30	32
4年超5年以内	20	22
5年超	147	51
その他の負債	4,664	4,674

満期までの期間が短いこと及び市場金利により、その他の債務の帳簿価額と公正価値との間には、重大な差異は存在しない。これらの商品の殆どは市場金利での変動金利を付されているため、重大な金利リスクは存在しない。

[次へ](#)

キャッシュ・フローの開示

(42) キャッシュ・フローの開示

IFRSの新たな要求事項に基づく、財務活動から生じる負債の変動に係る調整は、以下の表のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	2016年 12月31日 現在	現金を伴 う変動	現金を伴わない変動 ⁽¹⁾				合計	2017年 12月31日 現在
			追加、 ファイナ ンス・ リース	為替換算	公正価値 調整	その他の 変動		
社債	4,990	668	0	-5	0	-303	-308	5,350
銀行に対する 負債額	158	49	0	-23	-27	-1	-51	156
ファイナン ス・リース負 債	209	-26	7	-2	0	-7	-2	181
その他の金融 負債 ⁽²⁾	418	-37	0	-8	-8	-200	-216	165
財務活動から 生じる負債	5,775	654	7	-38	-35	-511	-577	5,852

(1) その他のキャッシュ・フロー項目への現金の組替を含む。

(2) 金融負債による差異(注記40を参照のこと)は、アーン・アウト又はデリバティブから生じる現金及び現金同等物の変動など、その他のキャッシュ・フロー項目に記載される現金関連によるものである。

その他の現金を伴わない変動は、主に、-195百万ユーロの株式買戻プログラム及び総額-301百万ユーロの現金を伴わない2012年/2019年転換社債の行使に関連する。

報告日現在において、財務活動から生じる負債にのみ帰属するヘッジは存在しない。ポートフォリオ・ヘッジ及び純投資ヘッジから生じるキャッシュ・フローの影響額は、キャッシュ・フロー項目の「その他の財務活動」に記載されており、報告期間における当該金額は、-51百万ユーロである。

2017年会計年度において、現金を伴わない取引が発生したが、当該取引は、IAS第7.43号及び第7.44号に基づき、キャッシュ・フロー計算書には記載されていない。当該取引は、18の不動産に関するものであり、ドイツ・ポスト・ペンションズ-トロイハンドGmbH & Co. KGに抛出された。抛出の結果として収益は認識されたものの、現金又は現金同等物は受領されなかった。

(42.1) 営業活動により生じた現金純額

営業活動により生じた現金純額の増加は、EBITの改善に加えて、主に引当金の変動によるものである。前年度において、ドイツにおける年金債務の資金調達は10億ユーロであったが、他方、2017会計年度において、英国における年金債務の資金調達のために495百万ユーロが使用された。

現金を伴わない収益及び費用は、以下のとおりである。

現金を伴わない収益及び費用

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
資産の再評価より生じた費用	94	102
負債の再評価より生じた収益	-141	-131
資産の処分より生じた収益	-26	-54
持分決済の株式報酬に関連する人件費	45	49
その他	-12	-6
現金を伴わない収益及び費用	-40	-40

(42.2) 投資活動に使用した現金純額

投資活動に使用した現金純額は、1,643百万ユーロから2,091百万ユーロに増加した。前年度において、国庫補助金の返済により、その他の長期金融資産に378百万ユーロが追加された。これと同時期に、英国メールグループの取得のために278百万ユーロが支払われた。報告期間において、子会社の処分による収入は、ウィリアムズ・リー・タグ・グループの売却により、316百万ユーロに増加した。このキャッシュ・フローは、売却価額の現金相当部分(256百万ユーロ)、内部債務の弁済による現金収入(114百万ユーロ)及び為替ヘッジによる収入(8百万ユーロ)により生じたものであり、ここから非連結化による現金支出の62百万ユーロが差し引かれる。WERTHEIMER PARENTCOの持分を取得するために支払われた30百万ユーロは、「持分法が適用される投資及びその他投資の取得に支払われた現金」に計上されており、また、110百万ユーロの貸付金は、「その他の長期金融資産の取得に支払われた現金」に計上されている。注記2を参照のこと。報告期間において、「有形固定資産及び無形固定資産の取得に支払われた現金」は、1,966百万ユーロから2,203百万ユーロに増加した。

IAS第7.40(d)号に従って、2017会計年度及び2016会計年度に行われた企業買収の過程で取得した資産及び発生した負債は以下のとおりである。注記2を参照のこと。

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
非流動資産	123	20
流動資産(現金及び現金同等物を除く。)	97	5
長期引当金及び非流動負債	-15	-7
短期引当金及び流動負債	-118	-4

(42.3) 財務活動に使用した現金純額

財務活動において使用された現金純額は、前年度から146百万ユーロ減少し、1,087百万ユーロとなった。

前年度において、社債の私募により12億ユーロの発行収入がもたらされた。報告期間においては、社債及び転換社債の私募により、15億ユーロの発行収入がもたらされた。また、報告期間において、長期金融負債は、750百万ユーロの社債を償還したことにより返済された。株式買戻プログラムの終了により、自己株式の取得に支払われた現金は、836百万ユーロから148百万ユーロに減少した。キャッシュ・フロー計算書及びフリー・キャッシュ・フローの詳細については、当グループの経営報告書の61fページを参照のこと。

[次へ](#)

その他の開示

(43) 当グループのリスク及び金融商品

(43.1) リスク管理

営業活動の結果、当グループは、為替レート、市況商品価格及び金利の変動から生じる可能性のある金融リスクにさらされている。ドイツポスト・DHLグループは、これらのリスクを、主として非デリバティブ金融商品及びデリバティブ金融商品を利用して管理している。デリバティブ金融商品は、非デリバティブ金融商品のリスク緩和のためにのみ利用されている。また、デリバティブ金融商品の公正価値の変動は、原取引と分離して検討すべきではない。

当グループの内部リスク管理指針は、デリバティブの利用に関する活動領域、責任及び必要な統制について規定している。実績のあるリスク管理のソフトウェアによって、金融取引が記録、評価及び処理されており、また同ソフトウェアによってヘッジ関係の有効性が定期的に記録もされている。デリバティブのポートフォリオは、定期的に関係する銀行と調整されている。

金融取引において相手方から生じるリスクを制限するため、当グループは、格付けの高い銀行とのみこの種の契約を行うことができる。銀行に個別に設定されている取引可能な範囲の限度は、日々再討されている。当グループの取締役会は、既存の金融リスク及びこれらを緩和するために導入されているヘッジ商品について、定期的に内部報告を受けている。金融商品は、IAS第39号に準拠して会計処理され、評価される。

当グループの確定給付型年金制度に関連するリスク及びリスク軽減に関する情報については、注記38.5を参照のこと。

流動性資産の管理

流動性資産の管理における究極的な目的は、ドイツポスト・DHLグループ及び全てのグループ会社の支払能力を確保することにある。したがって、当グループの流動性資産については可能な限り中央にキャッシュプールされ、コーポレートセンターで管理されている。

中央短期金融市場への出資金及び融資可能枠から成る、中央流動性準備金（融資可能額）が、管理の重要なパラメーターである。目標は、最低でも20億ユーロの中央融資枠を保有することである。

当グループの中央流動性準備金は、2017年12月31日現在42億ユーロ（前年度:39億ユーロ）である。上記額には、計22億ユーロの中央金融市場への出資金及び20億ユーロの合同融資枠が含まれている。

キャッシュ・フローに基づいたIFRS第7号の適用範囲内の非デリバティブ金融負債の満期日別の内訳は、以下のとおりである。

金融負債の満期日別内訳

（単位：百万ユーロ）

	1年以下	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
2017年12月31日現在						
長期金融負債 ⁽¹⁾	86	287	403	839	591	3,430
その他の非流動負債	0	1	2	1	1	81
非流動負債	86	288	405	840	592	3,511
短期金融負債	877					
買掛金	7,343					
その他の流動負債	337					

流動負債	8,557					
2016年12月31日現在						
長期金融負債 ⁽¹⁾	77	707	1,134	385	823	2,474
その他の非流動負債	0	1	1	1	1	119
非流動負債	77	708	1,135	386	824	2,593
短期金融負債	1,389					
買掛金	7,178					
その他の流動負債	341					
流動負債	8,908					

(1) 2016年度において、2012年 / 2019年転換社債はすべて「2年超3年以内」に含まれていた。2017年12月31日現在、転換社債により生じた負債の額は111百万ユーロであり、「1年超2年以内」に記載された。2017年 / 2025年転換社債はすべて「5年超」に記載された。

キャッシュ・フローに基づく、デリバティブ金融商品の満期日別の内訳は、以下のとおりである。

デリバティブ金融商品の満期日別内訳

(単位：百万ユーロ)

	1年以下	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
2017年12月31日現在						
デリバティブ債権 - 総額決済						
現金支出	-2,421	-312	0	0	0	0
現金収入	2,489	325	0	0	0	0
純額決済						
現金収入	13	2	0	0	0	0
デリバティブ債務 - 総額決済						
現金支出	-922	-87	0	0	0	0
現金収入	898	84	0	0	0	0
純額決済						
現金支出	-17	-5	0	0	0	0
2016年12月31日現在						
デリバティブ債権 - 総額決済						
現金支出	-2,124	-231	0	0	0	0
現金収入	2,184	237	0	0	0	0
純額決済						
現金収入	6	0	0	0	0	0
デリバティブ債務 - 総額決済						
現金支出	-2,675	-188	-2	0	0	0
現金収入	2,602	175	1	0	0	0
純額決済						

現金支出	-22	-5	0	0	0	0
------	-----	----	---	---	---	---

デリバティブ金融商品は権利と義務の両方を伴う。契約の取決めにより、権利と義務が相殺し合う純額決済となるか、契約当事者双方が各自の義務を完全に履行しなければならない（総額決済）かが明確にされている。

為替リスク及び為替管理

ドイツポスト・DHLグループは、その世界的な営業活動により、認識された取引及び将来計画されている取引から生じる為替リスクにさらされている。

会計関連の為替リスクは、認識される外貨の項目の測定時及び決済時の為替レートが、認識時の為替レートと異なる際に生じる。結果として起きる為替の相違は、利益又は損失に直接影響を及ぼす。このような影響をできる限り緩和するために、グループ内の重要な会計関連の為替リスクを内部の銀行機能を經由してドイツポスト・アーゲーに集中させている。集中化されたリスクは、コーポレート財務部により集約され、通貨ごとに正味残高が計算され、リスク制限価格に基づいて対外的にヘッジされている。ポートフォリオの通貨関連リスク価格（95パーセント/1ヶ月の保有期間）は、報告日には5百万ユーロ（前年度：5百万ユーロ）に達したが、5百万ユーロが当該時点における最高限度額だった。

会計関連の為替リスクの管理に利用される為替予約と通貨スワップの想定元本は、報告日付で1,630百万ユーロ（前年度：2,425百万ユーロ）であった。これに対応する公正価値は、10百万ユーロ（前年度：-20百万ユーロ）であった。簡略化のため、公正価値ヘッジ会計は、利用されたデリバティブには適用されず、代わりにデリバティブ取引として報告された。

為替リスクは、外貨取引が、元々計画又は計算されたレートと異なる為替レートで実施された場合に生じる。このような為替リスクは、コーポレート財務部に一元的に取りまとめて定量化している。当該リスクに関して、従前はルールベースの常時稼働型ヘッジプログラムが実施されていたが、これは2017年に停止された。2018年/2019年に関する既存のヘッジについて、その大半は反対売買により決済された。計画された取引及び既存の契約上の取引から生じる為替リスクについて、今後は、特定の場合に限りヘッジされる予定である。関連のヘッジ取引は、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計を適用し計上されている（注記43.3キャッシュ・フロー・ヘッジを参照のこと）。

また、為替リスクは、海外業務で得た資産及び負債を、当グループの通貨に換算すること（為替換算リスク）から生じる。しかし、2017年度末時点で、為替換算リスクについては、もはやヘッジされていない。

最終的に、報告日付で、為替予約及び通貨スワップの想定元本が、4,321百万ユーロ（前年度：5,737百万ユーロ）存在した。これに対応する公正価値は、56百万ユーロ（前年度：1百万ユーロ）であった。報告日の時点において、当該年度末に通貨オプション又は為替スワップはなかった。

IAS第39号に準拠して2017年12月31日現在資本に計上された通貨デリバティブによる未実現利益又は損失のうち、36百万ユーロ（前年度：-90百万ユーロ）が、2018年度における収益として計上される予定である。

IFRS第7号は、会社に対して、報告日における為替レートの変動による損益及び資本に対する影響を示す定量的リスクデータを開示するよう求めている。このような通貨金融商品のポートフォリオの為替レートの変動による影響は、リスク計算時の価格（95パーセント信頼/1ヶ月の保有期間）を用い評価される。報告日現在のポートフォリオが、対象年度1年間のポートフォリオを示すものとみなされている。

為替レートの変動から生じる為替換算リスクは、IFRS第7号の対象外である。感応度分析は、以下の仮定に基づいている。

グループ会社が利用する主要な外貨建金融商品は、ドイツポスト・アーゲー内部の銀行によりヘッジされ、ドイツポスト・アーゲーにより毎月の為替レートが設定され保証されている。したがって、為替レート関連の変動は、グループ会社の損益及び資本に影響を与えない。個々のケースでは、グループ会社は、法的な理由からグ

グループ内部における銀行取引に参加することが認められていないため、デリバティブを利用して、主要な金融商品から生じる為替リスクを完全に個別にヘッジする。そのため、これらの会社は、当グループのリスクポジションに影響を与えない。

為替レートの仮定変動は、ドイツポスト・アーゲーの外部デリバティブの公正価値に影響を及ぼし、かかる公正価値の変動は、損益に計上される。また、かかる仮定変動は、ドイツポスト・アーゲーの内部グループにおける銀行残高、外部の銀行口座の残高及び内外への貸付金の報告日現在の再算定により生じる外貨の損益にも影響を及ぼす。該当する外貨項目のリスクにさらされている外貨価値は、報告日現在5百万ユーロ（前年度：5百万ユーロ）であった。また、為替レートの仮定変動は、資本、並びに、認識されていない確定約定及び実現性の非常に高い予想通貨取引をヘッジするために利用される（「キャッシュ・フロー・ヘッジ」に指定されている。）デリバティブの公正価値に影響を及ぼす。2017年12月31日現在、本リスクポジションでリスクにさらされていた外貨価値は、7百万ユーロ（前年度：76百万ユーロ）であった。報告日現在、リスクにさらされていた外貨価値は、計9百万ユーロ（前年度：80百万ユーロ）であった。合計額が上述の個別の合計より低いのは、相互依存性に起因する。

金利リスク及び金利管理

報告日付時点で、いかなる金利ヘッジ商品も認識されなかった。報告日現在、短期固定利付金融負債の割合は（注記40を参照のこと）、金融負債合計の14パーセント（前年度：24パーセント）に及ぶ。潜在的な金利変動による当グループの財政状態への影響は、引き続き僅かである。

IFRS第7号に基づいて必要とされている金利リスクに関する定量的リスクデータは、感応度分析により実施される。この方法は、市場金利の仮定変動が受取利息、支払利息及び報告日現在の資本へ与える影響を算定するために利用される。感応度分析は、以下の仮定が使用されている。

主要な変動金利付金融商品は、金利リスクにさらされるので、感応度分析の対象とされる。償却原価により測定される確定利付金融商品は、金利リスクにはさらされない。

仮に2017年12月31日現在の市場の金利水準が100ベース・ポイント上昇又は低下していたならば、前年度と同様に、金融費用純額は影響を受けていなかったであろう。全ての金利デリバティブは、報告日時点で満了又は引戻しがなされていた。持分に影響を及ぼす金利リスクについて、いかなる決定もなされなかった。

市場リスク

前年度のとおり、特に、灯油、ディーゼル、及び船舶用ディーゼル燃料等の商品価格の変動により生じたリスクの大部分は、事業上の方策により顧客に転嫁された。もっとも、関連する燃料サーチャージの影響は、1ヶ月から2ヶ月後に遅れて生じるため、仮に短期間に大きな価格変動があった場合には、一時的に収益に影響が及ぶ可能性がある。

さらに、ディーゼル及び船舶用ディーゼル燃料におけるコモディティ・スワップが、残存するリスクを管理するために僅かに行われた。かかるコモディティ・スワップは、想定元本が8百万ユーロ（前年度：52百万ユーロ）で、公正価値が1百万ユーロ（前年度：-4百万ユーロ）であった。

IFRS第7号は、会社に対して、商品価格の仮定変動の損益及び資本に対する影響を示す感応度分析を開示するよう求めている。

商品価格の変動は、将来購入する可能性の高い商品のヘッジ（キャッシュ・フロー・ヘッジ）のために使用されるデリバティブの公正価値及び資本のヘッジ剰余金に影響する。仮に、報告日において、デリバティブの基礎をなす商品価格が市場で決定された商品価格に比較して10パーセント上昇していたとすれば、これにより公正価値及び持分が増加することはなかったであろう（前年度：3百万ユーロの増加）。また、これに対応する商品価格の低下は、影響を及ぼすことはなかったであろう。

簡略化のため、商品価格ヘッジの中には、キャッシュ・フロー・ヘッジとして認識されていないものがある。当該デリバティブについては、商品価格の変化は、デリバティブの公正価値に影響を及ぼし、その結果として、損益計算書に影響を及ぼす。前年度と同様、仮に、基礎をなす商品価格が報告日において10パーセント上昇していたとすれば、これにより、当該公正価値は増加し、その結果として、営業利益は1百万ユーロ増加したであろう。また、これに対応する商品価格の低下は、デリバティブの公正価値及び営業利益を1百万ユーロ減少させたであろう。

信用リスク

当グループに生じる信用リスクとは、取引相手が営業活動及び金融取引より生じた債務を履行しないリスクである。金融取引より生じる信用リスクを最小限にするため、当グループは格付けの高い取引相手とのみ取引を行っている。このような、当グループの特徴的な顧客構造により、リスクが集中しないことになる。各取引相手は、個々に限度額が定められており、その利用状況は定期的にチェックされている。各取引相手の信用格付けの状態により、プラスの公正価値について減損の必要があるかどうかを確認するため、報告日にテストが実施される。2017年12月31日の時点において、いずれの取引相手についてもこのような事態は生じていない。

2017年、銀行が既存及び将来の売掛金を買い取る義務を負うことを前提とするファクタリング契約が締結された。銀行の買取義務は、売掛金の最大ポートフォリオの313百万ユーロに制限されている。ドイツポストDHLグループは、リボルビング想定元本を使用するか否か、また使用する場合にはどの程度使用するかにつき任意に決定することができる。売掛金の認識の中止に関連するリスクは、信用リスク及び支払滞納リスク（支払遅延リスク）を含む。

信用リスクは、主に、売掛金の所有に関する全てのリスク及び便益を示すものである。このリスク全ては、不良勘定に係る固定料金を支払うことにより銀行に移転する。重大な支払遅延リスクは存在しない。従って、信用リスクは売掛金に関連する主なリスクであり、このリスク全ては、固定料金の支払により銀行に移転する。よって売掛金の認識は全て中止される。2017会計年度において、当グループは、この継続的なエクスポージャーに関連する費用として、2百万ユーロ（前年度：1百万ユーロ）のプログラム料（利息、貸倒引当金）を計上した。2017年12月31日時点で織り込まれている売掛金の想定元本は、267百万ユーロである。

契約不履行リスクは、業務において継続してチェックされている。金融資産の帳簿価額総額は、契約不履行リスクの最高額を表す。売掛金8,218百万ユーロ（前年度：7,965百万ユーロ）の支払期日は1年以内である。支払期日を経過している売掛金の概要は、以下の表のとおりである。

支払期日を経過した売掛金

（単位：百万ユーロ）

		2016年	2017年
減損考慮前帳簿価額		8,133	8,365
報告日現在で減損されておらずかつ期日未到来のもの		5,517	5,527
報告日現在で期日経過しておりかつ減損されていないもの	30日未満	1,027	1,190
	31日以上 60日以内	426	441
	61日以上 90日以内	187	190
	91日以上 120日以内	70	74
	121日以上 150日以内	29	37
	151日以上 180日以内	11	16
	180日超	0	8

売掛金の変動は、以下のとおりである。

売掛金

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
売掛金総額		
1月1日現在	7,910	8,133
変動	223	232
12月31日現在	8,133	8,365
評価性引当金		
1月1日現在	-216	-168
変動	48	21
12月31日現在	-168	-147
12月31日現在帳簿価額	7,965	8,218

その他の金融商品は、全て支払期日が未到来であり、かつ減損されていない。

25百万ユーロ（前年度：23百万ユーロ）の減損は、その他の資産で認識された。

(43.2) 担保

提供された担保

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
長期金融資産	188	169
内、住宅用建物のローン実行のための資産に関するもの	101	87
内、保証金の支払に関するもの	87	76
短期金融資産	35	39
内、USクロスボーダー・リース（QTEリース）取引に関するもの	8	7
内、保証金の支払に関するもの	14	14

(43.3) デリバティブ金融商品

公正価値ヘッジ

2017年12月31日時点で、前年度と同様に、公正価値ヘッジは存在しなかった。報告日時点で、金利スワップの引戻しにより、帳簿価額は32百万ユーロ（前年度：43百万ユーロ）調整されることになった。帳簿価額の調整は、債務の残存期間にわたり実効金利法を用いて償却され、かつ将来の支払利息を減少させることになる。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

当グループは、将来の外貨建営業収益及び費用により生じるキャッシュ・フロー・リスクをヘッジするため、為替予約及び通貨スワップを利用している。為替予約及び通貨スワップの公正価値は、報告日現在46百万ユーロ（前年度：28百万ユーロ）であった。ヘッジ対象項目は、2019年度までにはキャッシュ・フローへ影響を及ぼすであろう。

ディーゼル燃料及び船舶用ディーゼル燃料の購入に伴うリスクは、顧客に転嫁できず、商品スワップを利用してヘッジされた。なお、かかる商品スワップは2018年までにキャッシュ・フローに影響するであろう。これらのキャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値は、0ユーロ（前年度：-5百万ユーロ）であった。

純投資ヘッジ

海外事業の換算により生じる為替リスクは、2017年末時点で、もはやヘッジされていない（前年度の純投資ヘッジの公正価値：-7百万ユーロ）。

(43.4) 当グループが利用している金融商品に関する追加開示

当グループでは金融商品をそれぞれの貸借対照表の項目に従って分類している。以下の表では、報告日現在において、金融商品を、IAS第39号上のカテゴリー及びそれぞれの公正価値に対応させて調整している。

2017年12月31日現在の貸借対照表上の帳簿価額の調整

（単位：百万ユーロ）

	帳簿価額	IAS第39号算定項目別帳簿価額	IAS第39号の範囲外のその他金融商品 ⁽¹⁾	IFRS第7号の範囲内の公正価値
資産の部				
長期金融資産（原価）	518	480	38	518
内、売却可能金融資産 ⁽²⁾		14		
内、貸付金及び受取債権		466		
長期金融資産（公正価値）	215	215		215
内、公正価値オプション		156		
内、売却可能金融資産		45		
内、ヘッジとして指定されたデリバティブ		14		
売掛金（原価）	8,218	8,218		該当なし
内、貸付金及び受取債権		8,218		
その他の流動資産（原価）	370	370		該当なし
内、貸付金及び受取債権		370		
IFRS第7号の範囲外のその他の流動資産	1,814			該当なし
短期金融資産（原価）	76	69	7	該当なし
内、貸付金及び受取債権		69		
短期金融資産（公正価値）	576	576		576
内、トレーディング		16		
内、売却可能金融資産		500		
内、ヘッジとして指定されたデリバティブ		60		
現金及び現金同等物	3,135	3,135		該当なし
内、貸付金及び受取債権		3,135		
資産合計	14,922			-
資本及び負債の部				
長期金融負債（原価） ⁽³⁾	5,142	4,983	159	5,622

内、その他の金融負債		4,983		
長期金融負債（公正価値）	9	9		9
内、アーン・アウト債務		6		
内、ヘッジとして指定されたデリバティブ		3		
その他の長期負債（原価）	86	86		86
内、その他の金融負債		86		
IFRS第7号の範囲外のその他の長期負債	186			該当なし
短期金融負債（原価）	864	842	22	868
内、その他の金融負債		842		
短期金融負債（公正価値）	35	35		35
内、トレーディング		6		
内、アーン・アウト債務		4		
内、ヘッジとして指定されたデリバティブ		25		
買掛金（原価）	7,343	7,343		該当なし
内、その他の金融負債		7,343		
その他の流動負債（原価）	19	19		該当なし
内、その他の金融負債		19		
IFRS第7号の範囲外のその他の流動負債	4,383			該当なし
資本及び負債合計	18,067			-

(1) リース債権又は負債に関係する。

(2) 公正価値は帳簿価額と同額とみなす。

(3) ドイツポスト・アーゲー及びドイツポスト・ファイナンスB.V.発行に係る社債で、長期金融負債に含まれるものは、償却原価で計上される。引戻し金利スワップの帳簿価額は、必要に応じて調整された。ドイツポスト・ファイナンスB.V.発行に係る社債の一つは、報告日付で公正価値ヘッジとして指定された。基礎調整は、IAS第39号に従って、ヘッジの有効部分について処理された。したがって、当該社債は、公正価値又は償却原価で完全に処理されてはいない。ドイツポスト・アーゲーが2017年12月及び2012年12月に発行した転換社債は、報告日付でそれぞれ1,057百万ユーロ及び215百万ユーロの公正価値を有していた。該当する負債要素の公正価値は、報告日付でそれぞれ940百万ユーロ及び112百万ユーロだった。

2016年12月31日現在の貸借対照表上の帳簿価額の調整

(単位：百万ユーロ)

	帳簿価額	IAS第39号算定項目別帳簿価額	IAS第39号の範囲外のその他金融商品 ⁽¹⁾	IFRS第7号の範囲内の公正価値
資産の部				
長期金融資産（原価）	513	469	44	513
内、売却可能金融資産		11		
内、貸付金及び受取債権		458		
長期金融資産（公正価値）	176	176		176
内、公正価値オプション		145		
内、売却可能金融資産		21		
内、ヘッジとして指定されたデリバティブ		10		
売掛金（原価）	7,965	7,965		該当なし
内、貸付金及び受取債権		7,965		
その他の流動資産（原価）	357	357		該当なし

内、貸付金及び受取債権		357		
IFRS第7号の範囲外のその他の流動資産	1,819			該当なし
短期金融資産（原価）	80	73	7	該当なし
内、貸付金及び受取債権		73		
短期金融資産（公正価値）	294	294		294
内、トレーディング		75		
内、売却可能金融資産		200		
内、ヘッジとして指定されたデリバティブ		19		
現金及び現金同等物	3,107	3,107		該当なし
内、貸付金及び受取債権		3,107		
資産合計	14,311			-
資本及び負債の部				
長期金融負債（原価） ⁽²⁾	4,548	4,367	181	5,102
内、その他の金融負債		4,367		
長期金融負債（公正価値）	23	23		23
内、アーン・アウト債務		11		
内、ヘッジとして指定されたデリバティブ		12		
その他の非流動負債（原価）	123	123		123
内、その他の金融負債		123		
IFRS第7号の範囲外のその他の非流動負債	249			該当なし
短期金融負債（原価）	1,366	1,338	28	781
内、その他の金融負債		1,338		
短期金融負債（公正価値）	98	98		98
内、トレーディング		38		
内、アーン・アウト債務		4		
内、ヘッジとして指定されたデリバティブ		56		
買掛金（原価）	7,178	7,178		該当なし
内、その他の金融負債		7,178		
その他の流動負債（原価）	313	313		該当なし
内、その他の金融負債		313		
IFRS第7号の範囲外のその他の流動負債	3,979			該当なし
資本及び負債合計	17,877			-

(1) リース債権又は負債に関係する。

(2) ドイツポスト・アーゲー及びドイツポスト・ファイナンスB.V.発行に係る社債で、長期金融負債に含まれるものは、償却原価で計上される。引戻し金利スワップの帳簿価額は、必要に応じて調整された。ドイツポスト・ファイナンスB.V.発行に係る社債の一つは、報告日付で公正価値ヘッジとして指定された。基礎調整は、IAS第39号に従って、ヘッジの有効部分について処理された。したがって、当該社債は、公正価値又は償却原価で完全に処理されていない。ドイツポスト・アーゲーが2012年12月に発行した転換社債は、報告日付で629百万ユーロの公正価値を有していた。負債要素の公正価値は、報告日付で428百万ユーロだった。

金融商品の活発な市場（例えば、株式市場）が存在する場合には、公正価値は、報告日現在の市場価額又は相場価額を参照し決定される。活発な市場における公正価値がない場合には、類似商品の活発な市場における相場

価額、又は一般的に認識された評価手法により公正価値が算定される。使用される評価手法には、当該金融商品の公正価値を算定するための主要な要素を組み入れ、報告日現在の市況から導き出される評価パラメーターを用いている。相手方から生じるリスクは、相手方が署名した現在のクレジット・デフォルト・スワップに基づき分析される。その他の長期受取債権及び満期日までの残存期間が1年超の金融投資の公正価値は、現在の金利パラメーターを考慮した当該資産に関する支払額の現在価値に相当する。

現金及び現金同等物、売掛金及びその他の受取債権は、支払期日までの残存期間が圧倒的に短い。その結果、これらの報告日現在の帳簿価額は、その公正価値とほぼ等しい。また、買掛金及びその他の負債も、通常は支払期日までの残存期間が短い。そのため、これらの算定価額は、その公正価値とほぼ等しい。

売却可能と分類された金融資産は、活発な市場を有さないパートナーシップ及び企業に対する持分14百万ユーロ（前年度：11百万ユーロ）を含む。

将来のキャッシュ・フローが信頼性を持って算定できないため、これらの公正価値は、評価手法を用いて算定することができない。2017年12月31日現在、売却可能金融資産に区分されている重要な株式について、近い将来に売却又は認識を中止する予定はない。

公正価値で測定された売却可能金融資産は、資本性金融商品及び負債性金融商品に関連する。

純損益を通じた公正価値で測定された金融資産には、一貫性のない会計を避けるため、公正価値オプションを適用した証券が含まれる。資産には活発な市場が存在し、かつ当該資産の価格は公正価値で認識されている。

以下の表では、公正価値で認識される金融商品及び公正価値の開示が要求される金融商品を表している。各分類は、公正価値ヒエラルキーに基づきレベル別に記載されている。

IFRS第7号第29項aに基づく簡略化オプションは、主に満期の短い現金及び現金同等物、売掛金、その他資産、買掛金及びその他負債について行使された。報告日時点におけるこれらの帳簿価額は、公正価値とほぼ等しい。活発な市場における見積価額がなく、その結果、原価で算定されなければならない資本性金融商品における金融投資は、これに含まれていない。

金融資産及び負債（2017年12月31日）

（単位：百万ユーロ）

分類	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽²⁾	レベル3 ⁽³⁾	合計
長期金融資産	201	480	0	681
短期金融資産	500	76	0	576
金融資産	701	556	0	1,257
非流動負債	5,315	151	6	5,472
流動負債	519	31	4	554
金融負債	5,834	182	10	6,026

(1)活発な市場における同一の金融商品の見積価額。

(2)直接的又は間接的に観察可能である見積価額以外のインプット。

(3)観察可能な市場データに基づかないインプット。

金融資産及び負債（2016年12月31日）

（単位：百万ユーロ）

分類	レベル1 ⁽¹⁾	レベル2 ⁽²⁾	レベル3 ⁽³⁾	合計
長期金融資産	166	512	0	678
短期金融資産	200	94	0	294
金融資産	366	606	0	972
非流動負債	4,730	384	11	5,125
流動負債	781	94	4	879

金融負債	5,511	478	15	6,004
------	-------	-----	----	-------

- (1)活発な市場における同一の金融商品の見積価額(未調整)。
(2)直接的又は間接的に観察可能である見積価額以外のインプット。
(3)観察可能な市場データに基づかないインプット。

レベル1は、主に、公正価値で算出された資本性金融商品及び償却原価で算出された負債性金融商品で構成される。

償却原価で算出される金融資産及び金融債務に加え、商品、金利及び通貨のデリバティブがレベル2において報告される。デリバティブの公正価値は、通貨、金利及び商品の先物レートを考慮して割引かれた予想される将来のキャッシュ・フローに基づいて算定される(マーケット・アプローチ)。そのため、市場で観察可能な相場価格(為替レート、金利及び商品価額)は、市場における通常の情報プラットフォームから取り込まれ、資金管理システムに入力される。この相場価格には、活発な市場での同様な商品の実際の取引が反映されている。仮に通貨オプションが用いられる場合は、ブラック・ショールズのオプションプライシングモデルを用いて測定される。デリバティブ測定に使用される重要な変数は、全て市場で観察可能である。

レベル3には、主に、株式投資の公正価値及びM&A取引に関連して後になされる支払が含まれる。これらは、妥当な仮定に基づき、定評のある評価モデルを用いて測定される。財務比率は、資産及び債務の公正価値に大きな影響を及ぼす。財務比率の上昇が公正価値の上昇をもたらす反面、財務比率の低下は公正価値の減少につながる。

2017会計年度には、金融商品のレベル間移動はなかった。報告日現在、レベル3に分類されている金融商品の純損益への影響は、以下の表のとおりである。

観察不可能なインプット(レベル3)

(単位:百万ユーロ)

	2017年1月1日	利益及び損失 (損益で計上済) (1)	利益及び損失 (OCIに計上済) (2)	追加	処分	為替換算効果	2017年12月31日
資産							
資本性金融商品	0	0	0	0	0	0	0
負債							
負債性金融商品	15	0	0	0	-5	0	10
デリバティブ							
内、株式デリバティブ	0	0	0	0	0	0	0
	2016年1月1日	利益及び損失 (損益で計上済) (1)	利益及び損失 (OCIに計上済) (2)	追加	処分	為替換算効果	2016年12月31日
資産							
資本性金融商品	83	0	0	0	-80	-3	0
負債							
負債性金融商品	0	0	0	15	0	0	15
デリバティブ							
内、株式デリバティブ	0	0	0	0	0	0	0

- (1)公正価値の減少は財務費用、公正価値の増加は財務収益に示されている。
(2)未実現損益は、IAS第39号の再評価剰余金で認識された。

IAS第39号の各測定カテゴリーに従って分類された金融商品の純利益及び純損失は以下のとおりである。

算定に関するカテゴリー別純利益及び純損失

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
貸付金及び受取債権	-127	-147
売却可能金融資産		
OCIに計上済の純利益 / 純損失	-4	2
損益に再分類済の純利益 / 純損失	63	1
損益に計上済の純利益 / 純損失	-8	-7
損益を通じて公正価値で計上される金融資産及び負債		
トレーディング	4	-1
公正価値オプション	0	0
その他の金融負債	-15	-5

利益及び損失は、主に、金融商品の公正価値での算定、減損及び処分（処分益 / 損）の影響を含む。配当金及び利息は、純損益を通じて公正価値で算定される金融商品としては考慮されていない。純損益を通じて公正価値で測定されない金融商品に関して取決められた利息及び手数料による収益及び費用については、開示された損益計算書に記載されている。

以下の表は、報告日現在、基本相殺契約又は金融資産及び金融負債に関する同様の契約に基づく相殺契約の影響を表している。

相殺 - 資産

(単位：百万ユーロ)

	資産の総額	相殺された負債の総額	相殺された資産の計上済正味金額	貸借対照表で相殺されていない資産と負債		合計
				相殺基準を満たさない負債	受領した担保	
2017年12月31日時点						
金融資産デリバティブ ⁽¹⁾	89	0	89	34	0	55
売掛金	8,301	83	8,218	0	0	8,218
基金	0	0	0	0	0	0
2016年12月31日時点						
金融資産デリバティブ ⁽¹⁾	104	0	104	67	0	37
売掛金	8,015	50	7,965	0	0	7,965
基金	384	331	53	0	0	53

⁽¹⁾ M&A取引に基づくデリバティブは除く。

相殺 - 負債

(単位：百万ユーロ)

	負債の総額	相殺された資産の総額	相殺された負債の計上済正味金額	貸借対照表で相殺されていない資産と負債		合計
				相殺基準を満たさない資産	提供された担保	
2017年12月31日時点						

金融負債デリバティブ ⁽¹⁾	34	0	34	34	0	0
買掛金	7,426	83	7,343	0	0	7,343
基金	0	0	0	0	0	0
2016年12月31日時点						
金融負債デリバティブ ⁽¹⁾	107	0	107	67	0	40
買掛金	7,228	50	7,178	0	0	7,178
基金	331	331	0	0	0	0

⁽¹⁾M&A取引に基づくデリバティブは除く。

法的強制力のある相殺権を有し、報告日時点で純額ベースでの決算を意図している場合に限り、金融資産及び金融負債は、相殺契約（基本相殺契約）に基づいて相殺される。

通常の営業過程で相殺権が執行可能でない場合、金融資産及び金融負債は、報告日時点での総額で貸借対照表に認識される。基本相殺契約により、法的措置を取らなければ執行できない条件付き相殺権が付与される。

キャッシュ・フロー及び公正価値リスクをヘッジするためドイツポスト・アーゲーは、多数の金融サービス機関と金融デリバティブ取引を行った。これらの契約は、金融デリバティブ取引の標準基本契約の対象となる。この契約は、条件付き相殺権を付与しており、その結果、報告日時点の金融デリバティブ取引の総額が認識される。条件付き相殺権は、表のとおりである。

郵便配達関連のサービスから生じる決済プロセスは、万国郵便条約及び欧州相互報酬条約（IRA-E条約）の対象となる。これらの契約は、特に決済条件が、指定された契約の公的郵便事業者に対し法的拘束力を有する。契約の当事者間の年度内の輸入及び輸出は、年次決算報告書で要約され、最終年次報告書に純額ベースで記載される。万国郵便条約及びIRA-E条約の対象となる売掛金及び買掛金は、報告日に純額ベースで記載される。さらに、通常の営業過程で相殺権が存在する場合、基金が純額ベースで記載される。金融資産及び金融負債は、報告日時点での総額で貸借対照表に認識される。表は、相殺前及び相殺後の、売掛金及び買掛金を示す。

(44) 偶発債務

当グループの偶発債務の内訳は以下の表のとおりである。

偶発債務

（単位：百万ユーロ）

	2016年	2017年
保証債務	91	92
保証	59	95
訴訟リスクによる債務	87	96
その他の偶発債務	746	644
合計	983	927

偶発債務の減少は、主に、為替レートの変動によるものである。

その他の偶発債務には、米国における潜在的な和解金支払義務も含まれており、これは主に、米国で講じた再編措置の過程で負った和解金支払債務について再見積りをしたことにより2014年に生じたものである。また、この義務に加えて、税務関連の義務も含まれている。注記46を参照のこと。

(45) その他の金融債務

引当金、負債及び偶発債務に加え、IAS第17号に基づくオペレーティング・リースにおける最低リース支払額に関連するその他の金融債務11,298百万ユーロ（前年度：8,188百万ユーロ）が存在する。

当グループのリースにおける将来の支払債務は、以下の資産に関連する。

リース負債

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
土地及び建物	6,657	9,403
航空機	909	1,138
輸送用設備	495	611
技術設備及び機械	79	129
その他の設備、営業用及び事務用機器	41	10
IT設備	7	7
合計	8,188	11,298

リース負債が3,110百万ユーロ増加し、11,298百万ユーロになった主因は、リース契約（とりわけ不動産及び航空機のリース契約）を新たに締結したことに加えて、一部の既存リース契約における延長及び解約オプションを再評価したことによるものである。

残存期間別最低リース支払額

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
1年以下	1,853	2,091
1年超2年以内	1,410	1,696
2年超3年以内	1,027	1,396
3年超4年以内	826	1,225
4年超5年以内	597	930
5年超	2,475	3,960
合計	8,188	11,298

リース支払料の最低額の割引現在価値は、割引率4.00パーセント（前年度：3.25パーセント）に基づくと、9,251百万ユーロ（前年度：7,082百万ユーロ）である。全体として、3,060百万ユーロ（前年度：3,019百万ユーロ）のレンタル及びリース支払額が生じ、そのうちの2,226百万ユーロ（前年度：2,143百万ユーロ）は解約不能なリース契約に関連する。将来的なリース負債は、主にドイツポスト・イモビリエン GmbHに起因し、その金額は3,835百万ユーロ（前年度：2,789百万ユーロ）である。

非流動資産に対する投資に係る購入債務は、254百万ユーロ（前年度：234百万ユーロ）に及ぶ。

(46) 訴訟

ドイツポスト・アーゲー及びその子会社が提供する郵便サービスの多くは、ドイツ郵便法（PostG - Postgesetz）に従い、ドイツ連邦ネットワーク庁（Bundesnetzagentur）による特定業種の規制の対象となって

いる。規制当局として、ドイツ連邦ネットワーク庁は、当該料金に関する承認及び見直しを行い、ダウンストリーム・アクセスの条件を設定し、また、市場濫用行為に対応するための特別監視権限を有する。これらの一般的な規制リスクは、当局により否定的な判断がなされた場合には、売上高及び利益の減少につながる可能性がある。

想定される法的リスクとしては、特に、2016年から2018年までの上限料金設定手続の下、ドイツ連邦ネットワーク庁が行った上限料金設定に関する決定及び料金の承認に対し、組合が行政裁判所に提起した係属中の上訴が挙げられる。原告の主張によると、ドイツ連邦ネットワーク庁による決定及び承認は、いずれも様々な理由により違法であるとされる。ドイツ連邦ネットワーク庁及びドイツポスト・アーゲーは、原告の見解とは異なる立場をとっている。

2011年6月14日に、ドイツ連邦ネットワーク庁は、ドイツポスト・アーゲーの子会社であるファースト・メール・デュッセルドルフGmbHとドイツポスト・アーゲーが、ドイツ郵便法上の割引及び差別禁止に関する規定に違反したと判断した。両社は、指摘された違反事項を治癒するよう指導を受けた。両社は、当該決定に対して、不服を申立てた。加えて、ファースト・メール・デュッセルドルフGmbHは、裁判手続で結論が出るまでの間、上記ドイツ連邦ネットワーク庁の決定を差止めるよう申し立てた。ケルン行政裁判所及びミュンスター上級行政裁判所は、共に申立てを棄却した。ファースト・メール・デュッセルドルフGmbHは、2011年末に郵便配達の営業を停止し、2011年12月19日に上記申立てを取下げた。これに対して、ドイツポスト・アーゲーによるドイツ連邦ネットワーク庁の決定に対する不服申立ては、依然として継続している。

2012年4月30日の決定で、ドイツ連邦ネットワーク庁は、同一の送り状及び異なる量が入っている送り状の輸送に対し異なる料金を請求することにより、ドイツポスト・アーゲーがドイツ郵便法の差別禁止に関する規定に違反したと判断した。ドイツポスト・アーゲーは、当該決定に係る差別を直ちに、遅くとも2012年12月31日までに停止するように求められた。この決定は、2013年1月1日に実施された。ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ連邦ネットワーク庁の法的見解を共有しておらず、当該決定に対し不服申立てをした。

2016年6月28日の決定で、ドイツ連邦ネットワーク庁は、Dialogpostの「Impulspost」サービスがドイツ郵便法の価格基準を満たしていないと判断した。同庁は直ちに価格を調整するよう命じた（調整要求）。同庁によれば、当該価格は当該サービスを効率的に提供するための費用を含んでおらず、かつ反競争効果を有するものであった。2016年7月26日、ドイツポスト・アーゲーが同日時点で未だに調整要求に応じていなかったため、同庁はドイツポスト・アーゲーに対し、当該価格を課すことを禁じ、当該価格が無効であると宣言した（禁止命令）。ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ連邦ネットワーク庁の法的見解を共有しておらず、同庁の命令に対しコロン行政裁判所において不服申立てを行った。

2016年7月14日付の判決で、欧州連合一般裁判所（EGC）は、ドイツ連邦共和国が提起した訴訟において、2012年1月25日付の欧州委員会による国庫補助金に関する決定を撤回した。この決定において、欧州委員会は、公務員向け年金の資金調達の一部が違法な国庫補助金を構成し、これを連邦政府に返金しなければならないと主張していた。更なる詳細については、2015年度及び2016年度有価証券報告書の注記「訴訟」を参照のこと。上記の訴訟において、ドイツポスト及びドイツ連邦政府は、国庫補助金に関する決定が違法であると主張した。2016年7月14日付の前記判決において、EGCは、ドイツ連邦政府が提起した訴訟における主張を認めた。また、ドイツポスト・アーゲーが国庫補助金に関する判断に対して提起した訴訟手続も終結した。2017年3月17日付の決定で、EGCは、ドイツポスト・アーゲーが提起した訴訟について法的判断をする必要はないと宣言し、さらに、費用は欧州委員会の負担とする旨の判断を示した。欧州委員会は、2016年7月14日付のEGCの判決に対し上訴していないため、前記の決定は現在法的拘束力を有する。よって、欧州委員会による国庫補助金に関する決定は終局的に無効であり、国庫補助金に関する決定に基づき主張されていた国庫補助金の返金義務に関する根拠はもはや存在しない。国庫補助金に関する決定を実施することを目的として信託口座に378百万ユーロが預託されていたが、これは利用可能となった。ドイツポスト・アーゲーが2011年「効力範囲の拡大に関する決定

(“Ausweitungsbeschluss”)」について提起した訴訟は係属中である。この訴訟の主題は、2011年付の欧州委員会による決定の有効性に関する手続上の事項にかかわるものであり、当該決定は、国庫補助金に関する訴訟手続に対する効力範囲の拡大に関するものである。この係属中の訴訟において、欧州委員会は、1999年に開始された国庫補助金に関する訴訟手続のうち、その一部についてはまだ決定がなされておらず、よって、終局的な決定が下されることにより、訴訟手続を終結させることができるとする旨の法的外見解を示している。欧州委員会は、当該決定について想定される内容の詳細を何ら提示していない。一方、ドイツポスト・アーゲーの法的外見解では、1999年に開始された訴訟手続は、2002年6月19日付の欧州委員会による国庫補助金に関する判断により、全面的に終結している。この見解は、2013年10月24日付の欧州司法裁判所による判断により明示的に確認される。2012年1月25日付の欧州委員会による国庫補助金に関する決定は、引き続き終局的に無効である。

2010年7月1日以降、該当する税額免除に関する規定の改正の結果、VATの免除は、個別に交渉された合意の対象ではない、又は、特別条件（割引等）が定められていないドイツ国内における特定のユニバーサル・サービスのみに対して適用されている。一定の商品に課されるVATの処理について、ドイツポスト・アーゲーと税務当局は異なる見解を有している。この問題を解決するために、ドイツポスト・アーゲー及び競合他社は法的手続を開始しており、当該法的手続は、ドイツ国内の税務裁判所及び欧州司法裁判所に係属している。注記44を参照のこと。

2014年6月30日、DHLエクスプレス・フランスは、フランス競争当局より、2010年6月に分社化された事業である国内エクスプレス事業における反競争行為を主張する異議申立てを受領した。2015年12月15日、ドイツポスト・DHLグループは、燃料サーチャージ及び価格操作に関するフランス当局の判断を受領した。当グループは、当該決定について上訴した。2018年5月に、パリ控訴院の判断が下されることが予定されている。現時点において、更なる詳細を公表することはできない。

前述の係属中又は公表されている法的手続に鑑み、財務諸表においては、それらに関する更なる詳細は示されていない。

(47) 株式報酬

ドイツポスト・アーゲーの株価の仮定及び従業員変動に関する仮定は、役員向け株式報酬の価値を測定する際に考慮される。各仮定は、四半期ごとに見直される。人件費は、権利付与期間（売却禁止期間）にわたり、提供されたサービスの報酬として、案分計算で収益又は損失に認識される。

(47.1) 役員向け株式報酬（シェア・マッチング・スキーム）

役員向け株式報酬制度（シェア・マッチング・スキーム）に基づき、一定の役員は、本会計年度の変動報酬の一部として、ドイツポスト・アーゲー株式を翌年受け取ることになり（繰延インセンティブ株式）、全ての当グループの役員は個別に、会計年度の変動報酬を更に株式に転換することにより株式割合を増加させることができる（投資株式）。当該役員は、当グループに雇用されていない4年間の売却禁止期間後、また同量のドイツポスト・アーゲー株式を受け取る（対応株式）。役員の関連のボーナス部分については、転換行動に対し想定がされている。株式報酬の手配は毎年行われ、当該年度の12月1日（2015会計年度から適用；2014年までは1月1日だった。）及び翌年の4月1日が毎年、トランシェの付与日に設定されている。インセンティブ株式及びマッチング株式が持分決済型の株式報酬に分類されているのに対して、投資株式は複合金融商品であり、負債及び資本部分は別々に測定されなければならない。しかし、IFRS第2号37項に基づき、負債部分のみが、シェア・マッチング・スキームの条項により測定される。そのため、投資株式は、現金決済型の株式報酬として取り扱われる。

シェア・マッチング・スキームに基づく費用のうち、30百万ユーロ（前年度：27百万ユーロ）は持分決済型株式報酬にかかわるものであり、25百万ユーロ（前年度：20百万ユーロ）は関連マッチング株式の繰延にかかわるものである。

上記の権利の付与及び決済に関する更なる情報については、注記32及び33を参照のこと。

シェア・マッチング・スキーム

	2012年 トランシェ	2013年 トランシェ	2014年 トランシェ	2015年 トランシェ	2016年 トランシェ	2017年 トランシェ
インセンティブ株式 及び関連マッチング 株式発行日	2012年 1月1日	2013年 1月1日	2014年 1月1日	2015年 12月1日	2016年 12月1日	2017年 12月1日
投資株式につき付与 されたマッチング株 式発行日	2013年 4月1日	2014年 4月1日	2015年 4月1日	2016年 4月1日	2017年 4月1日	2018年 4月1日
期間	63ヶ月	63ヶ月	63ヶ月	52ヶ月	52ヶ月	52ヶ月
満期	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
発行価額（公正価 値）						
インセンティブ株 式と関連するマッ チング株式	12.13ユーロ	17.02ユーロ	25.91ユーロ	27.12ユーロ	29.04ユーロ	39.26ユーロ
投資株式に付与さ れるマッチング株 式	18.22ユーロ	27.18ユーロ	29.12ユーロ	23.98ユーロ	31.77ユーロ	41.00ユーロ ⁽¹⁾
繰延インセンティブ 株式の数	479,000	337,000	332,000	366,000	320,000	180,000 ⁽²⁾
マッチング株式の数 (予想)						
繰延インセンティ ブ株式	該当なし	303,000	299,000	329,000	288,000	162,000
投資株式	該当なし	567,000	596,000	848,000	901,000	495,000
発行されたマッチ ング株式	1,114,000					

(1) 予想暫定価額（2018年4月1日に決定される。）

(2) 予想数

(47.2) 取締役向け長期インセンティブ制度（2006年LTIP）

当社は、2006会計年度以降、当社の長期インセンティブ制度（LTIP）の一環として、株式評価益権（SAR）を発行することにより、当社の長期的な株価変動に連動する現金報酬を、取締役に對して付与している。取締役は、LTIPに参加するために、付与日の時点で、基本年間給与の10パーセントを主に株式に投資しなければならない。

付与されたSARについては、4年間の待機期間の終了時までに絶対的業績目標又は相対的業績目標が達成されることを条件として、当該待機期間が経過した後に、その一部又は全部を行使することができる。SARは、当該待機期間の満了後2年間以内に行使されなければならない（行使期間）。行使されないSARは、失効する。

付与されたSARの行使可能性に関する判断及び行使可能な場合にはその数量に関する判断は、株価に基づく4つの絶対的業績目標及びベンチマーク指数に基づく2つの相対的業績目標に基づき行われる。絶対的業績目標について、付与されたSARの6分の1は、待機期間終了時のドイツポスト株式の終値が発行価格を最低10パーセント、15パーセント、20パーセント又は25パーセント上回る場合に獲得される。2つの相対的業績目標はどちらも、STOXX欧州600指数（SXXP；ISIN EU0009658202）に関連する株式の業績と相関関係にある。これは、株価が業績指数と等しい場合又は指数を最低10パーセント上回った場合に達成される。業績の判断は、基準期間中及び業績期間中のドイツポスト株式の平均価格又は平均指標値を比較することにより行われる。基準期間とは、付与日直前の連続20取引日をいい、業績期間とは、待機期間終了前の60取引日をいう。平均（終値）価格は、ドイツ証券取引所のクセトラ取引システムにおけるドイツポスト株式の平均終値をいう。

絶対的業績目標又は相対的業績目標が待機期間満了日までに達成されなかった場合、該当するSARは代替品や補償なしに失効する。各SARを行使した取締役は、行使日前の直近5取引日におけるドイツポスト株の平均終値とSARの行使価格の差額を現金で受領する権利を有する。

2006 LTIP

	2012年 トランシェ	2013年 トランシェ	2014年 トランシェ	2015年 トランシェ	2016年 トランシェ	2017年 トランシェ
発行日	2012年 7月1日	2013年 8月1日	2014年 9月1日	2015年 9月1日	2016年 9月1日	2017年 9月1日
発行価格	13.26 ユーロ	20.49 ユーロ	24.14 ユーロ	25.89 ユーロ	28.18 ユーロ	34.72 ユーロ
待機期間満了日	2016年 6月30日	2017年 7月31日	2018年 8月31日	2019年 8月31日	2020年 8月31日	2021年 8月31日

取締役に対して付与されたSARは合計2,003,970（前年度：1,202,376）であり、発行日（2017年9月1日）時点での総価値は7.19百万ユーロ（前年度：2016年9月1日時点で6.25百万ユーロ）であった。取締役に対する株式報酬の詳細は、注記48.2に記載されている。

(47.3) 役員向け株式評価益権（SAR）制度

2006年7月から2013年8月まで、選ばれた役員が、SAR制度の下、SARの年次トランシェを受領した。これにより、要求された実績目標が達成された場合に、役員に対し、ドイツポスト株式の各株価と固定された発行価格との差額を一定期間内に現金で受け取る権利が与えられた（取締役に関しては、2006年LTIP開示を参照）。2013年にSARが発行されて以来、株価が好調なため、関連する業績目標は、2017年7月31日の待機期間満了時点で全て満たされた。したがって、本トランシェに基づく全てのSARは、行使可能であった。大半の役員は、最短で2017年に当該SARを行使した。2014年より、SARは、役員に対してSAR制度に基づき発行されなくなった。役員向けのパフォーマンス・シェア・プラン（PSP）がSAR制度に置き換わる。現存のトランシェに関する詳細は、以下の表に記載されている。

SAR 制度

	2012年 トランシェ	2013年 トランシェ
発行日	2012年7月1日	2013年8月1日
発行価格	13.26ユーロ	20.49ユーロ
待機期間満了日	2016年6月30日	2017年7月31日

SAR制度及び2006年LTIPの公正価値は、確率的シミュレーション・モデルを使用して決定された。その結果、2017会計年度は、73百万ユーロ（前年度：94百万ユーロ）の費用が計上された。

2006年LTIP及びSAR制度について、報告日時点で計上された引当金は、73百万ユーロ（前年度：134百万ユーロ）であり、そのうち、63百万ユーロ（前年度：41百万ユーロ）が取締役のものであった。引当金全体のうち32百万ユーロ（前年度：24百万ユーロ）が、報告日現在行使可能な権利に係るものであった。

(47.4) 役員向けパフォーマンス・シェア・プラン

2014年5月27日の定時株主総会は、役員向けのパフォーマンス・シェア・プラン（PSP）の導入を決議した。この制度は、従前の役員向けの株式報酬制度（SAR制度）に置き換わる。SAR制度が現金決済の株式報酬であったのに対し、PSPにおいては、待機期間満了後に参加者に対して株式が発行される。PSPにおいては、待機期間満了後

における株式付与もまた、要求されている業績目標の達成に関連付けられている。PSPにおける業績目標は、取締役向けLTIPにおける業績目標と同一である。

パフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）は、2014年9月1日、PSPに基づき、選ばれた役員に対して初めて発行された。取締役がPSPに参加することは計画されていない。取締役向けの長期インセンティブ制度（2006年LTIP）は、引き続き変更はない。

2017年12月31日付連結財務諸表においては、合計で25百万ユーロ（前年度：17百万ユーロ）が本制度のために資本剰余金に追加され、同額が人件費において計上された。

PSPの価値は、オプション価格設定モデルに基づく保険数理法を用いて算出される（公正価値算出）。

パフォーマンス・シェア・プラン

	2014年トランシェ	2015年トランシェ	2016年トランシェ	2017年トランシェ
付与日	2014年9月1日	2015年9月1日	2016年9月1日	2017年9月1日
行使価格	24.14ユーロ	25.89ユーロ	28.18ユーロ	34.72ユーロ
待機期間満了日	2018年8月31日	2019年8月31日	2020年8月31日	2021年8月31日
リスク無し金利	0.11%	-0.10%	-0.62%	-0.48%
ドイツポスト株式の当初配当率	3.52%	3.28%	3.73%	3.31%
ドイツポスト株式の配当率の変動幅	23.46%	24.69%	23.94%	23.03%
ダウ・ジョーンズEURO STOXX 600 Indexの配当率の変動幅	10.81%	16.40%	16.83%	16.34%
ドイツポスト株式のダウ・ジョーンズEURO STOXX 600 Indexに対する共変性	1.74%	2.94%	2.93%	2.78%
数量				
2017年1月1日時点での発行済み権利	3,992,880	4,032,510	3,782,778	0
付与権利	0	0	0	3,068,226
失効権利	212,940	230,100	163,086	15,180
2017年12月31日時点での発行済み権利	3,779,940	3,802,410	3,619,692	3,053,046

今後の配当金は、各算出期間における配当金分配の緩やかな増加に基づき考慮されている。

2017年12月31日時点での発行済みPSUの平均残余満期は25ヶ月であった。

(48) 関連当事者に関する開示

(48.1) 関連当事者に関する開示（会社及びドイツ連邦共和国）

当グループによって支配されているか、当グループが重要な影響力を行使でき、関連当事者として分類された全ての会社は、株式保有リストに掲載されている。注記53を参照のこと。

ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ連邦共和国（以下「連邦共和国」という。）及び連邦共和国が支配するその他の会社との間で、様々な関係を有している。

連邦共和国は、ドイツポスト・アーゲーの顧客であり、当社のサービスを利用している。ドイツポスト・アーゲーは、独立した個別の顧客として、国家当局及びその他の政府機関と直接事業関係を持つ。これらの顧客に提供されるサービスは、ドイツポスト・アーゲーの収益全体に対して重要でない。

ドイツ復興金融公庫との関係

KfWは、連邦共和国がドイツポスト・アーゲーやドイツテレコム・アーゲー等の会社を民営化し続ける支援を行っている。1997年に、KfWは、連邦共和国とともに国有企業を民営化する手段として、「プレイスホルダー・モデル」を開発した。このモデルの下では、連邦共和国は、これらの国有企業を完全に民営化する目的で、KfWに対し、自己の投資持分の全部又は一部を売却する。このモデルに基づき、KfWは、1997年以来、数回にわたりドイツポスト・アーゲー株式を連邦共和国から購入し、これらの株式を用いて資本市場取引を行ってきた。KfWは、現在ドイツポスト・アーゲーの株式資本のうち20.7パーセントを保有している。したがって、ドイツポスト・アーゲーは、連邦共和国の関連企業として見られている。

ドイツ連邦郵便通信省との関係

ドイツ連邦郵便通信庁（以下「同庁又はBAnstPT」という。）は、政府機関であり、技術的にも法的にもドイツ連邦財務省の監督下に置かれている。同庁は、ドイツポスト・アーゲー、ドイツ・ポストバンク・アーゲー及びドイツテレコム・アーゲー向けの社会的施設・制度（郵便公務員健康保険基金、保養プログラム、Postbeamtenversorgungskasse（PVK：郵便公務員向け年金基金）、Versorgungsanstalt der Deutschen Bundespost（VAP：ドイツ・ブundesポスト補足年金基金）及び福祉サービス等）の管理を引き続き行っている。これら業務は、代理契約に基づいて行われる。2017年度は、ドイツポスト・アーゲーは、同庁が提供したサービスに関連して、114百万ユーロ（前年度：103百万ユーロ）を分割払いで請求された。PVK及びVAPに関する更なる情報は、注記7及び38を参照のこと。

ドイツ連邦財務省との関係

2001会計年度において、ドイツ連邦財務省及びドイツポスト・アーゲーは、ドイツポスト・アーゲーが付与した住宅手当に関連し、誤った住宅助成金の削減に係るドイツ法（*Gesetze über den Abbau der Fehlsubventionierung im Wohnungswesen*）に基づく清算金の徴収によりドイツポスト・アーゲーが受領した利益の移譲に関する条項を定めた契約を締結した。ドイツポスト・アーゲーは、連邦共和国に対して、月単位で当該金額を移譲する。

ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ連邦財務省との間で、ドイツ連邦機関への公務員の転籍に関する契約を2004年1月30日付で締結した。この契約に基づき、公務員はまず転籍を前提として6ヶ月間派遣され、審査に通った場合は恒久的に転籍となる。恒久的な転籍時に、ドイツポスト・アーゲーは、連邦共和国に発生した費用に対して、定額の手数料を支払う。2017年度において、この計画により、45名（前年度：84名）が恒久的に転籍し、3名（前年度：29名）が2018年における恒久的な転籍を目的として派遣されている。

ドイツ連邦職業紹介所との関係

ドイツポスト・アーゲー及びドイツ連邦職業紹介所との間で、ドイツ連邦職業紹介所へのドイツポスト・アーゲー公務員の転籍に関する契約を2009年10月12日付で締結した。2017年において、この契約に基づき、22名（前年度：0名）が恒久的に転籍した。

ドイツテレコム・アーゲー及びその子会社との関係

連邦共和国は、直接的及び間接的（KfWを通し）にドイツテレコム・アーゲー株を約32パーセント保有している。過半数に満たない株主持分しか有しないにもかかわらず、連邦共和国は、定時株主総会へ平均的に出席する株主のなかでは安定的多数を占めている意味で、ドイツテレコム・アーゲーと連邦共和国は、支配関係にある。したがって、ドイツテレコム・アーゲーは、ドイツポスト・アーゲーの関連当事者であるといえる。2017会計年度において、ドイツポスト・DHLグループは、ドイツテレコム・アーゲーに対し、商品及びサービス（主に書簡

及び小包の輸送サービス)を提供し、また、ドイツテレコム・アーゲーから、商品及びサービス(IT関連商品及びサービス等)を購入した。

ドイツバーン・アーゲー及びその子会社との関係

ドイツバーン・アーゲーは、連邦共和国により完全に保有されている。この支配関係により、ドイツバーン・アーゲーは、ドイツポスト・アーゲーの関連当事者である。ドイツポスト・DHLグループは、ドイツバーン・アーゲー・グループとの間に様々なビジネス関係を築いている。これらは、主に輸送サービス契約から成る。

年金基金との関係

ドイツポスト年金トレウハンド GmbH & Co. KG、ドイツポスト職業年金保障 e.V. & Co. オブジェクト・グロロナウ KG、及びドイツポスト・グルンドシュトゥックス・ファームトウングスゲゼルシャフト・ベーター mbH オブジェクト・ライプツィヒ KGが法的所有者であり、公正価値が1,590百万ユーロ(前年度:1,358百万ユーロ)の不動産(年金資産として相殺可能)は、ドイツポスト・インモビリエン GmbHにのみ賃貸されている。ドイツポスト・インモビリエン GmbHに対する2017年度の賃料は、101百万ユーロ(前年度:109百万ユーロ)であった。賃料は、常に支払期日どおりに支払われていた。ドイツポスト年金トレウハンド GmbH & Co. KGは、ドイツポスト年金ファンド・アーゲーの株式全てを保有する。前年度において、ドイツポスト企業年金サービス e.V. (DPRS)は清算されており、該当する給付金の支払については、2016年5月1日以降ドイツポスト・アーゲーが直接約束をしている。年金基金に関する更なる情報は、注記7及び38を参照のこと。

非連結会社、持分法が適用される投資及び共同支配事業との関係

当グループは、通常の事業活動の一環として、その連結子会社に加え、当グループの関連当事者とみなされる非連結会社、持分法が適用される投資及び共同支配事業と直接的及び間接的な関係を有している。これらの活動の一環として、非連結会社との間の商品及びサービスの提供に係る全ての取引は、独立企業間の取引として、市場における標準的な条件で行われた。

2017会計年度における主要な関連当事者との取引の結果は、連結財務諸表では以下の項目のとおりであった。

(単位:百万ユーロ)

	持分法が適用される投資 に対する / から		非連結会社 に対する / から	
	2016年	2017年	2016年	2017年
受取債権	4	4	12	3
貸付金	21	0	31	16
内部銀行業務による受取債権	0	3	6	4
金融負債	15	15	10	8
買掛金	0	2	5	2
売上	2	0	1	1
費用 ⁽¹⁾	3	1	20	14

⁽¹⁾材料費及び人件費に関するもの。

ドイツポスト・アーゲーは、これらの会社に対して16百万ユーロ(前年度:53百万ユーロ)のコミットメントレターを発行した。このうち11百万ユーロ(前年度:48百万ユーロ)は持分法が適用される投資、1百万ユーロ(前年度:1百万ユーロ)は共同支配事業、及び4百万ユーロ(前年度:4百万ユーロ)は非連結会社に対するものだった。

(48.2) 関連当事者に関する開示（個人）

IAS第24号に基づき、当グループは、当グループと関連当事者又はその家族との間の取引についても報告を行っている。関連当事者とは、取締役、監査役及びその家族であると定義されている。

2017会計年度において、報告対象の取引又は関連当事者との間の法的取引は、存在しなかった。

IAS第24号により開示が求められている当グループの主要な経営幹部の報酬は、現職の取締役及び監査役の報酬により構成されている。現職の取締役及び監査役の報酬は、以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
短期従業員給付(株式報酬を除く)	15	14
退職後給付	2	2
退職給付	0	0
株式報酬	24	30
合計	41	46

前述の、監査役会における業務の報酬以外にも、監査役会の一員となった従業員代表で、かつ当グループに雇用されている者は、会社における通常業務に対する従業員としての給与も受領する。給与額は、当該従業員の会社における職分又は職務に応じて決定される。

退職後給付は、現職の取締役における年金引当金により生じた勤務費用として認識される。かかる負債は、報告日現在、35百万ユーロ（前年度：35百万ユーロ）に及ぶ。

株式報酬の金額は、2016会計年度及び2017会計年度に認識された株式報酬費用に関係している。更なる詳細は、注記47.2及び48.3を参照のこと。費用の内訳は、以下の表のとおりである。

株式報酬

(単位：千ユーロ)

	2016年	2017年
	SAR	SAR
フランク・アペル博士、会長	9,603	13,726
ケン・アレン	4,175	6,169
ユルゲン・ゲルデス名誉博士	4,430	6,726
ジョン・ギルバート	600	2,422
メラニー・クライス	241	1,085
トーマス・オギルヴィー博士（2017年9月1日から）	-	57
ティム・シャルヴァート（2017年6月1日から）	-	57
ローレンス・ローゼン（2016年9月30日まで）	5,071	-
株式報酬	24,120	30,242

[次へ](#)

(48.3) ドイツ商法に基づく報酬に関する開示

取締役に対する報酬

2017会計年度の現職の取締役に対する報酬の総額は、長期インセンティブ効果も含め、18.8百万ユーロ（前年度：18.5百万ユーロ）となった。このうち、7.6百万ユーロ（前年度：6.6百万ユーロ）は、業績非連動部分（年間基本給与及び福利厚生給付）であり、4.0百万ユーロ（前年度：5.6百万ユーロ）は業績連動部分（変動部分）であり、また7.2百万ユーロ（前年度：6.3百万ユーロ）は長期インセンティブ効果（SAR）に関するものであった。SARの数は総計2,003,970（前年度：1,202,376）であった。

退職した取締役

退職した取締役又はその扶養遺族に支払われた給付金の総額は、7.0百万ユーロ（前年度：5.4百万ユーロ）となった。IFRSに基づき算定された現在の年金のための確定給付債務（DB0）は、95百万ユーロ（前年度：97百万ユーロ）であった。

監査役に対する報酬

2017会計年度の監査役に対する報酬の総額は、2.6百万ユーロであった。前年度同様、2.4百万ユーロは固定部分であり、かつ0.2百万ユーロは出席手当部分であった。

取締役及び監査役に対する報酬の内訳のさらなる詳細は、当グループの経営報告書の一部を構成する報酬報告書に記載されている。

取締役会及び監査役会による株式持分

2017年12月31日現在において、ドイツポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会によって保有されている株式は、ドイツポスト・アーゲーの資本金の1パーセントに満たなかった。

報告対象の取引

当社の有価証券に関し、ドイツの有価証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）の第15a条に基づいてドイツポスト・アーゲーに対し通知されている、取締役及び監査役の取引は、当社のウェブサイト dphl.com/en/investors で閲覧可能である。

(49) 会計監査人の報酬

連結財務諸表の会計監査人であるプライスウォーターハウスクーパース GmbH監査法人に対する手数料は、2017会計年度においては12百万ユーロとなり、費用として計上された。

会計監査人の報酬

(単位：百万ユーロ)

	2017年度
監査業務	11
その他保証業務	1
税務助言業務	0
その他業務	0
合計	12

監査業務の項目は、連結財務諸表の監査、並びに、ドイツポスト・アーゲー及びそのドイツ国内の子会社が作成した年次財務諸表の監査に関する手数料等を含む。新しい会計要件の実施を伴う半期報告書の監査費用、及び内部統制制度の監査等、法定の監査業務の範疇を超える任意監査に関する手数料も、本項目に計上される。その他保証業務の項目は、とりわけ財務情報の任意監査費用に関連する。

(50) ドイツ商法及び地方の外国法に基づく免除

2017会計年度において、以下のドイツ子会社は、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch）第264条第3項、同法第264条b及び同法第291条に基づく簡略化オプションを行使した。

- ・ Agheera GmbH
- ・ アルバート・シャイド GmbH
- ・ オール・ユー・ニード GmbH
- ・ CSG GmbH
- ・ CSG.PB GmbH
- ・ CSG.TS GmbH
- ・ ダンツァス・ドイツランド・ホールディング GmbH
- ・ ドイツポスト・アドレス・ベタイリグングスゲゼルシャフト mbH
- ・ ドイツポスト・アゼクラント・フェルミットルングス GmbH
- ・ ドイツポスト・ベタイリグンゲン・ホールディング GmbH
- ・ ドイツポスト・カスタマー・サービス・センター GmbH
- ・ ドイツポスト DHL ベタイリグンゲン GmbH
- ・ ドイツポスト DHL コーポレート・リアルエステート・マネジメント GmbH
- ・ ドイツポスト DHL コーポレート・リアルエステート・マネジメント GmbH & Co. Logistikzentren KG
- ・ ドイツポスト DHL エクスプレス・ホールディング GmbH
- ・ ドイツポスト DHL リサーチ・アンド・イノベーション GmbH
- ・ ドイツポスト・ダイアログ・ソリューションズ GmbH
- ・ ドイツポスト・ディレクト GmbH
- ・ ドイツポスト・イーポスト・ディベロプメント GmbH
- ・ ドイツポスト・イーポスト・ソリューションズ GmbH
- ・ ドイツポスト・フリート GmbH
- ・ ドイツポスト・インモビリエン GmbH
- ・ ドイツポスト InHaus サービス GmbH
- ・ ドイツポスト・インベストメンツ GmbH
- ・ ドイツポスト ITブリーフ GmbH
- ・ ドイツポスト IT サービス GmbH
- ・ ドイツポスト・モビリティ GmbH
- ・ ドイツポスト・ショップ・エッセン GmbH
- ・ ドイツポスト・ショップ・ハノーバー GmbH
- ・ ドイツポスト・ショップ・ミュンヘン GmbH
- ・ DHL エアウェイズ GmbH
- ・ DHL オートモーティブ GmbH
- ・ DHL オートモーティブ・オフエナウ GmbH

- ・ DHL コンサルティング GmbH
- ・ DHL デリバリー・アウグスブルク GmbH
- ・ DHL デリバリー・バイロイト GmbH
- ・ DHL デリバリー・ベルリン GmbH
- ・ DHL デリバリー・ボン GmbH
- ・ DHL デリバリー・ブラウンシュヴァイク GmbH
- ・ DHL デリバリー・ブレーメン GmbH
- ・ DHL デリバリー・ドルトムント GmbH
- ・ DHL デリバリー・ドレスデン GmbH
- ・ DHL デリバリー・デューズブルク GmbH
- ・ DHL デリバリー・デュッセルドルフ GmbH
- ・ DHL デリバリー・エアフルト GmbH
- ・ DHL デリバリー・エッセン GmbH
- ・ DHL デリバリー・フランクフルト GmbH
- ・ DHL デリバリー・フライブルク GmbH
- ・ DHL デリバリー・フライジング GmbH
- ・ DHL デリバリー・ギーゼン GmbH
- ・ DHL デリバリー GmbH
- ・ DHL デリバリー・ゲッピンゲン GmbH
- ・ DHL デリバリー・ハーゲン GmbH
- ・ DHL デリバリー・ハレ GmbH
- ・ DHL デリバリー・ハンブルク GmbH
- ・ DHL デリバリー・ハノーファー GmbH
- ・ DHL デリバリー・ヘルフォルト GmbH
- ・ DHL デリバリー・カールスルーエ GmbH
- ・ DHL デリバリー・カッセル GmbH
- ・ DHL デリバリー・キール GmbH
- ・ DHL デリバリー・コブレンツ GmbH
- ・ DHL デリバリー・ケルン・ヴェスト GmbH
- ・ DHL デリバリー・ライプツィヒ GmbH
- ・ DHL デリバリー・ルーベック GmbH
- ・ DHL デリバリー・マクデブルク GmbH
- ・ DHL デリバリー・マインツ GmbH
- ・ DHL デリバリー・マンハイム GmbH
- ・ DHL デリバリー・ミュンヘン GmbH
- ・ DHL デリバリー・ムンスター GmbH
- ・ DHL デリバリー・ノイブランデンブルク GmbH
- ・ DHL デリバリー・ニュルンベルク GmbH
- ・ DHL デリバリー・オルデンブルク GmbH
- ・ DHL デリバリー・ラーベンスブルク GmbH
- ・ DHL デリバリー・ロイトリンゲン GmbH

- ・ DHL デリバリー・ローゼンハイム GmbH
- ・ DHL デリバリー・ザールブリュッケン GmbH
- ・ DHL デリバリー・シュトラウピング GmbH
- ・ DHL デリバリー・シュトゥットガルト GmbH
- ・ DHL デリバリー・ヴィースバーデン GmbH
- ・ DHL デリバリー・ヴェルツブルク GmbH
- ・ DHL デリバリー・ツヴィッカウ GmbH
- ・ DHL エクスプレス・カスタマー・サービス GmbH
- ・ DHL エクスプレス・ジャーマニー GmbH
- ・ DHL エクスプレス・ネットワーク・マネジメント GmbH
- ・ DHL ファッション・リテイル・オペレーションズ GmbH
- ・ DHL フードロジスティクス GmbH
- ・ DHL フレイト・ジャーマニー・ホールディング GmbH
- ・ DHL フレイト GmbH
- ・ DHL グローバル・フォワーディング GmbH
- ・ DHL グローバル・フォワーディング・マネジメント GmbH
- ・ DHL グローバル・マネジメント GmbH
- ・ DHL ホーム・デリバリー GmbH
- ・ DHL ハブ・ライブチヒ GmbH
- ・ DHL インターナショナル GmbH
- ・ DHL インベントリー・ファイナンス・サービス GmbH
- ・ DHL パケット GmbH
- ・ DHL パケットツェントルム・オーヴェルトハウゼン GmbH
- ・ DHL ソリューションズ・ファッション GmbH
- ・ DHL ソリューションズ GmbH
- ・ DHL ソーティング・センター GmbH
- ・ DHL サプライ・チェーン(ライブチヒ) GmbH
- ・ DHL サプライ・チェーン・マネジメント GmbH
- ・ DHL サプライ・チェーン VAS GmbH
- ・ DHL トレード・フェアーズ・アンド・イベント GmbH
- ・ DHL フェルヴァルツングス GmbH
- ・ エルスト・エンド・オブ・ランウェイ・デベロップメント・ライブチヒ GmbH
- ・ エルスト・ロジスティック Entwicklungsgesellschaft MG GmbH
- ・ ヨーロピアン・エア・トランスポート・ライブチヒ GmbH
- ・ ゲルラッハ・ツォルディエンシュト GmbH
- ・ インターサブ・ゲゼルシャフト・フュア・ペルゾナル・ウント・ベラテルディーンストライストウンゲン mbH
- ・ it4logistics GmbH
- ・ Saloodo! GmbH
- ・ ストリートスクーター GmbH

次の英国所在の会社は、英国商法第479条Aに基づいて監査免除を利用している。

- ・DHL エクセル・サプライ・チェーン・リミテッド
- ・エクセル・フレイト・マネージメント(UK)リミテッド
- ・エクセル・インベストメンツ・リミテッド
- ・エクセル・オーバーシーズ・リミテッド
- ・フレイト・インデムニティ・アンド・ギャランティ・カンパニー・リミテッド
- ・F.X. コフリン(U.K.)リミテッド
- ・ジョイント・リテイル・ロジスティックス・リミテッド
- ・ナショナル・キャリアーズ・リミテッド
- ・オーシャン・グループ・インベストメンツ・リミテッド
- ・オーシャン・オーバーシーズ・ホールディングス・リミテッド
- ・パワー・ヨーロッパ・デベロップメント No.3 リミテッド
- ・パワー・ヨーロッパ・オペレーティング・リミテッド
- ・チベット・アンド・ブリテン・アプライド・リミテッド

(51) ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守宣言

ドイツポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会は、ドイツ株式会社法第161条で要求されている、2017会計年度におけるドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守宣言を共同で公表した。この遵守宣言は、インターネット上のアドレスcorporate governance code及び当社のウェブサイトdphl.com/en/investors.にて閲覧可能である。

(52) 報告日後の重要な事象及びその他開示

報告日後において報告すべき重要な事象は特にない。

責任声明

我々の知る限り、適用される報告原則に基づき、本連結財務諸表は、当グループの資産、負債、財政状態及び損益について真実かつ公正適正であり、また、当グループの経営報告書は、当グループで予想される展開に関連する重要な機会及びリスクの記載とともに、当グループの事業及び状態の展開及びパフォーマンスの公正なレビューを含んでいる。

ボン、2018年2月19日

ドイツポスト・アーゲー取締役会

フランク・アペル博士

ケン・アレン

ユルゲン・ゲルデス名誉博士

ジョン・ギルバート

メラニー・クライス

トーマス・オギルヴィー博士

ティム・シャルヴァート

(2) 【個別財務諸表】

(イ) 貸借対照表

資産の部

	注記	2016年12月31日現在		2017年12月31日現在	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
A 非流動資産					
無形固定資産	18	177	224	178	226
有形固定資産	19	2,691	3,410	2,855	3,618
長期金融資産	20	15,270	19,352	15,371	19,480
		18,138	22,986	18,404	23,323
B 流動資産					
棚卸資産	21	65	82	61	77
受取債権及びその他の資産	22	13,666	17,319	14,730	18,667
有価証券	23	208	264	507	643
現金及び現金同等物	24	1,786	2,263	1,756	2,225
		15,725	19,928	17,054	21,613
C 前払費用	25	218	276	204	259
		34,081	43,191	35,662	45,194

資本及び負債の部

	注記	2016年12月31日現在		2017年12月31日現在	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
A 資本	26-29				
資本金	27	1,241	1,573	1,229	1,558
自己株式 資本金 (条件付資本金 147百万ユーロ)		-30 1,211	-38 1,535	-5 1,224	-6 1,551
資本剰余金	28	4,068	5,155	4,443	5,631
利益剰余金	28	4,473	5,669	4,373	5,542
当期末処分利益	29	5,487	6,954	6,103	7,734
		15,239	19,312	16,143	20,458
B 引当金	31-33	4,269	5,410	4,308	5,460
C 負債	34	14,531	18,415	15,161	19,214
D 繰延収益	35	42	53	50	63
		34,081	43,191	35,662	45,194

(口) 損益計算書

	注記	1月1日から12月31日			
		2016年		2017年	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
1 売上高	36	14,080	17,844	14,333	18,164
2 仕掛品の減少	37	-23	-29	0	0
3 その他のサービス	38	20	25	27	34
4 その他の営業収益	39	1,102	1,397	1,008	1,277
		15,179	19,236	15,368	19,476
5 材料費	40				
a) 消耗品、貯蔵品及び 再販目的で購入した商品		259	328	256	324
b) サービス費用		4,346	5,508	4,394	5,569
小計(a+b)		4,605	5,836	4,650	5,893
6 人件費	41				
a) 賃金、給料及び諸手当		6,092	7,720	5,893	7,468
b) 社会保険料、退職給付費用及び その他給付		1,490	1,888	1,541	1,953
小計(a+b)		7,582	9,609	7,434	9,421
7 無形固定資産償却費及び有形固定資産の減価償却費	42	242	307	259	328
8 その他の営業費用	43	2,087	2,645	1,867	2,366
		14,516	18,396	14,210	18,008
9 財務損益純額	44	827	1,048	925	1,172
10 法人所得税	45	2	3	-197	-250
11 税引後損益		1,492	1,891	1,886	2,390
12 当期純利益		1,492	1,891	1,886	2,390
13 前期末処分利益の繰越	46	3,995	5,063	4,217	5,344
14 利益剰余金の引出	28	0	0	27	34
15 資本剰余金への振替	28	0	0	27	34
16 当期末処分利益	29	5,487	6,954	6,103	7,734

(ハ) ドイツポスト・アーゲーの年次財務書類に対する注記

表示の方針

(1) 会社を特定するための開示

当社の名称は、ドイツポスト・アーゲーといい、登記上の事務所はドイツのボンにある。ドイツポスト・アーゲーは、ボン地方裁判所で商業登記され、登記番号はNo.HRB6792である。

(2) 会計の準拠法

ドイツポスト・アーゲー（DPAG）は、ドイツ商法第267条において定義されている大会社である。2017年12月31日に終了した事業年度の年次財務書類は、ドイツ商法（第238条以下及び第264条以下）及び株式会社法の会計及び報告規則に準拠して作成されている。会計指令転換法（BilRUG）制定に伴う改正ドイツ商法は、2016年1月1日からの年次財務諸表に適用されている。

ドイツポスト・DHLグループの親会社として、ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ商法第315e条第1項に準拠して国際財務報告基準（以下「IFRSs」という。）に基づき連結財務諸表を作成している。このため、連結財務諸表はドイツ商法に準拠して作成されているものではない。

当社は、連結財務諸表に含まれる最大と最小の数の会社の連結財務諸表を作成する。

連結財務諸表は、連邦官報に掲載されている。

会計年度は暦年である。

(3) 貸借対照表及び損益計算書の表示形式

損益計算書は、総費用形式（費用種類別）で作成されている。金額は、百万ユーロ（€m）単位で表されている。

表示の明瞭性を向上させるために、貸借対照表及び損益計算書の見出しは、統合された形式で表示されており、注記において分析・説明されている。

会計方針

以下に詳述されている会計方針の適用については、基本的には前年度から変更されていない。会計方針又は表示の方針で、記載されていない変更項目については、該当する項目において説明がなされる。

(4) 無形固定資産

取得した無形固定資産は、取得に要した付随費用を含む原価で計上し、定額法による償却及び減損損失により減価されている。減損損失は、当該資産が長期にわたって減損すると予想される場合に認識される。耐用年数は5年であるが、契約期間がそれよりも短い場合には、適宜短縮されている。

ドイツ商法第248条第2項に基づくオプションは、自己創設の無形固定資産のために行使されている。これらは、2010年1月1日から原価（開発費用）で計上されている。

費用には、商品の消費及びサービスの利用に起因する直接帰属原価、並びに開発プロセスに起因する間接材料費、人件費、減価償却費及び償却費が含まれている。

(5) 有形固定資産

1年を超えて営業活動に使用される有形固定資産は、購入に係る付随費用を含む取得原価又は製造原価で計上され、定額法により減価されている。

直接費に加え、製造原価には材料費及び間接製造費が適切な割合で含まれている。借入費用は資産計上されていない。

以下の耐用年数が適用される。

耐用年数

建物	20 - 50年
技術設備及び機械	10 - 20年
ITシステム	4 - 5年
その他の営業用及び事務用機器	8 - 10年
取得原価が150～1,000ユーロの少額資産	5年

有形固定資産は、減価償却を行っている。各資産の公正価値が帳簿価額に満たない場合で、それが一時的なものではないと見込まれる場合に、減損損失を計上している。

受領した補助金は、繰延収益に計上され、当該有形固定資産の耐用年数にわたり戻入れられる。

ドイツ所得税法第6条第2a項において定義されている年次プール資産は、投入税控除後の取得原価が150ユーロ超1,000ユーロ以下の少額資産に関して計上される。年次プール資産は5年間にわたり減価償却され、収益から差し引かれる。かかる5年間の終了前に営業用資産を処分した場合、年次プール資産は減じない。投入税控除後の取得原価が150ユーロ未満の資産は、取得年度に営業費用として全額費用処理する。

(6) 長期金融資産

関連会社株式その他の株式投資及び長期有価証券は、取得原価で計上されるか、又はこれらの価値が長期間損なわれることが想定される場合には、より低い公正価値で計上される。永続的な減損の原因が消滅した場合には、減損損失は、取得原価を上限として、公正価値に至るまで戻入れられる。

外国の関連会社に対する外貨建ての株式及びその他の株式投資は、取得日の為替レートで換算される。新たに取得された会社に係る為替リスクがヘッジされている場合、後者はヘッジ・レートで計上される。

市場金利を下回る金利又は無利息の長期貸付金は、貸付日の現在価値で計上されている。その他の貸付金は、元本金額で計上されている。割引された貸付金について戻し入れられた利息費用は、貸付金に追加計上される。

(7) 棚卸資産

貨物郵送センターの郵便切手、及びコンベア・システム及び仕分けシステムに関するスペアパーツは、棚卸資産に固定価格で計上されている。その他の消耗品及び貯蔵品は、貸借対照表の基準日における現在の移動平均価格、加重平均価格で計上される。再販目的購入商品は、取得原価又は移動平均価格で評価される。低価法を適用し、必要に応じて、適切な評価引当金が計上されている。仕掛品は、取得原価で評価され、前受金は、支払金額の総額で評価する。

(8) 受取債権及びその他の資産

受取債権及びその他の資産は、個別の評価引当金を控除した後の元本金額で計上される。

一般的な取引先の債務不履行リスクについては、一般的な貸倒引当金により、過去の実績に基づいて考慮している。

(9) 有価証券

流動資産に分類される有価証券は、貸借対照表日において、取得原価又は公正価値のいずれか低い金額にて計上されている。

(10) 現金及び現金同等物

銀行預金、手許現金及び小切手は、額面元本で計上される。外貨建ての現金は、決算日の仲値で測定されている。

(11) 前払費用

貸借対照表日以前の支出のうち、貸借対照表日後の特定の期間の費用にあたるものは、前払費用として計上されている。

当社は、ドイツ商法第250条第3項に定めるオプションを行使し、割引額を資産として計上している。

負債の決済金額と発行価額の差額は、前払費用に含まれており、負債の期間にわたって、償却される。

(12) 資本

資本金は、想定元本で計上している。

(13) 引当金

引当金は、保守的な経営判断によって決定された決済金額にて計上されている。満期までの残存期間が1年を超える他の引当金は、各残存期間に応じて、直近の7会計年度の平均市場金利で割り引かれている。

年金及びこれに類する債務の引当金は、保険数理報告に基づいて設定されている。年金引当金は予測単位積立方式を用いて算定されている。クラス・ヒューベック教授が発行した2005年度版生命表が、引当金の算出に使用されている。賃金及び年金の上昇並びに職員の離職率が考慮されている。引当金は、直近10年の平均市場金利での割引を反映した決済金額にて計上されている。満期までの残存期間である15年は、ドイツ商法第253条第2項第2文に基づき推定されている。

当社は、商法典施行法第28条第1項に定める引当金としての間接年金債務を計上するためにオプションを行使した。

ドイツ会計基準近代化法の算定基準により、2010年1月1日付で年金引当金を追加することが義務付けられた。この額を15年間にわたり案分して割り当てるオプションが行使された。2016年1月より、年間追加合計額は、会計指令転換法(BiRUG)の適用により、その他の営業費用において計上される。

ドイツ商法第246条第2項第2文に従い、他の債権者が利用することができない資産及び年金債務又は類似する長期債務から生じる負債のためにのみ使用される資産は、公正価値で計上され、年金資産として、関連する引当金と相殺される。

年金資産の公正価値が取得原価を超える場合は、当該超過額については、ドイツ商法第268条第8項に従って、配当の制限を受ける。

上記は、労働時間預金(Working Time Credits)を蓄積し、給与の一部を繰延する従業員によって出資される労働時間口座(Working Time Account)にも適用される。同口座は、外部積立の債務として分類される。引当金の価値は、ドイツポスト・アーゲーが出資する年金資産の価値の変動に左右され、公正価値で算出される。

IDW RS HFA 30の改訂により、連帯債務の引受けに起因する年金債務も、2016年度報告期間から年金引当金として認識されている。

税金引当金及びその他の引当金は、保守的な経営判断に従って債務を決済するために必要な金額にて計上されている。予測可能なリスクについては、引当金を算定する際に適切な方法で考慮される。満期までの残存期間が

1年を超える引当金は、報告日現在において、ドイツ連邦銀行が発行した割引率により割り引かれる。当該割引率は、当該満期の直近の7会計年度の平均市場レートである。

ドイツポスト・アーゲーは、様々な条件で部分的な退職契約を締結している。これらは、「ブロック・モデル」及び「継続的短縮労働時間モデル」の双方に基づいている。また、部分的な退職手当が支払われている。そのため、2つのタイプの義務が生じており、双方ともに、数理計算上の原則に従って現在価値で算定され、相互に個別に認識される。

(14) 負債

負債は、決済価額で計上されている。償還価額が発行価額を上回る場合、差額は、負債の期間にわたって配賦され、負債計上される。

(15) 繰延収益

貸借対照表日前の収入のうち、貸借対照表日後の特定の期間の収益にあたるものは、繰延収益として計上されている。

(16) 外貨為替換算

外貨建取引は、当初の計上日の約定為替レートで換算されている。

貸借対照表項目は、以下のとおり評価される。

外貨建長期受取債権は、受取債権の計上時点でのオファーレート又は報告日時点での仲値を用いた低価法で計上されている（減損原則）。外貨建ての短期債権（1年以内の満期）及び現金資金又はその他の外貨建短期資産は、貸借対照表日における仲値で換算されている。

外貨建長期負債は、報告日時点の仲値を用い（減損原則）、計上時のビッドレート又はこれより高い最終為替レートで計上されている。外貨建ての短期負債（1年以内の満期）は、貸借対照表日における仲値で換算されている。

ヘッジ会計の適用並びにヘッジの計上及び評価については、注記(50)において説明する。

(17) 繰延税金

繰延税金は、資産、負債、前払費用及び繰延収益に関する、ドイツ商法に基づく財務書類上の計上金額と、将来返還される税務会計上の計上金額との間の差異に起因するものである。ドイツポスト・アーゲーでは、当社の貸借対照表項目に関する差異、並びにその連結納税グループの企業及びドイツポスト・アーゲーが持分を有するパートナーシップに関する差異の双方を対象としている。税務上の繰越欠損金は、今後5年間の間に利用されることが見込まれる場合、一時差異と併せて考慮される。

繰延税金は実効税率30.2パーセントにより計算され、差異解消が見込まれる時点のレートである。繰延税金負債は、繰延税金資産と相殺される。当社は、ドイツ商法第274条第1項第2文において規定されたオプションを行使し、その結果、貸借対照表において繰延税金資産（純額）を計上していない。

貸借対照表の開示

資産の開示

(18) 無形固定資産

無形固定資産の変動及び内訳は、非流動資産変動表（別紙1）に表示されている。開発が2010年1月1日以降に開始した場合には、自社開発のソフトウェアに係る開発費用を資産勘定に計上している。

開発費用の中で合計27百万ユーロが、報告期間における自社開発の無形固有資産として資産計上された。これは、非常に多くの個別プロジェクトと関連している。

(19) 有形固定資産

有形固定資産の変動及び内訳は、非流動資産変動表（別紙1）に表示されている。

土地及び建物への85百万ユーロの追加は、主に、賃貸借物件の改良、新たな貨物便センター用の土地、郵便及び貨物便センターにおける建物、並びに多数の運営施設に施された外部設備の増築工事に関連する。

その他の機器、営業用及び事務用機器に対する投資額は、主として電気自動車及び少額資産に関するものである。

建設仮勘定の追加は、主に、郵便及びパーセルセンター並びに運搬及び仕分システムへの投資に関連する。

(20) 長期金融資産

長期金融資産の変動は別紙1（非流動資産変動表）に表示されている。株式保有リストは、注記別紙3に含まれている。

長期金融資産の内訳は以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2016年	2017年
関連会社に対する株式	7,049	7,169
関連会社に対する貸付金	8,145	8,129
長期有価証券	69	69
その他の貸付金	7	4
	15,270	15,371

関連会社に対する株式は、評価益により120百万ユーロ増加した。

2017年12月31日時点における関連会社に対する貸付金は、ドイツポスト・ベタイリグンゲン・ホールディング GmbHに対する貸付金（6,400百万ユーロ）、DHLグローバル・マネジメント GmbHに対する貸付金（1,400百万ユーロ）及びドイツポスト・フリート GmbHに対する貸付金（309百万ユーロ）に主に關するものである。

長期有価証券は、子会社における年金引当金の確保に資する基金単位を含んでいる。この項目は、主に確定利付証券から成る国際的な複合資産基金と関連している。有価証券は取得原価で計上されている。

住宅用建物のローン（3百万ユーロ）は、その他の貸付金として報告されている。

(21) 棚卸資産

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2016年	2017年
消耗品及び貯蔵品	31	29
再販目的購入商品	34	32
	65	61

消耗品及び貯蔵品の項目は、事務用機器、貯蔵品、スペアパーツ及びその他のメンテナンス用機器から構成されている。

再販目的購入商品の項目は、切手収集関連商品、及びその他の商品から構成される。

(22) 受取債権及びその他の資産

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2016年	2017年
売掛金	397	387
関連会社に対する受取債権 内、売掛金20百万ユーロ(前年度：65百万ユーロ)	12,611	13,839
その他の資本投資先に対する受取債権 内、売掛金0(前年度：0)	6	8
その他の資産	652	496
	13,666	14,730

関連会社に対する受取債権4,520百万ユーロ(前年度：3,631百万ユーロ)は、グループ内銀行業務による受取債権に、1,242百万ユーロ(前年度：842百万ユーロ)は利益譲渡契約に対する受取債権に関連している。

また、関連会社に対する短期貸付債権は、8,057百万ユーロ(前年度：8,073百万ユーロ)に減少した。

その他の資産には、住宅用建物のローンの売却に際して長期担保となる現金預金87百万ユーロ(前年度：101百万ユーロ)等がある。

(23) 有価証券

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2016年	2017年
その他の有価証券	208	507

増加は、マネー・マーケット・ファンドの購入に起因した。

(24) 現金及び現金同等物

貸借対照表日付で報告された1,756百万ユーロ(前年度：1,786百万ユーロ)の現金及び現金同等物は、保有現金、未達現金及び銀行預金から成る。

(25) 前払費用

報告日における前払費用204百万ユーロ(前年度：218百万ユーロ)は、主として公務員給与に関連するものである。

この項目には、発行された社債における66百万ユーロの割引額も含まれている。

資本及び負債の開示

(26) 資本

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2016年	2017年
資本金	1,241	1,229
自己株式	-30	-5

資本金合計	1,211	1,224
資本剰余金	4,068	4,443
利益剰余金		
その他の利益剰余金	4,473	4,373
当期末処分利益	5,487	6,103
	15,239	16,143

2017年12月31日現在、資本は前年度と比較して合計904百万ユーロ増加した。資本の詳細は以下に記載されている。

(27) 資本金

株式資本

株式資本は、2017年12月31日現在、1,228,707,545株（前年度：1,240,915,883株）の記名式株式（無額面）で構成されている。転換社債の行使に関連する新株発行により、条件付資本は15,091,662ユーロ増加した。27,300,000株の保有自己株式は、減資の過程で消却された。その結果、株式資本は27.3百万ユーロ減少した。

2017年12月31日現在、株主の構成は、以下のとおりであった。4,513,000株（0.37パーセント）の自己株式を含む、970,332,000株（79.3パーセント）は浮動株であった。KfWのドイツポスト・アーゲー持分は、253,861,000株（20.7パーセント）であった。

当社に保有されている自己株式の額面は、当社の貸借対照表上の株式資本から控除された。

ドイツ証券取引法第21条及び第26条に基づく議決権の変動に関する通知は、注記別紙4a及び4bに掲載される。

2017年12月31日現在の授權資本 / 条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)		
	百万ユーロ	目的
2013年授權資本	-	現金 / 現物出資による株式資本増加(2018年5月28日まで)
2017年授權資本	160	現金 / 現物出資による株式資本増加(2022年4月27日まで)
2011年条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)	32	オプション / 転換権の発行(2016年5月24日まで)
2013年条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)	-	オプション / 転換権の発行(2018年5月28日まで)
2014年条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)	40	役員に対するオプションの発行(2019年5月26日まで)
2017年条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)	75	オプション / 転換権の発行(2022年4月27日まで)

2013年授權資本

2013年5月29日の定時株主総会決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2018年5月28日までの期間、現金及び / 又は現物出資と引き換えに、240百万株を上限として記名式無額面の新株を発行し、それにより当社の株式資本を増加させる権限が付与された。当該権限の一部使用により、株式資本は2014年及び2015年に4百万ユーロ増加した。2017年4月28日の定時株主総会決議により、当該権限は新たな権限（2017年授權資本）に置き換えられた。

2017年授權資本

2017年4月28日の定時株主総会決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2022年4月27日までの期間、現金及び / 又は現物出資と引き換えに、160百万株を上限として記名式無額面の新株を発行し、それにより当社の株式資本を増加させる権限が付与された。当該権限は、全部又は一部の金額について行使されうる。株主

は通常、新株引受権を有している。但し、取締役会は、監査役会の承認を条件に、権限の対象となる株式については株主の新株引受権を適用しないようにすることができる。報告期間において、当該権限は使用されなかった。

2011年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）

2011年5月25日の定時株主総会決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2016年5月24日までの期間、1回又は複数回にわたり、元本総額10億ユーロを上限として、新株予約権付社債、転換社債及び／又は収益社債、並びに利益参加権証書、又はこれらの組み合わせを発行する権限が付与された。これにより、取締役会は、株式資本における比例持分をもつ最大75百万株までのオプション又は転換権を付与することができるが、75百万ユーロを超えることはない。

この権限に基づき、ドイツポスト・アーゲーは、2012年12月6日に10億ユーロの転換社債を発行し、保有者が社債を最大で48百万株のドイツポスト・アーゲー株式に転換することを可能にした。この社債発行により、当該権限は完全に使用された。

株式資本は、2016年1月1日時点において、条件付きで最大75百万ユーロまで増加した。条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）は、新株の発行を通じて、2015年度は4,832.00ユーロ減少し、2016年度は28,162,196.00ユーロ減少し、2017年度は15,091,662.00ユーロ減少した。

2013年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）

2013年5月29日の定時株主総会決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2018年5月28日までの期間、1回又は複数回にわたり、元本総額15億ユーロを上限として、新株予約権付社債、転換社債及び／又は収益社債、並びに利益参加権証書、又はこれらの組み合わせを発行する権限が付与された。これにより、取締役会は、株式資本における比例持分をもつ最大75百万株までのオプション又は転換権を付与することができるが、75百万ユーロを超えることはない。株式資本は、条件付きで最大75百万ユーロまで増加した。当該権限は使用されなかった。2017年4月28日の定時株主総会決議により、当該権限は新たな権限（2017年条件付資本）に置き換えられた。

2014年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）

2014年5月27日の定時株主総会決議により、取締役会は、記名式無額面の新株を最大で40百万株発行することによって株式資本を条件付きで最大40百万ユーロ増加する権限が付与された。条件付資本の増加によって、一部の当グループ役員に対し新株引受権を付与することになる。新株引受権は、前述の2014年5月27日の定時株主総会による決議に基づいてのみ発行される。条件付資本の増加は、付与された新株引受権に基づき株式が発行される場合に限り実施されるものであり、当社は、新株引受権を現金による支払又は自己株式の交付により決済することはない。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。株式資本は、条件付きで最大40百万ユーロまで増加した。報告期間において、当該権限は使用されなかった。

2017年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）

2017年4月28日の定時株主総会決議により、取締役会は、監査役会の同意を条件に、2022年4月27日までの期間、1回又は複数回にわたり、元本総額15億ユーロを上限として、新株予約権付社債、転換社債及び／又は収益社債、並びに利益参加権証書、又はこれらの組み合わせを発行する権限が付与された。これにより、取締役会は、株式資本における比例持分をもつ最大75百万株までのオプション又は転換権を付与することができるが、75百万ユーロを超えることはない。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。当該権限

の一部は、2017年12月に、元本総額10億ユーロの転換社債を発行することにより行使された。株式資本は、条件付きで最大75百万ユーロまで増加した。

自己株式を取得する権限

2017年4月28日の定時株主総会決議により、当社は、2022年4月27日までの期間、決議採択時に存在する株式資本の10パーセントまで、自己株式を取得する権限が付与された。これにより、取締役会は、法律で許容されるあらゆる目的、とりわけ定時株主総会決議で言及された目標を達成するために当該権限を行使することができる。当該決議は、2014年4月27日付の自己株式の購入に関する定時株主総会の決議に置き換えられた。

この権限に基づき取得された自己株式は、株主の新株引受権の適用対象外であり、ドイツ国外の証券取引所における上場のために引き続き使用される可能性がある。さらに、取締役会は、デリバティブを用いて自己株式を取得する権限を引き続き有する。

株式買戻プログラム

株式買戻プログラムは、2016年4月1日に開始し、2017年3月6日に終了した。買戻された株式は、消却されるか、長期役員報酬プランの支払に用いられるか、又は2012年/2019年転換社債に基づき生じる権利を行使する場合において潜在的義務を履行するために用いられることが意図されていた。

株式買戻プログラムのトランシェ		
トランシェ	期間	取引量（百万ユーロ）
I	2016年4月1日から2016年5月3日まで	100
II	2016年5月30日から2016年8月26日まで	250
III	2016年8月29日から2017年3月6日まで	650

2017年第1四半期において、トランシェIIIのために、3.3百万株が、総額106百万ユーロ（1株当たりの平均価格：31.65ユーロ）で取得された。株式買戻プログラムを通じて、合計32.9百万株が、911百万ユーロで取得された。2017年3月21日の取締役会決議により、27.3百万株の自己株式を消却することによって、株式会社法第237条第3項第2号に基づく減資が行われた。

シェア・マッチング・スキーム

シェア・マッチング・スキームの2016年トランシェを決済するため、2017年3月に、1,297,200株が、総額41百万ユーロ（1株当たりの平均価格：31.60ユーロ）で取得された。2017年4月には、さらに23,037株が1株当たりの平均価格31.67ユーロで取得された。2017年4月に、合計1,320,237株が、該当する役員に対して発行された。

2017年4月、2012年トランシェに基づくマッチング株式に係る権利が処理され、役員に対して1,113,820株が発行された。

2017年12月31日現在、ドイツポスト・アーゲーは、自己株式4,513,582株を保有していた。これは、当社の株式資本の0.37パーセントに相当する。

これらの株式取得に関する取引の詳細については、別紙5に記載されている。

(28) 剰余金

資本剰余金

2009年に導入されたシェア・マッチング・スキームに基づき、特定の役員の短期変動報酬の構成要素の一部（ボーナス）がドイツポスト・アーゲー株式の形で支払われている（インセンティブ株式）。また、当グループの

資格のある全役員は、自己の変動報酬の追加部分を株式に転換することにより、自らが取得する持分構成を個別に増加することもできる（投資株式）。4年にわたる売却禁止期間の満了後、役員は、同数のドイツポスト・アーゲー株式を再度付与される（マッチング株式）。

当会計年度中に取得されたインセンティブ株式の請求に対応するため、ドイツ商法第272条第2項第2号に従って、資本剰余金が2百万ユーロ増加した。これらの権利は、翌年の4月に自己株式を交付することにより決済される。前年度に要求された請求（2百万ユーロ）は、インセンティブ株式が決済された時点で、報告期間の資本剰余金から控除された。

取得されたが未決済のマッチング株式に係る請求のため、ドイツ商法第272条第2項第2号に従って、3百万ユーロが報告期間の資本剰余金に加えられた。

シェア・マッチング・スキームに基づく自己株式の購入価額と発行価額における差異のため、5百万ユーロが資本剰余金に加えられた（ドイツ商法第272条第2項第1号）。

2012年 / 2019年の転換社債に関する転換権が行使されたことにより、資本剰余金が287百万ユーロ増加した（ドイツ商法第272条第2項第1号）。

2017年 / 2025年の転換社債に関する転換権53百万ユーロが資本剰余金に加えられた（ドイツ商法第272条第2項第2号）。

また資本剰余金は、減資の結果、27.3百万ユーロ増加した（株式会社法第237条第5項）。

利益剰余金

利益剰余金は、株式買戻プログラムにより102百万ユーロ減少した。

報告期間においてシェア・マッチング・スキームに基づく支払分を決済するために取得した株式（インセンティブ株式及び / 又は投資株式）により、利益剰余金は41百万ユーロ減少したが、権利を有する従業員に対する株式の発行により40百万ユーロ増加した。

2012年トランシェの下、とりわけマッチング株式に対する権利行使を可能とするために、2016年 / 2017年株式買戻プログラムの一環として、自己株式が市場で取得された。当該自己株式の発行により、報告期間における利益剰余金は35百万ユーロ増加した。

利益剰余金は5百万ユーロ減少したが、これは、シェア・マッチング・スキームに基づく自己株式の取得価額と発行価額との差額によるものである。

また、利益剰余金は、減資の結果、27.3百万ユーロ減少した。

利益剰余金の変動に関する詳細については、別紙5のとおり。

(29) 当期未処分利益

2017年4月28日の定時株主総会において、2016会計年度について当期未処分利益の5,487百万ユーロのうち1,270百万ユーロの配当を行い、4,217百万ユーロを翌年度に繰り越すことが決議された。当該配当金は、2017会計年度において支払われた。

当会計年度の純利益、1,886百万ユーロを含め、2017年の未処分利益は、6,103百万ユーロとなる。

(30) 配当制限のある金額

2017年12月31日時点の配当制限のある金額は、自社開発のソフトウェアの資本化、年金資産の公正価値の測定及び年金引当金の現在価値の計算方法の差異（7年平均割引率から10年平均割引率へ）に関連している。

ドイツポスト・アーゲーにおいては、連邦政府により決定された、7年から10年へ変更した平均割引率による年金引当金の計算方法を、2016年12月31日時点で初適用した。

配当制限のある金額

(単位：百万ユーロ)	2016年12月31日	2017年12月31日
自社開発のソフトウェア	51	53
年金資産及びその費用の公正価値における差異	98	75
年金引当金の現在価値の計算における7年平均割引率及び10年平均割引率の使用による差異	695	822
繰延税金資産	64	56
	908	1,006

配当制限のある金額は、分配可能な剰余金の範囲内に収まっている。

(31) 引当金

引当金は、年金引当金、税金引当金、及びその他の引当金に分類される。

(単位：百万ユーロ)	2016年12月31日	2017年12月31日
年金及びこれに類する債務に係る引当金	2,559	2,599
税金引当金	213	342
その他の引当金	1,497	1,367
引当金合計	4,269	4,308

(32) 年金及びこれに類する債務の引当金

年金及びこれに類する債務の引当金は、ドイツポスト・アーゲーの現在の従業員及び年金受給者に対するドイツポスト・アーゲーの債務総額2,588百万ユーロ（前年度：2,548百万ユーロ）に関連する。

さらに、子会社において発生し、ドイツポスト・アーゲーが連帯債務に関する取決めに基づき負担した、11百万ユーロ（前年度：11百万ユーロ）に相当する義務が、本項目において報告されている。

ドイツポスト・アーゲーの現在の従業員及び年金受給者に対する年金引当金は次の項目に分類される。

(単位：百万ユーロ)	2016年12月31日	2017年12月31日
間接給付債務の引当金		
給付債務	47	54
未認識の差異(Bi I MoG)	-6	-6
	41	48
直接給付債務の引当金		
給付債務	2,771	2,771
未認識の差異(Bi I MoG)	-264	-231
	2,507	2,540
年金引当金の合計		
給付債務*	2,818	2,825
未認識の差異(Bi I MoG)	-270	-237
	2,548	2,588
*年金資産と相殺済み		

年金引当金は、第1にドイツポスト・アーゲーに対して直接給付請求権を有する給与制従業員及び時給制労働者に対する直接給付債務、第2に労使協定の対象となる従業員に対する間接給付債務に関連している。

ドイツ会計基準近代化法導入に伴う再計算により、保険数理報告（ヒューベック2005年度版生命表、予測単位積立方式）に基づく2010年1月1日現在の年金引当金は、総額で507百万ユーロが組入れられた。このうち280百万ユーロは、直接給付債務に起因するものであり、227百万ユーロは間接給付債務に起因するものであった。ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ商法典施行法第67条第1項に従い、この組入れられた金額を15年にわたり配賦している。1年当たりの組入れ総額は34百万ユーロとなり、Bi IRUGに従って、2016年1月1日から、その他の営業費用として報告されている。

年金引当金に関連して発生した295百万ユーロの合計支払利息は、年金資産 / 資産による収益250百万ユーロを含む。年金資産に関し、重要性のある費用は生じなかった。

間接給付債務

間接給付債務は、ドイツ・ブンデスポスト補足年金基金(VAP)、及びDPペンジオンフォンス・アーゲーを通じて支給され、積立てられる。資産に対する給付債務の相殺後、間接給付債務について48百万ユーロの引当金が純額で認識された。

給与制従業員及び時給制労働者に対する間接給付債務に対して、貸借対照表日現在、適切な引当金が計上された。

直接給付債務

2017年12月31日現在、直接給付債務の引当金は2,540百万ユーロである。

報告日現在、ドイツポスト・アーゲーのドイツ商法第246条第2項第2文にて定義される年金資産は、合計3,962百万ユーロ（公正価値）であった。当該年金資産は、231百万ユーロの未認識の差異を差し引いた6,733百万ユーロの債務と相殺された。年金資産の費用は合計3,854百万ユーロであった。

連帯責任に関する取決めに基づく債務引受

前年度において、ドイツポスト・アーゲーは、子会社と契約を締結し、子会社における個人年金債務の連帯責任の引受けを行った。当該債務は、報告日現在、合計11百万ユーロであった。

間接給付債務及び直接給付債務並びにドイツポスト・アーゲーが引き受けた債務は、2016年12月31日時点で初めてドイツ商法典第253条第2項に基づき、10年平均割引率を使用する当社のために計算された。2015年12月31日時点における早期の適用オプションは実行されなかった。7年平均割引率と10年平均割引率を使用することで生ずる給付債務の算出額の差異は822百万ユーロである。

割引率の変更により生じた収益 / 費用は決算報告に反映される。年金引当金は以下の想定に基づき計算された。

	2016年12月31日	2017年12月31日
貸金及び給与の年次増加	1.45-2.5%	1.0-2.5%
年金の年次増加	1.0-2.0%	1.0-2.0%
社員の離職率平均値	1%	1%
割引率	4.01%	3.68%

(33) 税金引当金及びその他の引当金

税金引当金及びその他の引当金の項目は次のとおり構成される。

(単位：百万ユーロ)

	2016年 12月31日	2017年 12月31日
1 税金引当金	213	342
2 その他の引当金		
a) 従業員関連引当金		
変動型の給与及び賃金	119	130
リストラクチャリング	161	124
超過勤務及びその他の有給休暇	100	118
賞与	107	114
有給休暇	101	104
ストックオプション	75	77
その他	126	116
b) その他の引当金		
郵便切手	242	173
債務の引受け	148	171
デリバティブ	118	63
未決済仕入先請求書	63	45
その他	137	132
小計	1,497	1,367
引当金合計	1,710	1,709

税金引当金

税金引当金は、本年度中の税金支払及び継続中の外部税務監査により判明する可能性のある未払税金滞納（これらの滞納に起因する金利を含む。）に関するものである。

再編

再編費用に対する引当金は、主に余剰人員に対する費用（部分退職等）を含んでいる。さらに、個々に交渉された部分退職の契約に加えて、ドイツポスト・アーゲーは、団体協定により、2011年末に部分的退職と時間賃金を組み合わせたモデルを導入した。

当該モデルの部分退職において生じる支払は、引当金として認識される。引当金は、従業員の労働時間口座に対する支払のために認識された。年金債務保険（ドイツ商法第246条第2項の意味の範囲内である年金資産）は、労働時間口座から生じる債務である。労働時間口座のために必要とされる引当金及び年金負債保険に基づく受取債権は互いに相殺される。

次の表は、相殺の根拠を示す。

(単位：百万ユーロ)

	2016年12月31日	2017年12月31日
デモクラフィック・ファンド / 労働時間口座に基づく債務の決済額に基づく債務	-391	-475
保険の公正価値	391	475

年金資産の退職給付債務超過額	0	0
----------------	---	---

参加する従業員による支払が保険会社に対して直接移転されるため、取得費用は負っていない。
 報告期間において年金資産から得られる収益は11百万ユーロであった（前年度：10百万ユーロ）。
 公務員である従業員は、生涯労働口座に時間残高（time credit balances）を蓄積する機会を有する。当該残高は、引当金として認識される。

ストックオプション

2014年5月27日付の定時株主総会で、既存の役員向け株式報酬システム（SARプラン）を新しいパフォーマンス・シェア・プラン（PSプラン）に置き換える決議がされた。旧SARプランの下、発行された以前のSARトランシェは、すべて効力を持ち続ける。

PSプランを取締役に適用することは意図されていない。SARプランは、取締役のために引き続き有効とする。
 スtockオプションは、当該4年間の売却禁止期間中は、期間按分して損益計算書に認識される。

郵便切手

郵便切手に対する引当金は、報告日までに売却されたがそれに対応するサービスが提供されていないものに関して計上する。それに関連する計算は、顧客が保有する郵便切手についての市場調査会社による調査に基づいている。2017会計年度において、前年の同引当金の242百万ユーロの利用が想定された。173百万ユーロが、2015年に作成された外部の専門家の報告及び当社の内部情報を基にして作成された定期的更新に基づき、同引当金に振り替えられた。

債務の引受け

前年度において、ドイツポスト・アーゲーは、多くの子会社に対し、当該子会社の一部の年金債務について内部的に責任を負うことを約束する旨の契約を締結した。ドイツポストが引き受けた債務は、報告日現在、171百万ユーロであった。

長期引当金は、ブンデスバンクが発表する割引率によりこれらの債務の平均残存期間について総額で割り引かれている。

(34) 負債

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2016年	2017年
社債 内、転換社債1,111(前年度：420)	3,692	4,875
銀行に対する負債額	122	121
買掛金	871	934
関連会社に対する債務 内、買掛金46(前年度：67)	9,125	8,632
その他の資本投資先に対する債務 内、買掛金0(前年度：0)	23	30
その他の負債 内、税金関連278(前年度：302) 内、社会保険料関連2(前年度：2)	698	569
	14,531	15,161

負債の残存期間は、「負債の残存期間」(別紙2)に表示されている。

2017年12月31日現在、その他の借入については、担保による保証がなされていない。

投資家は、2017年12月に合計309百万ユーロの転換権を行使した(前年度:580百万ユーロ)。その結果、転換社債の残元本は、2017年12月31日現在で111百万ユーロに減少した(前年度:420百万ユーロ)。

また、当グループは、2017年12月に、総額10億ユーロの転換社債を発行した。当該転換社債の満了日は2025年6月30日であり、利回りは0.05パーセントである。

ドイツポスト・アーゲーは、2017年の定時株主総会により決議された、転換社債(これに付されている株主の新株引受権を除く)を発行するための権限を使用した。

資本剰余金において、53百万ユーロの転換権が認識された。49百万ユーロの割引発行分は、前払費用として認識されており、社債の期間にわたり償却される。

2017年12月には、500百万ユーロの社債も発行された。この社債の満了日は2027年12月13日であり、利回りは1パーセントである。

発行価額及び償還価額(割引発行)の差額の合計4百万ユーロは、前払費用として認識される。

発行された社債に関する詳細は、以下の表のとおりである。

	利率(%)	金額(単位:百万ユーロ)
社債2012 / 2020	1.875	300
社債2012 / 2024	2.875	700
社債2013 / 2018	1.500	500
社債2013 / 2023	2.750	500
社債2016 / 2021	0.375	750
社債2016 / 2026	1.250	500
社債2017 / 2027	1.000	500
転換社債2012/2019 ⁽¹⁾	0.600	1,000
転換社債2017/2025 ⁽²⁾	0.050	1,000

(1) 転換割増率 30パーセント

転換価格 20.47ユーロ

2017年における転換 309百万ユーロ

(2) 転換割増率 40パーセント

転換価格 55.69ユーロ

転換社債に係る変更は、以下の表のとおりである。

	価格 (単位：ユーロ) (1)	社債転換率 (2)	現金配当 (単位：ユーロ)
転換社債2012/2019に おける変更			
発行	20.74	4,821,1823	
2014年調整後	20.69	4,832,2386	0.80
2015年調整後	20.63	4,846,1999	0.85
2016年調整後	20.60	4,853,8820	0.85
2017年調整後	20.47	4,885,6722	1.05
転換社債2017/2025に 係る変更			
発行	55.69	1,795,6771	

(1)丸められていない転換価格は、元本(100,000ユーロ)を調整後の換算率で除したもの。

(2)算定機関：コニー・エックス・アドバイザーズ・リミテッド

銀行に対する負債額は、住居用建物ローン債権の売却による債務から主に構成されている。

ドイツポスト・アーゲーは、受託者としてこれらのローン債権を管理している。受け取った金銭は、確定利息及び元本支払スケジュールに従って、ローン債権の購入者(銀行)に送金される。

既存のローン債権について借主が約定外の返済を行うことがあるため、そのローン債権資金の一部は、確定利息及び元本支払スケジュールに従ってドイツポスト・アーゲーにまず留保され、一定期間経過後にローン債権の購入者に対して送金される。そのため、銀行に対する債務には、約定外の返済の99百万ユーロ(前年度：117百万ユーロ)が含まれている。

関連会社に対する債務は主に、グループ内の社内銀行取引8,529百万ユーロ(前年度：9,003百万ユーロ)から構成される。

(35) 繰延収益

繰延収益

2015年、当社は、子会社の年金約定に関する支払債務を、支払と引き換えに、債務引受の形で取得した。HGBによる清算金の額と、IFRSsによる清算金の額の差額(34百万ユーロ)が繰延収益として計上され、想定される平均的な債務の残存期間にわたって、定額法を用い、戻入される。2017年12月31日現在において、繰延収益として認識された額は29百万ユーロであった。

これとは別に、繰延収益は、電気自動車の投資に係る補助金を多く含む。

損益計算書の開示

(36) 売上高

ポスト-eコマース-パーセル事業部

業務部別売上高

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
郵便業務部		
メール・コミュニケーション	5,393	5,318
ダイアログ・マーケティング	2,127	2,217
その他	1,767	1,759
eコマース-パーセル業務部		
パーセル・ジャーマニー	3,629	3,956
パーセル・ヨーロッパ	12	7
DHL・eコマース	7	9
その他	615	490
ポスト-eコマース-パーセル事業部総売上高	13,550	13,756
その他の売上		
職員による弁済	188	186
サービス品質保証	76	73
賃貸及びリース収益	76	70
その他	190	248
その他の売上の小計	530	577
	14,080	14,333

製品割当の変更に伴い、過年度の金額について調整が行われた。

地域別売上高

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
ドイツ	13,488	13,677
EU(ドイツを除く)	423	429
ヨーロッパ(EUを除く)	37	47
アメリカ大陸	80	117
アジア/太平洋	44	54
その他の地域	8	9
	14,080	14,333

(37)仕掛品の減少

仕掛品の棚卸資産について、0百万ユーロ（前年度：-23百万ユーロ）の変更が計上されている。機械化搬送所は、2016年の完成時に第三者に売却された。

(38) その他のサービス

その他のサービスは27百万ユーロ（前年度：20百万ユーロ）であった。これは主に自社開発の無形固定資産の計上に関連する業績に対応するものである。この計上は、2010年1月1日から認められている。

[次へ](#)

(39) その他の営業収益

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
為替差益	637	557
株式投資の評価益	0	120
デリバティブ収益	145	101
引当金の戻入益	196	81
手数料と償還金	15	37
非流動資産の処分による収益	9	25
評価減の戻入	5	9
過年度の請求より生じた利益	4	5
その他	91	73
	1,102	1,008

その他の営業収益は主に為替差益（557百万ユーロ）及びデリバティブ収益（101百万ユーロ）によるものである。

関連会社に対する株式の評価益は、120百万ユーロであった。

2017年の引当金戻入は、主として、デリバティブ（55百万ユーロ）の引当金の戻入れに関するものである。

引当金の戻入とは別に、その他の営業利益には、ドイツ商法典第277(4)条に基づく5百万ユーロもの過年度収益（前年度：4百万ユーロ）が含まれる。

(40) 材料費

材料費は、消耗品、貯蔵品及び再販売目的購入商品に係る費用、並びに購入サービス費から構成されている。

消耗品、貯蔵品及び再販目的で購入した商品

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
燃料及び電熱材料	96	98
業務用貯蔵品費	85	83
再販売目的購入商品	53	49
スペアパーツ及び修理材料	25	26
	259	256

サービス費用

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
書簡及び小包の配達に対する費用	1,961	2,077
手数料	571	579
賃借及びリース費用(光熱費を含む)	572	571
ITサービス費	142	158
修繕費	140	139

小売店舗代理店契約	121	116
ソフトウェア開発サービス費	107	115
その他	732	639
	4,346	4,394

その他は、その殆どが関連会社との代理店契約の費用からなる。

2017会計年度における、ドイツ商法典第285条第22号に基づくIT開発関連費用は115百万ユーロが計上され、そのうち27百万ユーロが資本計上された。

(41) 人件費 / 従業員

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
賃金、給与及び諸手当	6,092	5,893
社会保険料、退職給付費用及びその他給付 内、退職給付費用533百万ユーロ(前年度：518百万ユーロ)	1,490	1,541
	7,582	7,434

賃金、給与及び諸手当は前年比で199百万ユーロ減少した。過年度の費用は、主として2016会計年度に導入された早期退職制度に起因するものであった。

社会保険料、退職給付費用及びその他給付は51百万ユーロ増加した。これは、主として社会保険料の増額によるものであった。

2000会計年度以降、ドイツポスト・アーゲーは、現職公務員の年金給付対象となる報酬総額、及び休職中の公務員の想定報酬総額の33パーセント相当額をPostbeamtenversorgungskasse (PVK - 郵便公務員向け年金基金)に拠出する法的義務を負っている。そして、連邦郵便通信庁ブンデスポスト (BAnst-PT) が、PVKの役割を担っている。

PVKが常に債務を履行できる立場にあることについては、ドイツ連邦政府が保証する責任を持つ。

報告期間におけるBAnst-PT連邦郵便通信庁ブンデスポストへの拠出金は461百万ユーロであり、前年度における拠出金は493百万ユーロであった。

報告対象期間の従業員のグループ別に分類された平均従業員数は、以下のとおりである。

(単位：人)

	2016年	2017年
賃金労働者及び時間給労働者	132,810	136,431
公務員	32,976	30,468
	165,786	166,899

当会計年度において、賃金労働者及び時間給労働者の数は3,621人増加し、公務員の数は2,508人減少した。

報告日現在、常勤従業員相当に換算した従業員数は、合計142,257名(前年度：138,985名)であった。

1995年1月1日以降、新入社員は公務員という身分を与えられていない。報告日現在で公務員としての身分を有している従業員は、生涯を通じて公務員であり、公務員に対する諸規則の適用対象となり続ける。

(42) 無形固定資産の償却費及び有形固定資産の減価償却費

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年

無形固定資産の償却費	49	57
有形固定資産の減価償却費		
土地及び建物	38	40
技術設備及び機械	62	63
その他の事務用機器	93	99
	242	259

報告期間において減損損失は認識されなかった。(前年度：0ユーロ)

(43) その他の営業費用

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
為替差損	680	562
広告宣伝費	233	248
ドイツポスト・フリートGmbHのサービス・レベル契約	239	246
連邦郵便通信庁及び美術館基金費用	126	145
交通費及び研修費用並びに交際費	98	95
デリバティブ費用	110	83
報酬支払	68	65
その他営業税	60	55
法的、コンサルティング、監査費用	58	50
(Bi I MoGによる年金引当金に加えて)ドイツ商法典施行法第67条(1)及び(2)に基づく費用	34	34
DHL子会社費用の引受け	70	0
その他	311	284
	2,087	1,867

その他の営業費用の減少は、主として為替差損項目によるものである。また、前年度、ドイツポスト・アーゲーは、公的機関に対する連帯責任により、DHL子会社から70百万ユーロの費用を引き受けている。

その他には、保険料、通信費、清掃及び輸送費、資産処分損、並びに寄付金等が含まれる。

その他の営業費用には、過年度の費用11百万ユーロ(前年度：8百万ユーロ)が含まれている。

(44) 財務損益純額

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年
共同利益契約に基づく収益 内、関連会社から1,236 (前年度：842)	842	1,236
株式投資より生じた収益 内、関連会社から40 (前年度：0)	0	40
純投資収益	842	1,276
その他の受取利息及び類似収益 内、関連会社から91 (前年度：121)	147	114
長期貸付金より生じた収益 内、関連会社から16 (前年度：10)	10	16

支払利息及び類似費用 内、関連会社による48 (前年度：40) 内、割引の巻戻しによる326 (前年度：34)	172	481
利息収益純額	-15	-351
財務損益純額	827	925

財務損益純額は純投資収益及び利息収益純額からなる。

純投資収益の変動は、主に、共同利益契約に基づくドイツポストBeteiligungen Holding GmbHに起因する収益が409百万ユーロ増加したことによるものである。

報告期間における利息収益純額の減少は、主として従前用いられていたドイツ商法典に基づく年金引当金の7年平均割引率が、2016年に10年平均割引率に変更されたことによる。この変更により、前年度において、一時的なプラスの影響がもたらされた。

報告期間における割引の巻戻しによる支払利息費用である545百万ユーロは、年金資産/資産による収益250百万ユーロと相殺された。

(45) 法人所得税

197百万ユーロの費用が、報告期間における法人所得税について開示された。報告期間に帰属する費用は173百万ユーロであった。前年度に関連する費用は24百万ユーロであった。

繰延税金資産と繰延税金負債（純額表示法）の相殺により、貸借対照表日現在において、繰延税金資産（純額）となった。当社は、ドイツ商法第274条第1項第2文に定める選択適用により、貸借対照表上に繰延税金資産は計上されていない。

繰延税金資産は主に、財務書類上の年金引当金その他の引当金及び負債の帳簿価額とこれらの課税標準額の差額に起因するものである。繰延税金資産は、当社の予想で今後5年以内に使用すると見込まれている繰越欠損金についても計上された。繰延税金は税率30.2パーセントで計算されている。

(46) 前期末処分利益の繰越

前期末処分利益の繰越は4,217百万ユーロであった。

(47) 利益処分

定時株主総会により決議された前年度の当期末処分利益に係る利益処分の概要は、以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2016年	2017年
前期末処分利益	5,022	5,487
配当金として分配	1,027	1,270
当期末処分利益の繰越	3,995	4,217

2017会計年度の前期末処分利益6,103百万ユーロに基づき、取締役会は配当権付無額面株式ごとに1.15ユーロを配当することを提案する予定である。これは、合計配当額1,409百万ユーロに相当する。合計配当予定額を控除した4,694百万ユーロの残額は、新たな勘定に繰り越される。

最終的な配当金総額は、定時株主総会の開催日に未処分利益の処分について決議した時点における配当権付株式数に基づくものとする。

[次へ](#)

その他の開示

(48) オフ・バランスシート項目

信託活動

2017年12月31日現在における信託活動は、住宅建設促進貸付金の管理及びドイツ社会保障法（SGB）第6巻第119条に基づいて同意した年金保険基金（郵政年金サービス）による現金給付に係る責務に関連している。

2017年12月31日現在における郵政年金サービスの信託資産は、53百万ユーロ（前年度：39百万ユーロ）であり、住宅建設促進のための信託資産は、110百万ユーロ（前年度：129百万ユーロ）である。

2017年12月31日現在、ドイツポスト・アーゲーは、ドイツポストが売却した海外決済からの受取債権により、ポストバンク・ファクタリング GmbH の信託資産222百万ユーロ（前年度：159百万ユーロ）の管理を現在も行っている。

これらの取引は、将来においてドイツポスト・アーゲーに重大な利益又はリスクをもたらすものではない。

その他の金融債務

貸借対照表日現在、その他の金融債務は、2,509百万ユーロであった。この内、2,240百万ユーロに相当する債務は、関連会社に対するものである。それ以外にその他の関係会社に対する金融債務又は除去債務に起因する金融債務は存在しない。

前年度は、その他の金融債務は、2,224百万ユーロであり、その内、関連会社に対するものが1,961百万ユーロであった。

以下の概要は、その他の金融債務の満期までの期間を示している。

(単位：百万ユーロ)

その他の金融債務	総額	満期までの期間		
		1年以下	1年超5年以下	5年超
総額	2,509	873	961	675
うち除去債務	0			
うち関連会社に対するもの	2,240	677	913	650
うちその他の関係会社に対するもの	0			

その他の金融債務は、主に長期の賃貸借契約及びリース契約によるものである。当グループのリースモデルに基づき、ドイツポスト・アーゲーの不動産は、当グループの不動産のリースを集中的に扱っているドイツポスト・インモビリエン GmbH から全てリースしている。

(49) 偶発債務

ドイツポスト・アーゲーは、当グループの会社、関連企業及びジョイント・ベンチャーが締結する貸付、貸借、供給、納入及び業務委託に関する合意を担保するため、多くのコンフォート・レター、担保及び保証を提供している。これは、当グループが各地でより有利な契約条件を得ることを可能とした。

ドイツポスト・アーゲーは、過去の実績及び当社の流動性に関する状況の継続的な監視を受け、支払を要求されているコンフォート・レター、担保及び保証に関するリスクは極めて低いと考えられるという意見である。したがって、貸借対照表においてこれらの偶発債務に関する負債を認識する必要性はなかった。

ドイツ民法（BGB）第765条に基づく保証に関連する偶発債務は、全て関連会社によるものであるが、その金額は693百万ユーロ（前年度：509百万ユーロ）であった。

7,295百万ユーロ（前年度：7,214百万ユーロ）になる保証、及び、総額で273百万ユーロ（前年度：302百万ユーロ）になるコンフォート・レターが発行された。これらの金額のうち、総額で7,211百万ユーロ（前年度：7,155百万ユーロ）になる保証、及び、総額で259百万ユーロ（前年度：298百万ユーロ）になるコンフォート・レターが関連会社に対して発行された。さらに、上記の数字には、除去債務について特別に提供された、239百万ユーロ（前年度：663百万ユーロ）の偶発債務（専ら関連会社への保証）も含まれる。

前述の偶発債務に加え、ドイツポスト・アーゲーは、財務諸表の開示免除を受けるため、オランダにおける23の子会社についての連帯責任に関する宣言（オランダ法Verklaringen第403条）を行った。当該宣言は、当該子会社の全ての法的取引を対象とするものである。

(50) ヘッジに関する方針及びデリバティブ

ドイツポスト・アーゲーは、国際的に活動する企業として、為替レート、金利又は市況商品価格の変動等による金融リスクに必然的にさらされている。そこで、そのリスク管理システムを集中化させるため、ドイツポスト・アーゲーは、ドイツポストDHLのグループ内部における銀行の役割を引き受けた。この銀行の立場として、グループ会社の地位をヘッジするために、グループにおける金融リスクをできる限り集中し、諸銀行との間で外部ヘッジ取引を結び、その一部を内部でグループ会社に移行させた。一次金融商品及びデリバティブ金融商品は、為替レート、金利及び市況商品価格の変動から生じるリスクを減殺させるために利用されている。

2017年12月31日の時点における利用しているデリバティブ商品、並びにその想定元本及び公正価値の概要は、以下の表のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	想定元本			公正価値(正味残高)		
	関連会社	第三者	合計	関連会社	第三者	合計
金利関連商品						
金利スワップ	500	0	500	-40	0	-40
うち、公正価値がプラスであるもの				0	0	0
うち、公正価値がマイナスであるもの				-40	0	-40
通貨取引						
為替予約	0	4,298	4,298	0	55	55
うち、公正価値がプラスであるもの				0	87	87
うち、公正価値がマイナスであるもの				0	-32	-32
商品価格取引						
商品価格スワップ	0	8	8	0	1	1
うち、公正価値がプラスであるもの				0	1	1
うち、公正価値がマイナスであるもの				0	0	0
合計			4,806			16

想定元本は、各取引の絶対額合計をもって算出されている。グループ内取引（グループ内銀行機能）と銀行との対外的な取引は区別されている。公正価値は、残高の評価により生じるデリバティブの種類毎の正味未実現損益をもって算出されている。

為替予約の公正価値は、先物プレミアム及びディスカウントを考慮に入れ、時価に基づき算定された。金利スワップの公正価値は、予想されるキャッシュ・フローの割引現在価値に基づき、未払利息を加味し、算出された。これらの商品の公正価値は、当グループの財務管理システムを利用して算定された。商品価格スワップの公正価値に関する情報は、当初ヘッジ取引を行っていた銀行から提供された。

ドイツ商法の下では、一般に、デリバティブは、貸借対照表において認識されない未履行の契約を表す。未履行の契約は、ドイツ商法に基づき、不同原則（principle of imparity）に従って測定される。予想損失に対する引当金は、未履行契約による未実現損失を反映するために設定される。その一方で、未実現利益は認識されな

い。したがってデリバティブに関しては、通常、貸借対照表日現在の負の公正価値に係る予想損失に対する引当金が報告される。

この基本原則の例外として、一定の条件の下では、ドイツ商法第254条に基づき、デリバティブにヘッジ会計が用いられることがある。ヘッジ会計が用いられる場合、資産、負債、未履行の契約又は蓋然性の高い取引は、同程度のリスクの発生による価値の変動又は支払フローを差引相殺するために金融商品と組み合わせられる。「総額ヘッジプレゼンテーション法」又は「純額ヘッジプレゼンテーション法」のいずれかが使用される。総額ヘッジプレゼンテーション法が使用される場合、デリバティブの公正価値は、損益計算書において認識される。純額ヘッジプレゼンテーション法が使用される場合、簿価については、有効なヘッジ関係がもたらす公正価値の変動を反映するための調整が行われない。

ドイツポスト・アーゲーは、報告日の時点において以下の場合、ヘッジ会計を適用している。

純額1,045百万ユーロの外部の銀行残高、内部の銀行残高及びローンによる外貨建金融債権及び負債（ヘッジ対象項目）は、通貨リスクをヘッジして各通貨に関する均一なポートフォリオのヘッジを形成するため、総額ヘッジプレゼンテーション法を用いて、純額が-1,045百万ユーロの為替予約（ヘッジ手段）に組み込まれた。ヘッジされたリスクは9百万ユーロであった。総額ヘッジプレゼンテーション法が用いられている場合、プラス・マイナスにかかわらず、問題となるデリバティブの公正価値は、貸借対照表のその他資産/その他負債の項目として計上されている。

該当するポートフォリオは、継続的に調整されている。必要に応じて、満期を迎えるヘッジ手段は、新たなヘッジ手段により延長されている。ヘッジ対象項目とヘッジ手段の満期日が異なるため、貸借対照表のヘッジ対象項目の簿価が1百万ユーロ増加しているが、これに対応する、9百万ユーロのプラスの公正価値純額であるヘッジ手段と部分的に相殺されている。対応するその他の営業収益及び費用項目は、損益計算書において認識された。ヘッジの有効性は、重要事項マッチ法を用いて予め評価されるとともに、累積ドル相殺法を用いて遡及的に測定され、スポット価格に起因する価値の変動のみが計上されている。ヘッジ対象項目の主な測定の性質がヘッジ取引と合致していることから、ヘッジの有効性は、100パーセントになると見込まれている。

スポット価格による価値の変動に起因しないヘッジ手段の公正価値の一部につき、3百万ユーロの予想損失額に対する引当金が計上され、したがって、ヘッジされる関係にない。

ヘッジ会計は、以下については、適用されなかった。

2019年に満期となる2,691百万ユーロ（公正価値純額：46百万ユーロ。なお、プラスの公正価値（73百万ユーロ）及びマイナスの公正価値（-27百万ユーロ）を含む。）の外部通貨取引は、対象となるリスクがドイツポスト・アーゲーに起因するものではなく、当グループのその他の会社に起因するものであるため、ヘッジ関係には含まれていない。これらの取引のマイナスの公正価値に関し、27百万ユーロの予想損失額に対する引当金が計上された。

2022年に満期となる500百万ユーロ（公正価値：-40百万ユーロ。なお、未払利息-7百万ユーロを含む。）の内部利子率スワップに関し、33百万ユーロの予想損失に対する引当金が計上された。

8百万ユーロ（公正価値純額：1百万ユーロ）の外部商品価格スワップについては、関連するリスクが、主としてドイツポスト・アーゲーに起因するものではなく、当グループのその他の会社に起因するものであるため、ヘッジを認識していない。これらの取引について、予想損失額に対する引当金の計上は不要であった。

2017年12月31日現在、デリバティブにおける予想損失に対する総引当金は、63百万ユーロである（前年度：118百万ユーロ）。

(51) 株式保有リスト

ドイツ商法第285条第11号、第11a号及び第11b号により作成が要求される株式保有リストは、別紙3に掲載されている。

(52) ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守宣言

ドイツポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会は、ドイツ株式会社法（Aktiengesetz（AktG））第161条により要求される2017会計年度におけるドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守宣言を共同で公表した。

遵守宣言は、インターネット上www.corporate-governance-code.de及び当社のホームページ上www.dpdhl.comで常時閲覧可能である（ドイツ株式会社法第161条第2項）。

(53) 会計監査人の報酬

会計監査人の報酬に関する情報は、ドイツポスト・アーゲーの連結財務諸表において開示されていることからドイツ商法第285条第17号の免除規定により、ここでは開示していない。

その他の保証サービスについて1百万ユーロが使用された。これは特に、財務情報の任意監査費用に関連している。

(54) 後発事象

貸借対照表日の基準日後、ドイツポストの経営成績、財務状態及び純資産に重大な影響を及ぼす事象は生じていない。

[次へ](#)

(55) 取締役会及び監査役会

取締役の報酬

2017会計年度において、現取締役が受け取った報酬は、長期インセンティブ効果がある部分も含めると、総額18.76百万ユーロ（前年度：18.51百万ユーロ）であった。

このうち、7.57百万ユーロについては、業績非連動部分（年間基本給与6.43百万ユーロ、諸手当1.14百万ユーロ）であり、4.00百万ユーロについては、業績連動部分であった。3.06百万ユーロの追加業績連動部分が、持続可能性の指標である必要EACが達成されることを条件とした2020年における支払のため、中期部分へと移動された。

前年度において、6.63百万ユーロについては、業績非連動部分（年間基本給与6.24百万ユーロ、諸手当0.39百万ユーロ）として、5.63百万ユーロについては、業績連動部分として支払が行われた。3.01百万ユーロの追加業績連動部分が、持続可能性の指標である必要EACが達成されることを条件とした2019年における支払のため、2016年の中期部分へ移動された。

2017会計年度において、取締役は、2006年度長期インセンティブ制度に基づき、長期インセンティブ効果がある変動報酬部分として、発行日（2017年9月1日）価額の総額が7.19百万ユーロである2,003,970個の株式評価益請求権を追加で受け取った。前年度において、取締役には、発行日（2016年9月1日）価額の総額が6.25百万ユーロであった1,202,376個の株式評価益請求権が付与された。

現取締役の報酬

各現取締役の報酬(2017年会計年度)

(単位：ユーロ)

	年間基本給与	諸手当	2017年度年間賞与(支払済)	2015年度中期部分の支払	2017年度中期部分へと移動された年間賞与部分 ⁽¹⁾	2017年9月1日に付与された株式評価益請求権の価値
フランク・アペル博士、会長	1,978,911	35,294	952,351	288,300	952,351	1,962,574
ケン・アレン	1,000,913	98,197	487,945	203,680	487,945	1,005,810
ユルゲン・ゲルデス名誉博士	1,005,795	36,289	464,074	167,256	464,074	1,005,810
ジョン・ギルバート	912,500	173,167	434,806	156,406	434,806	930,011
メラニー・クライス	871,667	17,029	405,892	120,656	405,892	860,006
トーマス・オギルヴィー博士 (2017年9月1日から)	238,333	3,159	116,188	-	116,188	715,020
ティム・シャルヴァート (2017年6月1日から)	417,083	29,812 ⁽²⁾	196,780	-	196,780	715,020

⁽¹⁾ 持続可能性に関する指標が達成された場合、2020年に支払われる。

⁽²⁾ シャールヴァート氏は、以前の雇用主により付与された長期報酬請求権の消滅の補償として750,664ユーロの支払を受けている。

各現取締役の報酬(2016会計年度)

(単位：ユーロ)

	年間基本給与	諸手当	2016年度年間賞与(支払済)	2014年度中期部分の支払	2016年度中期部分へと移動された年間賞与部分 ⁽¹⁾	2016年9月1日に付与された株式評価益請求権の価値
フランク・アペル博士、会長	1,962,556	35,099	950,662	928,682	950,662	1,962,574
ケン・アレン	976,500	102,375	482,147	447,935	482,147	976,529

ユルゲン・ゲルデス名誉博士	1,005,795	35,011	478,406	470,331	478,406	1,005,826
ジョン・ギルバート	823,750	174,576	389,263	277,726	389,263	860,028
メラニー・クライス	739,167	18,990	364,964	58,056	364,964	715,010
ローレンス・ローゼン (2016年9月30日まで)	732,375	20,832	345,608	434,264	345,608	732,389

(1) 持続可能性に関する指標が達成された場合、2019年に支払われる。

拠出ベース年金契約

拠出ベース年金契約の内訳(2017会計年度)

各取締役の給付受給権

(単位：ユーロ)

	年金契約		
	2017年度拠出総額	2017年12月31日 現在の価値	2017年度年金債務に関する 業務費用
ケン・アレン	341,775	2,795,087	320,744
ジョン・ギルバート	301,000	764,392	209,886
メラニー・クライス	301,000	1,118,052	220,871
トーマス・オギルヴィー博士 (2017年9月1日から)	83,417	105,780	99,891
ティム・シャルヴァート (2017年6月1日から)	145,979	128,758	125,064
合計	1,173,171	4,912,069	976,456

拠出ベース年金契約の内訳(2016会計年度)

各取締役の給付受給権

(単位：ユーロ)

	年金契約		
	2016年度拠出総額	2016年12月31日 現在の価値	2016年度年金債務に関する 業務費用
ケン・アレン	341,775	2,355,589	211,518
ジョン・ギルバート	250,250	487,807	155,500
メラニー・クライス	250,250	815,868	135,699
ローレンス・ローゼン (2016年9月30日まで)	256,331	3,213,394	95,932
合計	1,098,606	6,872,658	598,649

最終給与に基づく既存年金契約

最終給与に基づく既存年金契約の内訳(2017会計年度)

各取締役の給付受給権

(単位：ユーロ)

	年金契約			
	2017年12月31日 現在の年金水準	最高年金水準	2017年度年金債務に関する 業務費用	2017年12月31日 現在の価値
フランク・アベル博士、 会長	50%	50%	790,601	15,144,741
ユルゲン・ゲルデス名誉 博士	50%	50%	277,610	6,465,974

合計			1,068,211	21,610,715
----	--	--	-----------	------------

最終給与に基づく既存年金契約の内訳(2016会計年度)

各取締役の給付受給権

(単位：ユーロ)

	年金契約			
	2016年12月31日 現在の年金水準	最高年金水準	2016年度年金債務に關 する業務費用	2016年12月31日 現在の価値
フランク・アベル博士、 会長	50%	50%	265,117	12,915,279
ユルゲン・ゲルデス名誉 博士	25%	50%	267,243	5,517,779
合計			532,360	18,433,058

2017会計年度において、元取締役又はその扶養遺族に対する給付は、7.01百万ユーロ(前年度：5.09百万ユーロ)であった。現在の年金引当金は、80.2百万ユーロ(前年度：78.2百万ユーロ)と認識されている。

監査役の報酬

監査役に支払われる報酬は、当社の定款第17条に基づくものである。当該定款により、前年と同様、監査役には固定年俸70,000ユーロが支払われる。

監査役会の会長及び監査役会の委員会の委員長は、報酬の100パーセントを追加で受領し、監査役会の副会長及び監査役会の委員会の委員は、50パーセントを追加で受領する。もっとも、これは調停委員会及び指名委員会には適用されない。当会計年度の一定期間のみ監査役会及びその委員会に所属していた、又は会長又は副会長として務めた者は、比例案分した報酬を受領する。

前年と同様、監査役は、監査役会の総会又は委員会の会合に出席するたびに、1回につき1,000ユーロの会議出席手当を受領する。また、監査役は、その業務遂行にあたり立替えた現金費用に関する弁済を受けることができる。監査役会の報酬及び立替費用に対して課せられた付加価値税も払い戻される。

2017年の報酬の合計は、2,641,000ユーロ(前年度：2,622,000ユーロ)である。

以下の表は、各監査役に支払われた報酬の内容である。

監査役に対して支払われた報酬

(単位：ユーロ)

監査役	2016年			2017年		
	固定報酬	会議出席手 当	合計	固定報酬	会議出席手 当	合計
ヴルフ・フォン・シンメルマン教授 博士 (会長)	315,000	20,000	335,000	315,000	21,000	336,000
アンドレア・コシス (副会長)	245,000	19,000	264,000	245,000	21,000	266,000
ロルフ・パウワーマイスター	140,000	15,000	155,000	140,000	17,000	157,000
ニコラス・フォン・ボムハード博士	43,750	3,000	46,750	72,917	7,000	79,917
イングリッド・デルテンル	43,750	2,000	45,750	70,000	6,000	76,000
ヨルグ・フォン・ドスキー	70,000	5,000	75,000	70,000	6,000	76,000
ヴェルナー・ガツェー	140,000	16,000	156,000	140,000	16,000	156,000
ヘニング・カゲルマン教授 博士	105,000	7,000	112,000	105,000	10,000	115,000
トーマス・コチェルニク	175,000	21,000	196,000	175,000	21,000	196,000

アンケ・ケファルト	70,000	5,000	75,000	70,000	6,000	76,000
ウルリケ・レナルツ・ピペンバチャー (2017年7月1日から)	-	-	-	35,000	4,000	39,000
シモーネ・メンネ	105,000	11,000	111,000	105,000	11,000	116,000
ローランド・エトカー	140,000	15,000	155,000	140,000	15,000	155,000
アンドレアス・シャードラー	70,000	5,000	75,000	70,000	6,000	76,000
サビネ・シールマン	70,000	4,000	74,000	70,000	6,000	76,000
ウルリヒ・シュローダー博士	105,000	6,000	111,000	102,083	0	102,083
シュテファン・ショルト博士	140,000	12,000	152,000	140,000	13,000	153,000
ステファン・タウチャー ⁽¹⁾	105,000	12,000	117,000	105,000	13,000	118,000
ヘルガ・チエル(2017年6月30日まで)	105,000	11,000	116,000	52,500	6,000	58,500
シュテファニー・ヴェケッセル	105,000	10,000	115,000	122,500	15,000	137,500
カトヤ・ヴィント教授 工学博士	70,000	5,000	75,000	70,000	6,000	76,000

⁽¹⁾ ステファン・タウチャーは、DHL ハブ・ライプツィヒ GmbH監査役会に所属しているため、年間1,500ユーロを受領する。

当社管理機関 2017年会計年度 監査役会監査役 2017年12月31日時点での株主代表監査役	
氏名	役職
ヴルフ・フォン・シンメルマン教授 博士(会長)	ドイツ・ポストバンクAG 元取締役会会長
ニコラス・フォン・ボムハード博士	ミュンヘナー・リュックファージヘルングス - ゲゼル シャフト・アーゲー 元取締役会会長 (2017年4月27日から)
イングリッド・デルテンル	欧州放送連合 元会長 (2017年9月1日から)
ヴェルナー・ガツェー	連邦財務省の事務次官(2017年12月31日まで) ドイツパーン・ステーション&サービス・アーゲー 取締 役会会長 (2018年1月1日から)
ヘニング・カゲルマン教授 博士	SAP AG 元取締役会会長
シモーネ・メンネ	バーリンガーインゲルハイムGmbH経営取締役会取締役 (2017年12月31日まで)
ローランド・エトカー	ROI フェルヴァルトゥングスゲゼルシャフト mbH 経営 パートナー
ウルリヒ・シュローダー博士 (2018年2月6日まで)	KfWバンケングルッペ取締役会会長 (2017年12月31日まで)
シュテファン・ショルト博士	フラポート AG 取締役会会長
カトヤ・ヴィント教授 工学博士	グローバルプロダクションロジスティックスBernd Rogge Professorship代表/ヤコブ大学ブレーメンGmbH 執行取 締役会 取締役(2018年1月14日まで) SMS group GmbH エレクトリック&オートメーション及び デジタルソリューション責任者(2018年1月15日から)

従業員代表監査役	
氏名	役職
アンドレア・コシス(副会長)	統一サービス産業労働組合の中央幹部会副会長、並びに、連邦郵便事業、フォワーディング・カンパニーズ及びロジスティックス事業の責任者
ロルフ・パウーマイスター	統一サービス産業労働組合管理組織の郵便事業、共同決定及び青年担当の責任者、並びに、郵便事業グループの責任者
ヨルグ・フォン・ドスキー	ドイツポスト・アーゲー、グループ会長及び当社執行役員委員会委員長
トーマス・コチェルニク	ドイツポスト・アーゲー グループ労働評議会議長
アンケ・ケファルト	DHLグローバルフォワーディングGmbH(ハンブルグ)労働評議会議長
ウルリケ・レナルツ・ピベンパチャー (2017年7月1日から)	ドイツポスト・アーゲー グループ労働評議会副議長
アンドレアス・シャードラー	ドイツポスト・アーゲー セールスポスト業務部
サビネ・シールマン	ドイツポスト・アーゲー中央労働評議会執行委員
ステファン・タウチャー	全国管理の郵便事業、フォワーディング・カンパニーズ・アンド・ロジスティックス部の賃金・公務員・社会政策長
ヘルガ・チエル(2017年6月30日まで)	ドイツポスト・アーゲー グループ労働評議会副議長
シュテファニー・ヴェケッセル	ドイツポスト・アーゲー郵便取扱支店(アウグスブルク)労働評議会副議長

取締役会 取締役 2017年会計年度	
氏名	部門
フランク・アペル博士	取締役会会長 国際事業サービス（2017年1月1日から） （2017年5月31日まで、グローバル・フォワーディング業務部及びフレート業務部の責任者でもある）
ケン・アレン	エクスプレス事業部
ユルゲン・ゲルデス名誉博士	ポスト - eコマース - パーセル（PeP）事業部
ジョン・ギルバート	サプライ・チェーン事業部
メラニー・クライス	ファイナンス（2017年8月31日まで、人事部責任者でもある）
トーマス・オギルヴィー博士 （2017年9月1日から）	人事部
ティム・シャルヴァート （2017年6月1日から）	グローバル・フォワーディング業務部及びフレート業務部

会社の監査役会監査役によって組織されたその他監査役会及び監査機関 株主代表監査役	
氏名	所属
ヴルフ・フォン・シンメルマン教授 博士 (監査役会会長)	a) アリアンツ・ドイツ・アーゲー マキシングベスト AG b) アクセンチュア Corp.アイルランド(取締役会) (2017年2月9日まで) トムソン・ロイター Corp.カナダ(取締役会)
ニコラス・フォン・ボムハード博士	a) ERGOグループ AG* (会長)(2017年4月26日まで) ミュンヘンヘルスホールディング AG* (会長)(2017年4月26日まで) b) 無所属 *ミュンヘナー・リュックファー・ゲゼルシャフト・アーゲー、グループ選任
イングリッド・デルテンル	a) 無所属 b) ジボダン SA、スイス(取締役会) バンク・カントナール・ボードワーズ SA、スイス(取締役会) フランス通信社、フランス(取締役会) (2017年9月28日から)
ヴェルナー・ガツェー	a) ベルリン・ブランブルク国際空港 PD-Berater der öffentlichen Hand GmbH(会長) b) 無所属
ヘニング・カゲルマン教授 博士	a) BMW AG(2017年5月11日まで) ドイツ・バンク AG ミュンヘナー・リュックファー・ゲゼルシャフト・アーゲー(Munich Re) KUKA AG(2017年5月31日から) b) 無所属
シモーネ・メンネ	a) BMW AG b) 無所属
ローランド・エトカー	a) 無所属 b) ラインイッシュ・ベルギッシャー・クライス 出版会社 mbH(監査役会)
ウルリヒ・シュローダー博士 (2018年2月6日まで)	a) ドイツテレコムAG b) ドイツ投資開発会社(監査役会)(2017年12月31日まで) ルクセンブルグのエネルギー、温暖化及びインフラに係る欧州基金「マーガライト2020」(監査役会)

シュテファン・ショルト博士	a) 無所属 b) Fraport Ausbau Süd GmbH* フラポート地方空港ギリシャ A S.A. (取締役会、会長)* フラポート地方空港ギリシャ B S.A. (取締役会、会長)* フラポート地方空港ギリシャ マネジメントカンパニー S.A. (取締役会、会長)* フラポートブラジルS.A. ポルトアレグレ空港 (監査役会、会長)* (2017年12月4日から) フラポートブラジルS.A. フォルタレザ空港 (監査役会、会長)* (2017年12月4日から) * フラポートAGグループ指名
カトヤ・ヴィント教授 工学博士	a) フラポート AG b) 無所属

従業員代表監査役	
氏名	所属
ヨルグ・フォン・ドスキー	a) PSD バンク・ミュンヘン eG b) 無所属
アンドレアス・シャードラー	a) PSD バンク・コーン eG (会長) b) 無所属
ステファン・タウチャー	a) DHL ハブ・ライプツィヒ GmbH (副会長) b) 無所属
ヘルガ・チエル (2017年6月30日まで)	a) PSD バンク・コーン eG (副会長) b) 無所属

a) 法律上必要なその他の監査役会の所属

b) ドイツ及び外国会社で監査機関に相当する機関の所属

当社の取締役会取締役によって組織された監査役会その他監査機関	
氏名	所属
ケン・アレン	a) 無所属 b) 中国、DHLシノトランス・インターナショナル・エア・クーリエ Ltd. (取締役会)*

*グループによる指名

a) 法律上必要な監査役会の所属

b) ドイツ及び外国会社で監査機関に相当する機関の所属

注記別紙1

非流動資産変動表(2017年1月1日から2017年12月31日の期間)

(単位：百万ユーロ)

	原価				
	2017年1月1日 現在	取得	振替	処分	2017年12月31日 現在
1 無形固定資産					
自社開発ソフトウェア	154	27	7	0	188
購入した特許権、工業所有権、ライセンス及びこれに類する権利並びに資産	308	17	25	16	334
前払金	36	14	-32	0	18
無形固定資産計	498	58	0	16	540
2 有形固定資産					
土地、土地権及び建物（第三者の土地における建物を含む）	2,856	85	14	53	2,902
技術設備及び機械	2,312	43	57	9	2,403
その他の機器、営業用及び事務用機器	1,152	190	9	92	1,259
前払金及び建設仮勘定	91	72	-80	1	82
有形固定資産計	6,411	390	0	155	6,646
小計(無形固定資産及び有形固定資産)	6,909	448	0	171	7,186
3 長期金融資産					
関連会社に対する株式	7,341	0	0	0	7,341
関連会社に対する貸付金	8,145	64	0	80	8,129
長期有価証券	69	0	0	0	69
その他貸付金	7	0	0	3	4
長期金融資産計	15,562	64	0	83	15,543
非流動資産計	22,471	512	0	254	22,729

注記別紙1(続き)
 (単位:百万ユーロ)

	減価償却累計額、償却累計額及び評価減					帳簿価額		
	2017年1月 1日現在	償却費/ 減価償却費	評価	振替	処分	2017年12月31 日現在	2017年1月 1日現在	2017年12月 31日現在
1 無形固定資産								
自社開発ソフトウェア	81	31	0	0	0	112	73	76
購入した特許権、工業所 有権、ライセンス及び	240	26	0	0	16	250	68	84
前払金	0	0	0	0	0	0	36	18
無形固定資産計	321	57	0	0	16	362	177	178
2 有形固定資産								
土地、土地権及び建物 (第三者の土地における 建物を含む)	1,418	40	0	0	35	1,423	1,438	1,479
技術設備及び機械	1,477	63	0	0	8	1,532	835	871
その他の機器、営業用及 び事務用機器	825	99	0	0	88	836	327	423
前払金及び建設仮勘定	0	0	0	0	0	0	91	82
有形固定資産計	3,720	202	0	0	131	3,791	2,691	2,855
小計(無形固定資産及び有形 固定資産)	4,041	259	0	0	147	4,153	2,868	3,033
3 長期金融資産								
関連会社に対する株式	292	0	120	0	0	172	7,049	7,169
関連会社に対する貸付金	0	0	0	0	0	0	8,145	8,129
長期有価証券	0	0	0	0	0	0	69	69
その他貸付金	0	0	0	0	0	0	7	4
長期金融資産計	292	0	120	0	0	172	15,270	15,371
非流動資産計	4,333	259	120	0	147	4,325	18,138	18,404

注記別紙2

負債の満期日までの残存期間(2017年12月31日現在)

(単位：百万ユーロ)

	2016年12月31日現在				2017年12月31日現在			
	内、			合計	内、			合計
	1年以下	1年から 5年以下	5年超		1年以下	1年から 5年以下	5年超	
社債 内、転換社債1,111百万ユーロ (2016年12月31日：420百万ユーロ)	0	3,692	1,700	3,692	503	4,372	3,200	4,875
銀行に対する負債額	5	117	0	122	39	82	30	121
買掛金	871	0	0	871	934	0	0	934
関連会社に対する債務	9,125	0	0	9,125	8,632	0	0	8,632
内、買掛金46百万ユーロ (2016年12月31日：67百万ユーロ)								
その他の資本投資先に対する債務	23	0	0	23	30	0	0	30
内、買掛金(0) (2016年12月31日：(0))								
その他の負債	552	146	8	698	559	10	1	569
内、税金関連278百万ユーロ (2016年12月31日：302百万ユーロ)								
内、社会保険料関連2百万ユーロ (2016年12月31日：2百万ユーロ)								
合計	10,576	3,955	1,708	14,531	10,697	4,464	3,231	15,161

[次へ](#)

注記別紙3

株式保有リスト

連結財務諸表に含まれる関連会社(アフィリエーテッド・カンパニー)					
社名	本社所在地	持分割合 (%)	通貨	エクイティ (千単位)	純収益 (千単位)
ヨーロッパ					
ABIS GmbH	Germany, Frankfurt / Main	51.00	EUR	34	1,523
Agheera GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Albert Scheid GmbH	Germany, Cologne	100.00	EUR	1,022	0
All you need GmbH	Germany, Berlin	99.03	EUR	0	0
AO DHL International	Russia, Moscow	100.00	EUR	0	34,689
Cargus Express Curier S.R.L.	Romania, Bucharest	100.00	EUR	18,282	76
Columbae AB	Sweden, Sundsvall	100.00	EUR	5	0
CSG GmbH	Germany, Bonn	51.00	EUR	13,838	0
CSG.PB GmbH	Germany, Neu-Isenburg	51.00	EUR	26	0
CSG.TS GmbH	Germany, Neu-Isenburg	51.00	EUR	4,012	0
DANMAR Lines AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	35,336	2,213
Danzas Deutschland Holding GmbH	Germany, Frankfurt / Main	100.00	EUR	4,025	0
Danzas Fashion Service Centers B.V.	Netherlands, Waalwijk	100.00	EUR	833	-1
Danzas Grundstücksverwaltung Frankfurt GmbH	Germany, Frankfurt / Main	100.00	EUR	23,097	10,811
Danzas Holding AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	179,437	79,400
Danzas Verwaltungs GmbH	Germany, Frankfurt / Main	100.00	EUR	22,934	14,395
Danzas, S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	738,318	26,526
Deutsche Post Adress Beteiligungsgesellschaft mbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	416	0
Deutsche Post Adress Geschäftsführungs GmbH	Germany, Bonn	51.00	EUR	61	-9
Deutsche Post Adress GmbH & Co. KG	Germany, Bonn	51.00	EUR	19,994	18,763
Deutsche Post Assekuranz Vermittlungs GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	51	0
Deutsche Post Beteiligungen Holding GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	6,718,500	0

Deutsche Post Customer Service Center GmbH	Germany, Monheim	100.00	EUR	43	0
Deutsche Post DHL Beteiligungen GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	1,507,025	0
Deutsche Post DHL Corporate Real Estate Management GmbH & Co. Logistikzentren KG	Germany, Bonn	100.00	EUR	26,866	915
Deutsche Post DHL Corporate Real Estate Management GmbH & Co. Objekt Weißenhorn KG	Germany, Bonn	100.00	EUR	26	7,004
Deutsche Post DHL Corporate Real Estate Management GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	51	0
Deutsche Post DHL Express Holding GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	8,843,025	0
Deutsche Post DHL Research and Innovation GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	7,500	0
Deutsche Post Dialog Solutions GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	1,126	0
Deutsche Post Direkt GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	-61	0
Deutsche Post E-Post Development GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post E-POST Solutions GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	2,631	0
Deutsche Post Finance B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	52,635	-12,068
Deutsche Post Fleet GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	511,115	0
Deutsche Post Global Mail (France) SAS	France, Issy-les-Moulineaux	100.00	EUR	7,104	2,565
Deutsche Post Global Mail (Netherlands) B. V.	Netherlands, Utrecht	100.00	EUR	1,829	454
Deutsche Post Global Mail (Switzerland) AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	1,005	206
Deutsche Post Global Mail (UK) Limited	United Kingdom, Croydon	100.00	EUR	37,724	1,597
Deutsche Post Immobilien GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post InHaus Services GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	1,657	0
Deutsche Post Insurance Limited	Ireland, Dublin	100.00	EUR	7,542	-2

Deutsche Post International B.V.	Netherlands, Amsterdam	100.00	EUR	9,748,037	241,478
Deutsche Post Investments GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post IT BRIEF GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	11,160	0
Deutsche Post IT Services GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	39,229	0
Deutsche Post Mobility GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	16,055	0
Deutsche Post Reinsurance S.A.	Luxembourg, Luxembourg	100.00	EUR	16,203	0
Deutsche Post Shop Essen GmbH	Germany, Essen	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post Shop Hannover GmbH	Germany, Hanover	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post Shop München GmbH	Germany, Munich	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post Zahlungsdienste GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	2,152	0
DHL (Cyprus) Ltd.	Cyprus, Nikosia	100.00	EUR	3,158	130
DHL Air Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	41,913	10,072
DHL AirWays GmbH	Germany, Cologne	100.00	EUR	2,032	0
DHL Automotive GmbH	Germany, Hamburg	100.00	EUR	4,091	0
DHL Automotive Offenau GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	275	0
DHL Automotive s.r.o.	Czech Republic, Prague	100.00	EUR	9,208	103
DHL Aviation (France) SAS	France, Roissy-en-France	100.00	EUR	2,452	342
DHL Aviation (Netherlands) B.V.	Netherlands, Amersfoort	100.00	EUR	-19,571	3
DHL Aviation (UK) Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	16,319	40,533
DHL Aviation NV / SA	Belgium, Zaventem	100.00	EUR	26,193	19,234
DHL Consulting GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Augsburg GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Bayreuth GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Berlin GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	75	0
DHL Delivery Bonn GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Braunschweig GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Bremen GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Dortmund GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0

DHL Delivery Dresden GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Duisburg GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Düsseldorf GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Erfurt GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Essen GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Frankfurt GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Freiburg GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Freising GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Gießen GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Göppingen GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Hagen GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Halle GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Hamburg GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	50	0
DHL Delivery Hannover GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Herford GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Karlsruhe GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Kassel GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Kiel GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Koblenz GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Köln West GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Leipzig GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Lübeck GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Magdeburg GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Mainz GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Mannheim GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery München GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Münster GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Neubrandenburg GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Nürnberg GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Oldenburg GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Ravensburg GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Reutlingen GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Rosenheim GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Saarbrücken GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Straubing GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Stuttgart GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0

DHL Delivery Wiesbaden GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Würzburg GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Delivery Zwickau GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Distribution Holdings (UK) Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	21,261	21,712
DHL Ekspres (Slovenija), d.o.o.	Slovenia, Trzin	100.00	EUR	519	398
DHL Elancourt SARL	France, La Plaine Saint Denis	100.00	EUR	4,825	826
DHL Estonia AS	Estonia, Tallinn	100.00	EUR	10,574	267
DHL Exel Slovakia, s.r.o.	Slovakia, Senec	100.00	EUR	4,076	1,345
DHL Exel Supply Chain (Denmark) A/S	Denmark, Kastrup	100.00	EUR	-18,304	466
DHL Exel Supply Chain (Poland) Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	-6,430	-2,217
DHL Exel Supply Chain (Spain), S.L.U.	Spain, Madrid	100.00	EUR	37,613	9,707
DHL Exel Supply Chain (Sweden) AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	2,457	1,036
DHL Exel Supply Chain Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	EUR	779,784	-3,283
DHL Exel Supply Chain Portugal, S.A.	Portugal, Alverca	100.00	EUR	9,086	666
DHL Exel Supply Chain Trade (Poland) Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	1,483	537
DHL Express (Austria) GmbH	Austria, Guntramsdorf	100.00	EUR	15,578	3,913
DHL Express (Czech Republic) s.r.o.	Czech Republic, Ostrava	100.00	EUR	10,739	209
DHL Express (Denmark) A/S	Denmark, Broendby	100.00	EUR	68,396	3,283
DHL Express (Finland) Oy	Finland, Helsinki	100.00	EUR	2,406	2,104
DHL Express (Hellas) S.A.	Greece, Athens	100.00	EUR	2,830	425
DHL Express (Iceland) EHF	Iceland, Reykjavik	100.00	EUR	2,465	546
DHL Express (Ireland) Ltd.	Ireland, Dublin	100.00	EUR	7,986	2,267
DHL Express (Italy) S.r.l.	Italy, Milan	100.00	EUR	86,986	65,659
DHL Express (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Contern	100.00	EUR	3,725	432
DHL Express (Norway) AS	Norway, Oslo	100.00	EUR	9,183	4,182
DHL Express (Poland) Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	12,990	-1,012
DHL Express (Schweiz) AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	7,492	8,196

DHL Express (Slovakia), spol. s r. o.	Slovakia, Bratislava	100.00	EUR	4,588	408
DHL Express (Sweden) AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	8,527	4,943
DHL Express (UK) Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	52,655	-715
DHL Express Bulgaria EOOD	Bulgaria, Sofia	100.00	EUR	3,908	417
DHL Express Customer Service GmbH	Germany, Monheim am Rhein	100.00	EUR	25	0
DHL Express Germany GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	6,618	0
DHL Express Hungary Forwarding and Services LLC	Hungary, Budapest	100.00	EUR	4,101	1,049
DHL Express Macedonia d.o.o.e.l.	Macedonia, Skopje	100.00	EUR	1,283	46
DHL Express Network Management GmbH	Germany, Schkeuditz	100.00	EUR	25	0
DHL Express Portugal, Lda.	Portugal, Moreira da Maia	100.00	EUR	17,033	313
DHL Express Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	44,538	5,618
DHL Fashion Retail Operations GmbH	Germany, Mönchengladbach	100.00	EUR	21,628	0
DHL Finance Services B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	9,564	1,381
DHL FoodLogistics GmbH	Germany, Cologne	100.00	EUR	258	0
DHL Freight (Belgium) NV	Belgium, Grimbergen	100.00	EUR	4,141	773
DHL Freight (France) SAS	France, Marne-la-Vallée	100.00	EUR	1,093	-4,629
DHL Freight (Netherlands) B.V.	Netherlands, Tiel	100.00	EUR	-24,102	-3,349
DHL Freight (Sweden) AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	15,596	-1,867
DHL Freight d.o.o.	Croatia, Zagreb	100.00	EUR	630	149
DHL FREIGHT d.o.o. Belgrade	Serbia, Belgrade	100.00	EUR	0	154
DHL Freight Finland Oy	Finland, Vantaa	100.00	EUR	8,588	2,678
DHL Freight Germany Holding GmbH	Germany, Düsseldorf	100.00	EUR	374,311	0
DHL Freight GmbH	Germany, Düsseldorf	100.00	EUR	10,737	0
DHL Freight Hungary Forwarding and Logistics LLC	Hungary, Budapest	100.00	EUR	7,877	941
DHL Freight Spain, S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	8,016	1,961
DHL GBS (UK) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	16,313	-434

DHL Gertner International GmbH	Germany, Alttentreptow	51.00	EUR	121	92
DHL Global Forwarding - DGF Industrial Project (DGF IP) SAS	France, Villepinte	100.00	EUR	3,357	122
DHL Global Forwarding (Austria) GmbH	Austria, Vienna	100.00	EUR	12,019	-2,905
DHL Global Forwarding (Belgium) NV	Belgium, Machelen	100.00	EUR	6,530	-2,586
DHL Global Forwarding (CZ) s.r.o.	Czech Republic, Prague	100.00	EUR	22,895	2,880
DHL Global Forwarding (Denmark) A/S	Denmark, Kastrup	100.00	EUR	14,050	-2,525
DHL Global Forwarding (Finland) Oy	Finland, Vantaa	100.00	EUR	3,566	162
DHL Global Forwarding (France) SAS	France, Villepinte	100.00	EUR	37,199	2
DHL Global Forwarding (Ireland) Limited	Ireland, Dublin	100.00	EUR	16,775	1,655
DHL Global Forwarding (Italy) S.p.A.	Italy, Milan	100.00	EUR	39,373	11,860
DHL Global Forwarding (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Luxembourg	100.00	EUR	1,660	-653
DHL Global Forwarding (Netherlands) B.V.	Netherlands, Hoofddorp	100.00	EUR	19,307	2,106
DHL Global Forwarding (Norway) AS	Norway, Gardermoen	100.00	EUR	-964	-1,155
DHL Global Forwarding (Sweden) AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	22,086	-1,389
DHL Global Forwarding (UK) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	199,704	2,490
DHL Global Forwarding d.o.o.	Croatia, Zagreb	100.00	EUR	713	458
DHL Global Forwarding d.o.o. Belgrade	Serbia, Belgrade	100.00	EUR	0	290
DHL Global Forwarding GmbH	Germany, Frankfurt / Main	100.00	EUR	7,242	0
DHL Global Forwarding Hellas S.A. of International Transportation and Logistics	Greece, Piraeus	100.00	EUR	7,183	203

DHL Global Forwarding Hungary Kft.	Hungary, Budapest	100.00	EUR	8,472	1,740
DHL Global Forwarding LLC	Russia, Moscow	100.00	EUR	0	-4,489
DHL Global Forwarding Management GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	10,359	0
DHL Global Forwarding Portugal, Unipessoal, Lda.	Portugal, Moreira da Maia	100.00	EUR	5,560	464
DHL Global Forwarding Sp. z o.o.	Poland, Lodz	100.00	EUR	9,518	4,695
DHL Global Forwarding Spain, S.L.U.	Spain, Madrid	100.00	EUR	21,454	7,175
DHL Global Mail 000	Russia, Moscow	100.00	EUR	0	-508
DHL Global Management GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	3,618,590	0
DHL Global Match (UK) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	-1,782	-287
DHL Hauptvogel International GmbH	Germany, Klipphausen	51.00	EUR	528	232
DHL Holding (France) SAS	France, Roissy-en-France	100.00	EUR	227,859	17,874
DHL Holding (Italy) S.r.l.	Italy, Milan	100.00	EUR	626,530	48,439
DHL Holdings (Ireland) Ltd.	Ireland, Dublin	100.00	EUR	1	0
DHL Home Delivery GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	179	0
DHL Hub Leipzig GmbH	Germany, Schkeuditz	100.00	EUR	25	0
DHL Information Services (Europe) s.r.o.	Czech Republic, Prague	100.00	EUR	87,640	12,712
DHL International (Albania) Ltd.	Albania, Tirana	100.00	EUR	454	221
DHL International (Ireland) Ltd.	Ireland, Dublin	100.00	EUR	1,324	270
DHL International (Romania) S.R.L.	Romania, Bucharest	100.00	EUR	4,799	557
DHL International (UK) Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	100,011	20,135
DHL International B.V.	Netherlands, The Hague	100.00	EUR	39,275	7,562
DHL International Beograd d.o.o.	Serbia, Belgrade	100.00	EUR	5,864	347
DHL International d.o.o.	Croatia, Zagreb	100.00	EUR	2,268	186
DHL International Express (France) SAS	France, Roissy-en-France	100.00	EUR	39,583	31,333
DHL International GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	1,353,453	0

DHL International Ltd.	Malta, Luqa	100.00	EUR	666	-131
DHL International NV / SA	Belgium, Diegem	100.00	EUR	12,992	2,545
DHL International Ukraine JSC	Ukraine, Kiev	100.00	EUR	0	408
DHL International-Sarajevo d.o.o.	Bosnia and Herzegovina, Sarajevo	100.00	EUR	920	140
DHL Inventory Finance Services GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Investments Limited	United Kingdom, St. Helier	100.00	EUR	135	32
DHL Latvia SIA	Latvia, M rupe	100.00	EUR	779	219
DHL Leupold International GmbH	Germany, Oberkotzau	51.00	EUR	1,115	445
DHL Logistics (Schweiz) AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	43,027	2,868
DHL Logistics (Slovakia), spol. s r.o.	Slovakia, Senec	100.00	EUR	475	-1,694
DHL Logistics (Ukraine) Ltd.	Ukraine, Kiev	100.00	EUR	0	0
DHL Logistics 000	Russia, Chimki	100.00	EUR	0	-1,947
DHL Logistics S.R.L.	Romania, Bucharest	100.00	EUR	3,819	2,266
DHL Logistik Service GmbH	Austria, Vienna	100.00	EUR	280	7
DHL Logistika, d.o.o.	Slovenia, Brnik	100.00	EUR	2,428	476
DHL Management (Schweiz) AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	27,584	3,812
DHL Management Services Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	24	17
DHL Nordic AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	93,470	-946
DHL Paket (Austria) GmbH	Austria, Vienna	100.00	EUR	8,458	-5,934
DHL Paket GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	45,000	0
DHL Paketzentrum Obertshausen GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Parcel (Belgium) NV	Belgium, Ternat	100.00	EUR	9,077	-8,275
DHL Parcel (e-Commerce) B.V.	Netherlands, Utrecht	100.00	EUR	12,980	7,457
DHL Parcel Iberia S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	178,513	13,876
DHL Parcel A Coruna Spain, S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	3,319	-133
DHL Parcel Alacant Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	3,303	-332
DHL Parcel Araba Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	7,348	1,217
DHL Parcel Barcelona Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	11,588	-5,808
DHL Parcel Bizkaia Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	5,174	-146

DHL Parcel Cantabria Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	2,181	176
DHL Parcel Castello Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	753	-384
DHL Parcel Ciudad Real Spain, S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	985	36
DHL Parcel Gipuzkoa Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	5,956	397
DHL Parcel Girona Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	1,951	-147
DHL Parcel Huelva Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	484	33
DHL Parcel Illes Balears Spain, S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	4,605	673
DHL Parcel Jaén Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	211	-40
DHL Parcel Lugo, Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	325	-112
DHL Parcel Madrid Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	7,398	-6,870
DHL Parcel Malaga Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	3,352	474
DHL Parcel Navarra Spain, S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	2,774	-23
DHL Parcel Pontevedra Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	5,519	421
DHL Parcel Sevilla Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	3,677	-241
DHL Parcel Support Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	66	488
DHL Parcel Tarragona Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	1,738	265
DHL Parcel Valladolid Spain S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	5,096	1,377
DHL Parcel Zaragoza Spain, S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	7,270	842
DHL Parcel (Netherlands) B.V.	Netherlands, Utrecht	100.00	EUR	11,149	14,927
DHL Parcel (Speedpack) NV	Belgium, Brussels	100.00	EUR	798	-1,548
DHL Parcel Nordic AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	6,316	-111
DHL Parcel Polska Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	29,549	840
DHL Parcel Slovensko spol. s r.o.	Slovakia, Bratislava	100.00	EUR	-3,453	-4,232
DHL Parcel UK Holding Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	7,094	-3,211
DHL Pipelife Logistik GmbH	Austria, Wiener Neudorf	100.00	EUR	-83	-175
DHL Resilience360 GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Service Central SARL	France, La Plaine Saint Denis	100.00	EUR	785	398

DHL Services Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	-29,504	12,091
DHL Services Logistiques SAS	France, La Plaine Saint Denis	100.00	EUR	-4,631	-5,133
DHL Shoe Logistics s. r. o.	Czech Republic, Pohořelice ^{01/59}	100.00	EUR	3,742	376
DHL Solutions (France) SAS	France, La Plaine Saint Denis	100.00	EUR	78,051	394
DHL Solutions Fashion GmbH	Germany, Essen	100.00	EUR	151	0
DHL Solutions GmbH	Germany, Hamburg	100.00	EUR	9,240	0
DHL Solutions k.s.	Czech Republic, Ostrava	100.00	EUR	5,112	2,313
DHL Sorting Center GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Stock Express SAS	France, La Plaine Saint Denis	100.00	EUR	238	-2,710
DHL Supply Chain (Belgium) NV	Belgium, Mechelen	100.00	EUR	38,978	-1,316
DHL Supply Chain (Finland) Oy	Finland, Vantaa	100.00	EUR	5,329	-670
DHL Supply Chain (Ireland) Limited	Ireland, Dublin	100.00	EUR	2,409	-1,740
DHL Supply Chain (Italy) S.p.A.	Italy, Milan	100.00	EUR	93,795	9,950
DHL Supply Chain (Leipzig) GmbH	Germany, Hamburg	100.00	EUR	25	0
DHL Supply Chain (Netherlands) B.V.	Netherlands, Tilburg	100.00	EUR	77,488	18,051
DHL Supply Chain (Norway) AS	Norway, Oslo	100.00	EUR	2,701	-856
DHL Supply Chain Hungary Limited	Hungary, Ulló	100.00	EUR	793	613
DHL Supply Chain International Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	308	0
DHL Supply Chain Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	602,755	81,161
DHL Supply Chain Management B.V.	Netherlands, Tilburg	100.00	EUR	-31,005	-362
DHL Supply Chain Management GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Supply Chain VAS GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Supply Chain, s.r.o.	Czech Republic, Pohořelice ^{01/59}	100.00	EUR	20,747	2,251

DHL Systems Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	10,739	10,556
DHL Technical Distribution B.V.	Netherlands, Veghel	100.00	EUR	-2,338	-27
DHL Trade Fairs & Events GmbH	Germany, Frankfurt / Main	100.00	EUR	607	0
DHL Trade Fairs and Events (UK) Limited	United Kingdom, Bracknell	85.00	EUR	806	329
DHL Verwaltungs GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Voigt International GmbH	Germany, Neumuenster	51.00	EUR	1,414	1,118
DHL Wahl International GmbH	Germany, Bielefeld	51.00	EUR	1,194	465
DHL Worldwide Express Logistics NV / SA	Belgium, Diegem	100.00	EUR	31,597	-857
DHL Worldwide Network NV / SA	Belgium, Diegem	100.00	EUR	22,460	51,915
DZ Specialties B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	380,026	10,543
ELP 1 AB	Sweden, Eskilstuna	100.00	EUR	972	-38
Erste End of Runway Development Leipzig GmbH	Germany, Cologne	100.00	EUR	25	0
Erste Logistik Entwicklungsgesellschaft MG GmbH	Germany, Hanover	100.00	EUR	25	0
Eurodifarm S.r.l.	Italy, Casalmaiocco (Lodi)	100.00	EUR	23,814	1,302
European Air Transport Leipzig GmbH	Germany, Schkeuditz	100.00	EUR	1,798	0
Exel (European Services Centre) Unlimited Company	Ireland, Dublin	100.00	EUR	0	0
Exel (Wommelgem) NV	Belgium, Wommelgem	100.00	EUR	-4,718	-34
Exel de Portugal Transitaris Lda.	Portugal, Lisbon	100.00	EUR	-236	-1
Exel France SA	France, La Plaine Saint Denis	100.00	EUR	86,900	501
Exel Freight Management (UK) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	10,800	0
Exel Group Holdings (Nederland) B.V.	Netherlands, Veghel	100.00	EUR	43,010	-313
Exel Holdings Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	EUR	653,879	12,338

Exel International Holdings (Belgium) NV	Belgium, Mechelen	100.00	EUR	41,669	-309
Exel International Holdings (Netherlands 1) B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	690,569	0
Exel International Holdings (Netherlands 2) B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	830,328	8,257
Exel Investments Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	202,907	-196
Exel Investments Netherlands B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	-5,680	-64
Exel Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	875,021	-29,545
Exel Logistics Property Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	EUR	117,288	5,029
Exel Overseas Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	328,491	27,974
Exel UK Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	41,254	3,469
F.X. Coughlin (U.K.) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	14	0
F.X. Coughlin B.V.	Netherlands, Duiven	100.00	EUR	5,842	-476
FACT Danmark A/S	Denmark, Kastrup	100.00	EUR	1,469	53
Flexible Lifestyle Employment Co Ltd	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	11	11
Freight Indemnity and Guarantee Company Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	EUR	19	0
Gerlach & Co Internationale Expeditours B.V.	Netherlands, Venlo	100.00	EUR	5,931	941
Gerlach & Co. NV	Belgium, Antwerp	100.00	EUR	7,914	806
Gerlach AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	7,005	7,747
Gerlach Custom Services UK Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	752	233
Gerlach Customs Services EOOD	Bulgaria, Sofia	100.00	EUR	284	71
Gerlach European Customs Services, spol. s r.o.	Slovakia, Senec	100.00	EUR	288	48
Gerlach European Services S.R.L.	Romania, Bucharest	100.00	EUR	283	68
Gerlach Sp. z o.o.	Poland, Gluchowo / Komorniki	100.00	EUR	2,219	880

Gerlach Spol s.r.o.	Czech Republic, Rudna u Prahy	100.00	EUR	3,788	2,791
Gerlach Sweden AB	Sweden, Tullinge	100.00	EUR	382	385
Gerlach Zolldienste GmbH	Germany, Düsseldorf	100.00	EUR	102	0
Giorgio Gori (France) SAS	France, Châtenoy-le- Royal	100.00	EUR	2,724	440
Giorgio Gori S.r.l.	Italy, Collesalveti (Livorno)	100.00	EUR	65,710	13,371
Gori Iberia S.L.	Spain, Barcelona	100.00	EUR	2,622	1,073
Gori Iberia Transitaris, Limitada	Portugal, Matosinhos	60.00	EUR	872	307
Higgs International Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	10,096	104
Hull, Blyth (Angola) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	10,047	-210
Hyperion Properties Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	EUR	-5,046	0
interServ Gesellschaft für Personal- und Beraterdienstleistungen mbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	76	0
it4logistics GmbH	Germany, Potsdam	100.00	EUR	792	0
Joint Retail Logistics Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	0	0
Karukera Transit SAS	France, Pointe-à-Pitre	100.00	EUR	905	-28
Laible AG Speditionen	Switzerland, Schaffhausen	100.00	EUR	159	-123
LLC DHL Express	Russia, Khimki	100.00	EUR	0	5,512
LLC Gerlach Ukraine	Ukraine, Kiev	100.00	EUR	0	0
Luftfrachtsicherheit-Service GmbH	Germany, Frankfurt / Main	50.00	EUR	2,667	1,532
McGregor Cory Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	16,284	1,240
Mitradiopharma S.r.l.	Italy, Milan	100.00	EUR	6,063	760
Mitsafetrans S.r.l.	Italy, Milan	100.00	EUR	21,057	2,107
National Carriers Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	-2	0
NFC International Holdings (Ireland)	Ireland, Dublin	100.00	EUR	43,266	0
Ocean Group Investments Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	726	0

Ocean Overseas Holdings Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	468,235	5,718
000 Customs Services	Russia, Khimki	100.00	EUR	0	478
Pharma Logistics B.V.	Netherlands, Rotterdam	100.00	EUR	813	10
Pharma Logistics NV	Belgium, Mechelen	100.00	EUR	20,462	565
Power Europe (Cannock) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	1,264	1,267
Power Europe (Doncaster) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	464	1,056
Power Europe Development Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	0	0
Power Europe Development No. 3 Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	433	0
Power Europe Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	262	500
Power Europe Operating Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	8,131	1,831
PPL CZ s.r.o.	Czech Republic, Prague	100.00	EUR	83,597	5,020
RISER ID Services GmbH	Germany, Berlin	51.00	EUR	2,257	2,033
Saloodo! GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Scherbauer Spedition GmbH	Germany, Neutraubling	50.00	EUR	4,206	69
Speedmail International Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	0	0
StarBroker AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	46,573	31,149
StreetScooter GmbH	Germany, Aachen	100.00	EUR	7,378	0
Tradeteam Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	EUR	30,521	-14,345
Transflash McGregor (Ireland) Ltd.	Ireland, Dublin	100.00	EUR	717	0
Trucks and Child Safety Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	EUR	42	0
UAB DHL Lietuva	Lithuania, Vilnius	100.00	EUR	6,496	50
UK Mail Group Limited	United Kingdom, Slough	100.00	EUR	26,542	0
UK Mail Limited	United Kingdom, Slough	100.00	EUR	65,551	1,381
Veron Grauer (France) SAS	France, Tremblay-en-France	100.00	EUR	799	691
Véron Grauer AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	1,151	1,223
Vetsch AG, Internationale Transporte	Switzerland, Buchs	100.00	EUR	493	226

Vetsch Internationale Transporte GmbH	Switzerland, Buchs	100.00	EUR	493	226
アメリカ大陸					
Advance Logistics Inc.	USA, Westerville	100.00	EUR	297	27
AEI Drawback Services Inc.	USA, Miami	100.00	EUR	5,899	1,861
Aero Express del Ecuador (TransAm) Ltda.	Ecuador, Guayaquil	100.00	EUR	709	37
Agencia de Aduanas DHL Express Colombia Ltda.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	1,252	-81
AGENCIA DE ADUANAS DHL GLOBAL FORWARDING (COLOMBIA) S.A. NIVEL 1	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	2,237	357
Air Express International USA, Inc.	USA, Miami	100.00	EUR	-	-
Radix Group International, Inc.	USA, Miami	100.00	EUR	-241,423	-105,726
Circuit Logistics Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	-39	41
Connect Logistics Services Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	5,297	5,367
Danzas Corporation	USA, Miami	100.00	EUR	-36,392	5,724
DHL (Bahamas) Limited	Bahamas, Nassau	100.00	EUR	1,232	45
DHL (Barbados) Ltd.	Barbados, Christ Church	100.00	EUR	1,762	21
DHL (Bolivia) SRL	Bolivia, Santa Cruz de la Sierra	100.00	EUR	1,209	-323
DHL (BVI) Ltd.	British Virgin Islands, Tortola	100.00	EUR	269	-8
DHL (Costa Rica) S.A.	Costa Rica, San José	100.00	EUR	9,788	-3,103
DHL (Honduras) S.A. de C.V.	Honduras, San Pedro Sula	100.00	EUR	3,983	617
DHL (Jamaica) Ltd.	Jamaica, Kingston	100.00	EUR	424	259
DHL (Paraguay) S.R.L.	Paraguay, Asunción	100.00	EUR	2,615	30
DHL (Trinidad and Tobago) Limited	Trinidad and Tobago, Port of Spain	100.00	EUR	1,999	-680
DHL (Uruguay) S.R.L.	Uruguay, Montevideo	100.00	EUR	4,425	551
DHL Arwest (Guatemala) S.A.	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	1,113	-307
DHL Arwest (Panama) S.A.	Panama, Panama City	100.00	EUR	-11,055	-164
DHL Aviation (Americas), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	309,166	7,138
DHL Aviation SCR, S.A.	Costa Rica, San José	100.00	EUR	455	-102

DHL Corporate Services SC México	Mexico, Tepetzotlán	100.00	EUR	2,311	1,226
DHL Customer Solutions & Innovations (USA) Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	-256	765
DHL Customer Support (Costa Rica) S.A.	Costa Rica, San José	100.00	EUR	1,792	96
DHL Customs (Costa Rica) S.A.	Costa Rica, San José	100.00	EUR	-1,654	-160
DHL de Guatemala S.A.	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	3,008	362
DHL Dominicana SA	Dominican Republic, Santo Domingo	100.00	EUR	1,612	-86
DHL eCommerce (Chile) S.A.	Chile, Santiago de Chile	100.00	EUR	-1,521	-1,486
DHL Exel Supply Chain (Argentina) S.A.	Argentina, Buenos Aires	100.00	EUR	7,302	-197
DHL Express (Argentina) S.A.	Argentina, Buenos Aires	100.00	EUR	6,960	3,865
DHL Express (Brazil) Ltda.	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	2,855	-557
DHL Express (Canada) Ltd.	Canada, Mississauga	100.00	EUR	-75,297	4,022
DHL Express (Chile) Ltda.	Chile, Santiago de Chile	100.00	EUR	11,399	162
DHL Express (Ecuador) S.A.	Ecuador, Quito	100.00	EUR	1,067	217
DHL Express (El Salvador) S.A. de C.V.	El Salvador, San Salvador	100.00	EUR	1,582	153
DHL Express (USA), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	226,135	453,024
DHL Express Aduanas Peru S.A.C.	Peru, Callao	100.00	EUR	1,603	371
DHL Express Aduanas Venezuela C.A.	Venezuela, Caracas	100.00	EUR	119	128
DHL Express Colombia Ltda.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	17,696	229
DHL Express México, S.A. de C.V.	Mexico, Mexico City	100.00	EUR	39,677	25,022
DHL Express Peru S.A.C.	Peru, Callao	100.00	EUR	7,276	-470
DHL Fletes Aereos, C.A.	Venezuela, Caracas	100.00	EUR	1,101	835
DHL Freight USA Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	16,152	-6
DHL Global Forwarding (Argentina) S.A.	Argentina, Buenos Aires	100.00	EUR	7,920	-2,338
DHL Global Forwarding (Brazil) Logistics Ltda.	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	4,077	-3,884

DHL Global Forwarding (Canada) Inc.	Canada, Mississauga	100.00	EUR	35,892	-2,588
DHL Global Forwarding (Chile) S.A.	Chile, Santiago de Chile	100.00	EUR	21,756	801
DHL Global Forwarding (Colombia) S.A.S.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	10,719	-314
DHL Global Forwarding (Ecuador) S.A.	Ecuador, Quito	100.00	EUR	2,120	-1,698
DHL Global Forwarding (El Salvador) S.A.	El Salvador, San Salvador	100.00	EUR	2,374	-185
DHL Global Forwarding (Guatemala) S.A.	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	-	-
DHL Global Forwarding (Guatemala) S.A.	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	7,386	1,653
DHL Global Forwarding (Guatemala) S.A.	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	-	-
Transportes Expresos Internacionales (Interexpreso) S.A.	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	-	-
DHL Global Forwarding (Mexico) S.A. de C.V.	Mexico, Mexico City	100.00	EUR	20,868	10,607
DHL Global Forwarding (Nicaragua) S.A.	Nicaragua, Managua	100.00	EUR	-410	78
DHL Global Forwarding (Panama) S.A.	Panama, Panama City	100.00	EUR	-497	-492
DHL Global Forwarding (Panama) S.A.	Panama, Panama City	100.00	EUR	-	-
DHL Global Forwarding Aduanas Peru S.A.	Peru, Callao	100.00	EUR	1,940	436
DHL Global Forwarding Deposito Aduanero (Colombia) S.A.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	1,432	-20
DHL Global Forwarding Management Latin America Inc.	USA, Coral Gables	100.00	EUR	581	0
DHL Global Forwarding Peru S.A.	Peru, Lima	100.00	EUR	6,875	1,250
DHL Global Forwarding Venezuela, C.A.	Venezuela, Caracas	100.00	EUR	1,699	1,433
DHL Global Forwarding Zona Franca (Colombia) S.A.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	995	1,040

DHL Guadeloupe SAS	Guadeloupe, Baie Mahault	100.00	EUR	-546	35
DHL Holding Central America Inc.	Panama, Panama City	100.00	EUR	55,874	-283
DHL Information Services (Americas), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	1,239	2,175
DHL International Antilles SARL	Martinique, Lamentin	100.00	EUR	549	2
DHL International Haiti SA	Haiti, Port-au-Prince	100.00	EUR	-158	-127
DHL Logistics (Brazil) Ltda.	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	130,390	21,098
DHL Management Cenam S. A.	Costa Rica, Heredia	100.00	EUR	-4,620	-8,820
DHL Metropolitan Logistics SC Mexico S.A. de C.V.	Mexico, Tepotzotlán	100.00	EUR	40,763	13,072
DHL Network Operations (USA), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	90,324	10,337
DHL Nicaragua, S.A.	Nicaragua, Managua	100.00	EUR	345	29
DHL of Curacao N.V.	Curaçao, Curaçao	100.00	EUR	666	76
DHL Panama S.A.	Panama, Panama City	100.00	EUR	1,913	232
DHL Regional Services, Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	-24,201	-1,810
DHL S.A.	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	918	-186
DHL Servicios, S.A. de C.V.	Mexico, Cuautitlán Izcalli	100.00	EUR	-26	-27
DHL Sint Maarten N.V.	Sint Maarten, Philipsburg	100.00	EUR	-779	-89
DHL Supply Chain (Chile) S.A.	Chile, Colina	100.00	EUR	3,591	-139
DHL Supply Chain Automotive Mexico S.A. de C.V.	Mexico, Tepotzotlán	100.00	EUR	7,300	4,359
DHL Supply Chain Colombia S.A.S.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	1,103	-37
DHL Transportes (Brazil) Ltda.	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	2,817	-85
DHL Zona Franca El Salvador S.A.	El Salvador, Antiguo Cuscatlan	100.00	EUR	547	-17
Dimalsa Logistics Inc.	Puerto Rico, San Juan	100.00	EUR	2,430	859
DPWN Holdings (USA), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	7,141,631	-50,978
EC Logistica S.A.	Argentina, Buenos Aires	51.00	EUR	80	59
EV Logistics	Canada, Vancouver	100.00	EUR	11,025	1,361
Exel Canada Ltd.	Canada, Toronto	100.00	EUR	1,469	6,391

Exel Freight Connect Inc.	USA, Wilmington	100.00	EUR	-2,697	-789
Exel Global Logistics Inc.	USA, Palm City	100.00	EUR	-2,073	-421
Exel Inc.	USA, Westerville	100.00	EUR	280,969	105,542
Exel Logistics Argentina S.A.	Argentina, Buenos Aires	100.00	EUR	212	-2
Exel Logistics do Nordeste Ltda.	Brazil, Camacari	100.00	EUR	2,280	2,504
Genesis Logistics Inc.	USA, Westerville	100.00	EUR	470	3,232
Giorgio Gori USA, Inc.	USA, Baltimore	100.00	EUR	9,791	3,585
Global Mail, Inc.	USA, Weston	100.00	EUR	200,837	15,975
Gori Argentina S.A.	Argentina, Mendoza	100.00	EUR	1,421	454
GORI CHILE S.A.	Chile, Santiago de Chile	100.00	EUR	3,480	1,002
Harmony Logistics Canada Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	580	589
Heartland Logistics Inc.	USA, Westerville	100.00	EUR	2	35
Hyperion Inmobiliaria S.A. de C.V.	Mexico, Tepotzotlán	100.00	EUR	1,056	-504
Ibryl Inc.	Cayman Islands, George Town	100.00	EUR	325	0
International Transportation (USA) 1, Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	0	0
International Transportation (USA) 2, Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	0	0
International Transportation (USA) 3, Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	0	0
Marias Falls Insurance Co., Ltd.	Bermuda, Hamilton	100.00	EUR	64,654	4,244
Matrix Logistics Services Ltd.	Canada, Toronto	100.00	EUR	-13,238	-2,054
Olimpo Holding Ltda.	Brazil, São Paulo	80.00	EUR	6,209	284
Polar Air Cargo Worldwide, Inc.	USA, Purchase	49.00	EUR	10,866	0
Polar Transportes Ltda	Brazil, São Paulo	80.00	EUR	3,152	1,997
Relay Logistics Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	173	180
Rio Lopes Transportes Ltda	Brazil, São Paulo	80.00	EUR	2,589	325
Saturn Integrated Logistics Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	412	422
Sky Courier, Inc.	USA, Sterling	100.00	EUR	1,753	1,853
Standard Forwarding LLC	USA, East Moline	100.00	EUR	795	-2,417

Tafinor S.A.	Uruguay, Montevideo	100.00	EUR	4	0
TCL Supply Chain (Canada) Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	659	674
Tibbett & Britten Group Canada Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	22,105	8,975
Tibbett & Britten Group North America, LLC	USA, Westerville	100.00	EUR	75	7,042
Tracker Logistics Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	121	120
Unidock's Assessoria e Logistica de Materiais Ltda.	Brazil, Barueri	100.00	EUR	7,640	2,384
Vensecar Internacional, C.A.	Venezuela, Maiquitia	48.55	EUR	22,915	-115
Vensecar International (Barbados) Inc.	Barbados, Belleville, St.Michael	49.00	EUR	19,288	188
Zenith Logistics Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	730	270
アジア・太平洋					
23i Private Limited	Singapore, Singapore	100.00	EUR	10,939	21
Asia Overnight (Thailand) Ltd.	Thailand, Bangkok	73.92	EUR	941	114
Blue Dart Aviation Ltd.	India, Mumbai	75.00	EUR	6,935	469
Blue Dart Express Limited	India, Mumbai	75.00	EUR	86,536	16,746
Danzas (China) Ltd.	China, Hong Kong	100.00	EUR	-16,183	-6,628
Danzas AEI (HK) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	-49	0
Danzas AEI Logistics (Shanghai) Co. Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	1,754	209
DANZASMAL Domestic Logistics Services Sdn. Bhd.	Malaysia, Kuala Lumpur	49.00	EUR	1,567	684
Deutsche Post Global Mail (Australia) Pty Ltd.	Australia, Mascot	100.00	EUR	-2,404	-1,187
DHL (Chengdu) Service Ltd.	China, Chengdu	100.00	EUR	899	1
DHL Air Freight Forwarder Sdn. Bhd.	Malaysia, Kuala Lumpur	49.00	EUR	1,147	134
DHL Asia Pacific Shared Services Sdn. Bhd.	Malaysia, Kuala Lumpur	100.00	EUR	1,798	573
DHL Aviation (Hong Kong) Ltd.	China, Hong Kong	99.85	EUR	25,405	1,007
DHL Aviation Services (Shanghai) Co., Ltd.	China, Shanghai	99.85	EUR	39,268	1,290
DHL Distribution (Thailand) Limited	Thailand, Nonthaburi	81.02	EUR	71,901	12,236

DHL eCommerce (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	6,715	2,910
DHL eCommerce (India) LLP	India, Mumbai	100.00	EUR	-1,969	-2,171
DHL eCommerce (Japan) K.K.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	-1,813	-942
DHL eCommerce (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Puchong	100.00	EUR	-112	-2,364
DHL eCommerce (Singapore) Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	-27,665	-11,127
DHL Exel Logistics (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Petaling Jaya	49.00	EUR	2,448	283
DHL Express (Australia) Pty Ltd.	Australia, Sydney	100.00	EUR	24,434	6,837
DHL Express (Brunei) Sdn. Bhd.	Brunei Darussalam, Bandar Seri Begawan	90.00	EUR	798	7
DHL Express (Cambodia) Ltd.	Cambodia, Phnom Penh	100.00	EUR	3,517	1,803
DHL Express (Fiji) Ltd.	Fiji, Suva	100.00	EUR	968	48
DHL Express (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	21,377	-302,586
DHL Express (India) Pvt. Ltd.	India, Mumbai	100.00	EUR	86,018	15,446
DHL Express (Macau) Ltd.	Macau, Macau	100.00	EUR	275	113
DHL Express (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Kuala Lumpur	70.00	EUR	5,343	2,020
DHL Express (New Zealand) Limited	New Zealand, Auckland	100.00	EUR	7,543	1,565
DHL Express (Papua New Guinea) Ltd.	Papua New Guinea, Port Moresby	100.00	EUR	312	-63
DHL Express (Philippines) Corp.	Philippines, Makati City	100.00	EUR	18,050	4,446
DHL Express (Singapore) Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	170,140	6,700
DHL Express (Taiwan) Corp.	Taiwan, Taipei	100.00	EUR	21,452	10,701
DHL Express (Thailand) Limited	Thailand, Samutprakarn	73.99	EUR	4,693	-170
DHL Express International (Thailand) Ltd.	Thailand, Bangkok	73.99	EUR	14,607	1,843
DHL Express Laos Sole Company Limited	Laos, Vientiane	100.00	EUR	2,849	305
DHL Express Lda	East Timor, Dili	100.00	EUR	450	2
DHL Express Nepal Pvt. Ltd.	Nepal, Kathmandu	100.00	EUR	4,671	538

DHL Global Forwarding (Australia) Pty Ltd.	Australia, Tullamarine	100.00	EUR	23,427	17,090
DHL Global Forwarding (Bangladesh) Limited	Bangladesh, Dhaka	100.00	EUR	2,649	500
DHL Global Forwarding (China) Co., Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	108,445	18,468
DHL Global Forwarding (Fiji) Limited	Fiji, Lautoka	100.00	EUR	1,386	44
DHL Global Forwarding (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	47,460	37,615
DHL Global Forwarding (Korea) Ltd.	South Korea, Seoul	100.00	EUR	7,446	3,792
DHL Global Forwarding (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Kuala Lumpur	100.00	EUR	12,422	2,260
DHL Global Forwarding (New Zealand) Limited	New Zealand, Auckland	100.00	EUR	6,470	-1,292
DHL Global Forwarding (Philippines) Inc.	Philippines, Manila	100.00	EUR	2,867	198
DHL Global Forwarding (PNG) Limited	Papua New Guinea, Port Moresby	74.00	EUR	911	384
DHL Global Forwarding (Singapore) Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	112,569	21,949
DHL Global Forwarding (Singapore) Pte. Ltd., Taiwan Branch	Taiwan, Taipei	100.00	EUR	5,796	6,655
DHL Global Forwarding (Thailand) Limited	Thailand, Bangkok	73.99	EUR	8,048	1,719
DHL Global Forwarding (Vietnam) Corporation	Vietnam, Ho Chi Minh City	49.00	EUR	8,099	7,385
DHL Global Forwarding Caledonie	New Caledonia, Noumea	100.00	EUR	3,141	269
DHL Global Forwarding Japan K.K.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	8,393	4,406
DHL Global Forwarding Lanka (Private) Limited	Sri Lanka, Colombo	70.00	EUR	-531	-456
DHL Global Forwarding Management (Asia Pacific) Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	275,249	17,929
DHL Global Forwarding Myanmar Limited	Myanmar, Yagon	100.00	EUR	306	100

DHL Global Forwarding Pakistan (Private) Limited	Pakistan, Karachi	100.00	EUR	4,732	-819
DHL Global Forwarding Polynesie S.A.R.L.	French Polynesia, Faaa	100.00	EUR	4,200	465
DHL Holdings (New Zealand) Limited	New Zealand, Auckland	100.00	EUR	26,623	356
DHL Incheon Hub Ltd.	South Korea, Incheon	100.00	EUR	7,324	1,225
DHL Information Services (Asia-Pacific) Sdn. Bhd.	Malaysia, Puchong	100.00	EUR	18,673	7,322
DHL International Kazakhstan, TOO	Kazakhstan, Almaty	100.00	EUR	1,378	307
DHL ISC (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	14,880	1,057
DHL Japan Inc.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	38,269	8,652
DHL Keells (Private) Limited	Sri Lanka, Colombo	50.00	EUR	4,438	2,336
DHL Korea Limited	South Korea, Seoul	100.00	EUR	39,663	4,345
DHL Logistics (Beijing) Co., Ltd.	China, Beijing	100.00	EUR	15,641	8,940
DHL Logistics (Cambodia) Ltd.	Cambodia, Phnom Penh	100.00	EUR	2,655	226
DHL Logistics (China) Co., Ltd.	China, Beijing	100.00	EUR	57,193	845
DHL Logistics (Kazakhstan) TOO	Kazakhstan, Aksai	100.00	EUR	-1,881	-635
DHL Logistics (Nanjing) Co.,Ltd	China, Nanjing	100.00	EUR	2,084	-32
DHL Logistics (Shenzhen) Co., Ltd.	China, Shenzhen	100.00	EUR	4,353	-412
DHL Logistics (Zhuhai) Co., Ltd	China, Zhuhai	100.00	EUR	0	0
DHL Logistics Private Limited	India, Mumbai	100.00	EUR	81,386	4,821
DHL Pakistan (Private) Limited	Pakistan, Karachi	100.00	EUR	3,113	583
DHL Project & Chartering Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	2,843	2,424
DHL Properties (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Shah Alam	69.98	EUR	3,657	181
DHL SCM K.K.	Japan, Saitama	100.00	EUR	37	-217
DHL Sinotrans Bonded Warehouse (Beijing) Co., Ltd.	China, Beijing	50.00	EUR	7,693	3,382
DHL Sinotrans International Air Courier Ltd.	China, Beijing	50.00	EUR	309,680	234,887

DHL Supply Chain (Australia) Pty Limited	Australia, Mascot	100.00	EUR	37,916	14,218
DHL Supply Chain (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	75,846	11,034
DHL Supply Chain (Korea) Ltd.	South Korea, Seoul	100.00	EUR	-1,769	-111
DHL Supply Chain (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Petaling Jaya	100.00	EUR	5,322	315
DHL Supply Chain (New Zealand) Limited	New Zealand, Auckland	100.00	EUR	36,603	3,225
DHL Supply Chain (Taiwan) Co. Ltd.	Taiwan, Taipei	100.00	EUR	5,870	2,249
DHL Supply Chain (Thailand) Limited	Thailand, Bangkok	73.99	EUR	24,244	3,718
DHL Supply Chain (Vietnam) Limited	Vietnam, Ho Chi Minh City	100.00	EUR	5,178	597
DHL Supply Chain (Vietnam) Transportation JSC	Vietnam, Ho Chi Minh City	51.00	EUR	-1,031	160
DHL Supply Chain India Private Limited	India, Mumbai	100.00	EUR	45,007	10,504
DHL Supply Chain K.K.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	9,630	5,289
DHL Supply Chain Management Phils., Inc.	Philippines, Manila	100.00	EUR	526	61
DHL Supply Chain Myanmar Ltd.	Myanmar, Yangon	100.00	EUR	168	-112
DHL Supply Chain Phils., Inc.	Philippines, Manila	100.00	EUR	4,236	1,630
DHL Supply Chain Singapore Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	32,515	3,715
DHL Worldwide Express (Bangladesh) Private Limited	Bangladesh, Dhaka	90.00	EUR	12,510	2,878
DHL-VNPT Express Ltd.	Vietnam, Ho Chi Minh City	51.00	EUR	6,410	761
Dongguan DHL Supply Chain Co., Ltd.	China, Dongguan	100.00	EUR	4,855	3,219
Dun Ho Logistics Zhuhai (Hong Kong) Limited	China, Hongkong	100.00	EUR	0	0
Exel Consolidation Services Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	2,442	-5
Exel Logistics (China) Co. Ltd	China, Shanghai	100.00	EUR	-5,922	2,138
Exel Logistics Services Lanka (Private) Ltd.	Sri Lanka, Colombo	100.00	EUR	2,641	276

Gori Australia Pty Ltd.	Australia, Brighton-Le-Sands	100.00	EUR	5,885	1,665
MSAS Global Logistics (Far East) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	1,134	-3
PT. Birotika Semesta	Indonesia, Jakarta	0.00	EUR	15,054	4,427
PT. DANZAS SARANA PERKASA	Indonesia, Jakarta	100.00	EUR	923	-60
PT. DHL Global Forwarding Indonesia	Indonesia, Jakarta	100.00	EUR	18,468	2,216
PT. DHL Supply Chain Indonesia	Indonesia, Jakarta	90.34	EUR	5,996	3,190
Shanghai Danzas Freight Agency Co. Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	3,495	-273
Skyline Air Logistics Ltd.	India, Mumbai	99.99	EUR	2,354	84
StarBroker (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	32	-3
Trade Clippers Cargo Limited	Bangladesh, Dhaka	100.00	EUR	289	1
Watthanothai Company Ltd.	Thailand, Bangkok	49.00	EUR	441	3,409
その他の地域					
Air & Ocean General transport, forwarding (shipping), Customs Clearance & Maritime services	Iraq, Baghdad	100.00	EUR	7,666	1,112
Al Dura Al Hamra for General Transport LLC	Iraq, Baghdad	100.00	EUR	36	0
Danzas Bahrain WLL	Bahrain, Manama	40.00	EUR	3,936	1,851
DGF Cameroon PLC	Cameroon, Douala	65.00	EUR	987	-121
DHL (Israel) Ltd.	Israel, Tel Aviv	100.00	EUR	13,629	1,195
DHL (Mauritius) Ltd.	Mauritius, Port Louis	100.00	EUR	1,442	1,446
DHL (Namibia) (Pty) Ltd.	Namibia, Windhoek	100.00	EUR	1,032	-12
DHL (Tanzania) Ltd.	Tanzania, Dar es Salaam	100.00	EUR	-267	50
DHL Aviation (Maroc) SA	Morocco, Casablanca	100.00	EUR	4,339	47
DHL Aviation (Nigeria) Ltd.	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	-87	23
DHL Aviation (Pty) Limited	South Africa, Johannesburg	100.00	EUR	5,860	394
DHL Aviation EEMEA B.S.C.(c)	Bahrain, Manama	100.00	EUR	855	384,052
DHL Aviation Kenya Ltd.	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	15	-2
DHL Egypt WLL	Egypt, Cairo	100.00	EUR	2,714	1,349
DHL Express (Rwanda) Limited	Rwanda, Kigali	100.00	EUR	392	18

DHL Express Maroc S.A.	Morocco, Casablanca	100.00	EUR	3,023	1,042
DHL Food Logistics Egypt Ltd.	Egypt, Alexandria	97.2	EUR	687	84
DHL Freight Tasimacilik ve Lojistik Hizmetleri A.S.	Turkey, Istanbul	100.00	EUR	621	-503
DHL Ghana Limited	Ghana, Accra	100.00	EUR	1,073	0
DHL Global Forwarding & Co. LLC	Oman, Muscat	40.00	EUR	7,767	2,405
DHL Global Forwarding (Angola) - Comércio e Transitários, Limitada	Angola, Luanda	100.00	EUR	-69,913	-468
DHL Global Forwarding (Congo) SA	Republic of the Congo, Pointe-Noire	100.00	EUR	-4,208	-1,005
DHL Global Forwarding (Gabon) SA	Gabon, Libreville	99.00	EUR	-1,629	-1,264
DHL Global Forwarding (JSC) - Libya for delivery of goods services	Libya, Tripoli	49.00	EUR	835	123
DHL Global Forwarding (Kenya) Limited	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	-73	460
DHL Global Forwarding (Kuwait) Company WLL	Kuwait, Safat	49.00	EUR	4,777	2,059
DHL Global Forwarding (Senegal) S.A.	Senegal, Dakar	100.00	EUR	-1,056	99
DHL Global Forwarding (Uganda) Limited	Uganda, Kampala	100.00	EUR	290	-91
DHL Global Forwarding Abu Dhabi LLC	United Arab Emirates (UAE), Abu Dhabi	49.00	EUR	20,646	1,818
DHL Global Forwarding Azerbaijan LLC	Azerbaijan, Baku	100.00	EUR	-506	-525
DHL GLOBAL FORWARDING COTE D'IVOIRE SA	Ivory Coast, Abidjan	100.00	EUR	1,331	-6,056
DHL Global Forwarding Egypt S.A.E.	Egypt, Cairo	100.00	EUR	6,092	1,666
DHL Global Forwarding Lebanon S.A.L.	Lebanon, Beirut	50.00	EUR	1,425	1,037
DHL Global Forwarding Nigeria Limited	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	-422	-1,075
DHL Global Forwarding Qatar LLC	Qatar, Doha	49.00	EUR	4,816	1,581

DHL Global Forwarding SA (Pty) Limited	South Africa, Boksburg	100.00	EUR	31,159	6,483
DHL Global Forwarding Tasimacilik A. S.	Turkey, Istanbul	100.00	EUR	13,287	-365
DHL Guinea Ecuatorial, S.L.	Republic of Equatorial Guinea, Malabo	100.00	EUR	-1,505	-1,529
DHL International (Algerie) SARL	Algeria, Algiers	100.00	EUR	1,699	39
DHL International (Angola) - Transportadores Rápidos Limitada	Angola, Luanda	100.00	EUR	1,150	267
DHL International (Bahrain) WLL	Bahrain, Manama	49.00	EUR	55	0
DHL International (Congo) SARL	Democratic Republic of the Congo, Kinshasa	100.00	EUR	-13,035	-5,932
DHL International (Gambia) Ltd.	Gambia, Kanifing	100.00	EUR	-140	-149
DHL International (Liberia) Ltd.	Liberia, Monrovia	100.00	EUR	-288	121
DHL International (Pty) Ltd.	South Africa, Isando	74.99	EUR	13,383	2,260
DHL International (Pvt) Ltd.	Zimbabwe, Harare	100.00	EUR	2,557	480
DHL International (SL) Ltd.	Sierra Leone, Freetown	100.00	EUR	-157	-154
DHL International (Uganda) Ltd.	Uganda, Kampala	100.00	EUR	772	89
DHL International B.S.C.(c)	Bahrain, Manama	100.00	EUR	430	18,869
DHL International Benin SARL	Benin, Cotonou	100.00	EUR	881	7
DHL International Botswana (Pty) Ltd.	Botswana, Gaborone	100.00	EUR	440	126
DHL International Burkina Faso SARL	Burkina Faso, Ouagadougou	100.00	EUR	-1,149	-1,247
DHL International Cameroon SARL	Cameroon, Douala	100.00	EUR	-473	371
DHL International Centrafrique SARL	Central African Republic, Bangui	100.00	EUR	63	15
DHL International Congo SARL	Republic of the Congo, Brazzaville	100.00	EUR	-4,941	-829
DHL International Cote D'Ivoire SARL	Ivory Coast, Abidjan	100.00	EUR	1,143	534
DHL International Gabon SA	Gabon, Libreville	100.00	EUR	-323	-61
DHL International Guinee SARL	Guinea, Conakry	100.00	EUR	735	27

DHL International Iran PJSC	Iran, Tehran	100.00	EUR	2,917	946
DHL International Madagascar SA	Madagascar, Antananarivo	100.00	EUR	635	-309
DHL International Malawi Ltd.	Malawi, Blantyre	100.00	EUR	-188	-9
DHL International Mali SARL	Mali, Bamako	100.00	EUR	847	155
DHL International Mauritanie SARL	Mauretania, Nouakchott	100.00	EUR	577	-340
DHL International Niger SARL	Niger, Niamey	100.00	EUR	959	271
DHL International Nigeria Ltd.	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	2,563	681
DHL International Reunion SARL	Réunion, Sainte Marie	100.00	EUR	650	314
DHL International Tchad SARL	Chad, Ndjamena	100.00	EUR	-234	-67
DHL International Togo SARL	Togo, Lomé	100.00	EUR	33	46
DHL International Transportation Co WLL	Kuwait, Safat	0.00	EUR	616	0
DHL International Zambia Limited	Zambia, Lusaka	100.00	EUR	-3,134	-579
DHL Lesotho (Proprietary) Ltd.	Lesotho, Maseru	100.00	EUR	200	-74
DHL Logistics Ghana Ltd.	Ghana, Tema	100.00	EUR	-2,826	-1,386
DHL Logistics Kenya Limited	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	-116	-283
DHL Logistics Middle East DWC-LLC	United Arab Emirates (UAE), Dubai	100.00	EUR	15,065	5,884
DHL Logistics Morocco S.A.	Morocco, Casablanca	100.00	EUR	-327	-68
DHL Logistics Tanzania Limited	Tanzania, Dar es Salaam	100.00	EUR	-817	-1,250
DHL Lojistik Hizmetleri A.S.	Turkey, Istanbul	100.00	EUR	12,162	-2,567
DHL Mocambique Lda.	Mozambique, Maputo	100.00	EUR	-376	-153
DHL Operations BV Jordan Services with Limited Liability	Jordan, Amman	100.00	EUR	435	141
DHL Qatar Limited	Qatar, Doha	49.00	EUR	-525	-6
DHL Regional Services Limited	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	53	0
DHL Regional Services Ltd.	Mauritius, Port Louis	100.00	EUR	-12	0
DHL Senegal SARL	Senegal, Dakar	100.00	EUR	2,086	1,282
DHL Supply Chain (South Africa) (Pty) Ltd.	South Africa, Germiston	100.00	EUR	15,629	-5,941
DHL Supply Chain Kenya Limited	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	4,769	1,748

DHL Supply Chain Tanzania Limited	Tanzania, Dar es Salaam	100.00	EUR	830	613
DHL Swaziland (Proprietary) Ltd.	Swaziland, Mbabane	100.00	EUR	352	-21
DHL Worldwide Express & Company LLC	Oman, Ruwi	70.00	EUR	1,596	182
DHL Worldwide Express (Abu Dhabi) LLC	United Arab Emirates (UAE), Abu Dhabi	49.00	EUR	186	0
DHL Worldwide Express (Dubai) LLC	United Arab Emirates (UAE), Dubai	49.00	EUR	91	-10
DHL Worldwide Express (Sharjah) LLC	United Arab Emirates (UAE), Sharjah	49.00	EUR	113	0
DHL Worldwide Express Cargo LLC	United Arab Emirates (UAE), Dubai	49.00	EUR	68	0
DHL Worldwide Express Ethiopia Private Limited Company	Ethiopia, Addis Ababa	99.85	EUR	2,723	831
DHL Worldwide Express Kenya Limited	Kenya, Nairobi	51.00	EUR	-320	-399
DHL Worldwide Express Tasimacilik ve Ticaret A.S.	Turkey, Istanbul	100.00	EUR	20,909	4,606
Document Handling (East Africa) Ltd.	Kenya, Nairobi	51.00	EUR	55	0
Exel Contract Logistics (Nigeria) Limited	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	2,382	0
Exel Saudia LLC	Saudi Arabia, Al Khobar	50.00	EUR	17,412	8,148
F.C. (Flying Cargo) International Transportation Ltd.	Israel, Tel Aviv	100.00	EUR	95,548	10,427
Giorgio Gori International Freight Forwards (Pty) Ltd.	South Africa, Ferndale	100.00	EUR	263	84
Hull, Blyth (Angola) Ltd. (Angolan branch)	Angola, Luanda	100.00	EUR	-121	-5,019
Sherkate HamI-oNaghl Sarie DHL Kish	Iran, Tehran	100.00	EUR	0	0
SNAS Lebanon SARL	Lebanon, Beirut	90.00	EUR	-3,622	-97
SNAS Trading and Contracting	Saudi Arabia, Riyadh	0.00	EUR	10	-28
SSA Regional Services (Pty) Ltd.	South Africa, Johannesburg	100.00	EUR	926	251

Trans Care Fashion SARL (Morocco)	Morocco, Casablanca	100.00	EUR	-306	0
Ukhozi Logistics (Pty) Ltd.	South Africa, Boksburg	100.00	EUR	-37	-44

[次へ](#)

連結財務諸表に含まれない関連会社（アフィリエーテッド・カンパニー）					
社名	本社所在地	持分割合 (%)	通貨	エクイティ (千ユーロ)	純収益 (千ユーロ)
ヨーロッパ					
ASG Leasing Handelsbolag	Sweden, Stockholm	100.00	SEK	5	-
Beteiligungsgesellschaft Privatstraße GVZ Eifeltor GBR	Germany, Grafschaft- Holzweiler	53.54	EUR	-	-
Business Mail Limited	United Kingdom, Slough	100.00	GBP	0	-
Business Post Europe Limited	United Kingdom, Slough	100.00	GBP	0	-
Business Post Group Limited	United Kingdom, Slough	100.00	GBP	4	-
Business Post Limited	United Kingdom, Slough	100.00	GBP	0	-
Compass Point (St Ives) Management Company Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	-4	-6
DEGEMOLTO Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH & Co. Immobilien-Vermietungs KG	Germany, Eschborn	100.00	EUR	51	278
Deutsche Post Altersvorsorge Sicherung e.V. & Co. Objekt Gronau KG	Germany, Bonn	94.48	EUR	-64,328	-710
Deutsche Post gemeinnützige Gesellschaft für sichere und vertrauliche Kommunikation im Internet mbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post Grundstücks- Vermietungsgesellschaft beta mbH & Co. Objekt Leipzig KG	Germany, Bonn	94.48	EUR	-22,254	-4,325
Deutsche Post Grundstücks- Vermietungsgesellschaft beta mbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	17	0
Deutsche Post Pensionsfonds AG	Germany, Bonn	99.98	EUR	3,284	56
Deutsche Post Pensions-Treuhand GmbH & Co. KG	Germany, Bonn	99.98	EUR	17	0
DHL Pensions Investment Fund Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	GBP	0	0
DHL Trustees Limited	United Kingdom, Bedford	74.00	GBP	0	0

DSC Healthcare Trustees Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	0	0
Exel Secretarial Services Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	0	0
Fashionflow Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	0	0
forum gelb GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Higgs Air Espana S.A.	Spain, Barcelona	100.00	EUR	-	-
Rosier Distribution Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	GBP	-	-
Siegfried Vögele Institut (SVI) - Internationale Gesellschaft für Dialogmarketing mbH	Germany, Königstein	100.00	EUR	50	0
StreetScooter Schweiz AG	Switzerland, Oensingen	100.00	CHF	111	35
Tankfreight (Ireland) Ltd.	Ireland, Dublin	100.00	EUR	0	0
Tankfreight Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	1	0
Tibbett & Britten Applied Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	-1	-29
Tibbett & Britten Dairy Logistics Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	PLN	50	-
UK Mail Express Parcels and Mail Limited	United Kingdom, Slough	100.00	GBP	0	-
UK Pallets Limited	United Kingdom, Slough	100.00	GBP	-	-
UK Today Couriers Limited	United Kingdom, Slough	100.00	GBP	0	-
UNITRANS Deutschland Gesellschaft für Terminverkehre mbH	Germany, Düsseldorf	65.38	EUR	313	13
Web-Despatch.com Limited	United Kingdom, Slough	100.00	GBP	0	-
アメリカ大陸					
Deutsche Post World Net USA Inc.	USA, Washington	100.00	USD	0	0
DHL Express (Belize) Limited	Belize, Belize City	100.00	EUR	-	-
DHL International (Antigua) Ltd.	Antigua and Barbuda, St. Johns	100.00	USD	-	-
Hyperion Properties Inc.	USA, Westerville	100.00	USD	0	0
Inversiones 3340, C.A.	Venezuela, Caracas	49.00	VEF	47	-
Power Packaging, Inc.	USA, Westerville	100.00	USD	0	0

Safe Way Argentina S.A.	Argentina, Buenos Aires	100.00	ARS	-	-
Skyhawk Transport Ltd.	Canada, Mississauga	100.00	CAD	0	0
アジア・太平洋					
Concorde Air Logistics Ltd.	India, Mumbai	74.66	INR	49,476	7,410
DHL Aviation (Philippines), Inc.	Philippines, Makati City	100.00	PHP	0	0
DHL Customs Brokerage Corp.	Philippines, Pasay City	100.00	PHP	-	-
DHL Danzas Air & Ocean (Cambodia) Ltd.	Cambodia, Phnom Penh	73.99	USD	0	0
DHL Express LLP	Kazakhstan, Almaty	100.00	KZT	2,000	0
Exel Logistics Delbros Philippines Inc.	Philippines, Manila	60.00	PHP	-	-
EZYHAUL PTE. LTD.	Singapore, Singapore	29.17	SGD	-	-
Ezyhaul Sdn. Bhd.	Malaysia, Petaling Jaya	29.17	MYR	-	-
PT. Cargotama Multi Servisindo	Indonesia, Jakarta	100.00	IDR	0	0
その他の地域					
DANZAS AEI (Private) Ltd.	Zimbabwe, Harare	100.00	USD	-	-
Danzas AEI Intercontinental LTD	Malawi, Blantyre	100.00	MWK	-	-
DHL Air Freight Forwarder (Egypt) WLL	Egypt, Cairo	99.90	EGP	-	-
DHL Danzas Air & Ocean (Kenya) Ltd.	Kenya, Nairobi	100.00	KES	-	-
DHL Global Forwarding DR Congo SARL	Democratic Republic of the Congo, Kinshasa	100.00	EUR	-1,624	-3,380
DHL Logistics Middle East FZE	United Arab Emirates (UAE), Dubai	100.00	EUR	668	301
DHL Oil + Gas (Angola) Ltda.	Angola, Luanda	49.00	AOA	500	-
Elder Dempster Ltda.	Angola, Luanda	100.00	USD	-	-
Exel Contract Logistics (SA) (Pty) Ltd.	South Africa, Elandsfontein	100.00	ZAR	-	-
Tibbett & Britten Egypt Ltd.	Egypt, Cairo	50.00	EGP	-	-

ジョイント・ベンチャー (比例連結)					
社名	本社所在地	持分割合	通貨	エクイティ (千ユーロ)	純収益 (千ユーロ)
ヨーロッパ					
Aerologic GmbH	Germany, Leipzig	50.00	EUR	33,036	5,170

ジョイント・ベンチャー (資本連結)					
社名	本社所在地	持分割合	通貨	エクイティ (千ユーロ)	純収益 (千ユーロ)
ヨーロッパ					
Danzas DV, LLC	Russia, Yuzhno-Sakhalinsk	50.00	RUB	-12,678	-
Health Solutions Team Limited	United Kingdom, Bracknell	50.00	GBP	200	0
アジア・太平洋					
Yamato Dialog & Media Co. Ltd.	Japan, Tokio	49.00	JPY	830,334	440,413

関連会社 (アソシエーテッド・カンパニー) (持分法により連結財務諸表に計上)					
社名	本社所在地	持分割合	通貨	エクイティ (千ユーロ)	純収益 (千ユーロ)
ヨーロッパ					
Cargo Center Sweden AB	Sweden, Stockholm	50.00	SEK	20,630	-4,508
Relais Colis SAS	France, Creteil	33.80	EUR	22,496	1,576
アメリカ大陸					
DHL Aero Expreso S.A.	Panama, Panama City	49.80	EUR	29,671	732
Integracion Aduanera S. A.	Costa Rica, San José	51.00	CRC	325,953	-
アジア・太平洋					
AHK Air Hong Kong Limited	China, Hong Kong	40.00	HKD	398,131	752,778
Danzas Intercontinental, Inc. (Philippines)	Philippines, Manila	39.98	PHP	-3,367	-
Myanmar DHL Limited	Myanmar, Rangoon	49.00	USD	4,125	1,323
Tasman Cargo Airlines Pty. Limited	Australia, Mascot	48.98	AUD	8,876	572
その他の地域					
Bahwan Exel LLC	Oman, Muscat	44.10	OMR	-	1,586
Danzas AEI Emirates LLC	United Arab Emirates (UAE), Dubai	40.00	AED	229,024	66,711
Global-E Online Ltd.	Israel, Kiryat Ono	22.56	USD	-	-13,098

非連結ジョイント・ベンチャー					
社名	本社所在地	持分割合	通貨	エクイティ (千ユーロ)	純収益 (千ユーロ)
アジア・太平洋					

Wuhan Jinyu DHL Supply Chain Management Co., Ltd.	China, Wuhan	40.00	CNY	-	-
---	--------------	-------	-----	---	---

非連結関連会社 (アソシエーテッド・カンパニー)					
社名	本社所在地	持分割合	通貨	エクイティ (千ユーロ)	純収益 (千ユーロ)
ヨーロッパ					
Airmail Center Frankfurt GmbH	Germany, Frankfurt / Main	20.00	EUR	4,763	1,313
Compador Dienstleistungs GmbH	Germany, Berlin	26.00	EUR	0	1,232
Diorit Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH & Co. Vermietungs KG	Germany, Mainz	49.00	EUR	0	23
European EPC Competence Center GmbH	Germany, Cologne	30.00	EUR	572	75
Expo-Dan	Ukraine, Kiev	50.00	UAH	-	-
Gardermoen Perishable Center AS	Norway, Gardermoen	33.33	NOK	8,057	1,597
Jurte Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH & Co. Vermietungs KG	Germany, Mainz	24.00	EUR	1	13
production.net AC GmbH	Germany, Aachen	26.00	EUR	17	-29
アメリカ大陸					
BITS Limited	Bermuda, Hamilton	40.00	BMD	1,759	129
Consimex S.A.	Colombia, Medellin	29.22	COP	8,068	681,975
DHL International (Cayman) Ltd.	Cayman Islands, George Town	40.00	KYD	1,598	87
その他の地域					
Danzas AEI Intercontinental (Mauritius) Ltd.	Mauritius, Port Louis	35.00	MUR		
DHL Yemen Company Limited (Express Courier)	Yemen, Sanaa	49.00	YER	-40,544	-74,395
Drakensberg Logistics (Pty) Ltd.	South Africa, Germiston	50.00	ZAR	20,620	6,188

[次へ](#)

注記別紙4a

2017年度におけるドイツ証券取引法第21条以下に基づく議決権変更についての通知(1)

通知当事者	通知基準	閾値を超えた又は達成した日付	証券取引法第21条、22条に基づく議決権(1)		通知の理由： 購入/売却		2017年12月31日時点での報告		証券取引法第25条(1)に基づく文書(2) ¹		証券取引法第25条(2)に基づく文書(2)		備考
	%	日付	%	絶対値	議決権付株式	文書	株式	文書	%	絶対値	%	絶対値	株主
ノルウェー、オスロ、ノルウェー財務省	3	2017年3月14日	3.0050	37,284,577	×								ノルウェー銀行
ノルウェー、オスロ、ノルウェー財務省	3	2017年3月22日	2.9200	36,275,325	×								
ノルウェー、オスロ、ノルウェー財務省	3	2017年6月9日	3.0500	37,004,368	×								ノルウェー銀行
ノルウェー、オスロ、ノルウェー財務省	3	2017年6月14日	2.9900	36,289,094	×								
ノルウェー、オスロ、ノルウェー財務省	3	2017年6月22日	3.0400	36,869,888	×								ノルウェー銀行
ノルウェー、オスロ、ノルウェー財務省	3	2017年6月27日	2.9800	36,222,196	×								

注記別紙4b

過年度におけるドイツ証券取引法第26条(1)に基づく議決権変更についての通知

	通知基準	閾値を超えた又は 達成した日付	証券取引法第21,22条に基づく議決 権	
	%	日付	%	絶対値
2015年度におけるドイツ証券取引法第26条(1)に基づく議決権変更についての通知				
英国、ロンドン、ブラックロック・グループ・リミテッド	3	2015年10月6日	3.0500	36,936,885
英国、ロンドン、ブラックロック・グループ・リミテッド	3	2015年10月27日	2.9500	35,743,960
2014年度におけるドイツ証券取引法第26条(1)に基づく議決権変更についての通知				
ニューヨーク、ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インコーポレーテッド	5	2014年1月20日	5.2000	62,926,776
ニューヨーク、ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インコーポレーテッド	5	2014年4月28日	4.9900	60,361,715
ジャージー、セント・ヘリア、BRジャージー・インターナショナル・ホールディングスL.P.	5	2014年1月20日	5.2000	62,926,776
ジャージー、セント・ヘリア、BRジャージー・インターナショナル・ホールディングスL.P.	5	2014年4月28日	4.9900	60,361,715
英国、ロンドン、ブラックロック・グループ・リミテッド	5	2014年1月20日	5.0400	60,921,221
英国、ロンドン、ブラックロック・グループ・リミテッド	5	2014年4月14日	4.9900	60,471,892
ニューヨーク、ブラックロック・アドバイザーズ・ホールディングス・インコーポレーテッド	5	2014年4月30日	4.9800	60,268,201
ブラックロック ブラックロックがその議決権に係る開示義務についてドイツ法のもと解釈した内容について連邦財務監督機関（BaFin）と連携して実施された調査の後、ブラックロックは2014年9月25日時点の決算における株式保有関係を表明する報告書を提出した。同報告書において、ブラックロックの現在における議決権株式の保有関係の変更は反映されていない。報告書は単にブラックロックが現在市場で保有しているドイツポスト・アーゲーの株式に係る最新情報を示すに過ぎない。更に、同報告書は投資戦略の変更を何ら示すものではない。更に、ブラックロックはブラックロック・グループ及びそれらがドイツポスト・アーゲーに対して有する議決権について詳述するプレスリリースを http://www.blackrock.com/corporate/en-gb/news-and-insights/predd-releases 及びブルームバーグにて公表している。		2014年9月30日		
2013年度におけるドイツ証券取引法第26条(1)に基づく議決権変更についての通知				

ドイツ、ベルリン、連邦財務省が代表するドイツ連邦 ²	25	2013年4月9日	24.8900	300,894,984
ニューヨーク、ブラックロック・インコーポレーテッド ¹	5	2013年7月16日	5.0100	60,512,289
ニューヨーク、ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インコーポレーテッド ¹	5	2013年7月18日	5.0200	60,678,117
ウィルミントン、ブラックロック・ホールドコ2・インコーポレーテッド ¹	5	2013年7月18日	5.0200	60,678,117
ニューヨーク、ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インコーポレーテッド	3	2013年7月22日	3.0600	36,962,694
ジャージー、セント・ヘリア、BRジャージー・インターナショナル・ホールディングスL.P.	3	2013年7月22日	3.0600	36,962,694
ニューヨーク、ブラックロック・アドバイザーズ・ホールディングス・インコーポレーテッド	5	2013年11月8日	5.0100	60,574,232

1 . 2014年、2015年及び2016年における議決権株式の変更に関連する追加通知で、証券取引法第26条(1)の意味における基準を超え又は達成することのなかったもの

2 . 報告日である2017年12月31日時点で連邦財務省が代表するドイツ連邦が保有する議決権株式の保有率は20.7パーセントに達した。

注記別紙5

		株式数	株式資本の額 (ユーロ)	株式資本の割合 (パーセント)	利益剰余金の変動 (ユーロ)	資本剰余金の変動 (ユーロ)	株式価格 (ユーロ)	日付
2017年1月1日時点の自己株式		29,587,229						
シェア・マッチング・スキームにおいて取得された自己株式								
2016年のインセンティブ株式及び投資株式	187,500				-5,770,087.50	0.00	31.77	2017年 3月20日
2016年のインセンティブ株式及び投資株式	187,500				-5,795,850.00	0.00	31.91	2017年 3月21日
2016年のインセンティブ株式及び投資株式	187,500				-5,801,531.25	0.00	31.94	2017年 3月22日
2016年のインセンティブ株式及び投資株式	187,500				-5,767,350.00	0.00	31.76	2017年 3月23日
2016年のインセンティブ株式及び投資株式	187,500				-5,666,587.50	0.00	31.22	2017年 3月24日
2016年のインセンティブ株式及び投資株式	166,700				-5,091,101.35	0.00	31.54	2017年 3月27日
2016年のインセンティブ株式及び投資株式	193,000				-5,800,229.00	0.00	31.05	2017年 3月30日
2016年のインセンティブ株式及び投資株式	23,037				-706,655.37	0.00	31.67	2017年 4月10日
2016年のインセンティブ株式及び投資株式 ¹⁾		1,320,237	1,320,237.00	0.107%	-40,399,391.97	0.00	31.60	2017年度 第一四半 期

株式買戻プログラム 2016/2017において取得された自己株式		3,340,173	3,340,173.00	0.272%	-102,382,381.58	0.00	31.65	
取得株式の合計		4,660,410			-142,781,773.55	0.00		
自己株式の消却による減資		-27,300,000	-27,300,000.00	-2.222%	-27,300,000.00	27,300,000.00		2017年3月
シェア・マッチング・スキームにおいて発行された自己株式								
2012年に発行されたマッチング株式(2016/17年取得)	-1,113,820				34,650,940.20	0.00	32.11	2017年4月1日
2012年に発行されたマッチング株式の合計 ²⁾		-1,113,820	-1,113,820.00	-0.091%	34,650,940.20	0.00	32.11	
2016年に発行されたインセンティブ株式及び投資株式	-1,320,237				40,623,692.49	0.00	31.77	2017年4月1日
2016年に発行されたインセンティブ株式及び投資株式の合計 ¹⁾		-1,320,237	-1,320,237.00	-0.107%	40,623,692.49	0.00	31.77	
発行又は減資の合計		-29,734,057			47,974,632.69	27,300,000.00		
2017年12月31日時点の自己株式		4,513,582						

1) 2016年度賞与-2017年度発行

2) 2012年度賞与-2017年度発行

責任声明

我々の知る限り、適用される報告原則に基づき、当年次財務書類は、ドイツポスト・アーゲーの資産、負債、財政状態及び損益について真実かつ公正適正な概観を与えており、また、経営報告書は、ドイツポスト・アーゲーで予想される展開に関連する重要な機会及びリスクの記載とともに、ドイツポスト・アーゲーの事業及び状態の展開及びパフォーマンスの公正なレビューを含んでいる。

ボン、2018年2月19日
ドイツポスト・アーゲー

取締役会

フランク・アペル博士

ケン・アレン

ユルゲン・ゲルデス名誉博士

ジョン・ギルバート

メラニー・クライス

トーマス・オギルヴィー博士

ティム・シャルヴァート

2【主な資産・負債及び収支の内容】

前記連結財務諸表及び個別財務諸表に対する注記を参照。

3【その他】

(1)【後発事象】

報告日以降に当グループの純資産、財務状況及び業績に重大な影響を与える重要な事象はない。IFRS第16号の適用開始により、リースはより詳細に表示されることとなる。このことは、当グループの純資産、財政状態及び経営成績の表示に重要な影響を及ぼすものである。

(2)【訴訟】

前記「1 - (1) - (へ) 連結財務諸表に対する注記 - 注記(46)」を参照のこと。

4【日本とドイツ(国際財務報告基準)における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

ドイツポスト・アーゲーは、国際財務報告基準に準拠して連結財務諸表を作成しており、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された財務書類とは幾つかの相違点がある。その主要な相違点は以下のとおりである。

(1)【財務書類】

国際財務報告基準に準拠して作成される財務書類は、貸借対照表、損益計算書、包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務書類に対する注記から構成されている。国際財務報告基準では連結財務諸表が主要財務書類と見なされている。

日本において、企業会計基準委員会から、企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」が公表され、包括利益及びその他の包括利益の表示が求められることとなった。この基準は2011年3月31日以後終了する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用される。

(2) 【損益計算書の表示】

国際財務報告基準では、損益計算書上、売上高、営業損益、財務費用、持分法適用時の関連会社及びジョイント・ベンチャーの損益に対する持分、税金費用、経常損益、異常及び非継続事業損益項目、非支配株主持分損益、会計方針の変更に伴う影響額及び当期純損益が記載される。

日本においては、売上高、売上原価、売上総利益、販売費及び一般管理費、営業損益、営業外収益（費用）、経常損益、特別損益、税引前当期純利益、法人税等及び当期純利益が記載される。

(3) 【連結の範囲等】

国際財務報告基準では、ジョイント・ベンチャーは比例連結法を用いて連結される。但し、IFRS第11号「共同支配の取決め」が公表され、ジョイント・ベンチャーに対する比例連結法は認められないこととなる。IFRS第11号は、2014年1月1日以後開始する事業年度から適用される。

日本においては、比例連結法の適用は認められていない。

(4) 【リース】

国際財務報告基準では、IAS第17号「リース」に従って、リースはリース開始日にファイナンス・リース若しくはオペレーティング・リースに分類される。ファイナンス・リースは資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的に全て借主に移転するリースである。その他のリースは全てオペレーティング・リースになる。

日本においては、所有権を借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、一定の注記を財務諸表に開示することを条件にオペレーティング・リース取引として会計処理することが認められてきた。しかし、企業会計基準委員会から企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」が公表され、所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理は廃止された。同基準は2008年4月1日以降開始事業年度から適用される。

(5) 【開発費用】

開発費用は、IAS第38号「無形資産」における基準を満たした時に資産計上が要求される。

日本においては、開発段階で発生した費用は発生時に費用計上される。

(6) 【企業結合】

国際財務報告基準では、IFRS第3号「企業結合」に従って、全ての企業結合はパーチェス法を適用して会計処理される。企業結合で取得したのれんは償却されず、IAS第36号「資産の減損」に従って、毎年減損についてテストし、事象や状況の変化が減損の可能性を示している場合はより頻繁に減損テストを実施する。

日本においては、企業結合にかかる会計処理について、2006年4月1日以後開始する事業年度より「企業結合に係る会計基準」が適用されている。当該基準は、企業が特定の要件を満たした場合、企業結合を持分の結合とみなし、持分プーリング法の適用を要求している。特定の要件とは、(1)企業への対価が議決権のある株式である、(2)企業結合後の議決権比率がほぼ等しいこと、(3)議決権以外の支配関係を示す事実が存在しないこと、の3つの条件からなる。持分の結合要件を満たさない企業結合は取得とみなされ、パーチェス法が要求されることになる。当該基準の適用前では、連結会計については、基本的にパーチェス法で会計処理することが要求されていたが、個別財務諸表における合併会計については、取得した資産の受入れ価額が時価以下の範囲であれば、再調達原価若しくは帳簿価額のどちらかを選択できた。

また、のれんについても同じく2006年4月1日以後開始する事業年度より「企業結合に係る会計基準」が適用され、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却されている。但し、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができ

る。なお、のれんは「固定資産の減損に係る会計基準」の適用対象資産となることから、規則的な償却を行う場合においても、当該基準に従った減損処理が行われる。

「企業結合に係る会計基準」が改正され、上述の持分プーリング法が廃止されることとなった。同改正は、2010年4月1日以後実施される企業結合から適用される。

(7)【減損会計】

IAS第36号「資産の減損」では、資産が減損している可能性を示す兆候がある場合は回収可能価額を測定し、当該回収可能価額が帳簿価額より低い場合には、差額を減損損失として計上する。回収可能価額を算定するために使用される見積りに変更があった場合には減損損失の戻入れが行われるが、のれんにかかる減損損失は戻入れない。

日本においては、2005年4月1日以後開始する事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されている。当該基準では、資産又は資産グループに減損の兆候が認められ、かつ、固定資産の割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額より低い場合に、当該帳簿価額と回収可能価額の差額が減損損失として計上される。減損損失の戻入れは禁止されている。

(8)【投資不動産】

IAS第40号「投資不動産」に従って、投資不動産は当初取得原価で認識され、その後取得原価（減価償却累計額及び減損損失累計額控除後）若しくは公正価値で計上される。取得原価で計上した場合には、投資不動産の公正価値情報を注記で開示する必要がある。

日本においては、投資不動産について、その他の有形固定資産と同様に取得原価基準による会計処理がされ、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき減損処理が行われる。また、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、時価情報を注記で開示する必要がある。同基準は、2010年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用される。

(9)【退職給付会計】

国際財務報告基準では、IAS第19号「従業員給付」に従って、過去勤務費用は発生した期間において即時に費用として認識し、また、数理計算上の差異は発生した期間において即時にその他の包括利益で認識し、貸借対照表でオンバランスされる。

日本においては、未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異は、従来までオフバランスとされ、平均残存勤務期間以内の一定の年数で償却されていた。しかし、2012年5月17日に「退職給付に関する会計基準」が公表され、従来までオフバランスであった、未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異が、即時にオンバランスされ、その他の包括利益累計額として貸借対照表に計上されることとなった。当該基準は2013年4月1日以降開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用される。

(10)【有給休暇引当金】

国際財務報告基準では、IAS第19号に従って有給休暇引当金が計上される。

日本においては、有給休暇についての会計基準は設定されておらず、実務慣行においても有給休暇引当金が計上されることは殆どない。

(11)【ヘッジ会計】

国際財務報告基準では、IAS第39号「金融商品の認識と測定」に従って、一般に、以下のヘッジが認められている。

(イ) 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段は公正価値で評価する。ヘッジ対象項目については、当該項目のリスクに起因する公正価値の変動部分についてのみ、帳簿価額を修正する。公正価値ヘッジから生じる損益は、ヘッジ手段に関するものもヘッジ対象物に関するものも、損益計算書に計上する。

(ロ) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段は公正価値で評価し、有効なヘッジ部分に関する損益については当初資本に計上し、その後ヘッジ対象項目の損益認識のパターンと同様の方法で損益計算書に含める。

日本においては、原則として、ヘッジ手段の公正価値の変動は、対応するヘッジ対象項目に係る損益が認識されるまで、資産又は負債として繰り延べる(「繰延ヘッジ」)。これは公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジの両方に適用される。想定元本、利息の受払条件及び契約期間がヘッジ対象となる資産又は負債とほぼ同一である金利スワップについては、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理すること(金利スワップの特例処理)が認められている。

第7【外国為替相場の推移】

日本円とユーロとの為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に、最近5年間の事業年度において掲載されているので、本項の記載を省略する。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1【本邦における株式事務等の概要】

当社の株式（以下「当社株式」という。）を取得する者（本項において以下「実質株主」という。）については、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）との間の外国証券取引口座約款に基づき、実質株主の名義で外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）が開設される。当社株式についての売買の執行、売買代金の決済、証券の保管及びその他当社株式の取引に関する事項は、全てこの取引口座を通じて処理される。

以下は、外国証券取引口座約款に従った、当社株式に関する事務手続の概要である（但し、個別の窓口証券会社の外国証券取引口座約款において、異なる定めがなされている場合には、当該異なる定めに従うものとする。）。

（1）【名義書換取扱場所、株主名簿管理人及び実質株主明細表】

日本には、当社株式の名義書換取扱場所又は株主名簿管理人は存在しない。各窓口証券会社は、自社に取引口座を有する全実質株主の明細表（以下「実質株主明細表」という。）を作成する。実質株主明細表には、各実質株主の氏名及び各実質株主のために所有する株式数が記載される。

（2）【株主に対する特典】

なし。

（3）【株式の譲渡制限】

実質株主の行う株式譲渡については、「第1-2 外国為替管理制度」で述べた制約を除き、何ら制限はない。

（4）【その他株式事務に関する事項】

（イ）株式の登録

取引口座を通じて保有される当社株式は、窓口証券会社を代理するドイツにおける保管機関（以下「現地保管機関」という。）又はその名義人の名義で、当社の登録株主名簿に登録される。

（ロ）事業年度の終了

当社の事業年度は、毎年12月末日に終了する。

（ハ）実質株主明細表の基準日

当社の取締役会は、配当の支払又は新株引受権の付与のため基準日を定めることができる。かかる配当又は新株引受権を受領する資格を有する実質株主を決定するための実質株主明細表の基準日は、通常、当社が定めるドイツにおける上記基準日と同一の暦日となる。

(二) 公告

日本における公告は行われぬ。

(ホ) 実質株主に対する株式事務に関する手数料

実質株主は、窓口証券会社取引口座を開設するとき、窓口証券会社の定めるところにより、口座管理料を支払うほか、必要に応じて実費を支払う。

2【日本における実質株主の権利行使方法】

(1)【実質株主の議決権の行使に関する手続】

議決権の行使は、実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関又はその名義人が行う。実質株主が指示をしない場合、現地保管機関又はその名義人は議決権を行使しない。

(2)【配当請求等に関する手続】

(イ) 現金配当の交付手続

外国証券取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主明細表に記載されている実質株主に支払われる。

(ロ) 株式配当等の交付手続

株式分割の方法により割り当てられた当社株式は、原則として、現地保管機関又はその名義人の名義で登録され、窓口証券会社は、かかる当社株式を取引口座を通じて処理する。但し、実質株主が特に要請した場合を除き、ドイツにおける取引単位未満の当社株式は売却され、その純手取金が窓口証券会社を通じて実質株主に支払われる。

株式配当により割り当てられた当社株式は、実質株主が特に要請した場合を除き、窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その純手取金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

(ハ) 新株引受権

当社株式について新株引受権が与えられた場合は、新株引受権は、原則として、窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その純手取金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

(3)【株式の移転に関する手続】

実質株主は、その所有する株式の振替え又は売却注文をなすことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は、円貨又は窓口証券会社が応じ得る範囲内の外貨による。

窓口証券会社の店頭における当社株式の譲渡は、口座間の振替を口座簿に記録することにより行われ、日本における当社株式の取引が行われた結果として、現地保管機関の株式口座に変更が生じた際に、現地保管機関の定め手続に従い、当該当社株式を振り替えるための口座簿の記録が行われる。

(4)【本邦における課税】

(イ) 配当

実質株主に対する配当は、日本の税法上配当所得となる。

日本の居住者たる個人又は日本の法人が支払を受ける配当金については、ドイツにおいて当該配当の支払の際に徴収されたドイツ又はその地方公共団体の源泉課税があるときは、この額をドイツにおける当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、()個人の場合は、2037年12月31日までに支払を受けるべき上場株式等の配当については、15パーセントの所得税と0.315パーセントの復興特別所得税及び5パーセントの地方税が、()法人の場合は、2037年12月31日までに支払を受けるべき上場株式等の配当については、15パーセントの所得税と0.315パーセントの復興特別所得税が源泉徴収される。かかる配当所得について個人は確定申告を要しないが、個人は申告分離課税若しくは総合課税という方法のいずれかにおいて確定申告を行うことを選択できる。

実質株主に支払われた配当につき源泉徴収されたドイツの所得税額については確定申告により外国税額控除が利用できる場合がある。

(ロ) 譲渡損益

当社株式の日本における譲渡に基づく損益についての課税は、日本の会社の上場株式の譲渡損益課税と同様である。

(ハ) 相続税

(a) 当社株式を相続し又は遺贈を受けた日本の実質株主には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

(b) 日本国の居住者が相続した当社株式が同時にドイツの相続税の対象となることがあるが、ドイツで徴収された当該相続税については、日本国の相続税法の下で外国税額控除が受けられる。

ドイツにおける課税上の取扱いについては、「第1-3 課税上の取扱い」を参照されたい。

(5)【実質株主に対する諸通知】

当社が株主に対して行う通知及び通信は、当社株式の名義上の株主である現地保管機関又はその名義人に対し行われる。現地保管機関は、同通知及び通信を窓口証券会社に転送し、窓口証券会社は更に実質株主に対して転送する。実費は当該実質株主に請求される。しかし、実質株主がかかる通知及び通信の転送を希望しない場合、又はかかる通知及び通信の内容が重要でない場合、かかる通知及び通信はかかる実質株主に転送されず、窓口証券会社が保管し、実質株主の閲覧に供される。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当なし。

2【その他の参考情報】

当社は、2017年1月1日から本有価証券報告書提出日までの期間において、金融商品取引法第25条1項各号に掲げる次の書類を提出している。

有価証券報告書及び その添付書類	事業年度	自 2016年1月1日 至 2016年12月31日	2017年6月30日、関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書（上 記有価証券報告書の訂正 報告書）	事業年度	自 2016年1月1日 至 2016年12月31日	2017年9月29日、関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度	自 2017年1月1日 至 2017年6月30日	2017年9月29日、関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当なし。

第3【指数等の情報】

該当なし。

BESTÄTIGUNGSVERMERK DES UNABHÄNGIGEN ABSCHLUSSPRÜFERS

An die Deutsche Post AG, Bonn

VERMERK ÜBER DIE PRÜFUNG DES KONZERNABSCHLUSSES UND DES KONZERNLAGEBERICHTS

Prüfungsurteile

Wir haben den Konzernabschluss der Deutsche Post AG, Bonn, und ihrer Tochtergesellschaften (der Konzern) – bestehend aus der Konzernbilanz zum 31. Dezember 2017, der Konzerngesamtergebnisrechnung, der Konzerngewinn- und Verlustrechnung, der Konzerneigenkapitalveränderungsrechnung und der Konzernkapitalflussrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 sowie dem Konzernanhang, einschließlich einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden – geprüft. Darüber hinaus haben wir den Konzernlagebericht der Deutsche Post AG für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 geprüft. Die im Abschnitt „Sonstige Informationen“ unseres Bestätigungsvermerks genannten Bestandteile des Konzernlageberichts haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2017 sowie seiner Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 und
- vermittelt der beigefügte Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Unser Prüfungsurteil zum Konzernlagebericht erstreckt sich nicht auf den Inhalt der im Abschnitt „Sonstige Informationen“ genannten Bestandteile des Konzernlageberichts.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden „EU-APrVO“) unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Die Prüfung des Konzernabschlusses haben wir unter ergänzender Beachtung der International Standards on Auditing (ISA) durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften, Grundsätzen und Standards ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts“ unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von den Konzernunternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungssleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Konzernabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Konzernabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Konzernabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Aus unserer Sicht waren folgende Sachverhalte am bedeutsamsten in unserer Prüfung:

- 1 Werthaltigkeit der Firmenwerte
- 2 Pensionsverpflichtungen und Planvermögen
- 3 Latente Steuern auf abzugsfähige temporäre Bewertungsunterschiede und auf Verlustvorträge

Unsere Darstellung dieser besonders wichtigen Prüfungssachverhalte haben wir jeweils wie folgt strukturiert:

- 1 Sachverhalt und Problemstellung
- 2 Prüferisches Vorgehen und Erkenntnisse
- 3 Verweis auf weitergehende Informationen

Nachfolgend stellen wir die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte dar:

1 **Werthaltigkeit der Firmenwerte**

- 1 Im Konzernabschluss der Deutsche Post AG werden unter dem Bilanzposten „Immaterielle Vermögenswerte“ Firmenwerte in Höhe von €11,2 MRD. ausgewiesen, die damit rund 29 % der Bilanzsumme und 87 % des bilanziellen Eigenkapitals des Konzerns repräsentieren. Die Firmenwerte werden jährlich zum Bilanzstichtag oder anlassbezogen von der Gesellschaft einem Werthaltigkeitstest („Impairment Test“) unterzogen. Der Werthaltigkeitstest der Firmenwerte erfolgt anhand des Nutzungswerts („Value in use“), der mittels eines Bewertungsmodells nach dem Discounted-Cashflow-Verfahren ermittelt wird. Das Ergebnis dieser Bewertung ist in hohem Maße von der Einschätzung der künftigen Zahlungsmittelzuflüsse durch die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sowie des verwendeten Diskontierungszinssatzes abhängig und daher mit einer erheblichen Unsicherheit behaftet, weswegen dieser Sachverhalt im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung war.
- 2 Von der Angemessenheit der bei der Berechnung verwendeten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse haben wir uns unter anderem durch Abgleich dieser Angaben mit den aktuellen Budgets aus der von den gesetzlichen Vertretern erstellten und vom Aufsichtsrat der Gesellschaft gebilligten Drei-Jahresplanung sowie durch Abstimmung mit allgemeinen und branchenspezifischen Markterwartungen überzeugt. Mit der Kenntnis, dass bereits relativ kleine Veränderungen des Diskontierungszinssatzes wesentliche Auswirkungen auf die Höhe des auf diese Weise ermittelten Nutzungswerts haben können, haben wir auch die bei der Bestimmung des verwendeten Diskontierungszinssatzes herangezogenen Parameter einschließlich der gewichteten durchschnittlichen Kapitalkosten („Weighted Average Costs of Capital“) geprüft und das Berechnungsschema der Gesellschaft nachvollzogen. Aufgrund der materiellen Bedeutung der Firmenwerte sowie aufgrund der Tatsache, dass die Bewertung derselben auch von volkswirtschaftlichen Rahmenbedingungen abhängt, die außerhalb der Einflussmöglichkeit der Gesellschaft liegen, haben wir ergänzend eigene Sensitivitätsanalysen für die zahlungsmittelgenerierenden Einheiten mit geringer Überdeckung (Nutzungswert im Vergleich zum Buchwert) durchgeführt und festgestellt, dass die jeweiligen Firmenwerte ausreichend durch die diskontierten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse gedeckt sind. Die von den gesetzlichen Vertretern angewandten Bewertungsparameter und -annahmen sind insgesamt nachvollziehbar.
- 3 Die Angaben der Gesellschaft zu den Firmenwerten sind in Textziffer 21 des Anhangs enthalten.

2 **Pensionsverpflichtungen und Planvermögen**

- 1 Im Konzernabschluss der Deutsche Post AG werden unter dem Bilanzposten „Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen“ insgesamt €4,5 MRD. ausgewiesen. Die Nettopensionsrückstellungen von €4,3 MRD. (nach Berücksichtigung des aktivisch ausgewiesenen Pensionsvermögen von €0,2 MRD.) ergeben sich aus dem Barwert der Verpflichtungen in Höhe von €17,4 MRD. und dem hiermit saldierten und zum Zeitwert bewerteten Planvermögen von €13,1 MRD. Die Bewertung der Verpflichtungen aus leistungsorientierten Pensionsplänen erfolgt nach der Methode der laufenden Einmalprämien (Projected Unit Credit Method) gemäß IAS 19. Dabei sind insbesondere Annahmen über den langfristigen Gehalts- und Rententrend sowie die durchschnittliche Lebenserwartung zu treffen. Ferner ist der Abzinsungssatz zum Bilanzstichtag aus der Rendite hochwertiger, währungskongruenter Unternehmensanleihen mit vergleichbaren Laufzeiten abzuleiten. Änderungen dieser Bewertungsannahmen sind als versicherungsmathematische Gewinne oder Verluste erfolgsneutral im Eigenkapital zu erfassen. Aus veränderten finanziellen Bewertungsparametern ergeben sich versicherungsmathematische Verluste von €0,3 MRD. Diese Sachverhalte waren aus unserer Sicht von besonderer Bedeutung, da die Bewertung der Pensionsverpflichtungen und des Planvermögens in einem hohen Maße auf den Einschätzungen und Annahmen der gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft basiert.
- 2 Mit der Kenntnis, dass bei geschätzten Werten ein erhöhtes Risiko falscher Angaben in der Rechnungslegung besteht und dass die Bewertungsentscheidungen der gesetzlichen Vertreter eine direkte und deutliche Auswirkung auf den Konzernabschluss haben, haben wir die Angemessenheit der Wertansätze insbesondere der

- Bewertungsparameter zur Berechnung der Pensionsrückstellungen unter anderem anhand uns vorgelegter Gutachten und unter Einbezug der Fachkenntnisse unserer internen Spezialisten für Pensionsbewertungen beurteilt. Für die Prüfung der Zeitwerte des Planvermögens lagen uns insbesondere Bankbestätigungen, andere Vermögensnachweise und Immobilienbewertungsgutachten vor. Auf Basis unserer Prüfungshandlungen konnten wir uns davon überzeugen, dass die von den gesetzlichen Vertretern vorgenommenen Einschätzungen und getroffenen Annahmen hinreichend dokumentiert und begründet sind, um den Ansatz und die Bewertung der betragsmäßig bedeutsamen Pensionsrückstellungen zu rechtfertigen.
- 3 Die Angaben der Gesellschaft zu den Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen sind in Textziffer 38 des Anhangs enthalten.

3 **Latente Steuern auf abzugsfähige temporäre Bewertungsunterschiede und auf Verlustvorträge**

- 1 Im Konzernabschluss der Deutsche Post AG werden in der Konzernbilanz aktive latente Steuern in Höhe von € 2,3 MRD. (davon entfallen €1,8 MRD. auf steuerliche Verlustvorträge) ausgewiesen. Aus unserer Sicht waren die aktiven latenten Steuern von besonderer Bedeutung, da sie in hohem Maße von der Einschätzung und den Annahmen der gesetzlichen Vertreter abhängig und daher mit Unsicherheiten behaftet sind.
- 2 Im Rahmen unserer Prüfung der Steuersachverhalte haben wir interne Spezialisten aus dem Bereich Tax Accounting in das Prüfungsteam eingebunden. Mit deren Unterstützung haben wir unter anderem die eingerichteten internen Prozesse und Kontrollen zur Erfassung von Steuersachverhalten beurteilt. Ferner haben wir den Ansatz und die Bewertung der latenten Steuern gewürdigt. Die Werthaltigkeit der aktiven latenten Steuern auf abzugsfähige temporäre Differenzen und Verlustvorträge haben wir auf Basis unternehmensinterner Prognosen über die zukünftige steuerliche Ertragssituation der Gesellschaft beurteilt und die Angemessenheit der verwendeten Annahmen gewürdigt. Weiterhin haben wir die Überleitung zum Steuerergebnis nachvollzogen. Die getroffenen Annahmen der gesetzlichen Vertreter zum Ansatz und zur Bewertung der latenten Steuern konnten wir nachvollziehen und stimmen mit den von den gesetzlichen Vertretern getroffenen Einschätzungen überein.
- 3 Die Angaben der Gesellschaft zu den latenten Steuern sind in Textziffer 27 des Anhangs enthalten.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen die folgenden nicht inhaltlich geprüften Bestandteile des Konzernlageberichts:

- die in Abschnitt „*Erklärung zur Unternehmensführung und Nichtfinanzieller Bericht*“ des Konzernlageberichts enthaltene Erklärung zur Unternehmensführung nach § 289f HGB und § 315d HGB
- den gesonderten nichtfinanziellen Bericht nach § 289b Abs. 3 HGB und § 315b Abs. 3 HGB

Die sonstigen Informationen umfassen zudem die übrigen Teile des Geschäftsberichts – ohne weitergehende Querverweise auf externe Informationen –, mit Ausnahme des geprüften Konzernabschlusses, des geprüften Konzernlageberichts sowie unseres Bestätigungsvermerks.

Unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Konzernabschluss, zum Konzernlagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten den Schluss ziehen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Konzernabschluss und den Konzernlagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernabschlusses, der den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Konzernabschluss unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen

Kontrollen, die sie als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Konzernabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, es sei denn, es besteht die Absicht den Konzern zu liquidieren oder der Einstellung des Geschäftsbetriebs oder es besteht keine realistische Alternative dazu.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen, und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Konzernlagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses des Konzerns zur Aufstellung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Konzernabschluss als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist, und ob der Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung sowie unter ergänzender Beachtung der ISA durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus Verstößen oder Unrichtigkeiten resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Konzernabschlusses und Konzernlageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Konzernabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den für die Prüfung des Konzernlageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme abzugeben.
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum

unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Konzern seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.

- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Konzernabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Konzernabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Konzernabschluss unter Beachtung der IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und der ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt.
- holen wir ausreichende geeignete Prüfungsnachweise für die Rechnungslegungsinformationen der Unternehmen oder Geschäftstätigkeiten innerhalb des Konzerns ein, um Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht abzugeben. Wir sind verantwortlich für die Anleitung, Überwachung und Durchführung der Konzernabschlussprüfung. Wir tragen die alleinige Verantwortung für unsere Prüfungsurteile.
- beurteilen wir den Einklang des Konzernlageberichts mit dem Konzernabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage des Konzerns.
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Konzernlagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Konzernabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

SONSTIGE GESETZLICHE UND ANDERE RECHTLICHE ANFORDERUNGEN

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 28. April 2017 als Konzernabschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 27. Juli 2017 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seitdem die Gesellschaft im Geschäftsjahr 2000 erstmals die Anforderungen als Unternehmen von öffentlichem Interesse i.S.d. § 319a Abs. 1 Satz 1 HGB erfüllte als Konzernabschlussprüfer der Deutsche Post AG, Bonn, tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

VERANTWORTLICHE WIRTSCHAFTSPRÜFERIN

Die für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüferin ist Verena Heineke.

Düsseldorf, 19. Februar 2018
PricewaterhouseCoopers GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Gerd Eggemann
Wirtschaftsprüfer

Verena Heineke
Wirtschaftsprüferin

[次へ](#)

(訳文)
監査報告書

監 査 報 告 書

宛先：ドイツポスト・アーゲー

連結年次財務書類及び連結事業報告書の監査に関する報告書

監査意見

私どもはドイツポスト・アーゲー(ボン) の2017年12月31日付連結貸借対照表、2017年1月1日から12月31日までの事業年度の連結包括利益計算書、連結損益計算書、連結株主資産等変動計算書及び連結キャッシュフロー計算書及び会計・評価方針の概要を含む連結注記表で構成される連結年次財務書類についての監査を行った。その他、私どもは2017年1月1日から2017年12月31日までの事業年度に関する連結事業報告書の監査を行った。尚、以下「その他の情報」で提示する連結事業報告書の部分に関して、ドイツ法に従い、監査を行わなかった。

監査の結果に基づく私どもの意見において

添付の連結年次財務書類がすべての実質的事項に関してEUに適用されるべきIFRS及びドイツ商法第315e条1項に基づいて補足的に適用されるべきドイツ法規定を遵守し、連結の2017年12月31日付の資産及び財政状態及び2017年1月1日から2017年31日までの経営成績の真実な概観を示し、

添付の連結事業報告書は全体で連結の状況を正しく示している。すべての実質的事項に関して、連結事業報告書は連結年次財務書類と一致し、ドイツの法令を遵守し、今後の発展のチャンス及びリスクを正しく示している。尚、私どもの監査判断は以下「その他の情報」に提示されている連結事業報告書の部分には及ばない。

ドイツ商法第322条第3項1文に従い、私どもは私どもの監査において連結年次財務書類及び連結事業報告書の適正性につきなんらの懸念も生じなかったことを表明する。

監査意見の根拠

私どもは、ドイツ商法第317条及び欧州連合の監査人規則(537/2014、以下：「EU 監査人規則」)に従い、更に及ドイツ公認監査士協会により公表されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められている財務書類の監査にかかる基準も考慮して連結年次財務書類及び連結事業報告書の監査を実施した。連結年次財務書類の監査は、さらに国際監査基準(ISA)を考慮して行った。これらの法律及び基準における私どもの責任は、私どもの当報告書の「連結年次財務書類及び連結事業報告書にかかる監査人の責任」の項に詳細に記載されている。私どもは、欧州法、ドイツ商法及びドイツの職業規定規に従い、会社から独立した監査人であり、私どもはこれらの要件に従いドイツの職業上の責任を果たしている。更に、私どもは、EU 監査人規則第10条2項 f に従って、同規則第5条1項によって禁止される非監査業務を行っていないことを表明する。私どもが取得した監査証拠が私どもの連結年次財務書類及び連結事業報告書に関する監査意見の根拠として充分かつ適切なものであると考えている。

財務書類の監査における特に重要な監査事項

「特に重要な監査事項」とは、私どもの正当な判断において、2017年1月1日から2017年12月31日までの事業年度の連結年次財務書類全般の監査において一番重要であった事項とする。これらの事項は財務書類全般の監査、及び私どもの監査意見の形成において検討され、かかる事項につき別途監査意見を表明しない。

私どもの見解では、特に重要な監査事項は以下の通りであった。

1. 暖簾の価値
2. 年金引当金
3. 控除可能な評価差額及び繰越欠損金に関する繰り越し税金負債

これらの特に重要な監査事項に関する私どもの意見表明は以下の構成に従い表明される。

- (1) 事項と問題点
- (2) 監査方法と所見
- (3) 更なる情報への言及

特に重要な監査事項は以下の通りである：

1. 暖簾の価値

1. ドイツポスト・アーゲーの連結年次財務書類の貸借対照表項目「無形資産」として、合計11,200,000,000 ユーロの暖簾が提示される。その金額は貸借対照合計の29%及び貸借対照表上の連結の株主資産の87%に相当する。暖簾について、毎年貸借対照表日に、又は随時に、会社が減損テストを行う。そのテストは、割引キャッシュフロー法のモデルによって定められる使用価値に基づいて行われる。

その評価の結果は、会社の代表者による将来の資金流入お評価及び適用される割引率に強く影響され、相当な不確実性があるため、重要な監査事項であった。

2. 私どもは、算定の際適用された将来の資金流入の妥当性について、代表者によって作成された、監査役会に承認された3年計画に基づく予算との比較及び一般的若しくは業界特有な期待との調整によって確信を得た。

割引率の比較的小さい変更は使用価値について相当な影響を与える場合があるから、私どもは割引率の決定の際使用された、加重平均資本コストを含むパラメーターを監査し、会社の計算スキームを検討した。

暖簾の根本的重要性のため、さらにその評価は会社の影響範囲を越える、国民経済学的条件にも影響されるため、私どもは補足的に、少ない余剰額の資金生成単位について、独自の感度分析を行い、暖簾が割引された将来の資金流入によって十分にカバーされることを確認した。

代表者が適用した評価パラメーター及び評価の前提は総括的に理解可能である。

3. 暖簾に関する会社の表明は注記表の21号に記載される。

2. 年金引当金

- (1) 連結年次財務書類の貸借対照表項目「年金及び類似の債務に対する引当金」として、合計4,500,000,000 ユーロの年金引当金が提示される。

4,300,000,000 ユーロの年金引当金（税抜き）は（資産として提示されている200,000,000ユーロを考慮した）、年金資産17,400,000,000ユーロに及ぶ年金債務の現在価値及び13,100,000,000 ユーロに及ぶ年金資産の現在価値の差額である。

成績に基づく年金計画に基づく債務の評価は、IAS 第19条に従い、予測単位積増方式によって行われる。その際、給料及び年金の長期的トレンド、平均寿命及び変動に関する前提が必要になる。会社の年金資産及び外部の年金基金の資産は、現在の公正価値に基づいて評価されるが、その現在の公正価値の評価は、不確実なところがある。

その際、給料及び年金の長期的トレンド、平均寿命及び変動に関する前提が必要になる。

更に、貸借対照表日付の割引率は高価かつ通貨適合の、似た満期の社債に基づいて判断されるべきである。

評価前提の変更は保険数学上の利益又は欠損として株主資産において示さなければならない。経済上の評価パラメーターの変更によって、300,000,000ユーロの保険数学上の欠損が発生する。

年金債務及び年金資産の評価は代表者の評価及び前提に強く影響されるため、私どもの意見では、以上の事情は重要な監査事項である。

- (2) 数値の評価の場合、会計に関する間違いのリスクが高まり、代表者による評価判断が連結財務書類に対して直接的かつはっきりとした影響があることを考慮し、私どもは価値、特に年金引当金の計算のための評価パラ

メーターの妥当性を監査する際、私どもに対して提出された意見を考慮し、私どもの年金評価専門家の専門的知識も考慮した。

年金資産の現在価値の監査のために、金融機関による証明書、その他の財産証明及び不動産評価に関する意見書を参考にした。

監査に基づいて、私どもは、代表者の評価及び前提が合理的でありかつ十分に記録され、重要な年金引当金の適用及び評価を裏付けると確信を得た。

(3) 年金引当金に関する会社の表明は注記表の38号に記載される。

3. 控除可能な臨時評価差額及び繰越欠損金に関する繰越税金

(1) ドイツポスト・アーゲーの連結財務書類における連結貸借対照表において、2,300,000,000ユーロの繰越税金資産が表明されている（そのうち1,800,000,000ユーロは税金上の繰越欠損金である）。

(2) 私どもの意見で、繰越税金資産は代表者による評価及び前提によって強く影響され、不確実なところがあるため、重要な監査事項である。

税金に関する事情の監査の範囲で、内部の税務会計の専門家を監査チームに加えた。その専門家の支持を得て、私どもは税金に関する事情の把握のための内部過程及びその管理を検討した。更に繰越税金の適用及び評価を検討した。

私どもは、控除可能な臨時評価差額及び繰越欠損金に対する繰越税金の価値を、会社の将来の税金上の収益状況に関する内部の予測に基づいて検討し、前提の妥当性を評価した。税金結果に関する結論を検討した。

代表者の繰越税金の適用及び評価に関する前提が理解可能であり、代表者の評価に適合する。

(3) 会社の暖簾に関する説明は注記表第27号に提示されています。

その他の情報

代表者は「その他の情報」について責任を負う。「その他の情報」は以下の連結事業報告書の部分も含むが、私どもはそれらの内容について監査を行っていない：

連結事業報告書に含まれるドイツ商法第289条及び第315d条に基づく経営に関する表明「経営に関する表明及び非財務情報に関する報告」

ドイツ商法第289b条3項及び315b条3項に基づく特別非財務情報に関する報告書

その他の情報はさらに、監査された連結財務書類、連結事業報告書及びこの報告書を除く、事業報告書の部分を含む（尚、更なる外部情報へのクロス・リファレンスは含まれない）。

連結年次財務書類にかかる私どもの監査意見は上記の情報をカバーしておらず、かかるその他情報につき私どもはいかなる判断や意見も表明しない。

連結年次財務書類にかかる私どもの監査に関連して、私どもの責任はかかるその他情報を読み、

当該情報と連結年次財務書類、連結事業報告書若しくは私どもが監査を通じて得た理解との間に重大な矛盾があるか、

又は当該情報にその他重大な虚偽表示があるか否かを検討することである。

私どもの監査の際、その他の情報に関して重要な虚偽表示があると認める場合、私どもはそれについて報告する義務を負う。尚、そのような報告事項がない。

代表者及び監査役会の連結年次財務書類及び連結事業報告書に対する責任

代表者はEUに適用されるべきIFRS及びドイツ商法第315e条1項に基づいて補足的に適用されるべきドイツ法規定を遵守する連結年次財務書類が作成され、連結年次財務書類が会社の資産、財務状態及び経営成績に関する真実な概

観を示していることについて責任を負う。更に、代表者はドイツの公正妥当な会計処理基準に基づいて、不正又は誤りによるものかにかかわらず、重大な虚偽表示を含まない連結年次財務書類の作成を可能にするために必要であると決定した内部統制について責任を負う。

連結年次財務書類の作成において、代表者は、事業を継続させる会社の能力に関する判断について責任を負う。さらに、該当する場合、事業の継続に関連する事情を指摘する責任を負う。さらに、連結を清算し又は事業を停止する意図があり、又はそれらに対する現実的な選択肢が存在しなければ、代表者は貸借対照表を継続企業の前提に基づいて作成する責任を負う。

さらに、代表者は連結の事態を正しく示し、あらゆる重要な事項に関して連結年次財務書類と一致し、ドイツ法の規定を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明する連結事業報告書を作成する責任を負う。さらに、代表者は、連結事業報告書を該当のドイツ法の規則に従って作成し、報告書の内容に対する十分の証拠を提供するのに必要と判断する装置及び対策（体制）について責任を負う。

監査役会は連結の連結年次財務書類及び連結事業報告書の作成に関するプロセスを監査する責任を負う。

連結年次財務書類及び連結事業報告書にかかる監査人の責任

私どもの目的は、連結年次財務書類がその全体において重大な虚偽表示（不正によるものか誤りによるものかを問わない）を含んでいるか否か、連結事業報告書全体が会社の事態を正しく表明し、あらゆる重要な点に関して連結年次財務書類及び私どもの監査に基づく理解と一致し、ドイツ法を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明するか否かを十分確実に確かめ、私どもの連結年次財務書類及び連結事業報告書に関する判断を表明する報告書を提供することである。

「十分確実に」とは、高度の確実性ですが、ドイツ商法第317条、EU 監査人規則及びドイツ公認監査人協会が公表するドイツにおいて一般に認められた財務書類の監査基準に従い実施された監査が常に重大な虚偽表示を検出することを保証するものではない。虚偽表示は不正又は誤りによって発生し得るものであり、また個別若しくは集的に連結年次財務書類又は連結事業報告書を元にした使用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予測できる場合において虚偽表示は重大なものと考えられる。

監査において、私どもは合理的な裁量を行い、職業的猜疑心を保っている。私どもはまた以下の事項を実施する。連結年次財務書類及び連結事業報告書における重大な虚偽表示（不正によるものか誤りによるものかを問わない）のリスクの特定及び査定、かかるリスクに対応する監査手順の策定及び履行、並びに私どもの意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を取得すること。不正による虚偽表示が検出されないリスクは誤りによる虚偽表示が検出されないリスクよりも大きい。これは不正が共謀、偽造、意図的な削除、不実表示、又は内部統制を無効化するものである可能性があるからである。事情に応じて適切な監査行為を図るために、私どもは連結年次財務書類の監査に関連する内部統制及び連結事業報告書の監査に関連する装置及び体制を理解するが、それによって、会社のかかる体制の有効性について判断することはない。

代表者によって適用された会計方針及び代表者が表明した価値及びそれに関連する表明の合理性を評価する。代表者による会計上の継続企業基準の使用の適切性を判断し、また取得した監査証拠に基づき継続企業として存続する会社の能力につき重大な疑義を生じさせるようなイベントや条件に関連する重大な不確実性が存在するか否かを判断する。私どもが重大な不確実性が存在すると判断した場合、私どもには自身の監査報告書において連結年次財務書類若しくは連結事業報告書における関連の開示につき注目する義務があり、又はかかる開示が不適切なものである場合には私どもの監査意見を変更する義務がある。私どもの判断は私どもの監査報告書の日付の日までに取得された監査証拠に基づくものである。但し、将来のイベント又は条件により継続企業として存続することを終了させられる可能性がある。

連結年次財務書類の全般的な発表、構造及び内容を評価する。その際、表明の内容及び連結年次財務書類の元となる取引及びイベントが連結年次財務書類において、会社の資産、財務状態及び経営成績を正しく反映するよう、EUに適用されるべきIFRS及びドイツ商法第315e条1項に基づいて補足的に適用されるべきドイツ法規定に従って表明するか否かを評価する。

連結財務書類及び連結事業報告書を監査するために、私どもは連結の企業から会計情報及事業に関する十分な証拠を求める。私どもは連結財務書類の監査に関する指示、管理及び実行について責任を負い、私どもの監査意見について唯一の責任者である。

連結事業報告書の連結年次財務書類との適合、連結事業報告書の法律の遵守及び連結事業報告書が示す会社の状況を評価する。

連結事業報告書における、代表者の将来に関する表明について監査行為を行う。十分に適切な証拠に基づいて、私どもは特に代表者の将来に関する表明の元となる重要な前提を検討し、その前提に基づく将来に関する表明の推断が合理的であるか否かを評価する。尚、将来に関する表明及びその元となる前提について、私どもは判断をしない。将来の事情が将来に関する表明と著しく異なる必然的なリスクがある。

私どもは、監査を担当する者に対し、予定する監査の範囲及び時期並びに重大な監査所見（私どもが監査において特定した内部統制上の重大な欠如を含む）を伝達する。

また、私どもは監査を担当する者に対し、独立性に関連する倫理上の要件を遵守していること、並びに私どもの独立性及び関連の予防手段に影響すると合理的に考慮される可能性のあるすべての関係及びその他事項をかかるとの担当者に伝達するステートメントを交付する。

監査を担当する者に対し伝達された事項の中から、私どもは当期の連結年次財務書類の監査において最も重要な事項であり、よって監査事項の中心となるものを決定する。私どもは、上記の事項の開示が法令上除外されるものでない限り、これらの事項を連結年次財務書類の監査に関する私どもの報告に記載する。

その他の法令に基づく要件

EU 監査人規則第10条における「その他の表明」

私どもは2017年4月28日の株主総会において連結会計監査人として選任された。私どもは2017年7月27日監査役会によって依頼された。私どもは会社が2000年において初めて商法第319a条1項1号における公益に関わる会社の要件を満了してから継続的にDeutsche Post AG, Bonnの連結公認会計士を務めている。

私どもは、この報告書における判断がEU 監査人規則第11条(監査報告書)に基づく監査委員会に提出する追加の報告書と適合することをここで表明する。

責任者

本監査に関して責任を負う監査人はヴェレナ・ハイネケである。

2018年2月19日、デュッセルドルフにて

PricewaterhouseCoopers GmbH

公認会計士事務所

ゲルド・エッグマン

公認会計士

ヴェレナ・ハイネケ

公認会計士

Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Post AG, Bonn

Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses

Prüfungsurteil zum Konzernabschluss

Wir haben den Konzernabschluss der Deutsche Post AG, Bonn, und ihrer Tochtergesellschaften (der Konzern) – bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2016, der Gewinn- und Verlustrechnung, der Gesamtergebnisrechnung, der Eigenkapitalveränderungsrechnung und der Kapitalflussrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2016 sowie dem Anhang, einschließlich einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden – geprüft.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 zweiter Halbsatz HGB erklären wir, dass nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse der beigefügte Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2016 sowie seiner Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2016 vermittelt.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 erster Halbsatz HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Konzernabschlusses geführt hat.

Grundlage für das Prüfungsurteil zum Konzernabschluss

Wir haben unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung sowie unter ergänzender Beachtung der International Standards on Auditing (ISA) durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen sowie ergänzenden Standards ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses“ unseres Vermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von den Konzernunternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und wir haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Konzernabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2016 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Konzernabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Nachfolgend stellen wir die aus unserer Sicht besonders wichtigen Prüfungssachverhalte dar:

- 1 Werthaltigkeit der Firmenwerte
- 2 Pensionsverpflichtungen und Planvermögen
- 3 Latente Steuern auf abzugsfähige temporäre Bewertungsunterschiede und auf Verlustvorträge
- 4 Sonstige Rückstellungen

Unsere Darstellung dieser besonders wichtigen Prüfungssachverhalte haben wir wie folgt strukturiert:

- 1 Sachverhalt und Problemstellung
- 2 Prüferisches Vorgehen und Erkenntnisse
- 3 Verweis auf weitergehende Informationen

1 **Werthaltigkeit der Firmenwerte**

1 Im Konzernabschluss der Deutsche Post AG werden unter dem Bilanzposten „Immaterielle Vermögenswerte“ Firmenwerte in Höhe von €11,7 MRD. ausgewiesen, die damit rund 30 % der Bilanzsumme repräsentieren und das bilanzielle Eigenkapital des Konzerns um €0,3 MRD. übersteigen. Die Firmenwerte werden jährlich zum Bilanzstichtag oder anlassbezogen von der Gesellschaft einem Werthaltigkeitstest („Impairment Test“) unterzogen. Der Werthaltigkeitstest der Firmenwerte erfolgt anhand des Nutzungswerts (Value in use), der mittels eines Bewertungsmodells nach dem Discounted-Cashflow-Verfahren ermittelt wird. Das Ergebnis dieser Bewertung ist in hohem Maße von der Einschätzung der künftigen Zahlungsmittelzuflüsse durch die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sowie des verwendeten Diskontierungszinssatzes abhängig und daher mit einer erheblichen Unsicherheit behaftet, weswegen dieser Sachverhalt im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung war.

2 Von der Angemessenheit der bei der Berechnung verwendeten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse haben wir uns unter anderem durch Abgleich dieser Angaben mit den aktuellen Budgets aus der von den gesetzlichen Vertretern erstellten und vom Aufsichtsrat der Gesellschaft gebilligten Drei-Jahresplanung sowie durch Abstimmung mit allgemeinen und branchenspezifischen Markterwartungen überzeugt. Mit der Kenntnis, dass bereits relativ kleine Veränderungen des Diskontierungszinssatzes wesentliche Auswirkungen auf die Höhe des auf diese Weise ermittelten Nutzungswerts haben können, haben wir auch die bei der Bestimmung des verwendeten Diskontierungszinssatzes herangezogenen Parameter einschließlich der gewichteten durchschnittlichen Kapitalkosten („Weighted Average Cost of Capital“) geprüft und das Berechnungsschema der Gesellschaft nachvollzogen. Aufgrund der materiellen Bedeutung der Firmenwerte sowie aufgrund der Tatsache, dass die Bewertung derselben auch von volkswirtschaftlichen Rahmenbedingungen abhängt, die außerhalb der Einflussmöglichkeit der Gesellschaft liegen, haben wir ergänzend eigene Sensitivitätsanalysen für die zahlungsmittelgenerierenden Einheiten mit geringer Überdeckung (Buchwert im Vergleich zum Nutzungswert) durchgeführt und festgestellt, dass die jeweiligen Firmenwerte ausreichend durch die diskontierten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse gedeckt sind. Die von den gesetzlichen Vertretern angewandten Bewertungsparameter und -annahmen sind insgesamt nachvollziehbar.

3 Die Angaben der Gesellschaft zu den Firmenwerten sind in Textziffer 21 des Anhangs enthalten.

2 **Pensionsverpflichtungen und Planvermögen**

1 Im Konzernabschluss der Deutsche Post AG werden unter dem Bilanzposten „Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen“ insgesamt €5,6 MRD. ausgewiesen. Die Nettopensionsrückstellungen von €5,4 MRD. (nach Berücksichtigung der aktivisch ausgewiesenen Pensionsvermögen von €0,2 MRD.) ergeben sich aus dem Barwert der Verpflichtungen in Höhe von €17,7 MRD. und dem hiermit saldierten und zu Zeitwerten bewerteten Planvermögen von €12,3 MRD. Die Bewertung der Verpflichtungen aus leistungsorientierten Pensionsplänen erfolgt nach der Methode der laufenden Einmalprämien (Projected Unit Credit Method) gemäß IAS 19. Dabei sind insbesondere Annahmen über den langfristigen Gehalts- und Rententrend sowie die durchschnittliche Lebenserwartung zu treffen. Ferner ist der Abzinsungssatz zum Bilanzstichtag aus der Rendite hochwertiger, währungskongruenter Unternehmensanleihen mit vergleichbaren Laufzeiten abzuleiten. Änderungen dieser Bewertungsannahmen sind als versicherungsmathematische Gewinne oder Verluste erfolgsneutral im Eigenkapital zu erfassen. Aus dem Rückgang des Diskontierungszinssatzes ergaben sich versicherungsmathematische Verluste von €1,6 MRD. Diese Sachverhalte waren aus unserer Sicht von besonderer Bedeutung, da die Bewertung der Pensionsverpflichtungen und des Planvermögens in einem hohen Maße auf den Einschätzungen und Annahmen der gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft basiert.

2 Mit der Kenntnis, dass bei geschätzten Werten ein erhöhtes Risiko falscher Angaben in der Rechnungslegung besteht und dass die Bewertungsentscheidungen der gesetzlichen Vertreter eine direkte und deutliche Auswirkung auf den Konzernabschluss haben, haben wir die Angemessenheit der Wertansätze insbesondere der Bewertungsparameter zur Berechnung der Pensionsrückstellungen unter anderem anhand uns vorgelegter Gutachten und unter Einbezug der Fachkenntnisse unserer internen Spezialisten für Pensionsbewertungen beurteilt. Für die Prüfung der Zeitwerte des Planvermögens lagen uns insbesondere Bankbestätigungen, andere Vermögensnachweise und Immobilienbewertungsgutachten vor. Auf Basis unserer Prüfungshandlungen konnten wir uns davon überzeugen, dass die von den gesetzlichen Vertretern vorgenommenen Einschätzungen und getroffenen Annahmen hinreichend dokumentiert und begründet sind, um den Ansatz und die Bewertung der betragsmäßig bedeutsamen Pensionsrückstellungen zu rechtfertigen.

3 Die Angaben der Gesellschaft zu den Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen sind in Textziffer 39 des Anhangs enthalten.

3 Latente Steuern auf abzugsfähige temporäre Bewertungsunterschiede und auf Verlustvorträge

1 Im Konzernabschluss der Deutsche Post AG werden in der Konzernbilanz aktive latente Steuern in Höhe von €2,2 MRD. (davon entfallen €1,3 MRD. auf steuerliche Verlustvorträge) ausgewiesen. Aus unserer Sicht waren die aktiven latenten Steuern von besonderer Bedeutung, da sie in hohem Maße von der Einschätzung und den Annahmen der gesetzlichen Vertreter abhängig und daher mit Unsicherheiten behaftet sind.

2 Im Rahmen unserer Prüfung der Steuersachverhalte haben wir interne Spezialisten aus dem Bereich Tax Accounting in das Prüfungsteam eingebunden. Mit deren Unterstützung haben wir unter anderem die eingerichteten internen Prozesse und Kontrollen zur Erfassung von Steuersachverhalten beurteilt. Ferner haben wir den Ansatz und die Bewertung der latenten Steuern gewürdigt. Die Werthaltigkeit der aktiven latenten Steuern auf abzugsfähige temporäre Differenzen und Verlustvorträge haben wir auf Basis unternehmensinterner Prognosen über die zukünftige steuerliche Ertragssituation der Gesellschaft beurteilt und die Angemessenheit der verwendeten Annahmen gewürdigt. Weiterhin haben wir die Überleitung zum Steuerergebnis nachvollzogen. Die getroffenen Annahmen der gesetzlichen Vertreter zum Ansatz und zur Bewertung der latenten Steuern konnten wir nachvollziehen und stimmen mit den von den gesetzlichen Vertretern getroffenen Einschätzungen überein.

3 Die Angaben der Gesellschaft zu den latenten Steuern sind in Textziffer 27 des Anhangs enthalten.

4 Sonstige Rückstellungen

1 Im Konzernabschluss der Deutsche Post AG werden unter dem Bilanzposten „sonstige langfristige Rückstellungen“ und „kurzfristige Rückstellungen“ insgesamt €2,8 MRD. ausgewiesen. Daneben bestehen Risiken, für deren Eintreten die gesetzlichen Vertreter von einer nicht überwiegenden Eintrittswahrscheinlichkeit ausgehen. Für diese Fälle bestehen Eventualverbindlichkeiten von €1,0 MRD., für die keine Rückstellungen zu bilden sind. Aus unserer Sicht waren diese Sachverhalte von besonderer Bedeutung, da der Ansatz und die Bewertung dieser betragsmäßig bedeutsamen Posten in einem hohen Maße auf Einschätzungen und Annahmen der gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft basieren.

2 Mit der Kenntnis, dass bei geschätzten Werten ein erhöhtes Risiko unrichtiger Angaben in der Rechnungslegung besteht und dass die Bewertungsentscheidungen der gesetzlichen Vertreter eine direkte Auswirkung auf das Konzernergebnis haben, haben wir die Angemessenheit der Wertansätze unter anderem durch den Vergleich dieser Werte mit Vergangenheitswerten und anhand uns vorgelegter vertraglicher Grundlagen sowie uns zur Verfügung gestellter gutachterlicher Stellungnahmen beurteilt. Hierbei konnten wir uns davon überzeugen, dass die von den gesetzlichen Vertretern vorgenommenen Einschätzungen und getroffenen Annahmen hinreichend dokumentiert und begründet sind, um den Ansatz und die Bewertung der betragsmäßig bedeutsamen sonstigen Rückstellungen und anderen Bereiche mit Ermessensspielräumen zu rechtfertigen.

3 Die Angaben der Gesellschaft zu den sonstigen Rückstellungen sind in Textziffer 40 und zu den anderen Bereichen mit Ermessensspielräumen in Textziffern 46 und 48 des Anhangs enthalten.

Zusätzliche Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die zusätzlichen Informationen verantwortlich. Die zusätzlichen Informationen umfassen

- den Corporate Governance-Bericht nach Ziffer 3.10 des Deutschen Corporate Governance Kodex,
- die Erklärung zur Unternehmensführung nach § 289a HGB und § 315 Abs. 5 HGB sowie
- sonstige nicht prüfungspflichtige Teile des Geschäftsberichts der Deutsche Post AG, Bonn, für das zum 31. Dezember 2016 endende Geschäftsjahr.

Unser Prüfungsurteil umfasst nicht die zusätzlichen Informationen und wir haben keine dahingehende Beurteilung vorgenommen.

Unsere Verantwortung im Rahmen unserer Prüfung des Konzernabschlusses besteht darin, die zusätzlichen Informationen kritisch zu lesen und etwaige wesentliche Unstimmigkeiten zwischen den zusätzlichen Informationen und dem Konzernabschluss oder unseren bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen oder wesentliche falsche Angaben zu berücksichtigen. Wenn wir aufgrund unserer Tätigkeit feststellen, dass die zusätzlichen Informationen wesentliche falsche Angaben enthalten, sind wir verpflichtet, über diese Tatsachen zu berichten. Im Hinblick darauf haben wir nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsorgans für den Konzernabschluss

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernabschlusses, der den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht, und dafür, dass der Konzernabschluss unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig bestimmt

haben, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Angaben ist.

Bei der Aufstellung des Konzernabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, sofern einschlägig, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit anzugeben sowie dafür, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, es sei denn, es besteht die Absicht, den Konzern zu liquidieren, oder der Einstellung des Geschäftsbetriebs oder es besteht keine realistische Alternative dazu.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses des Konzerns zur Aufstellung des Konzernabschlusses.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Konzernabschluss als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Angaben ist, und einen Vermerk zu erteilen, der unser Prüfungsurteil zum Konzernabschluss beinhaltet. Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung sowie unter ergänzender Beachtung der ISA durchgeführte Abschlussprüfung eine wesentliche falsche Angabe stets aufdeckt. Falsche Angaben können aus Verstößen oder Unrichtigkeiten resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Konzernabschlusses getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Als Teil einer Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung sowie unter ergänzender Beachtung der ISA üben wir während der gesamten Abschlussprüfung pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Angaben im Konzernabschluss, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Angaben nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Angaben bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Abschlussprüfung relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Konzerns abzugeben.
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit der Anwendung des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit durch die gesetzlichen Vertreter sowie auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im

Konzernabschluss oder im Konzernlagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Konzern seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.

- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Konzernabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Konzernabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Konzernabschluss unter Beachtung der IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und der ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt.
- holen wir ausreichende und angemessene Prüfungsnachweise für die Rechnungslegungsinformationen der Unternehmen oder Geschäftstätigkeiten innerhalb des Konzerns ein, um ein Prüfungsurteil zum Konzernabschluss abzugeben. Wir sind verantwortlich für die Anleitung, Überwachung und Durchführung der Konzernabschlussprüfung. Wir tragen die alleinige Verantwortung für unser Prüfungsurteil.

Wir erörtern mit dem Aufsichtsorgan unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Abschlussprüfung feststellen.

Wir geben gegenüber dem Aufsichtsorgan eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben und erörtern mit ihm alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit dem Aufsichtsorgan erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Konzernabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

VERANTWORTLICHER WIRTSCHAFTSPRÜFER

Die für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüferin ist Verena Heineke.

Düsseldorf, den 16. Februar 2017

PricewaterhouseCoopers

Aktiengesellschaft

Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Gerd Eggemann Verena Heineke

Wirtschaftsprüfer Wirtschaftsprüferin

[次へ](#)

(訳文)
監査報告書

連結財務書類にかかる監査意見

私どもは、ドイツポスト・アーゲー（ボン）及びその子会社（以下、集合的に「グループ」という）により作成された、2016年12月31日付貸借対照表、並びに連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書と連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務書類に対する注記で構成され、重要な会計方針の概要を含む、2016年1月1日より12月31日までの連結財務書類についての監査を行った。

ドイツ商法第322条第3項1の後段に従い、私どもの監査の結果に基づく私どもの意見において、連結財務書類がすべての実質的事項に関してEUにより採用された国際財務報告基準（IFRS）及びドイツ商法第315a条第1項に基づきドイツ商法が定める追加要件を遵守しており、かつ、上記の法的要件に従ってグループの2016年12月31日付純資産及び財政状態並びに2016年1月1日から12月31日にかかる営業年度の経営成績の真実かつ公正な概観を示していることを私どもは表明する。

ドイツ商法第322条第3項1の後段に従い、私どもは私どもの監査において連結財務書類の適正性につきなんらの懸念も生じなかったことを表明する。

連結財務書類にかかる監査意見の根拠

私どもは、ドイツ商法第317条及びドイツ公認監査士協会により公表されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められている財務書類の監査にかかる基準に従い、更に国際監査基準（ISA）も考慮して監査を実施した。これらの法律及び基準並びに追加基準における私どもの責任は、私どもの当報告書の「連結財務書類の監査における監査人の責任」の項に詳細に記載されている。私どもは、ドイツ商法の規定及び専門職上の要件に従ったグループから独立した監査人であり、私どもはこれらの要件に従い他のドイツ倫理基準に基づく責任を果たしている。私どもは、私どもが取得した監査証拠が私どもの監査意見の根拠として充分かつ適切なものであると考えている。

主な監査事項

主な監査事項とは、私どもの専門的判断において2016年1月31日から12月31日までの事業年度にかかる連結財務書類に関する監査において最も重要であった事項である。これらの事項は連結財務書類全般に関する私どもの監査及びかかる監査に基づく私どもの監査意見の形成において検討されているため、私どもはかかる事項につき別途監査意見を付与しない。

私どもの見解では、主な監査事項は以下の通りであった。

- 27
8A のれん代の回収可能性
- 27
8B 年金債務及び制度資産
- 27
8C 将来減算一時差異の測定及び欠損金に基づく繰延税金
- 27
8D その他引当金

これらの主な監査事項に関する私どもの意見表明は以下の構成に従い表明される。

- 事項と問題点
- 監査方法と所見
- 更なる情報への言及

27 8A のれん代の回収可能性

ドイツポスト・アーゲーの連結財務書類において、総額117億ユーロののれん代が貸借対照表の「無形資産」の欄に表記されており、よってかかるのれん代は総資産の約30%を占め、表記されたグループの資本（equity）を3億ユーロ上回っている。のれん代はドイツポスト・アーゲーにより貸借対照表の日付において、又はのれん代が減損するおそれがある場合に、減損により一年毎に評価される（「減損評価」）。のれん代の減損は、割引現在価値方式を用いた評価モデルを適用して決定される使用価値に基づき評価される。のれん代の減損評価は、上記の測定がドイツポスト・アーゲーの

経営陣による将来のキャッシュ・フロー評価及び使用される割引率に大きく依存するものであり、よって非常に不確実なものであるため、私どもの監査において特に重要であった。

私どもは、上記の測定において（とりわけこのデータを経営陣が作成し監査役会が承認した3年計画における現在の予算と比較し、全体かつ事業セクター毎の市場予測と調整することにより）使用された将来のキャッシュ・フローの適切性に満足している。比較的小さい割引率の変更でさえもこのように測定された使用価値に対し重大な影響を与えうることを理解した上で、私どもは、更に適用する割引率を決定するために使用する評価基準（加重平均資本コストを含む）を検査することに重点を置き、測定モデルを評価した。のれん代の重要性及びのれん代の測定がドイツポスト・アーゲーの影響が及ばない経済状況に左右されることから、私どもは適用範囲の狭い現金生成単位（使用価値に比較した純簿価）の感度解析を実施し、各のれん代が割引された将来のキャッシュ・フローにより十分カバーされていることを確認した。全般的に、私どもは経営陣が使用した測定のパラメーターと前提が再現可能なものであると考えている。

ドイツポスト・アーゲーののれん代にかかる開示は連結財務書類の注記21に含まれている。

27 年金債務及び制度資産

ドイツポスト・アーゲーの連結財務書類の貸借対照表の「年金及び類似債務の引当金」の項目において合計56億ユーロが計上されている。54億ユーロに達する純年金引当金（計上された年金資産2億ユーロを考慮に入れたもの）は公正価値により算定された123億ユーロの制度資産を控除した後177億ユーロに達する年金債務の現在価値に基づき算定された。確定給付年金制度による債務はIAS第19号に従った予測単位積立方式を使用し算定された。上記の算定においては、特に、長期の給与、年金トレンド及び平均寿命等の前提が必要となる。更に、貸借対照表の日付において適用された割引率は、対応する通貨及び一貫した条件による質の高い社債の市場利回りを参照した上で決定されなければならない。これら保険数理上の前提の変更は、保険数理による損益として持分において直接認識される。割引率の減少は16億ユーロの保険数理による損失をもたらした。私どもの見解において、年金債務及び制度資産の算定はドイツポスト・アーゲーの見積もり及び前提に大きく依拠するため、上記の事項は特に重要であった。

算定された価値が会計上の誤りのリスクを増大させるおそれがあり、経営陣の算定にかかる決定が連結財務書類に直接かつ多大な影響を与えることを理解した上で、私どもは、算定された額、特に年金引当金の算定に使用された算定パラメーターの適切性等を、私どもに提供された保険数理レポートに基づき、かつ、年金の評価に関する私どもの内部専門家の専門的知識を考慮した上で、査定した。特に、制度資産の公正価格に関する私どもの評価は、銀行が私どもに提出した確認並びに他の資産目録及び不動産鑑定に基づくものであった。私どもの監査手続に基づき、私どもは、経営陣により適用された見積もり及び前提に関して主要な年金引当金の認識と算定を正当化できる十分な立証及び裏付けがなされていることを確認した。

ドイツポスト・アーゲーの年金債務及び類似の債務にかかる開示は、連結財務書類の注記39に含まれている。

27 将来減算一時差異の測定及び欠損金に基づく繰延税金

ドイツポスト・アーゲーの連結財務書類の貸借対照表には22億ユーロ（そのうち13億ユーロは税務上の繰越欠損金）の繰延税金資産が計上されている。私どもの見解において、繰延税金は経営陣による見積もり及び前提に大きく依拠しているおり不確実なものであるため、特に重要なものであった。

これらの税金に関する事項の監査において、私どもは自身の監査チームに税務の専門家を加えた。この税務の専門家のサポートにより、私どもは税金に関する事項の記録につきドイツポスト・アーゲーが実施した業務プロセスと内部統制を査定した。更に、私どもは繰延税金の認識と算定を評価した。私どもは、将来減算一時差異に関連する繰延税金資産の回収可能性並びに将来の税金収益状況にかかるドイツポスト・アーゲーの内部的な見通しに基づく繰越欠損金を査定し、かつ、使用された前提の適切性を評価した。更に、私どもは税金費用の調整を検証した。その結果、繰延税金の認識と算定にかかる経営陣による前提に従うことができたため、私どもは経営陣の判断に合意する。

ドイツポスト・アーゲーの繰延税金に関連する開示は連結財務書類の注記27に含まれる。

27 8 D その他引当金

ドイツポスト・アーゲーの連結財務書類の貸借対照表の「その他非流動引当金」及び「流動引当金」の項目に合計28億ユーロが計上されている。これに加え、経営陣がその発生のおそれが大きくないと予測するリスクが存在する。これらリスクは10億ユーロの偶発債務として開示されているが、これらリスクについてはなんらの引当金も認識されていない。私どもの見解において、これらの事項はドイツポスト・アーゲーの見積及び前提に大きく依拠するため、上記の事項は特に重要であった。

算定された価値が会計上の誤りのリスクを増大させるおそれがあり、経営陣の算定にかかる決定が連結利益に直接かつ多大な影響を与えることを理解した上で、私どもは、帳簿価額と過去のデータを比較し、かつ、関連する契約と私どもが得た専門家の意見を参照して、帳簿価額の適切性を査定した。かかる査定において、私どもは、経営陣により適用された見積もり及び前提に関して主要なその他引当金及び経営陣の判断が関与するその他項目にかかる認識と算定を正当化できる十分な立証及び裏付けがなされていることを確認した。

ドイツポスト・アーゲーの連結財務書類において、その他引当金に関連するドイツポスト・アーゲーの開示は注記40に含まれ、ドイツポスト・アーゲーの判断が関与するその他項目の開示は注記46及び48に含まれる。

その他の情報

経営陣はその他の情報にも責任を有する。その他の情報は以下の通りである。

- ドイツ・コーポレートガバナンス・コード第3.10条に基づくコーポレート・ガバナンス・レポート、
- ドイツ商法第289a条及び第315条第5項に従ったコーポレート・ガバナンス・ステートメント、並びに
- 私どもの監査の範囲外である、2016年12月31日で終了する事業年度にかかるドイツポスト・アーゲー（ボン）の有価証券報告書のその他の部分。

連結財務書類にかかる私どもの監査意見は上記の情報をカバーしておらず、かかるその他情報につき私どもはいかなる形の保証や判断も表明しない。

連結財務書類にかかる私どもの監査に関連して、私どもの責任はかかるその他情報を読み、当該情報と連結財務書類若しくは私どもが監査を通じて得た理解との間に重大な矛盾があるか、又は当該情報にその他重大な虚偽表示があるか否かを検討することである。私どもが行った業務に基づきかかるその他情報において重大な虚偽表示があるとの結論に達した場合、私どもはその事実を報告する義務がある。この点、私どもにはなんら報告すべき事項はない。

経営陣及び連結財務書類のガバナンスを担当する者の責任

経営陣は、EUが導入した国際財務報告基準（IFRS）及びドイツ商法第315a条第1項に基づき適用されるドイツにおける追加の法的要件を遵守し、かつ、かかる要件に従い真実かつ公正な概観によりグループの純資産、財務状態及び経営成績を示している連結財務書類の作成に責任を負う。更に、経営陣は経営陣が必要であると決定した内部統制により、不正又は誤りによるものかにかかわらず、重大な虚偽表示を含まない連結財務書類の作成を可能にすることに責任を負う。

連結監査書類の作成において、経営陣は、継続企業として存続するグループの能力を査定し、（適用される場合には）継続企業に関する事項の開示並びに会計上の継続企業基準を使用する責任を負うが、経営陣がグループの清算若しくは事業の停止を意図しているか、又は何ら実際的な代替案を有さず清算若しくは事業の停止がなされる場合はその限りでない。

監査役会は連結財務書類の作成にかかるグループの財務報告プロセスを監督する責任を負う。

連結財務書類の監査にかかる監査人の責任

私どもの目的は、連結財務書類がその全体において重大な虚偽表示（不正によるものか誤りによるものかを問わない）を含んでいないか否かにつき合理的保証を得ること、かつ、連結財務書類にかかる私どもの監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的保証とは高度の保証であるが、ドイツ商法第317条及びドイツ公認監査人協会が公表するドイツにおいて一般に認められた財務書類の監査基準に従い実施された監査が常に重大な虚偽表示を検出することを保証するものではない。虚偽表示は不正又は誤りによって発生

し得るものであり、また個別若しくは集散的に連結財務書類を元にした使用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予測できる場合において虚偽表示は重大なものと考えられる。

ドイツ公認監査人協会が公表するドイツにおいて一般に認められた財務書類の監査基準に従った監査の一部として、国際監査基準（ISA）も追加で考慮した上で、私どもはこの監査につき専門家としての判断を行い、職業的猜疑心を保っている。私どもはまた以下の事項を実施する。

- 連結財務書類における重大な虚偽表示（不正によるものか誤りによるものかを問わない）のリスクの特定及び査定、かかるリスクに対応する監査手順の策定及び履行、並びに私どもの意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を取得すること。不正による虚偽表示が検出されないリスクは誤りによる虚偽表示が検出されないリスクよりも大きい、これは不正が共謀、偽造、意図的な削除、不実表示、又は内部統制を無効化するものである可能性があるからである。
- 状況に応じた適切な監査手順を策定するため（だがグループの内部統制の効力に関する意見を表明する目的は有さない）監査に関連する内部統制を理解すること。
- 使用されている会計方針の適切性並びに経営陣による会計上の見積もり及び関連の開示の合理性を評価すること。
- 経営陣による会計上の継続企業基準の使用の適切性を判断し、また取得した監査証拠に基づきグループの継続企業として存続する能力につき重大な疑義を生じさせるようなイベントや条件に関連する重大な不確実性が存在するか否かを判断すること。私どもが重大な不確実性が存在すると判断した場合、私どもには自身の監査報告書において連結財務書類若しくはグループの経営報告書における関連の開示につき注目する義務があり、又はかかる開示が不適切なものである場合には私どもの監査意見を変更する義務がある。私どもの判断は私どもの監査報告書の日付の日までに取得された監査証拠に基づくものである。但し、グループは将来のイベント又は条件により継続企業として存続することを終了させられる可能性がある。
- 連結財務書類の全般的な発表、構造及び内容（開示を含む）、並びにEUが導入した国際財務報告基準（IFRS）及びドイツ商法第315a条第1項に基づくドイツにおける追加の法的要件に従ってグループの純資産及び財務状態並びに経営成績を真実かつ公正な形で把握することにより、連結財務書類がその裏付けとなる取引やイベントを表明しているか否かを評価すること。
- 連結財務書類に関する監査意見を表明するためにグループ内の会社又は事業の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を取得すること。私どもは、グループの監査につき指示を与え、監督し、これを実施することに責任を負う。

私どもは、ガバナンス等を担当する者に対し、予定する監査の範囲及び時期並びに重大な監査所見（私どもが監査において特定した内部統制上の重大な欠如を含む）を伝達する。

また、私どもはガバナンスを担当する者に対し、独立性に関連する倫理上の要件を遵守していること、並びに私どもの独立性及び関連の予防手段に影響すると合理的に考慮される可能性のあるすべての関係及びその他事項にかかる担当者に伝達するステートメントを交付する。

ガバナンスを担当する者に対し伝達された事項の中から、私どもは当期の連結財務書類の監査において最も重要な事項であり、よって監査事項の中心となるものを決定する。私どもは、上記の事項が法令上において開示より除外されるものでない限り、これらの事項を連結財務書類の監査に関する私どもの報告に記載する。

責任を負う監査人

本監査に責任を有する監査人はヴェレナ・ハイネケである。

デュッセルドルフ、2017年2月16日
プライスマーターハウスクーパース
アクティエンゲゼルシャフト
監査法人

(ゲアド・エッケマン) (ヴェレナ・ハイネケ)
(経済監査士) (経済監査士)

BESTÄTIGUNGSVERMERK DES UNABHÄNGIGEN ABSCHLUSSPRÜFERS

An die Deutsche Post AG, Bonn

VERMERK ÜBER DIE PRÜFUNG DES JAHRESABSCHLUSSES UND DES LAGEBERICHTS

Prüfungsurteile

Wir haben den Jahresabschluss der Deutsche Post AG, Bonn - bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2017 und der Gewinn- und Verlustrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 sowie dem Anhang, einschließlich der Darstellung der Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden - geprüft. Darüber hinaus haben wir den Lagebericht der Deutsche Post AG für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 geprüft. Die im Abschnitt „Sonstige Informationen“ unseres Bestätigungsvermerks genannten Bestandteile des Lageberichts haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

entspricht der beigefügte Jahresabschluss in allen wesentlichen Belangen den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Gesellschaft zum 31. Dezember 2017 sowie ihrer Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 und

vermittelt der beigefügte Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Lagebericht in Einklang mit dem Jahresabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Unser Prüfungsurteil zum Lagebericht erstreckt sich nicht auf den Inhalt der im Abschnitt „Sonstige Informationen“ genannten Bestandteile des Lageberichts.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Jahresabschlusses und des Lageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden „EU-APrVO“) unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts“ unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von dem Unternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Jahresabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Jahresabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Jahresabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Aus unserer Sicht waren folgende Sachverhalte am bedeutsamsten in unserer Prüfung:

Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen

Pensionsrückstellungen

Unsere Darstellung dieser besonders wichtigen Prüfungssachverhalte haben wir jeweils wie folgt strukturiert:

Sachverhalt und Problemstellung

Prüferisches Vorgehen und Erkenntnisse

Verweis auf weitergehende Informationen

Nachfolgend stellen wir die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte dar:

Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen

Im Jahresabschluss der Gesellschaft werden unter dem Bilanzposten „Finanzanlagen“ Anteile an verbundenen Unternehmen in Höhe von €7.169 Mio. (20,1 % der Bilanzsumme) ausgewiesen.

Die handelsrechtliche Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen richtet sich nach den Anschaffungskosten und dem niedrigeren beizulegenden Wert. Die beizulegenden Werte werden als Barwerte der erwarteten künftigen Zahlungsströme, die sich aus den von den gesetzlichen Vertretern erstellten Planungsrechnungen ergeben, mittels Discounted-Cashflow-Modellen ermittelt. Hierbei werden auch Erwartungen über die zukünftige Marktentwicklung und Annahmen über die Entwicklung makroökonomischer Einflussfaktoren berücksichtigt. Die Diskontierung erfolgt mittels der individuell ermittelten Kapitalkosten der jeweiligen Finanzanlage. Auf Basis der ermittelten Werte sowie weiterer Dokumentationen ergaben sich für das Geschäftsjahr Zuschreibungen von €120 Mio. und kein Abwertungsbedarf.

Das Ergebnis dieser Bewertung ist in hohem Maße abhängig davon, wie die gesetzlichen Vertreter die künftigen Zahlungsströme einschätzen, sowie von den jeweils verwendeten Diskontierungszinssätzen und Wachstumsraten. Die Bewertung ist daher mit wesentlichen Unsicherheiten behaftet. Vor diesem Hintergrund und aufgrund der hohen Komplexität der Bewertung und der wesentlichen Bedeutung für die Vermögens- und Ertragslage der Gesellschaft war dieser Sachverhalt im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung.

Im Rahmen unserer Prüfung haben wir unter anderem das methodische Vorgehen zur Bewertung nachvollzogen. Wir haben insbesondere beurteilt, ob die beizulegenden Werte sachgerecht mittels Discounted-Cashflow-Modellen unter Beachtung der relevanten Bewertungsstandards ermittelt wurden. Dabei haben wir uns unter anderem auf einen Abgleich mit allgemeinen und branchenspezifischen Markterwartungen sowie auf Erläuterungen der gesetzlichen Vertreter zu den wesentlichen Werttreibern gestützt, die den erwarteten Zahlungsströmen zugrunde liegen. Mit der Kenntnis, dass bereits relativ geringe Veränderungen des verwendeten Diskontierungszinssatzes wesentliche Auswirkungen auf die Höhe des auf diese Weise ermittelten Unternehmenswerts haben können, haben wir uns intensiv mit den bei der Bestimmung des verwendeten Diskontierungszinssatzes herangezogenen Parametern beschäftigt und das Berechnungsschema nachvollzogen.

Die von den gesetzlichen Vertretern angewandten Bewertungsparameter und zugrunde gelegten Bewertungsannahmen sind unter Berücksichtigung der verfügbaren Informationen aus unserer Sicht insgesamt geeignet, um die Bewertung der Anteile an verbundenen Unternehmen sachgerecht vorzunehmen.

Die Angaben der Gesellschaft zu den Finanzanlagen sind in Textziffer 20 des Anhangs enthalten.

Pensionsrückstellungen

Im Jahresabschluss der Gesellschaft werden unter dem Bilanzposten „Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen“ Pensionsrückstellungen in Höhe von €2.599 Mio. (7,3 % der Bilanzsumme) ausgewiesen. Die Pensionsrückstellungen ergeben sich als Saldo aus dem handelsrechtlichen Erfüllungsbetrag der unmittelbaren Verpflichtungen gegenüber den eigenen Mitarbeitern und Rentnern der Gesellschaft in Höhe von €6.733 Mio. (abzüglich des nicht bilanzierten Unterschiedsbetrages von €231 Mio. aus der BilMoG-Umstellung) und dem beizulegenden Zeitwert des Deckungsvermögens in Höhe von €3.962 Mio. und beinhalten des Weiteren die passivierten mittelbaren Verpflichtungen aus der Unterdeckung von externen Versorgungseinrichtungen in Höhe von €48 Mio. Unter dem Bilanzposten sind außerdem entsprechende Verpflichtungen in Höhe von €11 Mio. ausgewiesen, für welche die Gesellschaft Schuldbeiträge mit Erfüllungsübernahmen im Innenverhältnis erklärt hat.

Die Bewertung der Verpflichtungen aus den unmittelbaren und mittelbaren Versorgungszusagen erfolgt nach der Anwartschaftsbarwertmethode. Dabei sind insbesondere Annahmen über die langfristigen Gehalts- und Rententrends, die durchschnittliche Lebenserwartung und die Fluktuation zu treffen. Die Bewertung des Deckungsvermögens der Gesellschaft sowie des Vermögens der externen Versorgungseinrichtungen erfolgt zum beizulegenden Zeitwert, der wiederum mit Schätzungsunsicherheiten verbunden ist.

Aus unserer Sicht waren diese Sachverhalte im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung, da der Ansatz und die Bewertung dieses betragsmäßig bedeutsamen Postens in einem wesentlichen Maß auf Einschätzungen und Annahmen der gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft basieren.

Im Rahmen unserer Prüfung haben wir unter anderem die eingeholten versicherungsmathematischen Gutachten und die fachliche Qualifikation der externen Gutachter gewürdigt. Ferner haben wir uns unter anderem mit den spezifischen Besonderheiten der versicherungsmathematischen Berechnungen befasst und das Mengengerüst, die versicherungsmathematischen Parameter sowie das den Bewertungen zugrundeliegende Bewertungsverfahren auf Angemessenheit überprüft. Darauf aufbauend haben wir unter anderem die Rückstellungsberechnung sowie die Darstellung in Bilanz und Anhang nachvollzogen. Für die Prüfung des beizulegenden Zeitwerts des Deckungsvermögens und des Vermögens der externen Versorgungseinrichtungen haben wir Bank- und Fondsbestätigungen eingeholt, die der jeweiligen Bewertung zugrundeliegenden Verfahren sowie die angewandten Bewertungsparameter überprüft und die Immobilienwertgutachten prüferisch gewürdigt.

Auf Basis unserer Prüfungshandlungen konnten wir uns davon überzeugen, dass die von den gesetzlichen Vertretern vorgenommenen Einschätzungen und getroffenen Annahmen begründet und hinreichend dokumentiert sind.

Die Angaben der Gesellschaft zu den Pensionsrückstellungen sind in Textziffer 32 des Anhangs enthalten.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen die folgenden nicht inhaltlich geprüften Bestandteile des Lageberichts:

die in Abschnitt „Erklärung zur Unternehmensführung und Nichtfinanzieller Bericht“ des Lageberichts enthaltene Erklärung zur Unternehmensführung nach § 289f HGB und § 315d HGB

den gesonderten nichtfinanziellen Bericht nach § 289b Abs. 3 HGB und § 315b Abs. 3 HGB

Unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresabschluss, zum Lagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder

anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Jahresabschluss und den Lagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresabschlusses, der den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung mit den deutschen Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, sofern dem nicht tatsächliche oder rechtliche Gegebenheiten entgegenstehen.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Lageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Lageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen, und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Lagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses der Gesellschaft zur Aufstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist, und ob der Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche

Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus Verstößen oder Unrichtigkeiten resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses und Lageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Jahresabschluss und im Lagebericht, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.

gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Jahresabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den für die Prüfung des Lageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme der Gesellschaft abzugeben.

beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.

ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresabschluss und im Lagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass die Gesellschaft ihre Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.

beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt.

beurteilen wir den Einklang des Lageberichts mit dem Jahresabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage der Gesellschaft.

führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Lagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Jahresabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

SONSTIGE GESETZLICHE UND ANDERE RECHTLICHE ANFORDERUNGEN

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 28. April 2017 als Abschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 27. Juli 2017 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seit dem die Gesellschaft im Geschäftsjahr 2000 erstmals die Anforderungen als Unternehmen von öffentlichem Interesse i.S.d. § 319a Abs. 1 Satz 1 HGB erfüllte als Abschlussprüfer der Deutsche Post AG, Bonn, tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

VERANTWORTLICHE WIRTSCHAFTSPRÜFERIN

Die für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüferin ist Verena Heineke.

[次へ](#)

(訳文)
監査報告書

監 査 報 告 書

宛先：ドイツポスト・アーゲー

年次財務書類及び事業報告書の監査に関する報告書

監査意見

私どもはドイツポスト・アーゲー(ボン) の2017年12月31日付貸借対照表、2017年1月1日より12月31日までの事業年度の損益計算書及び会計・評価方針の概要を含む注記表で構成される年次財務書類についての監査を行った。その他、私どもは2017年1月1日から2017年12月31日までの事業年度に関する事業報告書の監査を行った。尚、以下「その他の情報」で提示する事業報告書の部分に関して、ドイツ法に従い、監査を行わなかった。

監査の結果に基づく私どもの意見において

添付の年次財務書類がすべての実質的事項に関してドイツ商法を遵守し、かつ、ドイツの公正妥当の会計に関する基準に照らして会社の2017年12月31日付の資産及び財政状態及び2017年1月1日から2017年31日までの経営成績の真実な概観を示し、

添付の事業報告書は全体で会社の状況を正しく示している。すべての実質的事項に関して、事業報告書は年次財務書類と一致し、ドイツの法令を遵守し、今後の発展のチャンス及びリスクを正しく示している。尚、私どもの監査判断は以下「その他の情報」に提示されている事業報告書の部分には及ばない。

ドイツ商法第322条第3項1文に従い、私どもは私どもの監査において年次財務書類及び事業報告書の適正性につきなんらの懸念も生じなかったことを表明する。

監査意見の根拠

私どもは、ドイツ商法第317条及び欧州連合の監査人規則(537/2014, 以下:「EU 監査人規則」)に従い、更にドイツ公認監査士協会により公表されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められている財務書類の監査にかかる基準も考慮して監査を実施した。これらの法律及び基準における私どもの責任は、私どもの当報告書の「年次財務書類の監査における監査人の責任」の項に詳細に記載されている。私どもは、欧州法、ドイツ商法及びドイツの職業規定規に従い、会社から独立した監査人であり、私どもはこれらの要件に従いドイツの職業上の責任を果たしている。更に、私どもは、EU 監査人規則第10条2項 f に従って、同規則第5条1項によって禁止される非監査業務を行っていないことを表明する。私どもが取得した監査証拠が私どもの年次財務書類及び事業報告書に関する監査意見の根拠として充分かつ適切なものであると考えている。

財務書類の監査における特に重要な監査事項

「特に重要な監査事項」とは、私どもの正当な判断において、2017年1月1日から2017年12月31日までの事業年度の年次財務書類全般の監査において一番重要であった事項とする。これらの事項は財務書類全般の監査、及び私どもの監査意見の形成において検討され、かかる事項につき別途監査意見を表明しない。

私どもの見解では、特に重要な監査事項は以下の通りであった。

u 関連会社の持分の評価

v 年金引当金

これらの特に重要な監査事項に関する私どもの意見表明は以下の構成に従い表明される。

事項と問題点

監査方法と所見

更なる情報への言及

特に重要な監査事項は以下の通りである：

u 関連会社の持分の評価

関連会社の持分の評価

年次財務書類において、7,169,000,000ユーロに相当する関連会社の持分は貸借対照表項目「金融投資」として表明されている（貸借対照合計額の20.1%）。

商法に従って、関連会社の持分は取得費用及び最低公正価値に基づいて評価されるべきである。公正価値はディスカунテド・キャッシュフロー・モデルによって、代表者の企画計算に基づいて期待できる将来のキャッシュフローの現在価値として定められる。その際、将来の市場発展に関する期待及びマクロ経済学的影響要素の発展に関する前提も考慮される。ディスカウンティングは各金融投資について個別に定められる資本コストに基づいて行われる。判定された数値及びその他の資料に基づいて、事業年度における増加額が120,000,000ユーロであり、切り下げの必要性はなかった。

評価の結果は会社の代表者が将来のキャッシュフローを如何に評価すること、その際どのようなディスカウント率及び増加率を適用することに強く影響される。そのために、評価は根本的な不確実性がある。評価の複雑さ及びその会社の資産・収益状況に対する重要を考慮して、それは私どもの監査において特に重要な監査事項であった。

監査方法と所見

私どもは、監査において、特に評価の方法を確認した。特に、適用された公正価値は適切にディスカунテド・キャッシュフロー・モデルに基づいて、関連の評価基準に従って判定されたかどうかを確認した。その際、一般的及び業界特有な市場期待に照らし、期待されるキャッシュフローの根拠となる重要な価値増加要素に関する代表者の説明に基づいて監査を行った。ディスカウント率の比較的小さい変更でさえも判定される企業価値に相当の影響を及ぼす場合があるから、私どもは適用されたディスカウント率のパラメーターを集中的に検討し、算定スキームを確認した。

私どもの意見では、代表者によって適用された評価パラメーター及び評価前提は、入手可能な情報に基づいて、関連企業の持分を公正妥当に評価するのに適している。

会社の金融投資に関する説明は注記表第20号に提示されている。

年金引当金

年次財務書類の貸借対照表項目「年金及び類似の債務」として、2,599,000,000ユーロ（貸借対照合計の7.3%）の年金引当金が提示される。

年金引当金は、会社の従業員及び年金受給者に対する直接的な債務に対する商法上の履行額（6,733,000,000ユーロマイナス貸借対照表現代化法(BiMoG)に基づく貸借対象表に示されていない231,000,000ユーロの差額）及び年金資産の現在の公正価値（3,962,000ユーロ）の残高を示し、負債の部に組み入れられた外部年金基金の資産不足によって発生する48,000,000ユーロの間接的債務も含む。その貸借対照表項目にはさらに、11,000,000ユーロに及び、会社が内部で引き受けた関連の併存的債務が示されている。

直接及び間接の年金債務の評価は、予測単位積増方式によって行われる。その際、給料及び年金の長期的トレンド、平均寿命及び変動に関する前提が必要になる。会社の年金資産及び外部の年金基金の資産は、現在の公正価値に基づいて評価されるが、その現在の公正価値の評価は、不確実なところがある。

私どもの意見では、この重要な項目に対する取り組み及び評価は会社の代表者の評価及び前提に強く影響されるものであり、監査のために特に重要な要素である。

監査の際、私どもは保険数学の意見書及び外部の専門家の専門的資格を評価した。さらに、保険数学上の計算の特徴を検討し、保険数学的パラメーター及び評価の元となる評価過程の相当性を毛丸入した。それに基づいて、引当金の算出及びその貸借対照表並びに注記表における表示を確認した。年金資産の現在の公正価値及び

外部の年金基金の資産を確認するために、私どもは銀行及びファンドによる確認書を取得し、各評価過程及び適用された評価パラメーターを検討し、不動産価値に関する意見書を監査し、監査した。

監査に基づいて、私どもは、代表者の評価及び前提が合理的であり、十分に記録されている確信を得た。

年金引当金に関する会社の表明は注記表の32号に記載される。

その他の情報

代表者は「その他の情報」について責任を負う。「その他の情報」は以下の情報とする：

事業報告書に含まれるドイツ商法第289条及び第315d条に基づく経営に関する表明「経営に関する表明及び非財務情報に関する報告」

ドイツ商法第289b条3項及び315b条3項に基づく特別非財務情報に関する報告書

年次財務書類にかかる私どもの監査意見は上記の情報をカバーしておらず、かかるその他情報につき私どもはいかなる判断や意見も表明しない。年次財務書類にかかる私どもの監査に関連して、私どもの責任はかかるその他情報を読み、

当該情報と年次財務書類、事業報告書若しくは私どもが監査を通じて得た理解との間に重大な矛盾があるか、又は当該情報にその他重大な虚偽表示があるか否かを検討することである。

代表者及び監査役会の年次財務書類及び事業報告書に対する責任

代表者はドイツ商法のあらゆる重要な規定を遵守する年次財務書類が作成され、年次財務書類が会社の資産、財務状態及び経営成績に関する真実な概観を示していることについて責任を負う。更に、代表者はドイツの公正妥当な会計処理基準に基づいて、不正又は誤りによるものかにかかわらず、重大な虚偽表示を含まない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると決定した内部統制について責任を負う。

年次財務書類の作成において、代表者は、事業を継続させる会社の能力に関する判断について責任を負う。さらに、該当する場合、事業の継続に関連する事情を指摘する責任を負う。さらに、それを妨げる事実的又は法的な理由が存在しなければ、代表者は貸借対照表を継続企業の前提に基づいて作成する責任を負う。

さらに、代表者は会社の事態を正しく示し、あらゆる重要な事項に関して年次財務書類と一致し、ドイツ法の規定を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明する事業報告書を作成する責任を負う。さらに、代表者は、事業報告書を該当のドイツ法の規則に従って作成し、報告書の内容に対する十分の証拠を提供できるように必要と判断する装置及び対策（体制）について責任を負う。

監査役会は会社の年次財務書類及び事業報告書の作成に関するプロセスを監査する責任を負う。

年次財務書類及び事業報告書にかかる監査人の責任

私どもの目的は、年次財務書類がその全体において重大な虚偽表示（不正によるものか誤りによるものかを問わない）を含んでいるか否か、事業報告書全体が会社の事態を正しく表明し、あらゆる重要な点に関して年次財務書類及び私どもの監査に基づく理解と一致し、ドイツ法を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明するか否かを十分確実に確かめ、私どもの年次財務書類及び事業報告書に関する判断を表明する報告書を提供することである。

「十分確実に」とは、高度の確実性ですが、ドイツ商法第317条、EU 監査人規則及びドイツ公認監査人協会が公表するドイツにおいて一般に認められた財務書類の監査基準に従い実施された監査が常に重大な虚偽表示を検出することを保証するものではない。虚偽表示は不正又は誤りによって発生し得るものであり、また個別若しくは集的に年次財務書類又は事業報告書を元にした使用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予測できる場合において虚偽表示は重大なものと考えられる。

監査において、私どもは合理的な裁量を行い、職業的猜疑心を保っている。私どもはまた以下の事項を実施する。

年次財務書類及び事業報告書における重大な虚偽表示（不正によるものか誤りによるものかを問わない）のリスクの特定及び査定、かかるリスクに対応する監査手順の策定及び履行、並びに私どもの意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を取得すること。不正による虚偽表示が検出されないリスクは誤りによる虚偽表示が検出されないリスクよりも大きい、これは不正が共謀、偽造、意図的な削除、不実表示、又は内部統制を無効化するものである可能性があるからである。

事情に応じて適切な監査行為を図るために、私どもは年次財務書類の監査に関連する内部統制及び事業報告書の監査に関連する装置及び体制を理解するが、それによって、会社のかかる体制の有効性について判断することはない。

代表者によって適用された会計方針及び代表者が表明した価値及びそれに関連する表明の合理性を評価する。

代表者による会計上の継続企業基準の使用の適切性を判断し、また取得した監査証拠に基づき継続企業として存続する会社の能力につき重大な疑義を生じさせるようなイベントや条件に関連する重大な不確実性が存在するか否かを判断する。私どもが重大な不確実性が存在すると判断した場合、私どもには自身の監査報告書において年次財務書類若しくは事業報告書における関連の開示につき注目する義務があり、又はかかる開示が不適切なものである場合には私どもの監査意見を変更する義務がある。私どもの判断は私どもの監査報告書の日付の日までに取得された監査証拠に基づくものである。但し、将来のイベント又は条件により継続企業として存続することを終了させられる可能性がある。

年次財務書類の全般的な発表、構造及び内容を評価する。その際、表明の内容及び年次財務書類の元となる取引及びイベントが年次財務書類において、会社の資産、財務状態及び経営成績を正しく反映するよう、ドイツの公正会計基準に従って表明するか否かを評価する。

事業報告書の年次財務書類との適合、事業報告書の法律の遵守及び事業報告書が示す会社の状況を評価する。事業報告書における、代表者の将来に関する表明について監査行為を行う。十分に適切な証拠に基づいて、私どもは特に代表者の将来に関する表明の元となる重要な前提を理解し、その前提に基づく将来に関する表明の推断が合理的であるか否かを評価する。尚、将来に関する表明及びその元となる前提について、私どもは判断をしない。将来の事情が将来に関する表明と著しく異なる必然的なリスクがある。

私どもは、監査を担当する者に対し、予定する監査の範囲及び時期並びに重大な監査所見（私どもが監査において特定した内部統制上の重大な欠如を含む）を伝達する。

また、私どもは監査を担当する者に対し、独立性に関連する倫理上の要件を遵守していること、並びに私どもの独立性及び関連の予防手段に影響すると合理的に考慮される可能性のあるすべての関係及びその他事項にかかる担当者に伝達するステートメントを交付する。

監査を担当する者に対し伝達された事項の中から、私どもは当期の年次財務書類の監査において最も重要な事項であり、よって監査事項の中心となるものを決定する。私どもは、上記の事項の開示が法令上除外されるものでない限り、これらの事項を年次財務書類の監査に関する私どもの報告に記載する。

その他の法令に基づく要件

EU 監査人規則第10条における「その他の表明」

私どもは2017年4月28日の株主総会において会計監査人として選任された。私どもは2017年7月27日監査役会によって依頼された。私どもは会社が2000年において初めて商法第319a条1項1号における公益に関わる会社の要件を満たしてから継続的にDeutsche Post AG, Bonnの公認会計士を務めている。

私どもは、この報告書における判断がEU 監査人規則第11条(監査報告書)に基づく監査委員会に提出する追加の報告書と適合することをここで表明する。

責任者

本監査に関して責任を負う監査人はヴェレナ・ハイネケである。

Bestätigungsvermerk des Abschlussprüfers

Wir haben den Jahresabschluss - bestehend aus Bilanz, Gewinn- und Verlustrechnung sowie Anhang - unter Einbeziehung der Buchführung und den Lagebericht der Deutsche Post AG, Bonn, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis 31. Dezember 2016 geprüft. Die Buchführung und die Aufstellung von Jahresabschluss und Lagebericht nach den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften liegen in der Verantwortung des Vorstands der Gesellschaft. Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage der von uns durchgeführten Prüfung eine Beurteilung über den Jahresabschluss unter Einbeziehung der Buchführung und über den Lagebericht abzugeben.

Wir haben unsere Jahresabschlussprüfung nach § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung vorgenommen. Danach ist die Prüfung so zu planen und durchzuführen, dass Unrichtigkeiten und Verstöße, die sich auf die Darstellung des durch den Jahresabschluss unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung und durch den Lagebericht vermittelten Bildes der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage wesentlich auswirken, mit hinreichender Sicherheit erkannt werden. Bei der Festlegung der Prüfungshandlungen werden die Kenntnisse über die Geschäftstätigkeit und über das wirtschaftliche und rechtliche Umfeld der Gesellschaft sowie die Erwartungen über mögliche Fehler berücksichtigt. Im Rahmen der Prüfung werden die Wirksamkeit des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sowie Nachweise für die Angaben in Buchführung, Jahresabschluss und Lagebericht überwiegend auf der Basis von Stichproben beurteilt. Die Prüfung umfasst die Beurteilung der angewandten Bilanzierungsgrundsätze und der wesentlichen Einschätzungen des Vorstands sowie die Würdigung der Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichtes. Wir sind der Auffassung, dass unsere Prüfung eine hinreichend sichere Grundlage für unsere Beurteilung bildet.

Unsere Prüfung hat zu keinen Einwendungen geführt.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Jahresabschluss den gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft. Der Lagebericht steht in Einklang mit dem Jahresabschluss, entspricht den gesetzlichen Vorschriften, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Düsseldorf, den 16. Februar 2017

PricewaterhouseCoopers
Aktiengesellschaft
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Gerd Eggemann
Wirtschaftsprüfer

Verena Heineke
Wirtschaftsprüferin

[次へ](#)

(訳文)
監 査 報 告 書

監査報告書

私どもはドイツポスト・アーゲー(ボン)の2016年1月1日より2016年12月31日までの事業年度の会計帳簿及び経営報告書を含む、貸借対照表、損益計算書および財務書類に対する注記から構成される年次財務書類の監査を行った。会計帳簿の記録並びに年次財務書類及び経営報告書の作成は、ドイツ商法に準拠し作成されており、会社経営陣の責任によるものである。私ども監査人の責任は、私どもの監査に基づいてこれらの会計帳簿を含む年次財務書類及び経営報告書について意見を表明することである。

私どもは、ドイツ商法第317条及び、ドイツ公認会計士協会(IDW)が公布した一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して年次財務書類の監査を行った。これらの基準は、ドイツにおける一般に公正妥当と認められる会計原則に従った年次財務書類及び経営報告書における純資産、財政状態及び経営成績の表示に重要な影響を及ぼすような虚偽記載があるかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。監査計画手続の決定にあたっては、会社の事業活動、経済環境及び法的環境に対する知識、並びに虚偽記載の可能性を考慮に入れている。監査には、会計処理に係る内部統制の有効性、並びに会計帳簿、年次財務書類及び経営報告書に記載されている開示についての証拠を主に試査により検証することが含まれている。監査はまた、適用された会計原則及び経営陣による重要な見積り、更に年次財務書類及び経営報告書の全体的な表示の評価を含んでいる。私どもは、私どもの監査が監査意見に対する合理的な根拠を与えているものと確信している。

私どもの監査の結果、いかなる限定事項も生じていない。

私どもの監査に基づく私どもの意見では、年次財務書類は、法的要件に従っており、ドイツにおける一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて、会社の純資産、財政状態及び経営成績の真実かつ公正な概観を示している。経営報告書は年次財務書類とともに、全体として、会社の状態の適切な概観を表しており、将来の事業展開におけるリスクを適切に表示している。

デュッセルドルフ、2017年2月16日

プライスウォーターハウスクーパース
アクティエンゲゼルシャフト
監査法人

(ゲアド・エッグマン) (ヴェレーナ・ハイネケ)
(経済監査士) (経済監査士)